

公 表 第 5 号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 黒岩 延峰氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和7年4月11日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

令和 6 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

外郭団体に関する事務の執行について

令和 7 年 2 月

久留米市包括外部監査人

黒 岩 延 峰

～ 包括外部監査 目次 ～

第1章	包括外部監査の概要	
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	2
第2章	外郭団体の概要	
1.	久留米市外郭団体の定義及び一覧	3
2.	外郭団体基本情報一覧	4
3.	公の施設類型《指定管理施設》	9
4.	これまでの再編統合経過	11
5.	今後の外郭団体見直し	12
第3章	監査結果総括	
1.	監査結果の共通の意見	13
(1)	存在意義や収益構造等の視点による外郭団体についての大胆かつ積極的な検証と見直し	13
(2)	指定管理施設について	16
(3)	各団体のコンプライアンス及びガバナンス強化	19
2.	監査結果総括表	21
第4章	監査チェックリスト	
1.	チェックリスト 外郭団体用	51
2.	チェックリスト 所管課用	53
第5章	各論	
1.	久留米市土地開発公社	54
(1)	団体の概要	54
(2)	実施した監査手続	69
(3)	財務状況の推移	70
(4)	損益計算書	72
(5)	久留米市土地開発公社及び(一財)久留米市開発公社のあり方検討	73
(6)	長期保有土地の推移(公有用地)	75
(7)	契約手続き	82
(8)	過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	83
(9)	結果	95

2. 一般財団法人久留米市開発公社	97
(1)団体の概要	97
(2)実施した監査手続	108
(3)財務状況の推移	109
(4)事業残地について	111
(5)契約手続き	112
(6)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	114
(7)結果	120
3. 公益財団法人久留米文化振興会	121
(1)団体の概要	121
(2)実施した監査手続	127
(3)財務状況の推移	128
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	133
(5)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	143
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	143
(7)結果	144
4. 公益財団法人久留米市スポーツ協会	145
(1)団体の概要	145
(2)実施した監査手続	151
(3)財務状況の推移	152
(4)事業区分ごとの収入・支出の推移	154
(5)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	155
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	156
(7)結果	156
5. 公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団	159
(1)団体の概要	159
(2)実施した監査手続	164
(3)財務状況の推移	164
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	166
(5)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	167
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	169
(7)結果	169
6. 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	171
(1)団体の概要	171
(2)実施した監査手続	180
(3)財務状況の推移	180

(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	183
(5)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	190
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	191
(7)結果	194
7. 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構	197
(1)団体の概要	197
(2)実施した監査手続	202
(3)財務状況の推移	202
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	205
(5)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	210
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	211
(7)結果	212
8. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	214
(1)団体の概要	214
(2)実施した監査手続	221
(3)財務状況の推移	222
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	225
(5)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	230
(6)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	234
(7)結果	235
9. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター	238
(1)団体の概要	238
(2)実施した監査手続	244
(3)財務状況の推移	245
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	249
(5)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	251
(6)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	255
(7)結果	256
10. 公益社団法人久留米市シルバー人材センター	258
(1)団体の概要	258
(2)実施した監査手続	265
(3)財務状況の推移	266
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	268
(5)過年度の監査による指摘事項に対する措置状況について	269
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	270
(7)結果	277

11. 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会	280
(1)団体の概要	280
(2)実施した監査手続.....	287
(3)財務状況の推移	287
(4)主な事業ごとの収入の推移	292
(5)過年度の監査による指摘事項に対する措置状況について	293
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	294
(7)結果	298
12. 公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター	300
(1)団体の概要	300
(2)実施した監査手続.....	304
(3)財務状況の推移	305
(4)主な事業ごとの収入・支出の推移	309
(5)過年度の監査による指摘事項に対する措置状況について	310
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	311
(7)結果	314
13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター	316
(1)団体の概要	316
(2)実施した監査手続.....	323
(3)財務状況の推移	324
(4)事業区分ごとの収入・支出の推移	326
(5)過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について	327
(6)事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について	328
(7)結果	329
14. 久留米市学校給食会	335
(1)団体の概要	335
(2)実施した監査手続.....	342
(3)結果	347

第 1 章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

外郭団体に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

外郭団体は、行政へのニーズが多様化・複雑化する中、市の事業を補完的・代替的に実施し、より効果的・効率的に公共サービスを提供する団体として設立されたものである。指定管理者制度の導入や公益法人改革など外郭団体を取り巻く環境変化に対応し、団体の効率的な運営や機能強化を図るため、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて 7 団体の再編統合を実施したが、久留米市には現在も 14 の外郭団体が存在する。

上記の再編統合から一定期間が経過し、急速に進む人口減少(少子超高齢化)、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、市民ニーズの多様化、民間における公的サービスの範囲の拡大など社会経済情勢は大きく変化し、各団体がこれらの変化に十分に対応できているか、新たな問題が生じていないか等について包括外部監査において今一度検討を行う意義は大きいと考える。

さらに、市の財政状況はこれまでも増して逼迫しており、外郭団体の統合や廃止を含めた再編の検討や補助金及び契約等の見直しは急務である。

このような状況において、外郭団体に関する事務の執行について有効性や効率性等の観点から適切な運営が行なわれているか、社会経済情勢を踏まえた団体のあり方や市の関与のあり方を見直す必要はないか等を検討する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

令和 5 年度及び必要に応じ遡及する年度

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

①事務の執行の合規性

事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

②事務の経済性・効率性・有効性

事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

①事業内容の概要を把握するための担当者へのヒアリングを行った。

②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討を行った。

③チェックリストを用いて団体の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。

④チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。

⑤過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。

⑥過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。

⑦事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。

⑧契約手続きについて会計規程等に則った処理がなされているか検討を行った。

⑨過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和6年6月13日から令和7年2月28日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)

黒岩 延時 (公認会計士)

江上 英介 (公認会計士)

川野 武志 (公認会計士)

岡本 杏野 (公認会計士)

吉松 枝理子 (公認会計士)

津村 哲生 (弁護士)

神原 奈津子 (弁護士)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外郭団体の概要

1. 久留米市外郭団体の定義及び一覧

(1) 定義

久留米市では、次のいずれかに該当する団体を外郭団体と定義している。

- ① 団体設立時の市の出資額が基本財産の4分の1以上
- ② 団体の収入に占める市からの支出金の額が2分の1以上
- ③ 市職員を派遣している団体
- ④ 市の支援や調整を必要とする団体

(2) 外郭団体一覧

久留米市における外郭団体は以下の14団体である。

	団体名	所管
1	久留米市土地開発公社	総合政策部 総合政策課
2	一般財団法人 久留米市開発公社	総合政策部 総合政策課
3	公益財団法人 久留米文化振興会	市民文化部 文化振興課
4	公益財団法人 久留米市スポーツ協会	市民文化部 体育スポーツ課
5	公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	市民文化部 生涯学習推進課
6	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	健康福祉部 地域福祉課
7	一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	農政部 農業の魅力促進課
8	公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会	商工観光労働部 観光・国際課
9	公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター	商工観光労働部 商工政策課
10	公益社団法人 久留米市シルバー人材センター	商工観光労働部 労政課
11	職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会	商工観光労働部 労政課
12	公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	商工観光労働部 労政課
13	公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	都市建設部 公園緑化推進課
14	久留米市学校給食会	教育部 学校保健課

2. 外郭団体基本情報一覧

外郭団体の所管部署、令和5年度の決算状況は以下のとおりである。

外郭団体基本情報一覧

令和5年度決算額															
団体名	所管部局	市の出資		損益計算書(千円)			市の財政的関与の状況								
		金額 (千円)	出資 割合	経常収益	経常費用	経常損益	金額 (千円)	経常収益に 占める割合	補助金			委託料		指定管理料	
1 久留米市土地開発公社	総合政策部	7,000	100	348,314	347,610	704	47,530	13.6%	47,530	13.6%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
2 (一財)久留米市開発公社	総合政策部	1,800	100	555,060	591,513	△ 36,453	25,740	4.6%	0	0.0%	25,740	4.6%	0	0.0%	0.0%
3 (公財)久留米文化振興会	市民文化部	-	-	863,537	823,102	40,435	622,940	72.1%	338,801	39.2%	22,356	2.6%	261,783	30.3%	30.3%
4 (公財)久留米市スポーツ協会	市民文化部	-	-	123,274	118,766	4,508	99,970	81.1%	52,460	42.6%	0	0.0%	47,510	38.5%	38.5%
5 (公財)久留米市生きがい健康づくり財団	市民文化部	15,000	100	664,581	654,361	10,220	613,215	92.3%	86,344	13.0%	330,897	49.8%	195,974	29.5%	29.5%
6 (福)久留米市社会福祉協議会	健康福祉部	-	-	657,893	744,324	△ 86,431	380,668	57.9%	170,924	26.0%	106,558	16.2%	103,186	15.7%	15.7%
7 (一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	農政部	20,000	67	316,489	308,076	8,413	62,665	19.8%	33,393	10.6%	0	0.0%	29,272	9.2%	9.2%
8 (公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	商工観光労働部	48,000	40	341,959	353,761	△ 11,802	300,463	87.9%	220,559	64.5%	26,767	7.8%	53,137	15.5%	15.5%
9 (公財)久留米地域地域産業振興センター	商工観光労働部	5,400	27	161,188	153,764	7,424	24,478	15.2%	24,478	15.2%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
10 (公社)久留米市シルバー人材センター	商工観光労働部	-	-	737,055	739,998	△ 2,943	291,417	39.5%	35,137	4.8%	256,280	34.8%	0	0.0%	0.0%
11 (職)久留米地区職業訓練協会	商工観光労働部	-	-	86,728	93,513	△ 6,785	35,244	40.6%	31,447	36.3%	3,797	4.4%	0	0.0%	0.0%
12 (公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター	商工観光労働部	-	-	192,209	196,445	△ 4,236	8,819	4.6%	8,819	4.6%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
13 (公財)久留米市都市公園管理センター	都市建設部	3,000	41	785,464	796,387	△ 10,923	581,231	74.0%	61,281	7.8%	131,556	16.7%	388,394	49.4%	49.4%
14 学校給食会	教育部	-	-	27,451	25,689	1,762	24,566	89.5%	24,566	89.5%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
計		100,200	-	5,861,202	5,947,309	△ 86,107	3,118,946	53.2%	1,135,739	19.4%	903,951	15.4%	1,079,256	18.4%	18.4%

(1) 所管部局の状況

14の外郭団体の所幹部は、商工観光労働部5団体、市民文化部3団体、総合政策部2団体、健康福祉部、農政部、都市建設部、教育部はそれぞれ1団体である。

(2) 財政的関与の状況

① 経常損益の状況

14の外郭団体のうち令和5年度の**経常損益がマイナスの団体が7団体**あり、(福)久留米市社会福祉協議会▲86百万円、(一財)久留米市開発公社▲36百万円、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会▲11百万円、(公財)久留米市都市公園管理センター▲10百万円、(職)久留米地区職業訓練協会▲6百万円、(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンタ

ー▲4 百万円、（公社）久留米市シルバー人材センター▲2 百万円（公財）である。

過去5年間の経常損益

（単位：千円）

	団体名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	久留米市土地開発公社	140	537	451	672	704
2	一般財団法人 久留米市開発公社	52,570	52,632	55,672	27,454	▲36,453
3	公益財団法人 久留米文化振興会	10,528	△ 29,624	16,779	16,459	40,435
4	公益財団法人 久留米市スポーツ協会	1,959	123	3,646	▲2,233	4,508
5	公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	▲2,045	4,847	▲3,763	▲953	10,220
6	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	▲27,976	▲20,387	143	▲119,875	▲86,431
7	一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	3,102	5,953	▲3,711	5,450	8,413
8	公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会	▲13,694	▲28,451	▲9,201	▲18,173	▲11,801
9	公益財団法人 久留米地域地域産業振興センター	▲2,035	▲20,426	3,657	▲11,353	7,425

10	公益社団法人 久留米市シルバー 人材センター	▲ 893	▲ 6,310	▲ 5,835	▲ 257	▲ 2,942
11	職業訓練法人 久留米地区職業 訓練協会	▲ 14,791	▲ 5,942	▲ 14,569	▲ 10,366	▲ 6,784
12	公益社団法人 久留米広域勤労 者福祉サービス センター	278	5,510	▲ 24,226	▲ 172	▲ 4,235
13	公益財団法人 久留米市都市公 園管理センター	9,584	4,912	▲ 12,733	▲ 5,733	▲ 10,923
14	久留米市学校給 食会	2,084	2,147	2,309	2,331	1,762

過去5年間の経常損益で、5年連続赤字の団体は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、公益社団法人久留米市シルバー人材センター、職業訓練法人久留米地区職業訓練協会です。いずれも商工観光労働部の主管である。

5年間のうち4年赤字の団体は、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会である。

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団、公益財団法人久留米地域地場産業振興センター、公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター、公益財団法人久留米市都市公園管理センターは5年中3回年度経常損失である。公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター、公益財団法人久留米市都市公園管理センターは令和3年度～5年度の3年間継続して赤字である。

②市の財政的関与の状況

市の財政的関与の視点とは、外郭団体に市がどれだけ財政的関与を行っているか、財政的関与ではなく財政的支援になっていないか、という視点である。

外郭団体の経常収益合計は58億円に対し、市からの補助金、委託料、指

定管理料の合計は 31 億円で外郭団体の経常収益の 53.2%が市からの財政的関与で成立している。

市の財政的関与が 1 億円以上の外郭団体は、(公財) 久留米文化振興会 622 百万円、(公財) 久留米市生きがい健康づくり財団 613 百万円、(公財) 久留米市都市公園管理センター 581 百万円、(福) 久留米市社会福祉協議会 380 百万円、(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会 300 百万円 (公社) 久留米市シルバー人材センター 291 百万円の 6 団体である。

経常収益に占める市の財政的関与が 50%超の外郭団体は、(公財) 久留米市生きがい健康づくり財団 92.3%、学校給食会 89.5%、(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会 87.9%、(公財) 久留米市スポーツ協会 81.1%、(公財) 久留米市都市公園管理センター 74.0%、(公財) 久留米文化振興会 72.1%、(福) 久留米市社会福祉協議会 57.9%の 7 団体である。

財政的関与が 1 億円超で経常収益に占める財政的関与が 50%超の外郭団体は、(公財) 久留米文化振興会、(公財) 久留米市生きがい健康づくり財団、(公財) 久留米市都市公園管理センター、(福) 久留米市社会福祉協議会、(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会の 5 団体である。

財政的関与が 1 億円超で経常収益に占める財政的関与が 50%超の外郭団体でかつ経常損益がマイナスの団体は、(福) 久留米市社会福祉協議会、(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会、(公財) 久留米市都市公園管理センターである。

(3) 人的関与の状況

外郭団体の役職員の状況及び市のOBの状況は以下のとおりである。

外郭団体役職員の状況

令和5年4月1日時点

	団体名	所管部局		役職員の状況					
				常勤 役員	内市派遣	内市OB	一般 職員	内市派遣	内市OB
1	久留米市土地開発公社	総合政策部	総合政策課	2	0	2	19	9	2
2	(一財) 久留米市開発公社	総合政策部	総合政策課	2	0	2	11	8	2
3	(公財) 久留米文化振興会	市民文化部	文化振興課	2	1	1	20	2	0
4	(公財) 久留米市スポーツ協会	市民文化部	体育スポーツ課	1	0	1	2	1	0
5	(公財) 久留米市生きがい健康づくり財団	市民文化部	生涯学習推進課	1	0	1	13	1	0
6	(福) 久留米市社会福祉協議会	健康福祉部	地域福祉課	2	1	1	31	1	0
7	(一財) 久留米市みどりの里づくり推進機構	農政部	農業の魅力促進課	1	1	0	4	1	0
8	(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会	商工観光労働部	観光・国際課	1	1	0	9	2	0
9	(公財) 久留米地域地場産業振興センター	商工観光労働部	商工政策課	1	0	1	3	1	0
10	(公社) 久留米市シルバー人材センター	商工観光労働部	労政課	1	0	1	4	0	0
11	(職) 久留米地区職業訓練協会	商工観光労働部	労政課	1	0	1	3	0	0
12	(公社) 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	商工観光労働部	労政課	1	0	1	1	1	0
13	(公財) 久留米市都市公園管理センター	都市建設部	公園緑化推進課	1	0	1	11	0	0
14	学校給食会	教育部	学校保健課	1	0	1	1	1	0
		計		18	4	14	132	28	4

※一般職員に非常勤職員は含まない。

人的関与でも常勤役員18人は全て市職員もしくは市OBの派遣で、市の職員4名、OB14名となっている。

3. 公の施設類型表《指定管理施設》

久留米市は全 408 の施設を指定管理施設としている。

(1) 指定管理者選定の公募・非公募比率

久留米市の指定管理者選定方法は、施設数で比較すると、実に 84% の 342 施設が非公募で、全 408 施設中 61 施設の 15% のみ公募である。

また、協定数で比較すると、5 協定 (21%) が非公募で、19 協定 (79%) が公募により指定管理者が選定されている。

非公募・公募等比率

	施設数による比較		協定数による比較	
	施設数	比率	協定数	比率
(1) 非公募	342	84%	5	21%
(2) 公募	61	15%	19	79%
(3) その他 (県への事務委託)	5	1%	—	—
合計	408	100%	24	100%

(2) 非公募施設

非公募施設は 342 施設で外郭団体を指定管理者とする施設が 333 施設、そのうち久留米市都市公園が 331 施設である。

(2) 非公募		【342施設】					
施設名	施設数	指定管理者	団体区分	所管部局(課室)		選定方法	個別施設の名称
1 久留米市教育集会所	8施設	久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会	地域団体	協働推進部	隣保館	非公募	国分、草野、梅満、善導寺、西町、水分、牧、北野
2 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(道の駅くるめ)	1施設	一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構	外郭団体	農政部	農業の魅力促進課	非公募	
3 久留米市都市公園	331施設	公益財団法人久留米市都市公園管理センター	外郭団体	都市建設部	公園土木管理事務所	非公募	
4 久留米市青木繁旧居	1施設	青木繁旧居保存会	地域団体	市民文化部	文化振興課	非公募	
5 久留米市美術館	1施設	公益財団法人久留米文化振興会	外郭団体	市民文化部	文化振興課	非公募	

(3) 県へ事務委託をしている施設

福岡県へ事務委託をしている施設が市内中央公園周辺に 5 施設あり、内訳は、野球場、中央公園内の補助競技場照明設備、中央公園内のテニスコート照明設備、武道場、弓道場である。

(3) その他(県へ事務委託)							
施設名	施設数	指定管理者	団体区分	所管部局(課室)		選定方法	個別施設の名称
1 久留米市体育施設(5施設)	5施設	ふくおかスポーツライフ創造パートナーズ	民間企業等	市民文化部	体育スポーツ課	その他(県へ事務委託)	野球場、中央公園内の補助競技場照明設備、中央公園内のテニスコート照明設備、武道場、弓道場

(4) 公募施設

以下は公募施設一覧である。

(1) 公募		【61施設】									
	施設名	施設数	指定管理者	団体区分	所管部局(課室)		選定方法	個別施設の名称			
1	久留米市民温水プール	1施設	シンコースポーツ・アズビルグループ	民間企業等	環境部	施設課	公募				
2	久留米市市民活動サポートセンター	1施設	久留米ガス株式会社・くめ協働CASE、PJ共同体	民間企業等	協働推進部	協働推進課	公募				
3	久留米市市民センター多目的棟(筑邦・耳納)	2施設	公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団	外郭団体	市民文化部	高牟礼市民センター	公募				
4	久留米市三瀬総合福祉センター	1施設	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	外郭団体	健康福祉部	長寿支援課	公募				
5	耳納北麓観光拠点施設 (久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館)	3施設	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	外郭団体	商工観光労働部	観光・国際課	公募	①久留米市立草野歴史資料館 ②山辺道文化館 ③久留米市世界のつばき館			
6	久留米市生涯学習センター	1施設	公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団	外郭団体	市民文化部	生涯学習推進課	公募				
7	久留米市体育施設 (三瀬・城島地域)	12施設	九州ビルサービス・シンコースポーツグループ	民間企業等	市民文化部	体育スポーツ課	公募	みづま総合体育館、三瀬農業者トレーニングセンター、三瀬B&G海洋センタープール、三瀬B&G海洋センター一階、三瀬農村運動広場グラウンド、三瀬農村運動広場テニスコート、三瀬グレートボール場、城島体育館、城島テニスコート、城島グレートボール場、城島トレーニングセンター、城島ふれあい広場			
8	久留米市田主丸老人福祉センター	1施設	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	外郭団体	健康福祉部	長寿支援課	公募				
9	久留米市北野複合施設 (コスモすまいる北野)	1施設	株式会社イトマンスポーツクル	民間企業等	健康福祉部	保健所地域保健課	公募				
10	久留米市城島保健福祉センター (城島げんきかん)	1施設	九州ビルサービス・シンコースポーツグループ	民間企業等	健康福祉部	保健所地域保健課	公募				
11	久留米市一番街多目的ギャラリー	1施設	株式会社ハイマート久留米	第三セクター等	商工観光労働部	商工政策課	公募				
12	久留米市営駐車場 (広又・小頭町公園・東町公園)	3施設	株式会社くめ都市交通マネジメント	民間企業等	都市建設部	交通政策課	公募	広又駐車場、小頭町公園駐車場、東町公園駐車場			
13	久留米市民交流センター	1施設	公益財団法人久留米文化振興会	外郭団体	総務部	財産管理課	公募				
14	久留米ふれあい農業公園	1施設	一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構	外郭団体	農政部	農業の魅力促進課	公募				
15	久留米市田主丸ふるさと会館	1施設	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	外郭団体	商工観光労働部	観光・国際課	公募				
16	久留米市身体障害者福祉センター 久留米市老人福祉センター 久留米市母子・父子福祉センター	3施設	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	外郭団体	健康福祉部	障害者福祉課	公募	久留米市身体障害者福祉センター 久留米市老人福祉センター 久留米市母子・父子福祉センター			
17	久留米市野中生涯学習センター (旧・久留米市勤労青少年ホーム)	1施設	公益財団法人久留米文化振興会	外郭団体	市民文化部	生涯学習推進課	公募				
18	久留米市体育施設(荘島体育館ほか17施設)	18施設	公益財団法人久留米市スポーツ協会	外郭団体	市民文化部	体育スポーツ課	公募	荘島体育館、西部地区体育館、旭町テニスコート、筑後川灌漑場、善導寺公園相撲場、西田テニスコート、西田体育館、山本運動広場、北野グラウンド、北野テニスコート、北野グレートボール場、北野筑後川グラウンド、北野武道場、北野体育館、中干出公園内の多目的広場照明設備、大島公園内の多目的広場照明設備、西園分小学校の運動場照明設備、荒木中学校の運動場照明設備			
19	久留米市体育施設(田主丸地域)	8施設	特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ	NPO法人	市民文化部	体育スポーツ課	公募	田主丸ソフトボール場、田主丸武道館、田主丸多目的運動室、田主丸テニスコート、田主丸多目的グラウンド、田主丸体育館、東部運動公園、田主丸アリーナ			

指定管理を公募している 61 施設中、外郭団体が指定管理者の施設が 33 施設で 54%をしめている。

久留米市城島保健福祉センター（城島げんきかん）は民間企業等へ指定管理しているのに対し、久留米市三瀬総合福祉センター、久留米市田主丸老人福祉センター、久留米市身体障害者福祉センター、久留米市老人福祉センター、久留米市母子・父子福祉センターは社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が受託している。

久留米市体育施設（田主丸地域）8 施設は NPO 法人が指定管理し、久留米アリーナなど中央公園周辺の久留米市体育施設（5 施設）は民間企業が業務受託しているにも関わらず、久留米市体育施設（荘島体育館ほか）18 施設については、公益財団法人久留米市スポーツ協会（外郭団体）が受託している。

このように民間でも指定管理できる業務を取って外郭団体が指定管理して

いる状況が見受けられる。

また、公園管理等において久留米市から指定管理を受けた業務を公益社団法人久留米市シルバー人材センターが受注するなど、外郭団体間での業務の再委託も行われている。

4. これまでの再編統合の経過

- 指定管理者制度の導入（H15 地方自治法改正）や公益法人制度改革（H20 公益法人制度改革）など外郭団体を取り巻く環境変化に対応する必要があった。
- 平成17年度から平成21年度までを計画期間とした新行政改革行動計画において、「外郭団体等の改革」を主要項目の一つに掲げて取組みを進めた。
- 経営の効率化や健全化といった視点で再編統合に取組み、結果7団体の削減を行った。

年度	内 容
H18	・(財)久留米市都市公園管理センターと(財)久留米市鳥類センターの統合 ・(財)久留米市観光コンベンション協会とくろめ国際交流協会の統合
H19	・(財)久留米市総合管理公社と久留米市民健康推進協議会の統合 ・(財)久留米市保育事業協会の解散
H20	・(財)久留米市都市公園管理センターと(財)城島地区筑後川水辺環境整備センターの統合 ・(職)久留米地区職業訓練協会と(職)久留米コンピュータカレッジの統合 ・(財)久留米文化振興会と久留米市ふるさと文化創生市民協会の事業統合

5. 今後の外郭団体見直し

これまでの再編統合から一定期間経過し、人口減少や少子化・超高齢化の進展、民間における公的サービスの範囲の拡大など社会環境が大きく変化している状況から、行財政改革推進計画に基づき、現状や課題を検証し、団体の経営改善や統合など効果的な運営について検討を進める必要がある、ということで、久留米市行財政改革推進計画〔令和5年度～令和9年度〕では、重点方針に外郭団体のあり方の検証と見直しを挙げ、外郭団体のあり方の検証、団体の運営方法と市の関与のあり方の見直しの視点から見直しを行うことが示されている。

（久留米市行財政改革推進計画抜粋）

重点方針3 外郭団体のあり方の検証と見直し

民間事業者の担うことができる公的サービスの範囲が拡大するなど、外郭団体を取り巻く環境は変化しているため、外郭団体のあり方を検証し、団体運営の見直しを進めます。

推進項目

外郭団体のあり方の検証と見直し

すべての外郭団体について、設置趣旨、事業の範囲や内容、経営状況などの検証を行った上で、団体の運営方法と財政的・人的な市の関与のあり方を見直します。

主な取組み

- 外郭団体のあり方の検証
- 団体の運営方法と市の関与のあり方の見直し

第3章 監査結果総括

1. 監査結果の共通の意見

（意見1）存在意義や収益構造等の視点による外郭団体についての大胆かつ積極的な検証と見直し

平成20年（2008年）に（財）久留米市都市公園管理センターと（財）城島地区筑後川水辺環境整備センターの統合、（職）久留米地区職業訓練協会と（職）久留米コンピューターカレッジの統合、（財）久留米文化振興会と久留米市ふるさと文化創生市民協会の事業統合が行われて以来15年程度経過し、人口減少や少子化・超高齢化の進展、久留米市の厳しい財政状況、公共施設の老朽化、加速する社会のデジタル化、民間における公的サービスの範囲の拡大、人手不足、物価高騰など社会環境が大きく変化している状況や行政ニーズの多様化・複雑化、市職員の大量退職問題など環境変化が著しい。

このような中、久留米市は、行財政改革推進計画（令和5年度～令和9年度）の中で、将来に向け安定的かつ持続的な財政運営を行う経営的視点と急速なデジタル化や人口減少などの大きな転換期を乗り越えるための積極的姿勢をもって行財政改革に取り組むとし、外郭団体のあり方の検証を重点方針3に掲げ、見直しを計画している。

見直しを検討するにあたり、組織の効率化や健全経営、人材の有効活用という観点から、（A）団体集約の視点、（B）財政的視点（経常損益の視点、市の財政的関与の視点）、（C）市の人材の適正配置の視点からも検証が必要と考える。

（A）団体集約の視点

14の外郭団体を所管する部は、商工観光労働部5団体、総合政策部2団体、市民文化部3団体、健康福祉部、農政部、都市建設部、教育部はそれぞれ1団体である。

課についていえば、労政課は3団体、総合政策課は2団体で残りは1課1団体を所管する。

数的に見て部局に偏りがあるように思える。

久留米市本体は長年にわたり部や課が再編され、ある程度集約され、機能的に同一の業務を一つの部、課で行っている。そこに連携する外郭団体についても部局ごとに集約化をはかるなど、各団体の管理的機能を縮小するとともに団体間の有機的つながりを引き出す形での再編が検討できないだろうか。

集約する過程で、外郭団体の機能を見直し、すでに役目を終えた業務の廃止、民間委託できる業務は積極的に民間へ移管し、外郭団体を維持するためのみの業務は極限まで削減すべきだと考える。

（Ｂ）財政的視点

①経常損益の視点

経常損益の視点とは、外郭団体の経常損益がプラスかマイナスかの視点である。経常損益がマイナスと言うことは長期的に存続不可能という意味である。

過去５年間に於いて経常損益が５年連続赤字の団体は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、公益社団法人久留米市シルバー人材センター、職業訓練法人久留米地区職業訓練協会である。また、公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター、公益財団法人久留米市都市公園管理センターは令和３年度～５年度の３年間継続して赤字である。５年間のうち４年赤字の団体は、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会である。

令和５年度においても、経常損益がマイナスの団体が７団体あり、（福）久留米市社会福祉協議会▲８６百万円、（一財）久留米市開発公社▲３６百万円、（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会▲１１百万円、（公財）久留米市都市公園管理センター▲１０百万円、（職）久留米地区職業訓練協会▲６百万円、（公社）久留米広域勤労者福祉サービスセンター▲４百万円、（公社）久留米市シルバー人材センター▲２百万円である。

５年連続赤字の団体や直近の３年間連続赤字などの団体については存在意義、ビジネス構造等から重点的に団体の存続の可否を検討する必要がある。

ただし、公益団体であるので、例え赤字であっても公益目的のため必要というのであれば補助金等を厚くし公的意義が認められる間は存続させる必要もある。いずれにしろ存続可否についての重点的検討が必要である。

②市の財政的関与の視点

外郭団体の経常収益合計は５８億円に対し、市からの補助金、委託料、指定管理料の合計は３１億円で外郭団体の経常収益の５３．２％が市からの財政的関与で成立している。

市の財政的関与が1億円以上の外郭団体は、（公財）久留米文化振興会 622 百万円、（公財）久留米市生きがい健康づくり財団 613 百万円、（公財）久留米市都市公園管理センター 581 百万円、（福）久留米市社会福祉協議会 380 百万円、（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会 300 百万円（公社）久留米市シルバー人材センター 291 百万円の 6 団体である。

経常収益に占める市の財政的関与が 50% 超の外郭団体は、（公財）久留米市生きがい健康づくり財団 92.3%、学校給食会 89.5%、（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会 87.9%、（公財）久留米市スポーツ協会 81.1%、（公財）久留米市都市公園管理センター 74.0%、（公財）久留米文化振興会 72.1%、（福）久留米市社会福祉協議会 57.9% の 7 団体である。

財政的関与が1億円超で経常収益に占める財政的関与が 50% 超の外郭団体は、（公財）久留米文化振興会、（公財）久留米市生きがい健康づくり財団、（公財）久留米市都市公園管理センター、（福）久留米市社会福祉協議会、（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会の 5 団体である。これらの団体については、財政的関与が妥当か、必要か、補助金は必要か、委託先や指定管理先として外郭団体だけがふさわしいのか、民間企業ではなぜ不都合か、部分的にでも民間企業で行える業務はないか、委託等の方法を変えれば民間企業でもできはしないか、外郭団体を存続させるために委託先や指定管理者にしていけないか、などの視点で検討すべきである。

財政的関与が1億円超で経常収益に占める財政的関与が 50% 超の外郭団体でかつ経常損益がマイナスの団体である（福）久留米市社会福祉協議会、（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会、（公財）久留米市都市公園管理センターについては、その存続意義、収益構造の見直し、業務のやり方、人員配置、職員待遇等の見直しを早急に行うべきである。

これらの市の財政的な支出については、外郭団体に市が団体の目的を達成するための「財政的関与」を行っているか、「財政的関与」ではなく、漫然と団体を存続させるためだけの「財政的支援」になっていないか、という視点での精査が重要である。

市の厳しい財政状況の中、外郭団体への財政支出については厳しく精査すべきであると考える。

（Ｃ）市の人材の適正配置の視点

外郭団体の常勤役員 18 人は全て市職員又は市 OB で 14 名の OB が常勤理事のポストに就いている。市の OB が配置されている意義としては、職員としてのこれまでの知見を団体運営・事業に生かすこと、また、団体と市との関わりをより円滑にすること等がある。

一方で、市本庁も大量退職の時期を迎え本庁自体のマンパワーが不足してきているので、退職したとはいえ経験豊富な職員は本庁にて活用することが有意義だと考えられる。

外郭団体に市の OB が配置されている意義に鑑み、真に必要な人員配置について精査を行い、状況によっては、市役所 OB のポストを削減する等の対応も検討すべきである。

また、市民目線で言えば、市職員の退職後のポストとして外郭団体の理事長職、職員のポストを残していると映るものである。

以上述べたとおり、外郭団体の課題の根底には上記（Ａ）団体集約の視点、（Ｂ）財政的視点（経常損益の視点、市の財政的関与の視点）、（Ｃ）市の人材の適正配置の視点が複雑に絡み合っている。外郭団体を集約する、民間でできることは全て民間へ移譲するなど、そのあり方等について一定の割り切りをもって大胆かつ積極的に改革する必要がある。

（意見 2）指定管理施設について

①公募・非公募等比率

まず、公の施設の指定管理の比率を示す以下の表を見るとわかるように、施設数で比較すると、84%の 342 施設が非公募で、全 408 施設中 61 施設の 15%のみ公募である。

また、協定数で比較すると、5 協定（21%）が非公募で、19 協定（79%）が公募により指定管理者が選定されている。

今後も、より多くの施設を民間のノウハウを活かした効果的効率的管理にゆだねるために、公募を推進すべきである。

公募・非公募等比率

	施設数による比較		協定数による比較	
	施設数	比率	協定数	比率
（１）非公募	342	84%	5	21%
（２）公募	61	15%	19	79%
（３）その他（県への事務委託）	5	1%	－	－
合計	408	100%	24	100%

②非公募の指定管理施設

施設数で見ると、非公募の施設の外郭団体管理の割合は97%と高く、非公募342施設のうち331施設が久留米市都市公園の指定管理で公益財団法人久留米市都市公園管理センター（外郭団体）へ業務委託している。331施設というのは、公の施設408施設の81%に該当し、久留米市都市公園の指定管理を公募にすることで、公の施設の指定管理の民間活用が促進されるとも考えられる。

一方で、公益財団法人久留米市都市公園管理センター（外郭団体）の指定管理者公園事業(331公園) 205.27 百万円（令和5年度決算額 395,503千円）の業務は、市内都市公園及び公園施設等を造園業者、地元団体、専門業者の協力のもと管理することであり、当然331施設を1社のみに指定管理というのは受託できる民間企業は限られてくるであろう。

そのような中で、都市公園の指定管理で民間活用を図るためには、ごみ収集のように複数業者に指定管理させるために、エリアごと、業務ごとなどで業務を細分化し大部分を民間企業に指定管理させ、民間に任せられない部分のみ、外郭団体への指定管理または直営にするなど検討し民間への委譲範囲を広めるなどの手法が考えられる。

都市公園の指定管理については、効率的に管理を行うために、スケールメリットを考慮して、公益財団法人久留米市都市公園管理センターを指定管理者としていと考えられるが、市民サービスの向上という視点から考えると、効率的な管理と同時に、魅力的な公園運営も重要だと考える。

指定管理者を選定する際には、民間で管理運営することによる市民サービスの向上・施設の魅力創出の視点も考慮しながら、外郭団体に任せるべき指定管理施設を検討されたい。

なお、公益財団法人久留米市都市公園管理センター（外郭団体）が運営する、鳥類センター事業、市民流水プール事業、ゴルフ事業も民間主体の運営に移行した方が施設が活性化し、利用者サービスの向上に資するとも考えられるので、こちらも積極的な民間活用を検討されたい。

外郭団体指定比率

	施設数による比較			協定数による比較		
	総施設数	うち 外郭団体管理	比率	総協定数	うち 外郭団体管理	比率
(1)非公募	342	333	97%	5	3	60%
(2)公募	61	33	54%	19	11	58%
(3)その他 (県への事務委託)	5	－	－	－	－	－
合計	408	366	90%	24	14	58%

③公募の指定管理施設について

第2章外郭団体の概要3 公の施設類型表《指定管理施設》に記載の通り、指定管理を公募している61施設のうち54%の33施設において外郭団体が指定管理者に指定されている。

久留米市城島保健福祉センター（城島げんきかん）は民間企業等へ指定管理しているのに対し、久留米市三潞総合福祉センター、久留米市田主丸老人福祉センター、久留米市身体障害者福祉センター、久留米市老人福祉センター、久留米市母子・父子福祉センターは社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が受託している。

久留米市体育施設（田主丸地域）8施設はNPO法人が指定管理し、久留米アリーナなど中央公園周辺の久留米市体育施設（5施設）は民間企業が業務受託しているにも関わらず、久留米市体育施設（荘島体育館ほか）18施設については、公益財団法人久留米市スポーツ協会（外郭団体）が受託している。

久留米市行財政改革推進計画（令和5年度～令和9年度）における「民間事業者の担うことができる公的サービスの範囲が拡大するなど、外郭団体を取り巻く環境は変化しているため、外郭団体のあり方を検証し、団体運営の見直しを進めます。」という方針を踏まえ、外郭団体は自らが、団体の設立目的を踏まえた指定管理業務を行う必要性について、十分に検討を行うべきである。

市側が指定管理者に期待することは民間ならではの発想や発信力でより市民ニーズに応えられる業務を行うこととすれば、理事長が市のOBの団体を指定管理者に採用してもこれまでの市の業務の延長となることも想定される。

市側としても、指定管理施設における民間の力を活用する有用性を考慮した上で、外郭団体の活用を検討すべきである。また、民間企業の活用を促すため、他市の事例のように、市側が外郭団体の受託に対し一定の制限を設けることも、方策の一つとして考えられる。

なお、指定管理者の公募にあたっては、人手不足、物価高騰等により現在では応募者がいないということもあろうが、そのような場合は改めて業務自体の必要性を検討するとともに、管理範囲の縮小や業務削減も一つの手段として考えるべきである。

これまで述べたように、外郭団体については、市の財政的な関与のほか、団体の集約や市の人材の適正配置などについての課題がある。

これらの課題について、例えば、指定管理の切り口で検証すると、指定管理団体に外郭団体を指名することで、外郭団体の業務や財源を確保し、本来役割を終えた外郭団体でも延命することとなり、市のOBのポストも保たれる。結果として外郭団体の統合解散が進まない状況にあるのではなかろうか。

久留米市の方針として、久留米市行財政改革推進計画（令和5年度～令和9年度）においては、「すべての外郭団体について、設置趣旨、事業の範囲や内容、経営状況などの検証を行った上で、団体の運営方法と財政的・人的な市の関与のあり方を見直します。」と記載がある。

今後、当監査における意見を踏まえ、団体の集約、市の人材の適正配置、外郭団体の業務範囲、指定管理範囲なども考慮しながら、市民の期待に応えられるように、外郭団体のあり方を見直し、指定管理者制度の運用を図られたい。

（意見3）各団体のコンプライアンス及びガバナンス強化

今年度の包括外部監査において一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構における現金過不足、公益財団法人久留米市スポーツ協会における振興費や加盟団体への補助金の透明性の向上、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流会における、久留米市補助金の事業区分と公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会での事業区分の相違など、団体における課題が多く発見された。

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会では理事の理事会出席率が低い点、公益財団法人久留米市スポーツ協会では理事・評議員の男女比に

対しても提言を行っている。

久留米市行財政改革推進計画〔令和５年度～令和９年度〕は、持続的な財政運営、経営的な視点、持続的な行政運営などの視点にたって改革を行われるとのことであるが、市民のコンプライアンス及びガバナンスへの意識は以前にも増して高まっている。コンプライアンス及びガバナンスの視点の強化も取り組まれない。

2. 監査結果総括表

各種機能・概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

総 括		
区 分	指摘事項	意見
共通の意見		<u>(意見1)存在意義や収益構造等外郭団体についての大胆かつ積極的な検証と見直し</u> 見直しを検討するにあたり、組織の効率化や健全経営、人材の有効活用という観点から、 (A) 団体集約の視点、(B) 財政的視点（経常損益の視点、市の財政的関与の視点）、(C) 市の人材の適正配置の視点からも検証が必要と考える。 (A) 団体集約の視点 久留米市本体は長年にわたり部や課が再編され、ある程度集約され、機能的に同一の業務を一つの部、課で行っている。そこに連携する外郭団体についても部局ごとに集約化をはかるなど、各団体の管理的機能を縮小するとともに団体間の有機的つながりを引き出す形での再編が検討できないだろうか。 集約する過程で、外郭団体の機能を見直し、すでに役目を終えた業務の廃止、民間委託できる業務は積極的に民間へ移管し、外郭団体を維持するためのみの業務は極限まで削減すべきだと考える。 (B) 財政的視点（経常損益の視点、市の財政的関与の視点） ①経常損益の視点 過去5年間に於いて経常損益が5年連続赤字の団体は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会など3団体ある。公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター、公益財団法人久留米市都市公園管理センターは令和3年度～5

共通の意見		年度の3年間継続して赤字である。5年間のうち4年赤字の団体は、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会である。 5年連続赤字の団体や直近の3年間連続赤字などの団体については存在意義、ビジネス構造等から重点的に団体の存続の可否を検討する必要がある。 ②市の財政的関与の視点 外郭団体の経常収益合計は58億円に対し、市からの補助金、委託料、指定管理料の合計は31億円で外郭団体の経常収益の53.2%が市からの財政的関与で成立している。 財政的関与が1億円超で経常収益に占める財政的関与が50%超の外郭団体でかつ経常損益がマイナスの団体は、その存続意義、収益構造の見直し、業務のやり方、人員配置、職員待遇等の見直しを早急に行うべきである。 これらの市の財政的な支出については、外郭団体に市が団体の目的を達成するための「財政的関与」を行っているか、「財政的関与」ではなく、漫然と団体を存続させるためだけの「財政的支援」になっていないか、という視点が重要である。 市の厳しい財政状況の中、外郭団体への財政支出については厳しく精査すべきであると考えます。 (C)市の人材の適正配置の視点 外郭団体の常勤役員18人は全て市職員又は市OBで14名のOBが常勤理事のポストに就いている。市のOBが配置されている意義としては、職員としてのこれまでの知
--------------	--	---

共通の意見		見を団体運営・事業に生かすこと、また、団体と市との関わりをより円滑にすること等がある。 一方で、市本庁も大量退職の時期を迎え本庁自体のマンパワーが不足してきているので、退職したとはいえ経験豊富な職員は本庁にて活用することが有意義だと考えられる。 外郭団体に市のOBが配置されている意義に鑑み、真に必要な人員配置について精査を行い、状況によっては、市役所OBのポストを削減する等の対応も検討すべきである。 外郭団体の課題の根底には上記(A)団体集約の視点、(B)財政的視点(経常損益の視点、市の財政的関与の視点)、(C)市の人材の適正配置の視点が複雑に絡み合っている。外郭団体を集約する、民間でできることは全て民間へ移譲するなど、そのあり方等について一定の割り切りをもって大胆かつ積極的に改革する必要がある。
共通の意見		<u>(意見2)指定管理施設について</u> ①公募・非公募等比率 まず、公の施設の指定管理の比率を見ると、施設数で比較すると、84%の342施設が非公募で、全408施設中61施設の15%のみ公募である。 また、協定数で比較すると、5協定(21%)が非公募で、19協定(79%)が公募により指定管理者が選定されている。 今後も、より多くの施設を民間のノウハウを活かした効果的効率的管理にゆだねるために、公募を推進すべきである。 ②非公募の指定管理施設

共通の意見		施設数で見ると、非公募の施設の外郭団体管理の割合は97%と高く、非公募342施設のうち331施設が久留米市都市公園の指定管理で公益財団法人久留米市都市公園管理センター（外郭団体）へ業務委託している。331施設というのは、公の施設408施設の81%に該当し、久留米市都市公園の指定管理を公募にすることで、公の施設の指定管理の民間活用が促進されるとも考えられる。 指定管理者を選定する際には、民間で管理運営することによる市民サービスの向上・施設の魅力創出の視点も考慮しながら、外郭団体に任せるべき指定管理施設を検討されたい。 ③公募の指定管理施設について 指定管理を公募している61施設のうち54%の33施設において外郭団体が指定管理者に指定されている。 市側が指定管理者に期待することは民間ならではの発想や発信力でより市民ニーズに応えられる業務を行うこととすれば、理事長が市のOBの団体を指定管理者に採用してもこれまでの市の業務の延長となることも想定される。 市側としても、指定管理施設における民間の力を活用する有用性を考慮した上で、外郭団体の活用を検討すべきである。また、民間企業の活用を促すため、他市の事例のように、市側が外郭団体の受託に対し一定の制限を設けることも、方策の一つとして考えられる。 外郭団体については、市の財政的な関与のほかに、団体の集約や市の人材の適正配置などについての課題がある。
--------------	--	--

共通の意見		これらの課題について、例えば、指定管理の切り口で検証すると、指定管理団体に外郭団体を指名することで、外郭団体の業務や財源を確保し、本来役割を終えた外郭団体でも延命することとなり、市のOBのポストも保たれる。結果として外郭団体の統合解散が進まない状況にあるのではなかろうか。 今後、当監査における意見を踏まえ、団体の集約、市の人材の適正配置、外郭団体の業務範囲、指定管理範囲なども考慮しながら、市民の期待に応えられるように、外郭団体のあり方を見直し、指定管理者制度の運用を図られたい。
共通の意見		<u>(意見3)各団体のコンプライアンス及びガバナンス強化</u> 今年度の包括外部監査において一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構における現金過不足、公益財団法人久留米市スポーツ協会における振興費や加盟団体への補助金の透明性の向上、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流会での久留米市補助金の事業区分と公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会での事業区分の相違など団体における課題が多く発見された。 市民のコンプライアンス及びガバナンスへの意識は以前にも増して高まっている。コンプライアンス及びガバナンスの視点の強化も取り組まれたい。

各論		
区分	指摘事項	意見
1. 久留米市土地開発公社	<u>(指摘1) 久留米市土地開発公社、(一財) 久留米市開発公社のあり方の早急な検討と結果の公表</u> 久留米市土地開発公社、(一財) 久留米市開発公社のあり方については、市民の意見、議会での質問、監査委員からの意見、包括外部監査の意見などが出されてきたが、市側からの見解が出されていない状況が継続している。 今回監査を実施し、両公社については、公共用地の先行取得や独自の開発事業という役割を担い、市の発展を支える事業推進の下支えをしてきており、その役割は、十分に果たされてきたと考えられる。 一方で、長期保有土地の問題を抱えており、その土地利活用については、今後の課題として残されている。また、人口減少に代表されるように、今後、社会情勢が大きく変化していくことは、必然であり、大規模事業の実施を前提とする両公社の存在については、早期に見直す必要があると考える。 両公社のあり方の見直しにあたっては、以下の点も考慮しながら、市としての見解を早期に示し、社会環境の変化に的確に対応する必要がある。 ・両公社は、固定資産を多く保有しており、あり方を見直すためには、その資産の取扱いについての整理が必要である。 ・両公社は、設立に関する法令が異なるため、両公社の統廃合等についてはより詳細な分析の上、結論を整理することが必要である。 検討の結果、現状のまま2公	<u>(意見4) 筑後川公園用地活用に係る取引</u> 筑後川公園用地については、用途を変更し筒川下流貯留施設の事業用地等として久留米市企業局上下水道部へ売却して活用する予定となっているが、長年保有することにより生じた利息費用、諸経費を加算した簿価にて売却しなければならないという公有地拡大推進法第17条1項の規定がある一方、先行取得の目的は公園用地であったことから、久留米市企業局上下水道部が先行取得を依頼したわけではないため、企業局は長期間保有により生じた利息等の費用を負担する必要はなく、追加取得する土地と同等の時価での取引が行わなければならない。

1. 久留米市土地開発公社	社体制を継続するにしても市側の見解を早期に示し、定期的に見直す必要がある。 <u>(指摘2) 長期保有土地の利活用の検討</u> 筒川治水事業に長期保有土地を転用すれば久留米市土地開発公社の長期保有土地の大部分が減少するが、公拡法事業（都市計画道路東町豆津線）の事業用地は長期保有土地として残ることとなる。 この土地は取得から30年近く経過し、取得価額もさることながら利息費用も多額に計上され用地の簿価が毎年積みあがっている状況にある。 久留米市は全庁的にその利活用法を検討する必要がある。	
2. 一般財団法人 久留米市開発公社		<u>(意見5) 櫛の里駅用地の利活用の検討</u> 平成7年に取得しJR久大本線活性化促進協議会において、新駅開設の要望活動が続けてきた櫛の里駅用地は、事業展開、採算性などの観点から現在も使用方法が見いだせていないが、全庁的に早期に今後の利活用を検討されたい。
3. 公益財団法人 久留米文化振興会		<u>(意見6) 業務委託契約に関するモニタリング体制の構築</u> 業務の性質から特命見積によらざるを得ない状況は理解できるが、同一業者が長年受託し続けている状況は、業務の効率性や提供するサービス等の質が向上する反面、不正の誘因ともなりかねない。当該リスクを未然に防ぐためにも、委託先の業務実施結果についての事後的な評価を実施することを明確化する等、適切な業務のモニタリングの体制を構築することがより有効であると考ええる。

3. 公益財団法人 久留米文化振興会		<u>(意見7)情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備</u> 知的財産や顧客情報を保護するために外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」及び顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」の二つを整備することが望ましい。
4. 公益財団法人 久留米市スポーツ協会		<u>(意見8)指導者養成分野における事業の拡充</u> 事業活動の中で、指導者養成事業としては「スポーツ医科学講座」の開催及び指導者育成に必要な費用の一部を競技団体に助成しているのみである。 指導者の育成は、スポーツ振興を推進するスポーツ協会にとって重要であり、不可欠な取り組みと考えられる。この分野における事業の拡充が求められる。 <u>(意見9)障害者スポーツへの支援</u> 事業活動の中に、障害者スポーツを支援する取り組みが見受けられない。 障害者スポーツは、スポーツ振興の一環として極めて重要な分野である。この取り組みを通じて、多様な層にスポーツの魅力を届けるとともに、包摂的な社会の実現に貢献する事業の展開が求められる。 <u>(意見10)理事・評議員の男女比改善</u> 理事および評議員が男性に偏っている。 スポーツを実際に行う人々

4. 公益財団法人 久留米市スポーツ協会		の男女比は均衡しているにもかかわらず、意思決定機関での偏りは望ましくない。ジェンダーバランスを改善し、より多様な視点を反映した運営を目指すべきである。 <u>(意見 1 1) アンケートの実施とその活用</u> 利用者数に対してアンケートの実施件数が少なすぎる。 スポーツ協会の事業を適切に評価するためには、利用者からのフィードバックを増やす仕組みが必要である。例えば、アンケートをデジタル化し回答の手間を減らすほか、回答者にインセンティブを提供するなどして、回収率を向上させるべきである。 <u>(意見 1 2) 加入団体への補助制度の検証(振興費Ⅱ廃止及び振興費Ⅰの修正の検討)</u> 公益財団法人久留米市スポーツ協会補助金等交付基準によれば、補助金の区分の一つである「振興費Ⅱ」については加入団体が納入した前年度の賛助会費の 6 割に相当する金額とされている。また、「振興費Ⅰ」の区分においても、前年度の賛助会費の金額が評価され、その一部が翌年の振興費Ⅰとして返金される仕組みとなっている。結果として、加入団体は賛助会費を支払った場合、翌年にその 6 割以上の金銭が振興費Ⅰ及び振興費Ⅱとして返金される構造となっている。 振興費Ⅱを廃止し、振興費Ⅰの評価基準から賛助会費を考慮する項目を削除した上で、振興費の金額を適切に調整する新たな仕組みを導入すべきである。
---------------------------------	--	--

4. 公益財団法人 久留米市スポーツ協会		<u>(意見13)補助に対する成果報告と評価システムの構築・配分方針への反映</u> 補助金の金額は、一定の客観的基準に基づいて決定されているものの、補助金を受けた団体が達成した具体的な成果を評価し、その結果を配分方針に反映させる仕組みの導入が必要であると考ええる。 現状の基準のみでは、補助金各団体の活動において十分に効果を発揮できない場合があるため、各団体に自主的かつ独自の成果報告を求め、その内容を基にした評価システムを構築することで、資金の効果的かつ目的に沿った配分が可能になると考える。このような仕組みにより、補助金の透明性と有効性を一層向上させることが期待される。 <u>(意見14)補助団体への監査体制の検討</u> 久留米市スポーツ協会は、各加盟団体に対して補助金を交付している。 各団体の補助金使用状況の確認は、各団体が作成する収支計算書によって行われているが、領収書などの証憑までは確認していない状況である。補助金の有効利用を担保する観点から、各団体の決算状況を監査する体制づくりを検討してはどうか。
---------------------------------	--	--

5. 公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	<u>(指摘3) 業務委託契約における団体側に著しく不利な内容の改善</u> 当該団体が業務委託を行っている業務委託先との契約内容において、団体側に著しく不利な条件が含まれている。 具体的には、業務委託に関連して損害が発生した場合、賠償を「直接損害」に限定するなど、その損害負担に関する規程が団体にとって極めて不利な内容となっており、加えて、損害が発生した場合に7日以内に書面で通知しなければ、委託先が責任を免れるという条項が含まれている。 損害負担に関する契約条項については、事故等が発生した場合に団体が一方的に不利益を被ることのないよう、合理的かつ公正な内容とすることが求められる。この点については、従前の包括外部監査においても指摘がなされており、その際には対応済みとの回答が示されていた。しかしながら、実態としては対応が不十分であったと評価せざるを得ない状況である。	<u>(意見15) 各講座の周知方法の多様化</u> 久留米市生きがい健康づくり財団では、数多くの講座を運営しており、その内容や開催日などの情報は、主にホームページで公開している。 スマートフォン等で、すぐに開催情報等を調べることができ、便利である一方で、高齢者の多くは、インターネットでの情報収集に不慣れであり、講座が開催されている事に気づけないケースが考えられる。 このような高齢者などへの配慮として、以前行っていたように、紙媒体である「広報くるめ」に掲載する事を再度検討してみてはどうかと考える。
--------------------------------------	---	--

6. 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会		<u>(意見16)事業廃止した財産の活用等の検討</u> 田主丸支所の福祉会館「あおぞら」は、令和6年3月末で介護保険事業等を廃止したが、実地調査時現在（令和6年10月7日）では、固定資産が事業廃止時のまま残っている。 指定管理施設であり隣接している田主丸老人福祉センターの事業にて健康器具などを使ったりしているが、機会損失（施設を賃貸すれば得られるであろう収益が得られない）などを考えると「あおぞら」の今後について、社協と市、一緒になって早急に検討すべきである。 <u>(意見17)指定管理者選定時の審査基準の検討</u> 久留米市管理者選定ガイドラインの選定基準では、選定基準として①住民の利用に関し公平性を確保できること②施設の有効を最大限に発揮させること③管理に係る経費の縮減が図られていること④管理を通して行う物理能力、人的能力を有すること⑤地域経済の活性化に寄与することが認められるとし、各々配点が定められているが、社会福祉協議会における実際の選考では、③の配点が半減し久留米市管理者選定ガイドラインの選定基準と異なる基準が用いられている。 市の厳しい財政状況を踏まえると、指定管理による経費の縮減は重要な視点であることから、今回指摘した審査基準については、施設機能や収支の状況を踏まえて検討を行い、引き続き適切な指定管理者選定に努めていくよう適切な対応を求めたい。
----------------------------------	--	---

6. 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会		<u>(意見18) 随意契約理由の検証と事業継続に向けた対応</u> 社会福祉協議会が受託している、市の生活支援体制整備事業は、随意契約となっている。 市に随意契約の理由を尋ねると、「業者選定にあたっては、金額のみではなく、本業務への精通度・実績・運営能力等が重要であり、いかに確実に円滑な業務運営ができるかという点を重視しており、その点、社会福祉協議会は、歴史的な実績・運営の組織化・全国的なネットワークによる情報収集が可能である。」とのことである。 これに関しては、社協の運営状況が厳しくなっていることも事実であり、結果として事業自体の継続性に問題が必ず生じることを改めて踏まえながら、市として委託先である社会福祉協議会の財務状況を適宜チェックするなど、財務的なきめの細かい対応も検討していただきたい。 <u>(意見19) 財産管理適正化と利用者負担の検討</u> 固定資産の内訳明細の中で簿価残高があるものの現物を実査したところ、田主丸支所の介護保険事業で所有している有酸素トレーニング機が総合福祉会館に配置換えされていたので、現物管理について注意喚起を促した。 三潆総合福祉センターの事業の、ケア・トランポリン教室や高齢者向けのスマホ教室に関しては、センターの主催教室ではなく、久留米市主催の教室であり、入館料は無料となっている。社協全体の収支が赤字であることに鑑み、利用者負担を検討するなど、少しでも黒字化につながるような取り組みを実施していくべきである。
----------------------------------	--	--

7. 一般財団法人 久留米市みどりの里づくり 推進機構	<u>(指摘4) 現金過不足への早急な対応と管理体制の強化</u> 令和6年3月末現在、収益事業である農業公園と道の駅くるめにおいて現金残高が実際有り高より 1,380,195 円過少に計上されていた。これは、平成21年3月末より毎期発生した現金過不足額が累積されたものであった。当該差額については早急に、会計上・税務上必要な対応をされたい。 道の駅くるめにおける現金残高の照合や現金過不足が生じた場合の対応及び報告について会計規程等に定められていない。このような現金管理体制の脆弱さが、多額の現金過不足を生じさせる原因となっていることはあきらかであるため、急ぎ、現金管理についての規程内容を見直すと共に職員への周知徹底を行い再発防止に努められたい。 <u>(指摘5) 契約事務規程の運用徹底</u> 30万円以上の競争見積もりについては原則3者以上の見積もりが要求されているにもかかわらず、2件の契約について2者の見積もりしか行われておらず、また、2者の見積もりとした理由も決裁文書に記載されていなかった。契約事務規程の運用の徹底が望まれる。	<u>(意見20) 中長期計画の策定</u> 当団体においては、中長期計画が策定されていない。 中長期計画を策定することで、今後の方向性や事業目標が定まり、各事業の役割や経営資源の配分が明確になる。事業間のコミュニケーションが進み全体的な生産性が向上することや、職員個々の果たすべき役割や目標が具体化し、職員のモチベーションも向上する。 また、設立当初から34年間変わらぬ目的や事業内容により運営が行われているが、市民のライフスタイルや価値観は変化しており、求められるサービスは多様化している。この変化を適切にとらえ中長期計画に盛り込むことで長期的に安定した団体運営を行っていくことが出来ると考える。 団体が運営する3施設ともに久留米市が展開する「みどりの里づくり」事業の拠点施設であり、これらを同一団体が運営する意義は地理的近接性以外に、いずれも農業文化の発展や緑花木の生産振興に寄与するという目的があることに鑑みると、3事業含めた当団体としての中長期計画を策定し、当該計画を事業間で共有することでコミュニケーションを活性化させ、相互に連携を高めながら、3事業共に事業の有効性を向上させていくことが必要と考える。 <u>(意見21) 管理部門の機能強化</u> 管理部門は、事業計画の策定や予算管理・財務管理、人事管理などの組織運営上重要な機能を担う部門であるが、当団体においては管理機能が
--	---	---

7. 一般財団法人 久留米市みどりの里づくり 推進機構		脆弱になっている。指摘事項の現金過不足についても、事務局による財務管理が有効に機能していれば防止・ないし適時に発見できたと考えられる。 さらに中長期計画を策定するにあたって、管理部門は重要な役割を果たすことになるため、事務局の増員を行う等、管理部門の機能強化に努められたい。 <u>(意見22)情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備について</u> 知的財産や顧客情報の保護のため外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」及び顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」の二つを整備することが望ましい。
--	--	---

8. 公益財団法人 久留米観光コンベンション 国際交流協会		<u>(意見23)事業継続に向けた収支状況の改善</u> 事業を継続するためには法人全体で当期経常増減額は黒字である必要があるが、赤字が継続している状態である。 法人全体の当期経常増減額の赤字(マイナス)の状態が継続すると法人の存続自体が危ぶまれることになる。経常費用の中には現金の支出を伴わない減価償却費が含まれているため、キャッシュ・フロー上では当期経常増減額に減価償却費を足した金額がキャッシュ・フローの増減に近くなる。 当期経常増減額が赤字(マイナス)であっても、キャッシュ・フローが黒字の場合はとりあえず事業の運営に支障はないといえるが、施設の更新等を考えると十分な額が確保されているとは言えない。 施設の老朽化による修繕費の増加に加え、物価上昇による経費の増加もあり、事業の継続のためには収支状況を改善する必要がある。 <u>(意見24)コンベンション支援事業の財政負担協議</u> コンベンション支援の経常増減額は△5,789千円と、大きな赤字を計上している。当該事業へは市からも補助金が支出されている。 当該事業の多額の赤字の要因の一つとして、過去よりスポーツ関係のイベントについては法人が独自に助成金を出していたことなどから、当該事業に慣例的に3,400千円を法人が支出していることがあげられる。 事業の経費には、まずは法人負担の3,400千円が充てられ、その残金より、市からの補助金が多かった場合は、差額を市に
--	--	--

8. 公益財団法人 久留米観光コンベンション 国際交流協会		返還している。 このことについて文書での取り決めはない。法人の収支は多額の赤字を計上しており、財務内容は年々悪化している。これに最低賃金の上昇や物価上昇の要因が加わればさらに財務内容は悪化する一方である。 法人の収支状況に余裕はなく改めて負担関係を市と協議し正式な文書を取り交わすようにしていただきたい。 <u>(意見25)施設更新を見据えたサイクルスポーツ事業の財政計画及び利用者負担の見直し</u> サイクルスポーツ事業の赤字幅が△12,393 千円と大きい。 経費の中に減価償却費が15,444 千円含まれているので資金面で事業運営に支障はないが、長期的に見れば管理棟や体育館は取得時から約30年が経過しており、更新も考慮する必要がある。 入園料及び利用料金については平成6年の開園時から改定されていないので見直しの余地はあると思われる。 <u>(意見26)理事会の出席率向上</u> 令和5年度の理事会への理事の出席率が低く、理事会決議における定足数（過半数）をぎりぎり満たされている状態で開催されている。 理事の出席率が低い状況では、有効な議論が行われず業務執行の意思決定機関としての機能が十分に果たされていないのではないと思われる。 当団体の行う様々な事業・業種から選出された理事らが一堂に会し議論を行い、それぞれの専門分野を活かした意思決
--	--	---

8. 公益財団法人 久留米観光コンベンション 国際交流協会		定を行えることに当団体の強みがあるといえる。その強みを十分に活かすためにも、理事会の出席率を高め有効な議論が行われるよう対策を講じることが望まれる。 <u>(意見27)団体の事業区分に対応した久留米市補助金の事業区分の整理</u> 市補助金の事業と法人の事業区分で一致しているのは国際交流事業のみであり、法人の観光コンベンション事業と都市魅力向上事業はそれぞれ、市の補助金の小区分の事業が混在した形になっている。したがって市の補助金額の予算額と実績額を対比するために法人の方で一旦、事業の組替を行い、市へ補助金の実績報告を行っている状況である。 毎期、法人ではこのような組替を補助金申請時と決算確定時に行っており非効率となっている。また、今回の監査のように外部の者が検証を行う際も分かりにくいものとなっている。 市としてはもともと補助金対象とした事業に対し補助金を交付しているので交付先の事業区分に合わせる必要はないとの考え方と思われるが、法人では公益認定を受けた事業区分が正式なものであり、この事業区分に対応して補助金を交付してもらえば事務の効率化が図れることになるので市側でも検討していただきたい。
--	--	---

9. 公益財団法人 久留米地域地 場産業振興セ ンター	<u>(指摘6)退職給付引当金が会計方針記載の方法通りに計上されていない</u> 退職給付引当金の計上基準は「職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を基に、退職金共済からの交付金を控除した額を計上している。」と記載されている。 当事業年度末の退職給付債務は、自己都合要支給額13,009,914円から退職金共済の積立金見込額は6,665,125円を控除した6,344,789円である。 実際の退職給付引当金の計上額は9,674,451円であり、3,329,662円過剰となっている。 会計方針に記載された方法で正しく計算し計上すべきである。 <u>(指摘7)互助会引当金は特定資産に該当しない</u> 互助会引当資産3,000千円は互助会への貸付金で特定資産には該当せず、固定資産のその他の固定資産に『互助会貸付金』として表示すべきである。	<u>(意見28)建物老朽化や今後の事業の在り方を見据えた長寿命化計画・長期経営計画の策定</u> 建物は、令和6年3月末時点で40年が経過しており、残存耐用年数は10年である。当施設は久留米地域における地場産業振興のための意義は重要であるが、地場産センター建物を拠点とする活動が有効であるか法人として再検討することが必要である。 建物も老朽化しており、改修や修繕を織り込んだ建物の長寿命化計画と長期経営計画を策定することが望まれる。 <u>(意見29)情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備</u> 知的財産や顧客情報を保護するための「情報セキュリティに関する規程」及び、顧客の苦情に適切に対処し、従業員を保護するための「苦情処理規程」を整備することが望ましい。 <u>(意見30)民間譲渡を含めた今後の法人の事業の在り方検討</u> 消費行動や観光スタイルなど、様々な社会環境が変化していることから、地場産業振興センター建物を拠点として店舗や展示室として実施していくことが有効か、市としても検討が必要である。 民間への譲渡を含め、今後の当事業の在り方を検討する時期に来ている。
--	--	---

10. 公益社団法人 久留米市シルバー人材センター	<u>(指摘 8) 経理規程における小口現金の保有限度額の拠点毎の設定について</u> 経理規程第 32 条 2 項で「小口現金の保有限度額は、30 万円を限度とし、経理事務担当者がこれに当たる。」と規定されているが、経理規程に 3 拠点ごとの保有限度額を規定する改定が必要である。	<u>(意見 3 1) 今後の社会環境変化への対応等に向けた利用者(発注者)のアンケート調査の実施</u> 利用者(発注者)のアンケートについて、毎年独自には行っていないが、満足度や新たなニーズの掘り起しのためにアンケートを毎年実施する必要があると考える。 <u>(意見 3 2) 受注業務の効率化(電話対応中心からの脱却)</u> 業務の受付や業務指示、業務連絡は、電話受付が主体となっているが、受注業務の効率化、発注者の利便性の観点から WEB での対応が必要と考えられる。 <u>(意見 3 3) 各種業務の IT 化の推進</u> 作業報告書、伺い書、出退勤管理等の事務業務がシステム化されておらず、紙ベースで管理されている。 紙で管理されている項目を整理し、システム化し、業務処理の効率化やコスト削減を図ることが望まれる。 <u>(意見 3 4) 正確な予算編成に向けた事業実績管理と物価高騰等に対応した事務費改定の検討</u> 予算統制を実効性あるものとするためには、予算を目標とすべき値とし、契約件数、契約金額など予算編成に必要な目標管理を十分に行うことが必要である。 事後的には予算と実績を比較し事業実績を評価することが必要であるとともに、予算と実績との乖離に関する方針を決める予算統制の体制を確立することが必要である。
--------------------------------------	--	--

11. 職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会	<u>(指摘 9) リース債務の貸借対照表の表示区分</u> 貸借対照表の表示区分について、リース債務全額を流動負債に計上していた。 貸借対照表におけるリース債務の正しい表示区分は、会計基準に基づき、期末決算期から1年以内に支払期限が到来するものだけを流動負債に計上し、残りを固定負債に計上表示すべきである。	<u>(意見 3 5) ニーズ調査に基づく事業の有効性についての成果指標設定</u> 企業ニーズを広範囲に調査、分析した上で、職業訓練協会の役割を理解し、成果指標を明確に設定することが重要になってくると考える。 <u>(意見 3 6) 中期の事業計画の策定</u> 単年度の事業計画はあるものの、長期の事業計画はない。 職業訓練協会の強みと弱みを分析した上で、実現可能な計画として数値化し、予算と実績との差異を分析することを平成 27 年度の意見と併せて再度提案する。 中期事業計画は文書だけではなく、数値目標があって初めて予算と実績の差の原因を追究することが可能となり、今後の経営課題についての有効な議論が可能となる。 <u>(意見 3 7) 活発な意見など議論の深まる理事会の議事運営について</u> 理事会議事録を閲覧したが、理事からの活発な意見をもとにした議論はなかった。健全な組織運営のため、理事会、監事監査等による内部管理の徹底（コーポレートガバナンス）を図るためには理事からの意見発言は必須である。 理事会運営において、各理事の意見が活発にでるような議事運営を心がけられたい。 <u>(意見 3 8) 適正な公的支援の在り方について</u> 市からの「自主訓練」に対する事業費補助金として、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて、補助率が 1/2 から 2/3 となるように戻している。
-----------------------------------	--	--

11. 職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会		外郭団体については、久留米市と十分に連携しつつ、できるだけ市の人的・財産的支援に依存しないあり方が求められる。 補助率の増加にあたっては、理由を明確にし、前述の通り、成果指標の設定や中期計画を策定する中で、長期的視点に立った上で達成度を測ることが必要であるとする。
12. 公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター		<u>(意見39)中期の事業計画の策定</u> 現在、単年度の次年度計画を作成しているのみであり、中期の事業計画は策定していない。 実現可能な予算と実績との差異を随時分析し、差異の原因を追究することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となりうる。 このように、中期の事業計画は、団体の事業運営において有意義な手段になると考えられるため、中期事業計画の策定が必要であるとする。 <u>(意見40)活発な意見など議論の深まる理事会の議事運営について</u> 理事会議事録を閲覧したが、理事からの活発な意見交換はない。 健全な組織運営のため、理事会、監事監査等による内部管理の徹底(コーポレートガバナンス)を図るためには財務・事業に対する理事からの意見発言は必須であるとする。 理事会の運営において、各理事の意見が活発にでるような議事運営を心がけられたい。 <u>(意見41)法人法改正に基づく役員・補償契約及び損害賠償責任契約条項の導入検討</u> 令和元年の法人法改正により、「補償契約に関する条項」

12. 公益社団法人 久留米広域勤 労者福祉サー ビスセンター		及び「役員等のために締結される保険契約」が新設されているが、団体において採用の検討がなされていなかった。 令和元年の改正では、補償契約及び損害賠償責任保険契約に関する手続き等が明確になり、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に関して第三者に対する損害賠償責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が委縮することを防止し、役員等に対して適切なインセンティブを付与することのほか、適度な防御活動によって会社の損害の阻止する意義が認められることが法人法改正の趣旨である。 以上のような法人法改正の趣旨に則り、導入を検討されては如何だろうか。
--	--	---

13. 公益財団法人 久留米市都市 公園管理セン ター		<u>(意見 4 2) 公益財団法人にお ける理事・評議員の構成の見直 し</u> 現在、本財団の理事及び評議員の構成において、自治体職員、市長、市議会議員の割合が非常に高く、構成が偏っている。この状況は、多様な視点や専門的知見が十分に活用されていない可能性を示唆している。 財団の事業内容に応じた専門的知見を有する多様な人材を理事及び評議員に含めることで、団体の目標達成に資する効果的な意思決定が可能となる。 現在の自治体職員や議員等に偏った理事及び評議員構成について見直しを行い、団体の目標に沿った多様な人材を構成員に加えることが必要である。この多様性の確保により、事業推進における専門性が向上し、地域社会への貢献度をさらに高めることが期待される。 <u>(意見 4 3) ゴルフ事業におけ る改善策の検討と、事業の継続 など長期的な視点での抜本的 検討</u> ゴルフ場の利用者数は、平成 8 年度の 9 万 1350 人をピークに減少傾向が続き、令和 5 年度には大雨による災害により施設復旧に時間を要し、2 週間以上の臨時休業を余儀なくされたこともあるが、5 万 5733 人まで落ち込んでいる。利用者の高齢化、若年層のゴルフ離れ、競合施設による利用料の低額化などの市場変化などにより、当ゴルフ上の経営環境は厳しさを増している。 利用者減少の全体的な傾向を踏まえ、本団体の努力のみでは状況を根本的に改善することが困難である。そのため、以
--	--	--

13. 公益財団法人 久留米市都市 公園管理セン ター		下の方針について検討する必要がある。 1. 現状維持を前提とした改善策の模索 ・ 2つあるゴルフ場を1つに縮小するなどゴルフ場運営の効率化やサービス向上を図ることで、短中期的な収益性の維持に努める。 ・ 高齢者層や若年層のターゲット別施策を強化する。 2. 新たな活用方法の検討 ・ ゴルフ場の資産を活用した代替事業の展開（アウトドア活動やイベントスペースとしての活用など）。 ・ 地域住民が参加しやすいアクティビティや施設の導入を検討。 3. ゴルフ事業からの撤退検討 ・ 将来的にゴルフ事業からの撤退を視野に入れ、具体的なシナリオを策定する。 ・ 撤退後の土地活用や施設の再利用計画を策定し、地域社会にとって有益な選択肢を模索する。 利用者減少の現状を踏まえ、短期的な改善策を講じつつ、長期的にはゴルフ事業の継続可能性について抜本的な検討を行う必要がある。本団体の持続可能性を確保し、地域社会への貢献を最大化するための戦略的判断が必要となる。 <u>（意見44）ゴルフイベントの名称の見直し</u> 現在、当ゴルフ場で実施されているゴルフイベントには、「市長杯」「市議会議長月例杯」「理事長月例杯」など、特定の役職や個人との関連性を強調
--	--	---

13. 公益財団法人 久留米市都市 公園管理セン ター		する名称が使用されている。こ のような名称には以下の懸念 が伴う。 1. 中立性の欠如 2. 誤解の生じる可能性 3. 自治体の影響下にあると の印象 イベント名称の見直しを通 じて、当団体の中立性と独立性 をさらに強調し、市民に開かれ た公平な運営を実現することが 重要である。適切な名称変更 は、地域社会との信頼関係を深 めるとともに、団体の持続可能 な発展に寄与するものと考え る。 <u>(意見45)公平性や利用促進 の観点からの鳥類センターの 利用料金体系の見直し</u> 鳥類センターは地域社会に おける貴重な学びの場であり、 子どもから高齢者まで幅広い 世代に教育的及び社会的価値 を提供している。その一方で、 現在の利用料体系にはいくつ かの課題が存在し、特定の年齢 層における利用のハードルが 高い状況となっている。現行の 利用料体系を見直し、より公平 かつ利用促進につながる改定 を検討されたい。 (現状の課題) 1. 高校生の利用料が大人と 同額である 2. 大学生の料金体系が配慮 されていない 3. 65 歳以上の高齢者の無 償であること (提案内容) 1. 高校生及び大学生の料金 の見直し 2. 65 歳以上の高齢者料金 の再設定 3. 教育的プログラムの拡充 4. 広報活動の強化 (予測される影響) 1. 利用促進
--	--	---

13. 公益財団法人 久留米市都市 公園管理セン ター		2. 財務への影響 3. 公平性の向上 鳥類センターの利用料体系を見直すことで、教育的価値の高い施設としての役割をより効果的に果たし、地域社会における学びの場としての魅力を向上されることが期待される。 <u>(意見46)利用者増に向けたYouTube 動画投稿増による魅力の発信</u> 鳥類センターでは、令和5年度に4つの動画をYouTube上に投稿した。この投稿数は、潜在的な需要に対して少ないと考えられる。 投稿された動画は、ほとんど編集を加えないシンプルな内容であるにもかかわらず、再生回数の合計が7000回に達しており、この分野における一定の潜在需要が伺える。これを踏まえると、動画の投稿数を増やすことで、それぞれの動画の再生回数が相乗効果によって増加する可能性が高い。 今後の動画投稿に増加に向けた取り組みを積極的に検討されたい。 <u>(意見47)鳥類センターのテーマに沿った収益方法の検討</u> 鳥類センターには、100円玉を投入して一定時間動くキャラクターの乗り物やゴーカートなど業者が設置したプレイランドがあり、その売上の14%が公営財団法人の収益となっている。 しかしながら、鳥類センターの主役は飼育されている鳥類であり、これらの遊具が目的となることは、本来期待される鳥類観察や学習の機会を損なう可能性がある。 収益向上のための手段は遊具設置以外にも多く考えられ
--	--	---

13. 公益財団法人 久留米市都市 公園管理セン ター		る。例えば、以下のような鳥類センターのテーマと親和性の高い取り組みが挙げられる。 ・鳥類ガイドツアーの拡充 ・鳥のエサやり体験の拡充 ・鳥類飼育体験の拡充 ・オリジナルグッズ販売の拡充 ・自然観察キットの販売 これらの取り組みは、鳥類センターの教育的価値や魅力を高めるだけでなく、収益性の向上にも寄与する可能性がある。 現行の遊具設置による収益モデルについて再検討し、鳥類センターのテーマに沿った収益方法への転換を図ることを検討されたい。 <u>(意見48)施設の有効活用に向けた市民流水プールの稼働日数増に関する検討</u> 令和5年度の市民流水プール事業は、入場者44,585人、入場料収入20,419,860円となり、令和4年度を大きく上回った。(前年対比は、入場者166%、入場料収入167%) 入場数はリニューアル時に匹敵する数まで上昇しており、市民の当該施設に対する期待が大きい事がうかがえる。 市民流水プールの稼働日数は年間40日のみであり、残りの約320日は営業期間外という事で利用されていない。施設の活用策として、例えば、開閉式の屋根を設置し、温水プールにする事で1年間稼働できるようにする事は検討できないだろうか。 夏休み期間の小中学生以外にも、近隣の社会人や高齢者が年間を通じて利用できる施設として活用する事を考えてみてはどうかと考える。
--	--	---

14. 久留米市学校給食会	<u>(指摘 1 0) 納入指定業者の誓約書の早急な提出</u> 納入指定業者が提出すべき誓約書は、契約の遵守、ひいては食材の品質や安全性、安定供給を担保する重量な文書である。令和 6 年 4 月より納入指定業者に登録されて既に半年以上が経過しており、未だ誓約書の提出がない納入指定業者には、誓約書の重要性を理解いただき、早急に提出を求めるべきである。 <u>(指摘 1 1) 4 地域を含めた市全域の給食物資の不具合及び処理対応の把握</u> 久留米市学校給食会の事業報告書には、4 地域で発生した苦情件数が反映されていない。4 地域における不具合は各学校が直接対応し、物資選定委員会内で処理結果等を報告しているとのことである。 4 地域が久留米市学校給食会の所轄に含まれた趣旨は、久留米市全域において統一的な基準のもと、安全な物資を供給するために 4 地域が久留米市学校給食会の所轄されたのであるから、4 地域の苦情内容を久留米ブロックと同様に把握し、納入業者の対応をチェックすべきである。	<u>(意見 4 9) 随意契約の理由の具体的な記載について</u> 久留米ブロックが青果の一部について随意契約を行っているが、その理由は、久留米市学校給食物資取扱要綱第 8 条 2 項の「生産、製造、加工、配送等の事由により、性質上、競争入札に適しない給食物資であるとき」に該当するためとのことであり、決裁書にも同様に記載されていた。 学校給食費は保護者の負担であり、学校給食会が担うのは公益的事業であることから、取引の透明性・公平性の確保が求められる。従って、例外的に随意契約を行う場合は、当該物資のどのような性質からどのような理由で競争入札に適しないという判断がなされたのか、具体的に記載し明確にすることが望ましい。 <u>(意見 5 0) 4 地域における契約書の作成</u> 契約書は、安全な給食物資の安定供給、取引の透明性を確保するため、また不測の事態に備えるために必要であるから、4 地域においても給食物資納入の際には価格・量を明示した契約書を作成することが望ましい。 <u>(意見 5 1) 4 地域における契約のあり方について</u> 4 地域も久留米市学校給食会の所轄に含まれたことで、久留米市全域において統一的な基準のもと、給食物資の質・量・安全性が保たれることが期待できる。しかしながら、現状は、4 地域においては、久留米市学校給食会の所轄となる以前の慣習による取引が継続している。 学校給食会としては、業者側
----------------------	--	--

14. 久留米市学校給食会		の事情を汲み取りつつも、学校給食の趣旨を納入業者に理解していただくよう努め、取引の手続的な基準を明確にし、契約書の整備を行う、随意契約を行う場合はその理由を明確にして決裁書等に記録することが望ましい。 <u>(意見52)給食試食会の4地域における実施</u> 久留米ブロックを対象に行われている給食試食会は、4地域においても行われることが望ましい。
----------------------	--	--

第4章 監査チェックリスト

1. <チェックリスト>外郭団体用

	項目
組織	意思決定機関（総会、理事会、評議員会）の構成は適切か
	役員の定数、任期及び報酬は、事業等を考慮して適切か
	理事、評議員について適切な資格を有する者が選任されているか
	久留米市職員の派遣は必要かつ適切か
	久留米市 OB 職員の再雇用は必要かつ適切か
ガバナンス	理事会や評議員会は適時に開催されており、定足数を満たしているか
	組織運営や事業推進にかかる重要事項の意思決定が理事会でなされており、議事録として残されているか
	理事会や評議員会を著しく欠席している理事や評議員はいないか
	コンプライアンス（法令遵守）の体制は確立されているか
リスク管理	法務リスクの管理は適切か
	個人情報保護に関する体制は取られているか
	苦情解決に関する体制は取られているか
	情報システムのリスク管理は適切か
	安全管理に対する体制は整っているか
運営	中長期的な事業計画を策定しているか
	財政状態が悪化しており、存続が危ぶまれる状況に陥っていないか
	将来的に施設の補修や修繕に多額のコストが発生しないか
	補助金や委託事業、指定管理事業に過度に依存することなく自主事業を実施しているか
	業務の効率化を図っているか
	利用者にアンケートを実施するなど、利用者の満足度を上げる努力をしているか
	外部の委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなど、公正な選定の基準が定められているか
	再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか
財務	財務数値は適正で会計基準に準拠して作成されているか
	予算と決算は乖離していないか
	財務数値は事業ごとの損益が分かるように区分して作成されているか

	総勘定元帳、試算表、補助簿など適切な帳簿を有しているか
	過剰な現預金、積立金を有していないか
	有価証券など元本が保証されていない資産を保有していないか
	内部留保は過剰となっていないか
内部統制	経理規程など主要な規程が整備されており、規程のとおり処理がされているか
	会計数値は証憑類をもとに伝票や仕訳帳に記帳され、上長の承認を受けているか
	証憑類は伝票や仕訳帳との関連がわかるように秩序整然と保存されているか
	月次試算表は毎月出力され、責任者の承認を受けているか
	現金残高は定期的に現物と帳簿が照合され、上長の承認を受けているか
	預金残高は定期的に残高証明書と照合され、上長の承認を受けているか
	切手、収入印紙の管理は適切に行われているか
	固定資産などの現物と帳簿の照合を定期的に行っているか
	売掛金、未収入金に滞留しているものはないか
	買掛金、未払金に滞留しているものはないか
	経理担当者と現金出納者は分けられているか
	経理担当者は定期的にローテーションを行っているか
存在意義	設立目的を達成した団体や事業があり存在意義が失われていないか
	事業の実体が乏しく小規模化している団体はないか
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか
	他の外郭団体と重複ないし類似している事業はないか

2. <チェックリスト>所管課用

	項目
モニタリング	理事会等の運営が適切に行われていることを確認しているか
	収支報告が適切な時期に行われており、内容が正確であることを確認しているか
	補助金、委託料、指定管理について実績報告が適時に提出されており、帳簿や証憑書類により内容が正確であることを確認しているか
	事業の有効性について成果指標等を用いて適切に評価しているか
財政的関与	補助金、委託金、指定管理料の支払いは法令、交付要綱に準拠しているか
	補助金、委託金、指定管理料の算定根拠が明確にされており適切か
	団体に過度の剰余金が蓄積されていないか検討しているか
	随意契約の場合、合理的な理由は適切か

第5章 各論

1. 久留米市土地開発公社

(1) 団体の概要

市所管課	総合政策部総合政策課
所在地	久留米市中央町 37-20
設立年月日	昭和 48 年 4 月 2 日
設立根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条の規定に基づき、公共用地および公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。(定款第 1 条)
出資金等	資本金・基本財産：7,000 千円
内、市の出資割合(%)	7,000 千円 (100%)
主な事業内容(定款)	公共用地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと 住宅用地、工業用地の造成、分譲、賃貸事業を行うこと 上記の業務に附帯する業務を行うこと など
所管課から見た課題	・久留米市土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社のあり方の検討 関係部局が実施する事業への影響など、統廃合等によって生じる課題等の整理、長期保有地等の課題への対応について、法的な整理や他自治体での対応方法などの調査を踏まえ、検討を進めていく必要がある。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	395,237	577,825	989,143	724,583	348,314
経常費用	395,097	577,288	988,692	723,911	347,610
経常損益	140	537	451	672	704

（市の財政的関与の状況：令和５年度）

（単位：千円）

補助金	負担金	委託料	指定管理 料	貸付※ ¹	債務保証※ ²
47,530	—	0	—	0	2,430,000

※１ 市一般会計からの貸付金無し（市基金・久留米市共済会基金からの借入）

※２ 令和５年度久留米市予算額を記載。

（市の人的関与の状況）

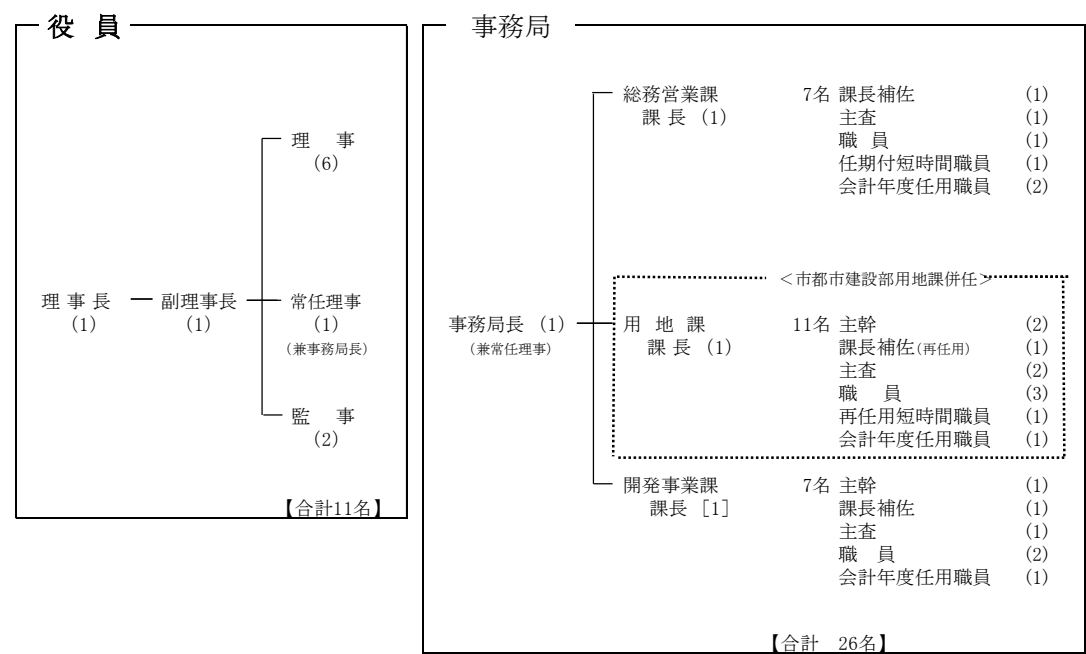
（令和５年４月１日現在）

役員	２名	うち市派遣 ０名、市OB ２名 ※久留米市開発公社との併任
職員※ ¹	１９名	うち市派遣 ９名、市OB ２名 ※久留米市開発公社との併任 市用地課併任 １１名 （事務局長は常任理事を兼ねており再掲）

※１ 非常勤職員は含まない。

(組織図)

令和6年4月1日現在



※事務局長、総務営業課職員及び開発事業課職員は、
一般財団法人久留米市開発公社と併任。

(事業内容の詳細：令和5年度)

○公有地取得事業

久留米市や国が取り組んでいる都市計画道路整備や都市公園等の事業用地に係る土地の先行取得を進めるとともに、取得した土地の管理や市への売却（買戻し）を行う。

令和5年度決算額	収益	269,694 千円
	原価	261,300 千円
	差引	8,394 千円

1. 中環状道路整備事業

【事業の概要】

中環状道路の早期整備により、都心部に集中する自動車交通を分散し、主要な幹線道路における日常的な交通渋滞を緩和、並びに都市内交通ネットワークの確立を図るものである。

【事業の主体】 都市建設部 道路整備課

【事業の計画】

- ①事業期間 平成15年度～令和6年度
- ②延長・幅員 L=1,250m W=17m(標準)
※合川町津福今町線 L=1,010m
東櫛原町本町線 L=240m
- ③取得面積 A=18,270 m²
- ④総事業費 4,422 百万円



2. 内環状道路整備事業（東櫛原町本町線 諏訪野）

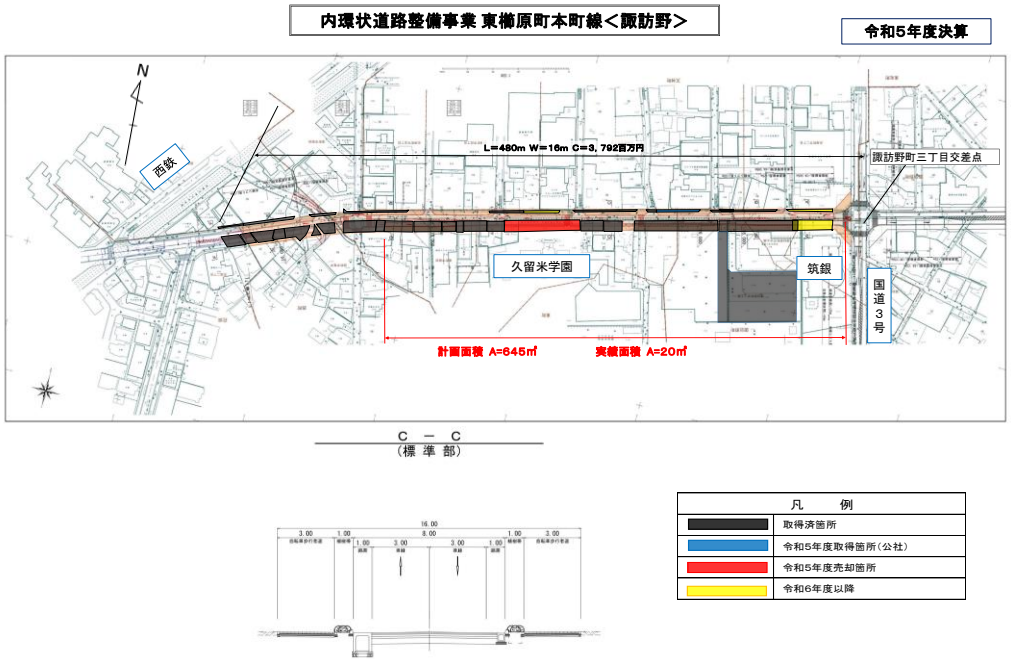
【事業の概要】

内環状道路の早期整備により、都心部に集中する自動車交通を分散し、主要な幹線道路における日常的な交通渋滞を緩和、並びに都市内交通ネットワークの確立を図るものである。

【事業の主体】 都市建設部 道路整備課

【事業の計画】

- ①事業期間 平成 27 年度～令和 10 年度
- ②延長・幅員 L=480m W=16m～18m
- ③取得面積 A=3,834 m²
- ④総事業費 3,792 百万円



3. 大規模交差点改良事業

【事業の概要】

右折車線の未整備箇所や狭隘交差点の改良により、交差点部の日常的な渋滞を緩和、並びに都市内交通ネットワークの確立を図るものである。

【事業の主体】 都市建設部 道路整備課

【事業の計画】

①事業期間 平成 28 年度～令和 10 年度

②延長・幅員 $L = 220 = 9.5 \sim 14.2\text{m}$

【高良台】市道 C6・D5 線 ($A=590\text{ m}^2$)

【旗 崎】市道 F509 号線 ($A=210\text{ m}^2$)

【鷺 塚】市道 C3・C6 号線 ($A=400\text{ m}^2$)

③取得面積 $A = 1,200\text{ m}^2$ (3 箇所)

④総事業費 940 百万円

4. 都市公園整備事業（高山公園）

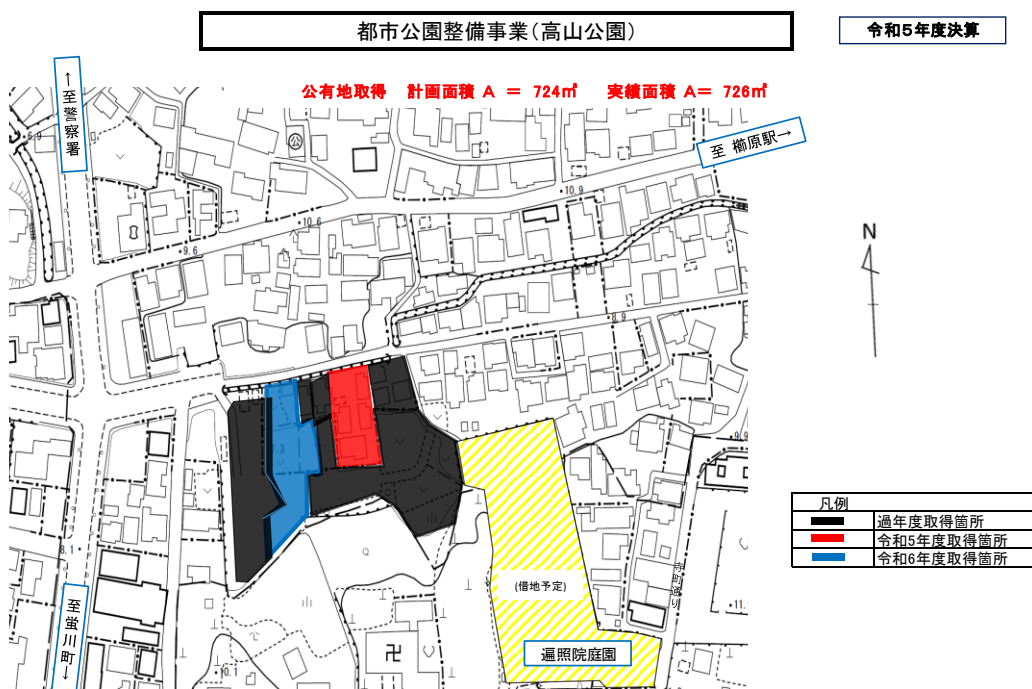
【事業の概要】

都市の景観づくり、市民へのレクリエーションの場の提供、防災機能をもった住区基幹公園の整備充実を図るものである。

【事業の主体】 都市建設部 公園緑化推進課

【事業の計画】

- ① 事業期間 令和2年度～令和8年度
- ② 種 別 近隣公園
- ③ 取得面積 $A = 6,417 \text{ m}^2$ （都市計画決定 1.1ha）
- ④ 総事業費 700 百万円



5. 中心拠点・地域生活拠点整備事業（大善寺駅西口交通広場）

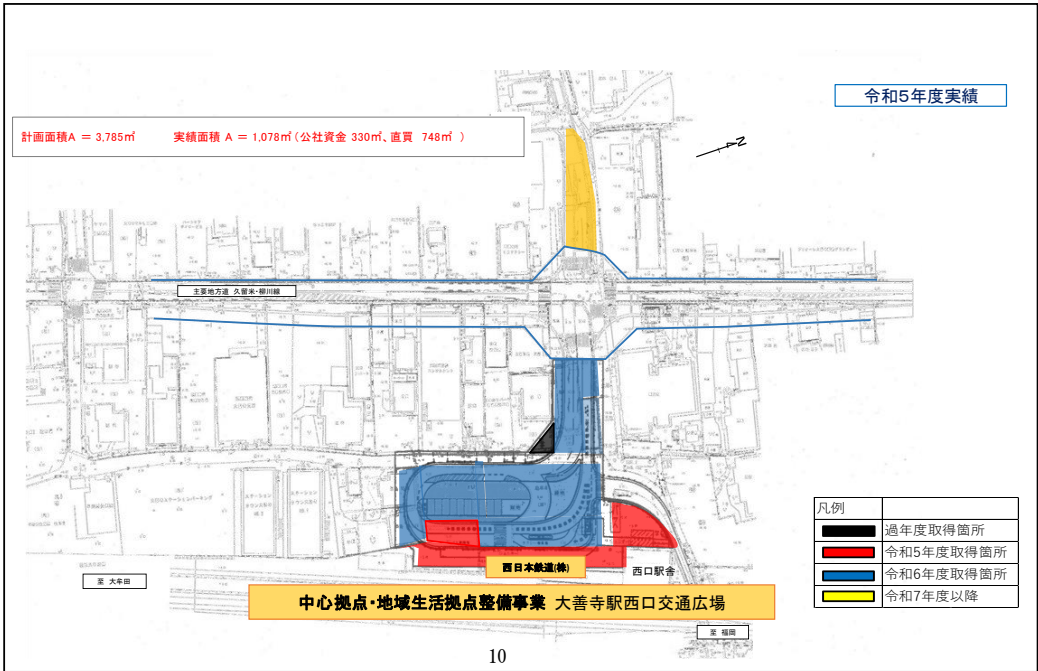
【事業の概要】

都市計画マスタープランに掲げる「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」を実現するために、地域生活拠点の『拠点市街地形成』と『鉄道駅周辺の交通結節機能強化』を推進するものである。

【事業の主体】 都市建設部 まちなか整備課

【事業の計画】

- ①事業期間 令和2年度～令和8年度
- ②種 別 駅前広場
- ③取得面積 $A = 4,371 \text{ m}^2$
- ④総事業費 806 百万円



6. 公園長寿命化事業（中央公園用地）

【事業の概要】

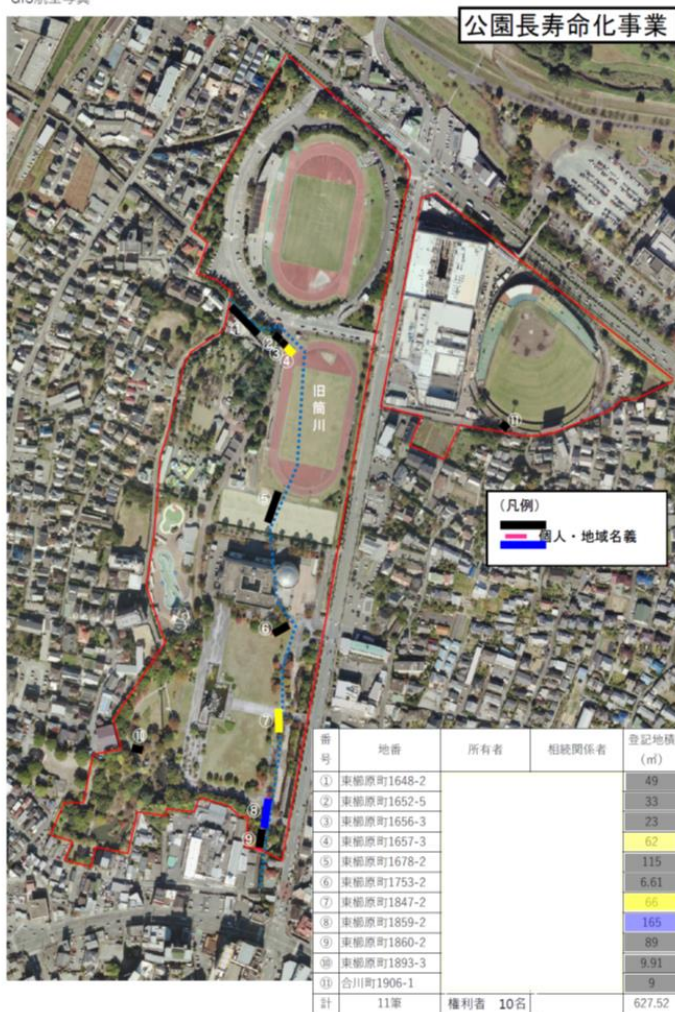
中央公園用地内に個人名義の土地が 10 筆、地域名義の土地が 1 筆存在する。いずれも都市公園としての供用区間であるため、令和 3 年度から令 7 年度までの予定で直接買収を進めているが、R 5 年度対応の筆について、地権者の内諾を得たため、公社資金を活用し前倒しで買収を行ったものである。

【事業の主体】 都市建設部 公園土木管理事務所

【事業の計画】

- ①事業期間 令和 3 年度～令和 7 年度
- ②種 別 運動公園
- ③総面積 $A = 628 \text{ m}^2$ （11 件 権利者 10 名）
- ④総事業費 26 百万円

GIS航空写真



7. 中環状道路整備事業関連 公拡法 (ポケットパーク)

【事業の概要】

合川町津福今町線と一体的に整備することにより、地域の潤いのある空間を形成し、歩きたくなる歩行空間を創出することが目的である。

【事業の主体】 都市建設部 道路整備課

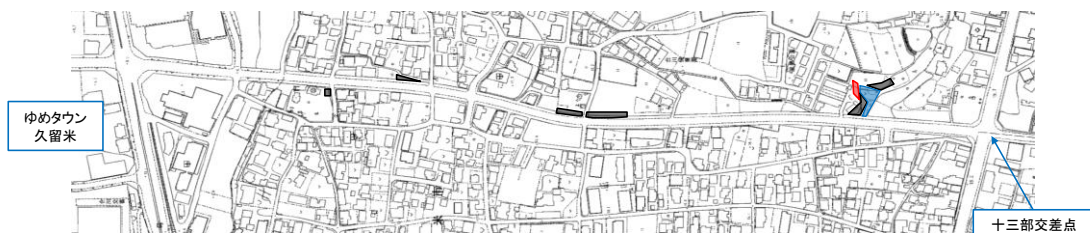
【事業の計画】

- ① 事業期間 平成 15 年度～令和 6 年度
- ② 種 別 ポケットパーク
- ③ 取得面積 $A = 710 \text{ m}^2$
- ④ 総事業費 170 百万円

中環状道路整備事業関連 公拡法(ポケットパーク)

令和5年度決算

公有地売却 計画面積 $A = 137 \text{ m}^2$ 実績面積 $A = 137 \text{ m}^2$



凡 例

■	過年度取得箇所
■	令和5年度売却箇所
■	令和6年度売却箇所

8. 筒川流域浸水対策事業

【事業の概要】

市街化進展による土地利用の変化や、気候変動がもたらす降雨の激甚化を原因とした浸水被害が筒川流域で発生している。筒川流域浸水軽減対策として、雨水貯留施設及び排水機場を整備するものである。

【事業の主体】 企業局 都市建設部 河川課

【事業の計画】

①事業期間 令和 5 年度～令和 9 年度（予定）

②種 別 掘込式雨水貯留施設雨水幹線 $A = 9,197 \text{ m}^2$ $V = 17,000 \text{ m}^3$

9,197 m^2 (市用地 1,341 m^2)

(公社用地 2,484 m^2) 買戻

(民有地 5,372 m^2) 買収

排水機場 $Q = 4 \text{ m}^3/\text{s}$

1,628 m^2 (民有地 1,628 m^2) 買収

③総面積 10,825 m^2

④総事業費 1,541 百万円

9. 一般国道 210 号 浮羽バイパス事業 (公有地売却)

【事業の概要】

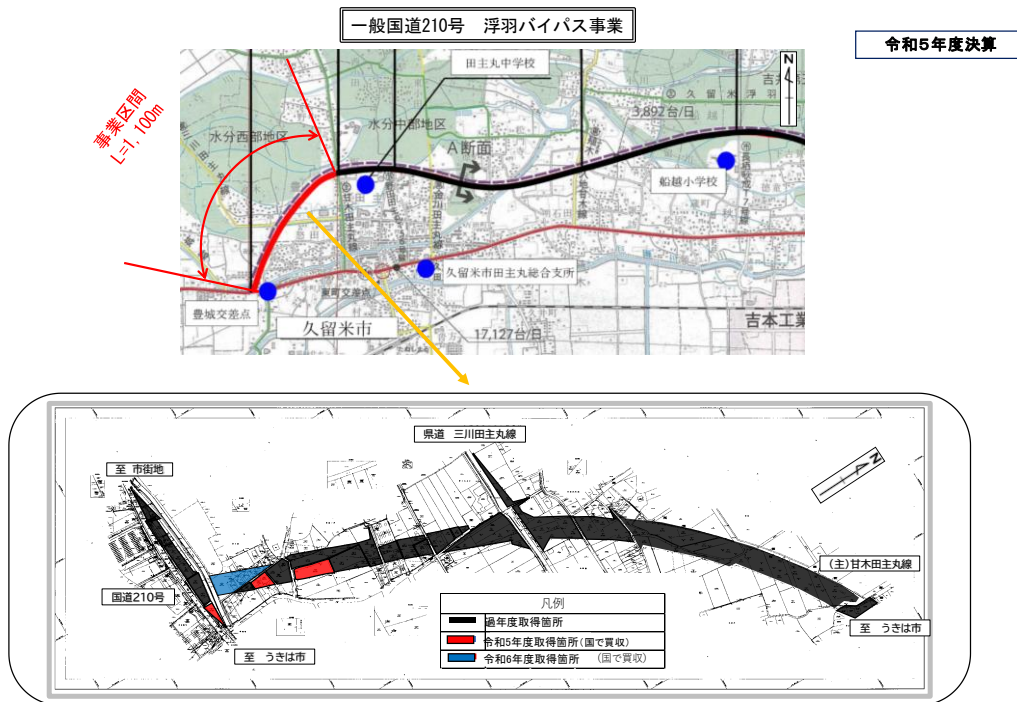
浮羽バイパスは、久留米市からうきは市間の国道 210 号における延長約 14km のバイパス道路で、バイパス整備を行うことにより、交通混雑の解消や交通安全の確保を図り、地域間の交流や産業振興を支援するものである。

平成 25 年 12 月に開通した田主丸町田主丸～常盤間 1.3km を含め、現在までに約 13km を暫定的に 2 車線で供用中である。

【事業の主体】 国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所

【事業の計画】

- ①事業期間 昭和 48 年度～事業実施中
- ②延長・幅員 L = 13.98km W = 19～28m (2～4 車線)
(国道 210 号線～甘木田主丸線 未供用区間 1.1 km)
- ③取得面積 A = 35,000 m²
- ④総事業費 27,600 百万円



○あっせん等事業

国、県その他の公共的団体の委託に基づき、土地取得のあっせん等を行う。
土地開発公社は、地権者との用地交渉のみを行い土地の取得は行わない。

令和 5 年度決算額	収益	16,554 千円
	原価	6,622 千円
	差引	9,932 千円

1. 内環状道路整備事業（東櫛原町本町線） 県施行区間

【事業の概要】

本線の早期整備により、都心部に集中する自動車交通を分散し、主要な幹線道路における日常的な交通渋滞を緩和、並びに都市内交通ネットワークの確立を図るものである。

【事業の主体】 福岡県 久留米県土整備事務所

【事業の計画】

- ①事業期間 平成 29 年度～令和 6 年度
- ②延長・幅員 $L=350\text{m}$ $W=20\text{m}$
- ③取得面積 $A=5,300\text{ m}^2$
- ④総事業費 2,196 百万円

2. 主要地方道 瀬高久留米線道路整備事業

【事業の概要】

主要地方道瀬高久留米線の渋滞対策として、令和 2 年度よりバイパス整備を福岡県で事業化しており、これにより荒木駅周辺の渋滞対策と歩道空間の整備を図るものである。

【事業の主体】 福岡県 久留米県土整備事務所

【事業の計画】

- ①事業期間 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度
- ②延長・幅員 ※延長・幅員、種別
 $L=1,650\text{m}$ $W=23\text{m}$
 $L=840\text{m}$ $W=15\text{m}$
- ③取得面積 $A=\text{約 } 50,000\text{ m}^2$
- ④総事業費 10,000 百万円

3. 主要地方道 久留米柳川線道路整備事業（久留米市2工区）

【事業の概要】

主要地方道久留米柳川線の渋滞対策として、令和元年度よりバイパス事業のⅡ期を福岡県で事業化しており、これにより安武駅から三潨駅までの現道渋滞対策と歩道空間の整備を図るものである。

【事業の主体】 福岡県 久留米県土整備事務所

【事業の計画】

①事業期間 令和元年度～令和10年度

②延長・幅員 ※延長・幅員、種別
L=3,800m W=14.5m

③取得面積 A=約 25,000 m²

④総事業費 6,200 百万円

4. 主要地方道久留米柳川線 交差点改良事業

【事業の概要】

都市計画マスタープランに掲げる「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造を実現するために、地域拠点の「拠点市街地形成」と鉄道駅周辺の「交通結節機能強化」を推進するものである。

【事業の主体】 福岡県 久留米県土整備事務所

【事業の計画】

①事業期間 令和3年度～令和7年度

②事業内容 ※延長・幅員、種別
交差点改良

③取得面積 A=約 1,678 m²

④用地補償費 650 百万円

○附帯等事業

藤光産業団地の土地賃貸を行っている。

令和5年度決算額	収益	7,443 千円
	原価	878 千円
	差引	6,565 千円

1. 藤光産業団地

【事業の概要】

九州自動車道久留米インターチェンジや広川インターチェンジまでそれぞれ6kmという良好な交通アクセスや市街地に近く生活・通勤にも便利な環境を活かし、製造・物流用地として、最適な産業団地を整備し、地域経済の活性化を図るものである。

【事業の主体】久留米市土地開発公社

【事業期間】

第1期 平成19年度～平成21年度
 第2期 平成23年度～平成25年度
 分譲開始 平成24年度～

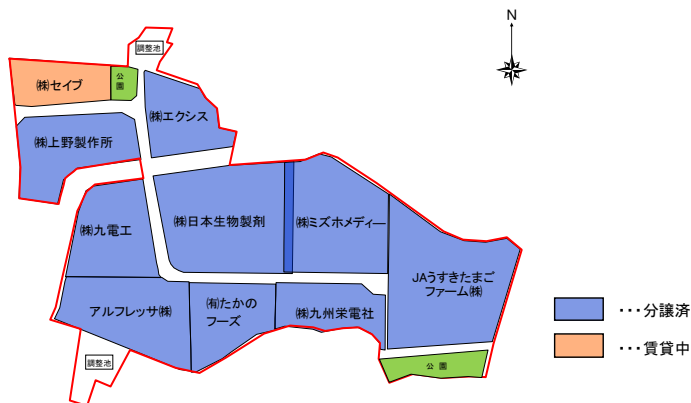
【事業の内容】

- ①場 所 久留米市藤光町、荒木町荒木 地内
- ②開発面積 101,775 m²
- ③分譲面積 81,801 m²
- ④区 画 数 10 区画（分譲9区画、賃貸1区画）
- ⑤企業数 10 社
- ⑥立地状況（令和5年度末現在）

入 居 率 100%（分譲94.7% 賃貸5.3%） ※率、割合は面積ベース

⑦総事業費 2,088 百万円

藤光産業団地



藤光産業団地【10社】

令和6年3月31日現在			
入居状況	区画数	面積(m ²)	入居率
分譲	9	77,459	94.7%
賃貸	1	4,342	5.3%
入居済計	10	81,801	100.0%

(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は次の通りである。

- ①チェックリストを用いて団体の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。
- ②チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。
- ③過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ④過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ⑤事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ⑥長期保有土地（公有用地）について今後の活用計画の有無等について検討した。
- ⑦契約手続きについて会計規程等に則った処理がなされているか検討を行った。
- ⑧過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

当外郭団体（以下、当団体）の過去５年間の財務状況の推移について述べる。

① 貸借対照表の推移

下記は、過去５年間の貸借対照表の推移である。

久留米市土地開発公社貸借対照表

(単位:円)		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
資 産 の 部						
1	流動資産					
(1)	現金及び預金	78,686,729	153,867,715	127,243,885	169,051,224	162,070,637
(2)	未収金	9,881,814	17,277,837	16,879,238	16,793,791	23,607,437
(3)	公有用地	1,570,418,964	1,956,557,263	1,530,236,368	1,182,300,604	1,037,998,898
(4)	特定土地		4,669,896	4,669,896		5,508,301
(5)	完成土地等	*1	1	1	1	1
(6)	代替地		438,436,171	438,963,568	440,198,809	441,177,227
(7)	前払金			87,147	0	0
	流動資産合計	1,658,987,508	2,570,808,883	2,118,080,103	1,808,344,429	1,670,362,501
2	固定資産					
(1)	有形固定資産					
(イ)	車両その他の運搬具		1	1	1	1
(ロ)	工具器具及び備品		1	1	1	1
(ハ)	土地	*2	114,002,577	114,002,577	114,002,577	114,002,577
	有形固定資産合計		114,002,579	114,002,579	114,002,579	114,002,579
	固定資産合計		114,002,579	114,002,579	114,002,579	114,002,579
	資産合計	1,772,990,087	2,684,811,462	2,232,082,682	1,922,347,008	1,784,365,080
負 債 の 部						
1	流動負債					
(1)	未払金	347,757,010	556,346,030	330,407,005	237,812,950	129,609,862
(2)	短期借入金	*3	1,197,218,390	1,899,855,272	1,454,777,357	1,424,293,931
(3)	未払費用		3,232	5,253	3,972	15,539
(4)	預り金		42,574	100,056	125,361	114,320
(5)	前受収益		450,320	449,700	449,700	449,700
	流動負債合計	1,545,471,526	2,456,756,311	2,003,576,561	1,693,169,340	1,554,483,352
2	固定負債					
(1)	預り金		10,941,840	10,941,840	10,941,840	10,941,840
	固定負債合計		10,941,840	10,941,840	10,941,840	10,941,840
	負債合計	1,556,413,366	2,467,698,151	2,014,518,401	1,704,111,180	1,565,425,192
資 本 の 部						
1	資本金					
(1)	基本財産	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
	資本金合計	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
2	準備金					
(1)	前期繰越準備金	209,437,018	209,576,721	210,113,311	210,564,281	211,235,828
(2)	当期純利益	139,703	536,590	450,970	671,547	704,060
	準備金合計	209,576,721	210,113,311	210,564,281	211,235,828	211,939,888
	資本合計	216,576,721	217,113,311	217,564,281	218,235,828	218,939,888
	負債資本合計	1,772,990,087	2,684,811,462	2,232,082,682	1,922,347,008	1,784,365,080
(注記)						
1	たな卸資産の評価基準及び評価方法 住宅用地はすべて個別法による原価法によっております。					
2	固定資産の減価償却の方法 有形固定資産・・・定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。					
3	消費税等の会計処理・・・税込方式によっております。					
4	貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な資産として公用車、パソコン及びその周辺機器、複写機があります。					

* 1 : 駐車場用地として短期賃貸中の藤光産業団地土地

* 2 : 事業用定期借地権設定により賃貸中の藤光産業団地土地

* 3 : 年度中は久留米市（基金）から借り入れを行い年度末に一旦返済する。

年度末は金融機関より借入を行い、翌年度の初めに返済する。その他、久留米市職員共済会（基金）からの借入も存在する。

各土地の明細は以下のとおりである。

1 公有用地明細表

事業区分	面積 ㎡	用地費 円	補償費 円	工事費 円	諸経費 円	支払利息 円	計 円
都市計画道路用地	1,900.21	125,500,812	213,292,070	0	0	10,336,879	349,129,761
道路整備事業	107.45	3,412,673	32,968,524	0	0	22,953	36,404,150
公園用地	1,669.17	127,115,577	25,059,856	0	0	41,911,899	194,087,332
その他公有地取得事業	0.00	0	0	0	0	0	0
公拡法に基づく用地	2,935.19	282,201,567	0	221,400	1,123,216	102,994,339	386,540,522
浸水対策事業用地	1,367.45	71,738,713	97,200	0	0	1,220	71,837,133
合計	7,979.47	609,969,342	271,417,650	221,400	1,123,216	155,267,290	1,037,998,898

2 代行用地明細表

事業区分	面積 ㎡	用地費 円	補償費 円	工事費 円	諸経費 円	支払利息 円	計 円
公園用地	128.00	5,458,000	0	0	50,050	251	5,508,301
合計	128.00	5,458,000	0	0	50,050	251	5,508,301

3 代替地明細表

事業区分	面積 ㎡	用地費 円	補償費 円	工事費 円	諸経費 円	支払利息 円	計 円
公拡法に基づく用地	2,456.13	437,955,451	0	638,000	801,376	1,782,400	441,177,227
合計	2,456.13	437,955,451	0	638,000	801,376	1,782,400	441,177,227

(4) 損益計算書

久留米市土地開発公社の過去5年間の損益計算書の推移は以下のとおりである。

久留米市土地開発公社損益計算書

(単位:円)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 事業収益					
(1) 公有地取得事業収益 *1	325,239,940	491,887,123	925,730,727	660,540,001	269,694,195
(2) 附帯等事業収益	6,105,732	5,960,312	6,769,509	7,376,595	7,442,777
(3) あっせん等事業収益	9,418,200	10,953,800	9,260,900	10,243,284	16,553,900
合 計	340,763,872	508,801,235	941,761,136	678,159,880	293,690,872
2 事業原価					
(1) 公有地取得事業原価 *2	314,618,303	476,274,287	897,796,047	638,302,503	261,300,513
(2) 附帯等事業原価	885,037	877,635	877,582	877,603	877,600
(3) あっせん等事業原価	8,601,143	10,044,950	8,406,817	4,097,314	6,621,560
合 計	324,104,483	487,196,872	907,080,446	643,277,420	268,799,673
事業総利益	16,659,389	21,604,363	34,680,690	34,882,460	24,891,199
3 販売費及び一般管理費	70,907,421	78,341,023	81,553,855	80,585,640	78,760,710
	0	0	0	0	0
事業損失	-54,248,032	-56,736,660	-46,873,165	-45,703,180	-53,869,511
4 事業外収益					
(1) 受取利息	1,786	1,795	358	358	358
(2) 雑収益 *3	54,471,114	69,021,537	47,381,558	46,423,023	54,623,096
合 計	54,472,900	69,023,332	47,381,916	46,423,381	54,623,454
5 事業外費用					
(1) 支払利息	85,119	78,136	57,781	48,654	49,883
合 計	85,119	78,136	57,781	48,654	49,883
経常利益	139,749	12,208,536	450,970	671,547	704,060
6 特別損失					
(1) 土地評価損		11,671,944			
(2) その他の特別損失	46	2			
合 計	46	11,671,946	0	0	0
当期利益	139,703	536,590	450,970	671,547	704,060

* 1 : 市等への事業用地売却による収入

* 2 : 市等への事業用地売却に伴う事業原価

* 3 : 市からの運営費補助金と久留米市開発公社からの負担金が主なものである

（５）久留米市土地開発公社及び（一財）久留米市開発公社のあり方検討

久留米市土地開発公社及び（一財）久留米市開発公社のあり方検討については、「両公社の違いが分かりづらい」「民間でも可能な事業である」「先行取得のメリットは薄れた」などの意見があり、平成１４年３月に、（一財）久留米市開発公社の解散（土地開発公社の統合）の方向で議論が開始され、令和４年９月１３日令和４年第４回定例会、令和４年１２月９日令和４年第５回定例会においても議員質問が行われたものの、久留米市側からの在り方に対する明確な方向性は打ち出されていない。

両公社の存続については以下のとおり、定期監査においても統廃合等の検討を行い結果を公表するようにとの意見がなされている。

令和４年度監査 意見 抜粋

総合政策部が所管する久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日本列島改造ブームなどで地価が急騰した昭和４８年に設立され、本市のまちづくりに貢献してきた。しかしながら、社会経済情勢が変化する中で、用地先行取得の必要性にも変化が生じている。そのため、全国の市町村において土地開発公社の統廃合が進められ、令和４年１月末現在、土地開発公社を設置する中核市は、全国６２市のうち３８市（６１．３％）、九州では７市のうち本市を含む３市（４２．９％）だけとなったところである。そうした状況を改めて認識し、業務の有効性や効率性を図る観点から、公社と一般財団法人久留米市開発公社（以下「財団」という。）の業務内容や団体のあり方等について、久留米市として再度検証を行われたい。その方向性としては、公社の業務について、①市へ移管できる業務（用地先行取得業務）②財団へ移管できる業務（土地分譲等業務）③廃止できる業務（管理業務）の三点から整理し、発展的に公社及び財団を統廃合等されることが望まれる。

令和５年度監査 意見 抜粋

総合政策部が所管する土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日本列島改造ブームなどで地価が急騰した昭和４８年に設立され、本市のまちづくりに貢献してきた。しかしながら、社会経済情勢が変化する中で、用地先行取得の必要性にも変化が生じている。そのため、全国の市町村において土地開発公社の統廃合が進められている。これまでも、業務の有効性や効率性を向上させる観点から、久留米市土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社の業務内容や団体のあり方等について意見してきたところである。現

在、両公社の在り方等について、組織の統廃合の視点をもちながら検討を実施しているとのことである。令和５年度中に方針を示されたい。

令和６年度監査 意見 抜粋

土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社のあり方については、以前から定期監査のヒアリングにおいて、他市の状況や業務の有効性と効率性の観点から、見直しについて意見してきた。また、令和５年度の定期監査においては、令和５年度中に方針を示すように意見している。しかしながら、統廃合を前提として検討を進めていると説明はされているものの、進展が見られないようである。については、課題整理を進めたうえで、両公社の今後について、早急に結論をまとめられたい。

今回の監査において、改めて両公社の主管部局である総合政策部へのヒアリングを行った。

その要旨は、土地取得主体としては、久留米市、久留米市土地開発公社、（一財）久留米市開発公社があり、用地取得交渉の機動性、ノウハウの蓄積、予算の継続性などの観点から久留米市土地開発公社、（一財）久留米市開発公社にはメリットがある。また、都市建設部用地課、久留米市土地開発公社、（一財）久留米市開発公社を同一事務所に所在させ、職員を併任することで効果的・効率的な業務運営を行っている。しかしながら、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、統廃合等によって生じる課題の整理を行いながら、両公社のあり方について検討している、というものであった。

（６）長期保有土地の推移（公有用地）

①長期保有土地全体像

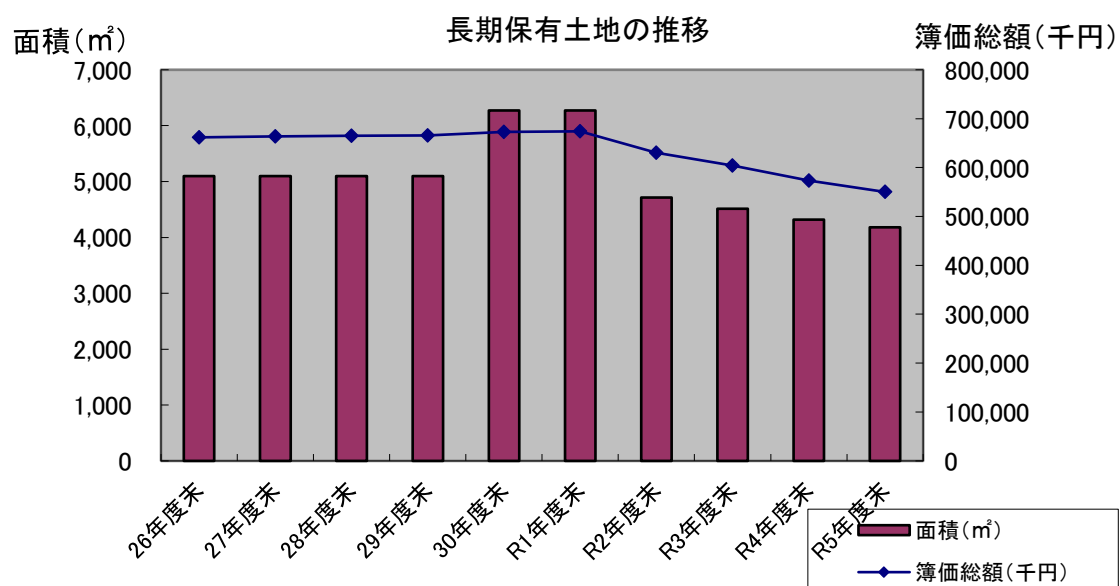
久留米市土地開発公社において長期保有土地は取得から５年以上経過する土地と定義する。

長期保有土地の推移は以下のとおりである。

令和５年度末の長期保有土地は５件、４,１８１平方メートル、簿価総額５億５千万円である。

長期保有土地は、令和元年をピークに減少傾向にある。

時点	件数	面積（㎡）	簿価総額（千円）
平成２６年度末	７	５,０９９	６６２,０９１
２７年度末	７	５,０９９	６６３,６９９
２８年度末	７	５,０９９	６６４,９４６
２９年度末	７	５,０９９	６６６,０００
３０年度末	７	６,２６９	６７３,１８０
令和元年度末	７	６,２６９	６７４,１３０
２年度末	６	４,７１２	６３０,４１９
３年度末	５	４,５１３	６０４,２３３
４年度末	５	４,３１８	５７３,５４９
５年度末	５	４,１８１	５５０,１５０

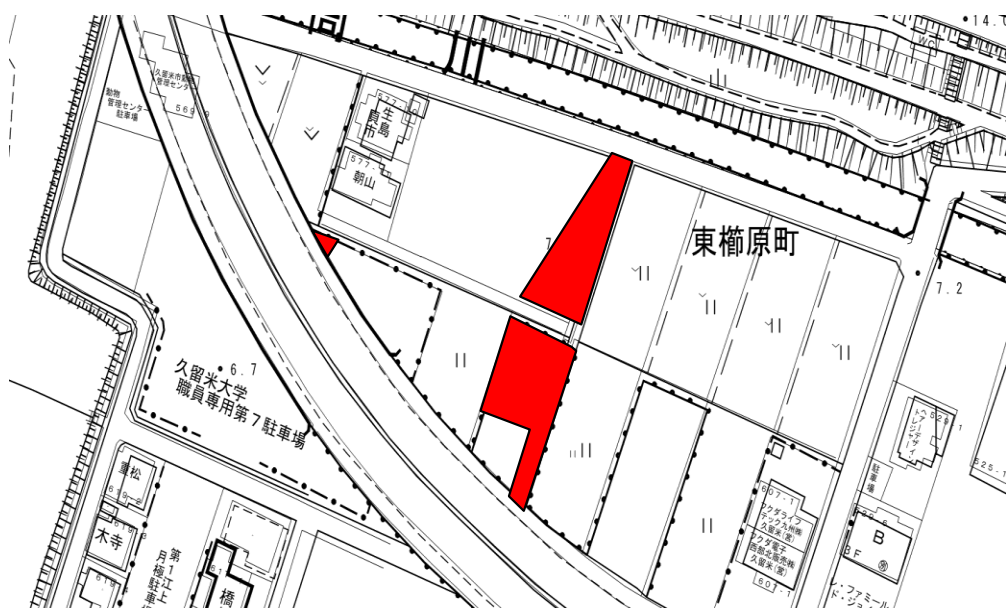


(ア) 都市計画道路東櫛原小森野線

最初の取得は平成5年8月で、令和6年3月末の面積は175.80㎡、取得価額22,073千円、利息9,900千円、簿価が31,982千円である。

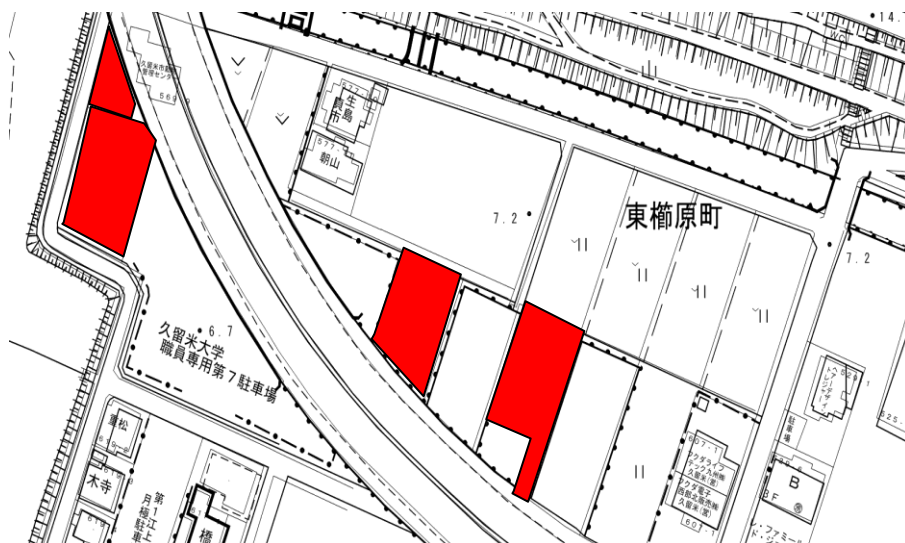
(イ) 都市計画（公園）筑後川公園

最初の取得は平成元年３月で、令和６年３月末の面積は1,070㎡、
取得価額 89,782 千円、利息 41,844 千円、簿価が 131,627 千円である。



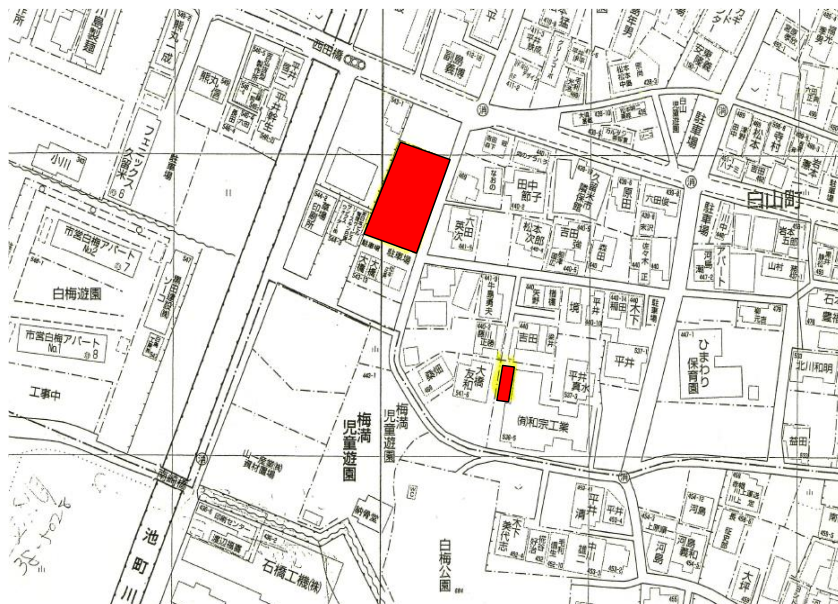
(ウ) 都市計画（公園）筑後川公園 公拡法事業（筑後川公園）

最初の取得は平成5年6月で、令和6年3月末の面積は2,076㎡、
取得価額 244,303 千円、利息 67,760 千円、簿価が 312,063 千円である。



(エ) 公拡法事業（都市計画道路東町豆津線）

令和 6 年 3 月末の面積は 560.07 m²、取得価額 32,283 千円、利息 11,797 千円、簿価が 44,081 千円である。



上記（ア）都市計画道路東櫛原小森野線、（イ）都市計画（公園）筑後川公園（ウ）都市計画（公園）筑後川公園 公拡法事業（筑後川公園）については、筒川流域浸水対策計画用地として、久留米市及び久留米市企業局上下水道部へ売却される予定である。

筒川流域浸水対策計画用地の対象となっていない都市計画道路東櫛原小森野線の西側の 3 筆については、民間への売却を検討されている。

(参考)

筒川流域浸水対策計画の概要

久留米市では平成30年以降、豪雨災害が令和4年を除き毎年のように7月や8月に発生し、甚大な被害を及ぼした。

特に筒川流域の東櫛原地域、合川地域などは家屋の浸水被害が続いているため、流域の浸水被害を軽減する目的で、貯留施設、新規排水機場、護岸かさ上げ及び逆流防止施設等の整備を行っている。筒川流域浸水対策予算は、計54.9億円であり、令和3年から令和12年の10カ年にわたり実施している。

主な浸水対策事業は下記の5事業であるが、土地開発公社が所有する上記3事業用地と民地を買収して、1.の筒川下流雨水貯留施設を整備する。

1. 筒川下流雨水貯留施設整備
2. 新規排水機場整備
3. 筒川護岸かさ上げ
4. 逆流防止施設設置
5. バイパス水路整備

筒川流域浸水対策計画図（案）

※令和6年8月時点
対策目標：令和元年7月大雨に対する浸水被害の軽減



(7) 契約手続き

① 手続規定

当団体の業務に係る契約は、久留米市土地開発公社業務方法書（以下、「業務方法書」）によるほか、久留米市土地開発公社財務規程（以下、「規程」）にて、久留米市契約事務規則（以下、「規則」）が準用されている（規程第 51 条）。

② 取得価格等の基準

業務方法書に、土地の取得価格・処分価格の基準が定められている。これによると、取得価格は、地価公示法第 6 条の規定による公示価格を基準として算定した価格及び久留米市の公共用地の取得に伴う損失補償基準・細則を基準として算出した価格をもって取得することとされている。

③ 令和 5 年度における用地取得契約

令和 5 年度の当団体の下記契約手続の適法性及び契約書の内容について調査を行ったところ、手続き及び契約書の内容は上記基準に則ってなされていた。

（単位：円）

内環状道路整備事業（都市計画道路 3・4・19-11 号東櫛原町本町線）土地売買契約	5,162,155
内環状道路整備事業（都市計画道路 3・4・19-11 号東櫛原町本町線）物件移転補償契約	1,929,484
筒川流域浸水対策事業 土地売買契約	44,290,333
筒川流域浸水対策事業 損失補償契約	48,600
久留米市小郡都市計画公園 3・3・301 号 高山公園整備事業 土地売買契約	21,908,444
中心拠点・地域生活拠点整備事業 土地売買契約	14,827,327
公園長寿命化事業（中央公園用地）土地売買契約	2,765,200

(8) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

平成27年度の監査の指摘事項 意見についての対応状況

ページ	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
46	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1) 指摘事項 ①経営成績について 赤字体質の改善が急務である。久留米市土地開発公社の経費削減は必須であるが、それでも達成できない場合は販売手数料の増額などの対応が必要である。	指摘	引き続き経費節減に努めてきたところですが、土地開発公社の業務は法律上の制限もあるなかで、現時点での新たな手法を見出すまでに至っていません。今後も市と協議を重ね、検討してまいります。	検討中
46	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1) 指摘事項 ②筑後川公園関連用地について 都市計画道路東櫛原小森野線に接するが、道路と土地との間には数メートルの段差があり利用は困難な状況である。さらに、周囲を田に囲まれており、取付道路が確保できていない。 地図からもわかる通り、土地が飛び地となっており久留米市及び久留米市土地開発公社の土地と一体として公園として利用するにはさらなる買い増しが必要となる。	指摘	公園整備の方針について検討した結果、近隣に公園が整備されていることで、公園機能は充足し整備の必要性は無いものと判断しております。R2年度には都市計画公園区域からの除外を行っており、現在、浸水対策施設用地としての土地活用の方針が決定しており、令和6年度中に買戻しを行う予定で調整を進めております。	検討中

	このような状況になることは道路建設計画時点で予測できたと思われる。 取得から 20 年超、放置されているが、久留米市側は当該土地の利用及び買い戻しの方針、期限が明確でない。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買い戻しの期限を明確にするべきである。			
47	第 5 章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1) 指摘事項 ③都市計画道路東町豆津線関連代替地ア. 当該土地は代替地としての所有を開始したが、既に道路は完成し代替地としての利用は必要ない状況である。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買い戻しの期限を明確にするべきである。	指摘	当該土地の一部(541-5番地)に関しては、令和3年3月19日付で事業用地の必要性が無いものとして、土地開発公社へ当該用地の処分の依頼を行っており、令和4年11月15日に売却が完了しております。 残りの土地(543-2番地、543-3番地)に関しては、現在、他部局が所管する施設利用者駐車場として利用・管理をしています。今後、活用について関係部局で協議して買い戻し時期を検討してまいります。	検討中
47	第 5 章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1) 指摘事項	指摘	当該土地の一部(541-5番地)に関しては、令和3年3月19日付で事業用地の必要性が無いも	検討中

	③都市計画道路東町豆津線 関連代替地イ.久留米市にお いては、全庁的に当該土地の 活用方法等を検討するべき である。		のとして、土地開発公 社へ当該用地の処分の 依頼を行っており、令 和 4 年 11 月 15 日に売 却が完了しております。 残りの土地（543-2 番 地、543-3 番地）に関し ては、現在、他部局が所 管する施設利用者駐車 場として利用・管理を しています。今後、活用 について関係部局で協 議して買戻し時期を検 討してまいります。	
47	第 5 章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 （1）指摘事項 ④久留米市土地開発公社と （一財）久留米市開発公社の 在り方に関する検討につい て （一財）久留米市開発公社 の在り方に関する検討が平 成 14 年 3 月に行われてか ら既に十数年が経過したが、 現在まで結論を出せずにい る。その間公社を取り巻く環 境は変化し、第三セクターに 対する国の対応も変化して いるがそれらを踏まえ出来 るだけ早期に結論を出し、結 論への対応を行う必要があ	指摘	土地公社は、市の事業 に必要な公共用地の取 得について柔軟な対応 が可能であること、財 団公社は市の発展に向 けた独自の開発が行え る等、両公社の事業は 市の円滑な事業進捗、 発展に資するもので す。しかしながら、社会 環境や公社の役割の変 化を踏まえ、両公社の あり方について統廃合 等を含めて検討してい るところです。	

	る。			
47	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ①ホームアルカディア宮ノ陣開発事業について 現在残る未分譲地は住宅用地、業務用地それぞれ1区画である。既に販売した区画よりも条件が劣る部分もあると考えられるので、既販売区画との条件の整合性を図りながらも、許す限りにおいて価格を見直し、完売へ向けて取り組むべきと考えられる。	意見	平成27年度の住宅用地分譲、平成28年度の業務用地分譲をもって、ホームアルカディア宮ノ陣開発事業用地は完売いたしました。	
47	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ②役員構成について 役員構成が全て久留米市の内部者のみの構成であることから、第三者の視点が入っておらずガバナンスの面が弱いと考えられる。他都市の土地開発公社では、弁護士、公認会計士、商工会会頭、学識経験者等の第三者を役員に加えている例もあり、久留米市土地開発公社でも第三者を入れることで団体の透明性を高める努力が必要	意見	役員の任命については、定款第7条において「久留米市長が任命する」と定められており、市長は、地域の秩序ある整備を最重点に、理事としての経営責任も考慮しながら、市長部局における関連部局の長を公社役員として任命しているという状況です。 公社事業の情報公開や法人ガバナンス強化を促進するための外部役員の参画については、従前より課題として認	

	である。		識しております。引き続き、両公社の在り方と併せて検討してまいります。	
47	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ③職員について 久留米市土地開発公社の業務量(取得面積、取得金額)については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ッ門地区の土地の取得があった平成13年度は約40億円であったが平成26年度は2億3千万円と約95%減少している。 一方で、同年の所属人数は、平成13年度は27人、平成26年度は24人と3人減(11%減)にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。	意見	公共事業は政策的に変動があるため、時期により増減があるものの、業務量は取得金額や面積に必ずしも比例するものではありません。また、業務に応じて適正な人事配置を図るよう努めております。	意見に対する見解
47	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ③職員について	意見	ご指摘を十分に踏まえ、最小の経費で最大の効果を挙げるができるよう、今後とも適正な人員と効率的な	意見に対する見解

	久留米市土地開発公社の業務量(取得面積、取得金額)については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ッ門地区の土地の取得があった平成13年度は約40億円であったが平成26年度は2億3千万円と約95%減少している。 一方で、同年の所属人数は、平成13年度は27人、平成26年度は24人と3人減(11%減)にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。		業務執行に向けた取り組みを進めてまいります。	
48	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ④人件費について 久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。	意見	職員が2つの組織を併任している現行の体制においては、毎年異なる業務割合を見通すことができないため、現時点では、それぞれの会計年度末時点において、各職員における各組織での業務量に応じた人件費を按分清算せざるを得ない状況です。	意見に対する見解

48	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ④人件費について 久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。	意見	久留米市土地開発公社及び(一財)久留米開発公社に対しては、事務事業の円滑な遂行と職員の効率的な配置の観点から「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市職員を派遣しているところです。派遣職員のうち、市の都市建設部用地課との併任職員については、双方の業務に携わっていることから、業務量に応じた適正な費用負担を行う必要があります。そこで、併任している職員の給与等については、事務の効率化のため一旦市が全額支給し、年度末に精算する方法を取っているところです。	意見に対する見解
48	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑤併任の状況について 第三セクターは独自に職員を採用することで、地方公共団体の人事異動に影響されずにより効果的に事業継続ができるというメリット	意見	会計基準の見直しや業務手順のマニュアル化など、適宜、規程や基準の見直し等を行っております。 今後も必要に応じて例規等の見直し等を行ってまいります。	検討中

	がある。しかし、久留米市土地開発公社にはプロパー職員はおらず、（一財）久留米市開発公社で採用された職員１名が久留米市土地開発公社への併任により両公社の業務を遂行している。 両公社の職員の大半は久留米市の人事異動で配置された市職員であるため、業務上のノウハウ等は運用基準や業務基準などによって伝承が図られている。 今後も事業を継続するのであれば、より一層の運用基準や業務基準の策定を行うべきである。			
48	第５章 各外郭団体別 各論 １．久留米市土地開発公社 ２ 監査の結果 （２）意見 ⑥土地の賃貸について 平成２６年度附帯事業収益には、久留米市職員共済会へ動物管理センター職員駐車場として月額 １,８００ 円/１台で貸付けた収益が年間 １０６ 千円ある。 これは、久留米市土地開発公社の保有地を、久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき共済会に月額 １,８００ 円で貸付け、これを共済会が久	意見	現在は、職員駐車場用地としての貸付けは行っておりません。	措置 済

	留米市職員に貸付けている土地の利用料収入である。 久留米市土地開発公社が久留米市の基準にならない格安で土地を賃貸している理由が不明である。			
49	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑦公有地取得事業について 公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。 公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。	意見	国・県交付金は事業推進のための制度であり、積極的な活用は事業推進のために必要です。 公有地の取得については、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、両公社のあり方と併せて検討してまいります。	意見に対する見解

49	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑦公有地取得事業について 公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。 公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。 公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。	意見	国・県交付金などの積極的な活用は、歳入財源確保のために全庁挙げて取り組みを進めております。そのような中で、土地開発公社による公有地取得事業は、効果的・効率的に財源を確保する有効な手段であることから、引き続き積極的に活用してまいります。	意見に対する見解
49	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑧土地の先行取得について	意見	土地開発公社による先行取得については、価格が高騰する前に用地を取得する価格面での効果は逡減しているも	意見に対する見解

	土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。		のの、機動的な用地取得の実施などのメリットもあると考えております。 今後、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、両公社のあり方と併せて検討してまいります。	
49	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑧土地の先行取得について 土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。	意見	土地開発公社による先行取得については、価格が高騰する前に用地を取得する価格面での効果は逓減しているものの、機動的な用地取得の実施や公拡法活用による地権者への減税効果などのメリットもあることから、引き続き有効に活用してまいります。	意見に対する見解
49	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑨都市計画道路合川町津福今町線関連用地について 土地取得からの経過年数が34年と非常に長く、土地簿価のうち約77%の82,124千円が利息累計となっている状況で当初の取得費用よりも利息累計の方が多額となっている状況である。出来	意見	令和6年5月までに土地開発公社による先行取得した用地につきましては、全ての買戻しが完了しております。	意見に対する見解

	るだけ早く周辺用地の取得を行い、事業化を進めることが望まれる。			
49	第5章 各外郭団体別 各論 1. 久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑩土地開発基金等について 久留米市が大規模な土地を直接購入するための制度として、土地開発基金約 29 億円が存在するが、平成 22 年度以降、土地取得のための基金活用は行われていない。久留米市は、大規模な土地を取得する制度として土地開発基金に加え、久留米市土地開発公社を設立している。これらの制度を個々に検討するのではなく、土地を取得する際のそれぞれの利便性を検討した上で、(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社及び土地開発基金のあり方を総合的に判断すべきものとする。	意見	今後、両公社のあり方の検討を行うなかで、公共用地の取得に関する基金のあり方についても併せて整理してまいります。	意見に対する見解

(9) 結果

i) 指摘事項

(指摘1) 久留米市土地開発公社、(一財) 久留米市開発公社のあり方の早急な検討と結果の公表

久留米市土地開発公社、(一財) 久留米市開発公社のあり方については、長年両公社の役割がわからない、公社が2つも必要ないなどという観点から、市民の意見、議会での質問、監査委員からの意見、包括外部監査の意見などが出されてきたが、市側からの見解が出されていない状況が継続している。今回の監査時のヒアリングにおいて市から、「土地公社は、市の事業に必要な公共用地の取得について柔軟な対応が可能であること、財団公社は市の発展に向けた独自の開発が行える等、両公社の事業は市の円滑な事業進捗、発展に資するものです。しかしながら、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、両公社のあり方について統廃合等を含めて検討しているところです。」との回答は得たもののいつを期限に等明確な時期等は回答を得られなかった。

当該課題については、議会、監査委員、包括外部監査などで質問・議論されてきたがその結論は出ていない。

今回監査を実施し、両公社については、公共用地の先行取得や独自の開発事業という役割を担い、市の発展を支える事業推進の下支えをしてきており、その役割は、十分に果たされてきたと考えられる。

一方で、長期保有土地の問題を抱えており、その土地利活用については、今後の課題として残されている。また、人口減少に代表されるように、今後、社会情勢が大きく変化していくことは、必然であり、大規模事業の実施を前提とする両公社の存在については、早期に見直す必要があると考える。

両公社のあり方の見直しにあたっては、以下の点も考慮しながら、市としての見解を早期に示し、社会環境の変化に的確に対応する必要がある。

- ・両公社は、固定資産を多く保有しており、あり方を見直すためには、その資産の取扱いについての整理が必要である。
- ・両公社は、設立に関する法令が異なるため、両公社の統廃合等についてはより詳細な分析の上、結論を整理することが必要である。

検討の結果、現状のまま2公社体制を継続するにしても、市側の見解を早期に示し、定期的に見直すことが必要である。

（指摘２）長期保有土地の利活用の検討

筒川治水事業に長期保有土地を転用すれば久留米市土地開発公社の長期保有土地の大部分が減少するが、公拡法事業（都市計画道路東町豆津線）の事業用地は長期保有土地として残ることとなる。

この土地は取得から３０年近く経過し、取得価額もさることながら利息費用も多額に計上され用地の簿価が毎年積みあがっている状況にある。

久留米市は全庁的にその利活用法を検討する必要がある。

ii）意見

（意見４）筑後川公園用地活用に係る取引

筑後川公園用地については、用途を変更し筒川下流貯留施設の事業用地等として久留米市企業局上下水道部へ売却して活用する予定となっているが、長年保有することにより生じた利息費用、諸経費を加算した簿価にて売却しなければならないという公有地拡大推進法第１７条１項の規定がある一方、先行取得の目的は公園用地であったことから、久留米市企業局上下水道部が先行取得を依頼したわけではないため、企業局は長期間保有により生じた利息等の費用を負担する必要はなく、追加取得する土地と同等の時価での取引が行わなければならない。

2. 一般財団法人 久留米市開発公社

(1) 団体の概要

市所管課	総合政策部総合政策課
所在地	久留米市中央町 37-20
設立年月日	昭和 37 年 11 月 27 日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
設立目的	久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のため必要な事業を行い、もって市勢の発展に貢献することを目的とする。(定款 第3条)
出資金等	資本金・基本財産：1,800 千円
内、市の出資割合(%)	1,800 千円 (100%)
主な事業内容	・産業団地（宅地等）の売却・賃貸 ・公社会館・JR 荒木駅前駐車場の管理運営（賃貸） ・久留米市が事業主体となり整備を進める新たな産業団地の受託事業
所管課から見た課題	・久留米市土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社のあり方の検討 関係部局が実施する事業への影響など、統廃合等によって生じる課題等の整理、保有財産の取扱い等の課題への対応について、法的な整理や他自治体での対応方法などの調査を踏まえ、検討を進めていく必要がある。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※1
経常収益	388,833	291,363	299,131	417,963	555,060
経常費用	336,263	238,731	243,459	390,509	591,513
経常損益	52,570	52,632	55,672	27,454	▲36,453

※1 令和5年度の経常損失は、割賦販売における「延払基準」の経過措置が終了したことにより繰り延べていた割賦分譲に係る後年度分の収益・費用を一括計上した影響によるもの。

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理 料	貸付	損失補償 ※1
—	—	25,740	—	—	1,246,000

※1 令和5年度久留米市予算額を記載。

(市の人的関与の状況)

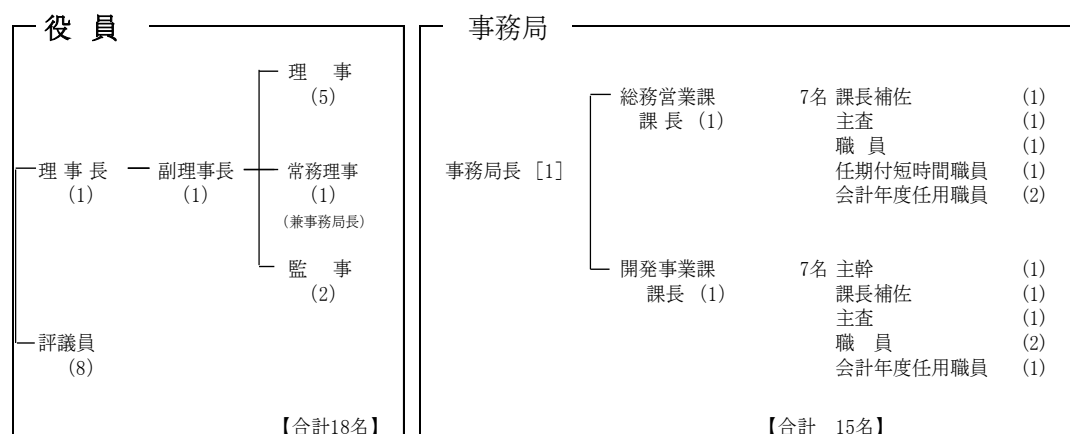
(令和5年4月1日現在)

役員	2名	うち市派遣 0名、市OB 2名 ※土地開発公社との併任
職員※1	11名	うち市派遣 8名、市OB 2名 ※土地開発公社との併任 (事務局長は常務理事を兼ねており再掲)

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)

令和6年4月1日現在



※事務局長、総務営業課職員及び開発事業課職員は、久留米市土地開発公社と併任。

(事業内容の詳細：令和5年度)

○土地造成事業（産業団地の売却）

令和5年度決算額	収益	347,931 千円
	原価	430,103 千円
	差引	▲82,172 千円 ^{※3}

※3 分譲開始後、その後の地価下落により分譲価格の見直しを迫られ、土地価格の原価割れが発生した。令和5年度については、割賦販売における「延払基準」の経過措置終了に伴い、後年度分の収入・費用を一括計上したことにより、大幅なマイナスとなった。

○附帯等事業（産業団地の賃貸）

令和5年度決算額	収益	120,555 千円
	原価	20,156 千円
	差引	100,399 千円

1. 久留米・広川新産業団地（一部、附帯等事業を含む）

【事業の概要】

平成10年度の広川インター開設に伴い、広域的な流通拠点の開発を行うことによって、商工業の振興を図るとともに市南部地区の地域振興に資する。

【事業期間】

平成8年度～平成17年度 取得造成
平成17年度～ 分譲開始

【事業の内容】

①場 所 久留米市荒木町藤田、八女郡広川町大字藤田

久留米エリア 広川町エリア

②開発面積 295,052 m² 147,722 m² 147,330 m²

③分譲面積 232,414 m² 115,606 m² 116,808 m²

④区 画 数 31 区画 18 区画 13 区画

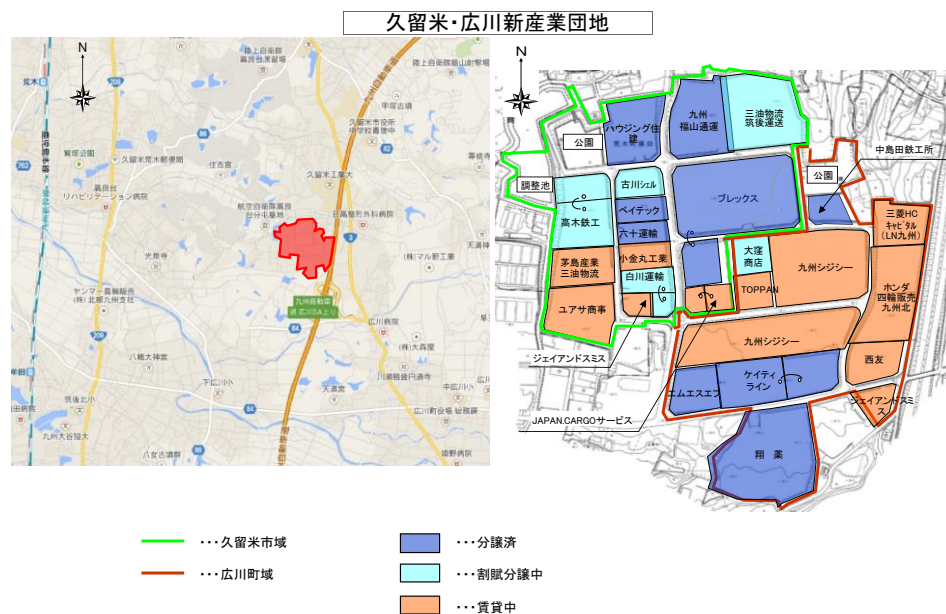
⑤企業数 26 社

⑥立地状況（R5年度末現在）

入居率 100%（分譲 44.1%、割賦分譲 15.4%、賃貸 40.5%）

※率、割合は面積ベース

⑦総事業費 8,148,119 千円



入居状況	久留米地区〔15社〕			広川地区〔11社〕			計〔26社〕		
	区画数	面積(m ²)	入居率	区画数	面積(m ²)	入居率	区画数	面積(m ²)	入居率
分譲	6	57,920	50.1%	5	44,523	38.1%	11	102,443	44.1%
割賦分譲	6	32,326	28.0%	1	3,555	3.0%	7	35,881	15.4%
賃貸	6	25,360	21.9%	7	68,730	58.8%	13	94,090	40.5%
入居済計	18	115,606	100.0%	13	116,808	100.0%	31	232,414	100.0%

※複数の区画に1つの企業が入居しているケース（高木鉄工、プレックス、白川運輸、JAPAN CARGO サービス、九州シジシー、ケイティライン）や、1つの区画に複数の企業が入居しているケース（三油物流・筑後運送、茅島産業・三油物流）があるため、企業数と区画数は一致しない。

2. 久留米ビジネスパーク

【事業の概要】

中小企業基盤整備機構（旧地域振興整備公団）が事業主体となり、企業のオフィス等の受け皿を整備し、平成12年から分譲・賃貸を開始した。中小企業基盤整備機構の事業からの撤退に伴い、久留米市開発公社が土地7区画を引き継いだ。

引き継いだ土地のうち4区画は分譲済であり、残る土地3区画については現在も賃貸を継続している。

【引継ぎ状況】

平成20年度 賃貸中土地5区画の引継ぎ

うち2区画は平成27年度と平成28年度に分譲済

平成23年度 更地2区画の引継ぎ 平成24年度と平成25年度に分譲済

【事業の内容】

①場 所 久留米市宮ノ陣三丁目、四丁目地内

②分譲面積 212,752 m²（住宅用地は除く）

③区 画 数 30 区画

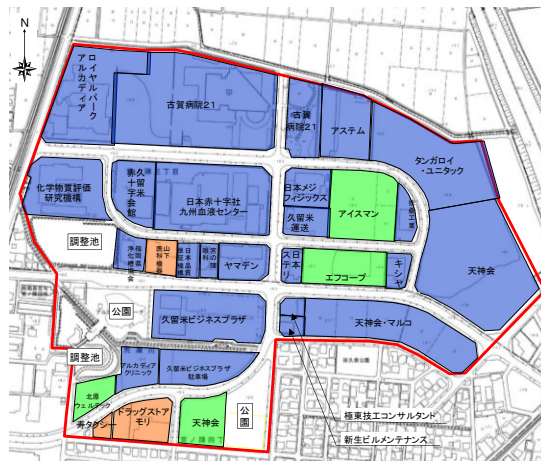
④企 業 数 28 社

⑤立地状況（令和5年度末現在）

入居率 100%（分譲 96.3%、賃貸 3.7%）※率、割合は面積ベース

⑥総事業費 1,022,341 千円（7区画引継ぎ価格）

久留米ビジネスパーク



久留米ビジネスパーク〔28社〕

令和6年3月31日現在

入居状況	区画数	面積(m ²)	入居率
分譲	27	204,950	96.3%
賃貸	3	7,802	3.7%
入居済計	30	212,752	100.0%

…分譲済(23区画: 中小機構による分譲)

…分譲済(4区画: 中小機構から引継ぎ後、分譲)

…賃貸中(3区画: H20年度 中小機構から引継ぎ)

3. ガス工場跡地

【事業の概要】

ガス工場跡地を取得し、企業誘致を行うことにより、商工業の振興を図り、雇用の増加並びに地域振興に資する。

【事業期間】

平成20年12月 用地取得

平成21年3月 分譲

平成22年3月～令和6年9月（15年） 割賦期間

【事業の内容】

①場 所 久留米市津福本町

②開発面積 17,298.78 m²

③一括分譲面積 （1区画）10,554.82 m²

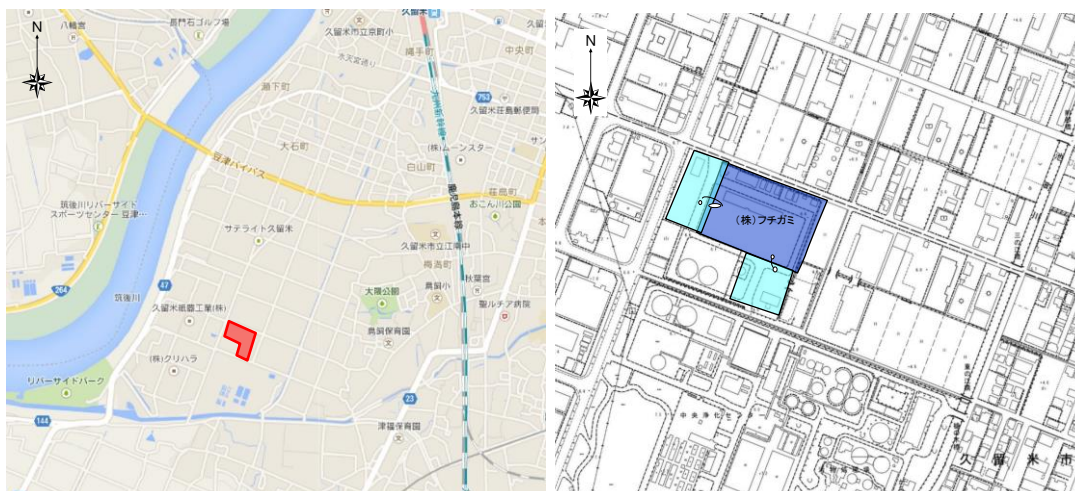
④割賦分譲面積 （2区画）6,743.96 m²

⑤企業数 1社

⑥立地状況（令和5年度末現在） 入居率 100%

⑦総事業費 403,135 千円

ガス工場跡地



ガス工場跡地〔1社〕

令和6年3月31日現在			
入居状況	区画数	面積(m ²)	入居率
分譲	1	10,555	61.0%
割賦分譲	2	6,744	39.0%
入居済計	3	17,299	100.0%

■ …分譲済
■ …割賦分譲中

4. 合川ハイテクパーク

【事業の概要】

産業支援基盤施設「久留米リサーチセンタービル」や、福岡県工業技術センター「生物食品研究所」、県人材教育施設を中核として、研究機能、次世代産業、オフィス機能などの開発拠点形成のために整備した。現在、当社は久留米リサーチパークに土地を賃貸している。同社は当該土地上に施設を建築し、バイオ関連企業に賃貸している。

【事業期間】

平成3年度～平成6年度 取得造成

平成6年度～ 分譲開始

【事業の内容】

①場 所 合川町

②開発面積 64,488 m²

③分譲面積 40,145 m²

④区 画 数 9 区画

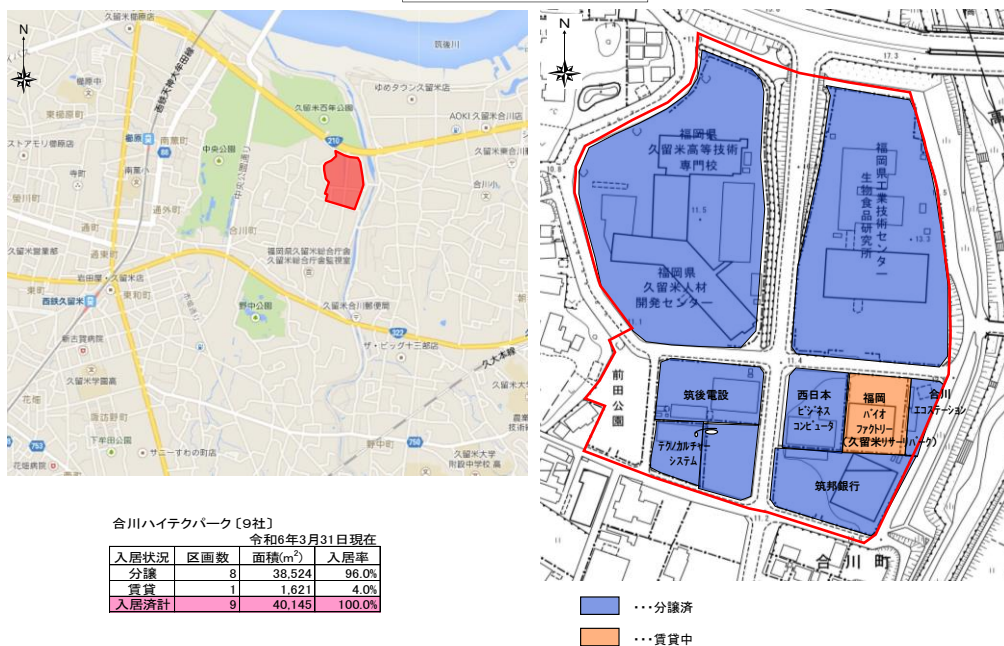
⑤企 業 数 9 社

⑥立地状況（令和5年度末現在）

入居率 100.0%（分譲 96.0% 賃貸 4.0%）※率、割合は面積ベース

⑦総事業費 4,175,980 千円

合川ハイテクパーク



○関連施設運営事業

令和5年度決算額	収益	26,871 千円
	原価	17,581 千円
	差引	9,290 千円

1 公社会館賃貸事業

【事業の概要】

4者協定（久留米市・市労連・市共済会・当財団公社）に基づいて建設した公社会館を、公益団体等（市労連・市共済会）へ賃貸を行う事業。

【事業期間】

平成8年2月 建築

平成8年4月～ 供用開始

【事業の内容】

①場 所 久留米市中央町 23 -16

②敷地面積 1,198 m²（久留米市から無償賃貸）

③延床面積 1,404 m²（約 425 坪）

④構 造 鉄筋コンクリート造 3階建

⑤総事業費

建 設 費 283,498 千円 開発公社自己資金 85,498 千円：30%

建設協力金（市労連・共済会）198,000 千円：70%

⑥投資額の回収状況 283,498 千円（100%）（令和5年度末）

⑦修繕引当金の積立総額 46,412 千円（令和5年度末）

公社会館



建物外観



2階共用部分



3階共用部分

2. 駐車場運営事業

【事業の概要】

ツインドリーム荒木（集合住宅）の建設に伴い、J R 荒木駅隣接地に公社直営の時間貸し及び月極駐車場を運営することにより、交通の利便性の確保を図る。

【事業期間】

平成 1 1 年 2 月 建築

平成 1 1 年 4 月～ 供用開始

【事業の内容】

①場 所 久留米市荒木町白口

②敷地面積 1,178.43 m²

③構 造 鉄骨プレハブ 2 階建て 自走式駐車場（耐用年数 31 年）

④運用形態 月極及び時間貸

⑤収容台数 1 階 44 台 2 階 45 台 【合計】 89 台

（運用形態別）月極 60 台 時間貸 29 台 【合計】 89 台

⑥駐車料金 月極 7,700 円

時間貸 30 分 50 円 5 時間超 24 時間まで 500 円

⑦総事業費 108,204 千円（土地・建物）

⑧投資額の回収状況 105,878 千円（97.9%） 令和 5 年度末

○受託事業

令和5年度決算額	収益	25,740 千円
	原価	26,124 千円
	差引	▲ 384 千円※4

※4 用地交渉が難航し、事業エリアの確定ができなかったことから、エリア確定後実施予定であった調査等事業が未実施となり、委託料支出及び受託事務費収入が減額となった。そのため、固定費（車両やPCのリース料等）を賄えず、本事業単体では赤字となったもの。

1.（仮称）藤光東部産業団地受託事業

【事業の概要】

市を事業主体とする新たな産業団地整備の受託事業である。整備推進により、地域経済の活性化や雇用の創出を図る。

【事業の内容】

- ①受託期間 令和3年度～
- ②予定地 藤光町・上津町
- ③受託の内容 調査、設計等の業務委託に関する事務
- ④各年度の受託事業
 - ・令和3年度 測量・基本設計業務、交通影響等調査業務
 - ・令和4年度 物件移転補償算定業務、土地鑑定意見書作成業務
 - ・令和5年度 用地取得支援業務

○その他（販管費及び一般管理費に係る事業）

1. 公共施設等引継処分事業

令和5年度決算額 経費 18,674 千円

【事業の概要】

過去に財団公社が実施した住宅団地整備事業等に伴い整備を行なった公共施設のうち、市への引継ぎができていない排水施設や法面等が存置している。

平成27年度より久留米市等への引継ぎ及び不用施設の用途廃止等を実施しており、令和5年度末までに5件の処分が完了し残り6件となった。これらの物件については、固定資産税や除草等の維持管理経費が発生している。今後も引き続き、引継処分事業を推進し公社の経営健全化を図る。

【物件の概要】 残6件（令和5年度末現在）

安武団地（昭和42年～昭和44年整備）

①財団公社下水道施設

下水道管：口径150mm～250mm 延長2,896m

廃止済延長 2,196.8m（進捗率75.9%）

②沈殿槽用地 1筆 195.41 m²

青峰団地（昭和41年～昭和46年整備）

①青峰一丁目 松本墓地東（法面） 1筆 178.92 m²

②高良内町 青峰小学校南（法面） 1筆 4,776.74 m²

③高良内町 汐井川池南（法面） 1筆 2,305 m²

④高良内町 汐井川公園南（法面） 1筆 468 m²

(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は次の通りである。

- ①チェックリストを用いて団体の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。
- ②チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。
- ③過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ④過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ⑤事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ⑥事業残地について今後の活用計画の有無等について検討した。
- ⑦契約手続きについて会計規程等に則った処理がなされているか検討を行った。
- ⑧過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

当外郭団体（以下、当団体）の過去5年間の財務状況の推移について述べる。

①要約貸借対照表の推移

下記は、過去5年間の貸借対照表の推移を要約したものである。

一般財団法人久留米市開発公社貸借対照表

(単位:円)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
資 産 の 部					
1 流動資産					
(1) 現金及び預金	217,194,375	182,865,489	204,206,062	247,522,209	296,315,091
(2) 未収金	112,274,000	103,410,866	116,889,319	100,881,813	401,487,220
(3) 完成土地等	496,534,670	552,111,977	495,389,676	530,279,481	10,000
(4) 前払金	6,846	122,254	119,390	119,005	136,890
(5) 立替金	305,643	108,083	0	1	0
流動資産合計	826,315,534	838,618,669	816,604,447	878,802,509	697,949,201
2 固定資産					
(1) 有形固定資産					
(イ) 建物又はその付属設備	114,863,983	112,352,885	109,841,787	107,330,689	104,819,591
(ロ) 構築物	18,739,740	17,260,680	15,781,620	14,302,560	12,823,500
(ハ) 工具器具及び備品	212,018	201,083	190,148	179,213	168,278
(ニ) 土地	4,028,693,462	3,860,569,731	3,860,569,731	3,609,491,112	3,709,658,018
有形固定資産合計	4,162,509,203	3,990,384,379	3,986,383,286	3,731,303,574	3,827,469,387
(2) 投資その他の資産					
(イ) 投資有価証券	209,410,214	209,402,024	209,393,834	175,583,117	159,241,878
(ロ) 差入保証金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
投資その他の資産合計	219,410,214	219,402,024	219,393,834	185,583,117	169,241,878
固定資産合計	4,381,919,417	4,209,786,403	4,205,777,120	3,916,886,691	3,996,711,265
資産合計	5,208,234,951	5,048,405,072	5,022,381,567	4,795,689,200	4,694,660,466
負 債 の 部					
1 流動負債					
(1) 未払金	8,380,475	14,811,596	55,056,130	16,399,281	32,440,100
(2) 短期借入金	1,782,000,000	1,566,000,000	1,437,000,000	1,233,000,000	1,140,000,000
(3) 未払費用	1,518,940	1,252,550	776,657	633,686	492,261
(4) 前受金	46,200	123,200	46,200	46,200	15,400
(5) 預り金	126,201	125,828	152,292	150,336	152,279
(6) 前受収益	11,252,370	10,790,750	10,790,750	10,092,000	10,092,000
流動負債合計	1,803,324,186	1,593,103,924	1,503,822,029	1,260,321,503	1,183,192,040
2 固定負債					
(1) 引当金	44,112,762	53,047,407	60,265,490	62,283,697	64,878,151
(2) 預り金	295,706,650	284,530,750	284,898,700	272,234,550	282,193,680
固定負債合計	339,819,412	337,578,157	345,164,190	334,518,247	347,071,831
負債合計	2,143,143,598	1,930,682,081	1,848,986,219	1,594,839,750	1,530,263,871
資 本 の 部					
1 資本金					
(1) 基本財産	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
資本金合計	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
2 準備金					
(1) 前期繰越準備金	3,010,688,432	3,063,291,353	3,115,922,991	3,171,595,348	3,199,049,450
(2) 当期純損失(△)	52,602,921	52,631,638	55,672,357	27,454,102	▲ 36,452,855
準備金合計	3,063,291,353	3,115,922,991	3,171,595,348	3,199,049,450	3,162,596,595
資本合計	3,065,091,353	3,117,722,991	3,173,395,348	3,200,849,450	3,164,396,595
負債資本合計	5,208,234,951	5,048,405,072	5,022,381,567	4,795,689,200	4,694,660,466

＊1：延払基準廃止のため、割賦分譲中の流動資産 完成土地を事業原価に振替、将来の割賦収入を未収金に振替、増加している。

②要約損益計算書の推移

過去5年間の損益計算書の推移は以下のとおりである。

一般財団法人久留米市開発公社損益計算書

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
1 事業収益						
(1) 土地造成事業収益	190,875,000	99,628,200	50,520,200	171,841,000	347,930,600	*1
(2) 附帯等事業収益 *2	135,507,000	131,511,310	129,711,000	126,135,570	120,555,020	
(3) 関連施設整備事業収益	26,961,902	25,433,552	26,477,322	26,438,002	26,870,692	
(4) 受託事業収益 *3			57,206,600	61,293,100	25,740,000	
事業収益計	353,343,902	256,573,062	263,915,122	385,707,672	521,096,312	
2 事業原価						
(1) 土地造成事業原価	204,872,034	112,546,424	56,722,301	216,188,814	430,102,575	*4
(2) 附帯等事業原価	20,473,587	19,831,447	19,203,353	19,203,337	20,155,615	
(3) 公社会館賃貸事業原価	12,583,604	13,370,388	12,727,412	10,467,699	11,401,090	
(4) 駐車場事業費	6,158,377	5,929,307	5,935,346	6,343,911	6,180,050	
(5) 受託事業原価			58,289,148	60,547,880	26,123,595	
事業原価計	244,087,602	151,677,566	152,877,560	312,751,641	493,962,925	*5
事業総利益	109,256,300	104,895,496	111,037,562	72,956,031	27,133,387	
3 販売費及び一般管理費	87,580,566	83,550,474	88,527,501	76,093,253	96,375,163	
事業利益	21,675,734	21,345,022	22,510,061	△3,137,222	△69,241,776	*6
4 事業外収益						
(1) 受取利息	3,078,798	2,830,053	2,616,966	2,347,227	2,432,150	
(2) 有価証券利息	929,110	929,110	929,110	926,583	571,303	
(3) 雑収益 *7	31,481,896	31,030,493	31,669,902	28,981,913	30,960,077	
事業外収益計	35,489,804	34,789,656	35,215,978	32,255,723	33,963,530	
5 事業外費用						
(1) 支払利息	4,595,176	3,503,040	2,053,682	1,664,399	1,174,609	
事業外費用計	4,595,176	3,503,040	2,053,682	1,664,399	1,174,609	
経常利益	52,570,362	52,631,638	55,672,357	27,454,102	△36,452,855	
当期利益	52,570,362	52,631,638	55,672,357	27,454,102	△36,452,855	

*1：久留米広川新産業団地、ガス工場跡地の割賦販売収益。令和5年度分収益と、令和6年度以降に繰り延べていた後年度分の未計上の収益

*2：久広新産業団地、ビジネスパーク、ハイテクパーク土地の賃貸収入

*3：（仮称）藤光東部産業団地受託事業に係る市からの委託料収入

*4：久広新産業団地等土地の割賦販売に対する、R5年度分事業原価とR6年度以降に繰り延べていた後年度分の未計上の事業原価

*5：（仮称）藤光東部産業団地受託事業に係る事業経費（人件費）

*6：令和4年：久留米広川新産業団地の一括分譲（一区画）及び割賦分譲（一区画）に伴う事業損失の計上（いずれも赤字分譲のため）

令和5年：割賦販売延払基準廃止に伴い後年度分の割賦分譲に係る収益費用を一括計上したことによるもの

*7：土地公社からの負担金が主なもの

(4) 事業残地について

一般財団法人久留米市開発公社の事業残地一覧は以下のとおりである。

事業名	所在	地番	面積	地目	現況	簿価	取得年度	市との協議の進捗
青峰団地	高良内町	2231-176	2,305.00	山林	山林他	0	昭和46年度	安全対策後、市へ寄附予定
	高良内町	3214-135	4,764.08	宅地				
	高良内町	3515-39	468.00	雑種地				
	青峰一丁目	3290-49	178.92	宅地				
安武団地	安武町住吉	841-14	195.41	宅地	宅地	10,000	昭和44年度	第三者へ売却の方向で検討中
櫛の里駅	久留米市山本町豊田	1461-10	1,113.37	宅地	宅地	0	平成7年度	未定

青峰団地については、団地造成時の法面等が残っているもので、法面工事などの安全対策後、市へ寄付する方針である。

安武団地については、浄化槽跡地について令和7年度に浄化槽を撤去し、その後売却を検討している。

櫛の里駅用地は、JR 久大本線活性化促進協議会（＊）において、要望活動を続けてきたが、採算性などの課題があり、現時点では整備は難しい状況である。また、平成24年度にスパリゾートホテル久留米が閉館するなど、予定地周辺の状況も変わっており、採算性の確保がより困難な状況にある。このような状況を踏まえ、櫛の里駅設置可能性について精査を行っている。

（＊）平成4年7月JR久大本線及び沿線の活性化を図ることを目的として久留米市及びうきは市で構成された協議会である。

(5) 契約手続き

①契約方法について

- ・財団公社は会計規程にて、土地公社は財務規程にて、市に準じた調達事務を行うことを定めている。
- ・市の取り扱いに準じ、公社における調達はその予定価格に応じ、概ね以下の通り発注を行っている。

	随意契約	指名競争入札	一般競争入札
建設工事又は製造の請負	～130 万円以下	130～1,000 万円以下	1,000 万円～
財産の買入れ	～80 万円以下	80 万円～	
物件の借入れ	～40 万円以下	40 万円～	
財産の売払い	～30 万円以下	30 万円～	
物件の貸付け	～30 万円以下	30 万円～	
上記以外の業務	～50 万円以下	50 万円～	

②業者選定基準について

- ・指名競争入札については、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領（以下「要領」という。）第3条に業者選定や定数についての規定があり、この規定に準じて選定を行っている。
- ・随意契約については要領第23条の規定に準じ、見積徴取を行っている
- ・また、建設工事については工種及び予定価格に応じて参加可能なランクを市が定めしており、この取り扱いに準じている。

③令和5年度における業務委託契約

令和5年度の当団体の各事業における下記契約手続き（委託契約）の適法性及び契約書の内容（契約書が省略されている場合は、規則に基づき省略可能な要件に該当するか）について調査を行ったところ、手続きはいずれも上記基準に則って行われており、契約書の内容に不備等もなかった。

【公社会館賃貸事業】

（単位：円）

公社会館ガス空調設備保守点検業務委託	348,700
公社会館警備委託	118,800
公社会館エレベーター保守委託	290,400
公社会館消防設備点検業務委託	61,600
樹木剪定・除草業務委託	53,075
公社会館自家用電気工作物保安管理業務委託	118,800

【駐車場運営事業（J R 荒木駅前駐車場）】

（単位：円）

駐車場の運営管理に関する業務委託	2,442,000
精算機部品更新等業務	157,300
消防設備点検業務	70,400

【その他（販売費及び一般管理費に係る事業）】

（単位：円）

青峰地区公社保有地アジサイ伐採・低木伐採・水路凌渌業務委託	462,000
コンピューターセキュリティ対策業務委託	121,228
会計システム・用地管理システムソフトウェアメンテナンス業務委託	422,400
会計システムインボイス対応改修業務委託	605,000
ホームページ運用保守業務委託	382,800
税理士事務委託	677,600
法律相談（3回）	33,000
青峰地区公社保有地除草業務委託	1,298,000
青峰団地法面樹木伐採業務委託	1,078,000
青峰団地法面土のう設置業務委託	410,850
安武団地公社下水道施設廃止工事	8,914,400
青峰団地公社所有地法面修繕	1,265,000
青峰団地法面測量・実施設計業務	7,920,000
久留米・広川新産業団地11区画土壌汚染調査業務委託	636,900
久留米・広川新産業団地11区画測量業務委託	231,000
久留米・広川新産業団地8-3区画法面修繕業務委託	539,000

(6) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

平成27年度の監査の指摘事項 意見についての対応状況

ページ	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
63	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (1) 指摘事項 ①短期借入金について (一財)久留米市開発公社において、短期借入金は、年度を通して市中金融機関からの借入を行っている。一方、久留米市土地開発公社は、期中は久留米市の基金等の余剰金を借入れ、決算時期のみ市中金融機関から借入れることにより、期中金利を安価に抑える企業努力を行っている。(一財)久留米市開発公社は久留米市土地開発公社と同様にこのメリットを享受するように取り組むべきである。	指摘	基金を活用した短期資金の貸付については、久留米市にとっては、資産運用という面もあるため、公拡法によって例外的に地方公共団体による債務保証が認められている土地開発公社に対象を絞るなどの限定的な運用を行っております。	措置しない
63	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ①土地等の貸与について 久留米市は、市民会館事務所、公社会館底地について、無償で(一財)久留米市開発公社へ貸与しているが、久留米市は適正な賃料を収受すべきである。	意見	久留米市行政財産使用料条例第4条及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条において、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときに無償又は時価よりも低い価額で使用または貸し付けることができると定めています。また、減免基準において、	意見に対する見解

			利用目的が本市の施策と密接に関連しており、公共性・公益性も高く、財政的な支援を要するなどの場合、全額を免除することが適当としています。 一般財団法人 久留米市開発公社は久留米市と一体となって久留米市の開発のため必要な事業を行うことを目的した組織で、公共的団体と位置付けられます。 なお、久留米市民会館の解体に伴い市民会館事務所は無くなり、現在は（一財）久留米市開発公社、久留米市土地開発公社、久留米市都市建設部用地課の3者で民間ビルに入居し、賃料をはじめとする維持管理経費を按分して負担している状況です。	
63	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 （2）意見 ②役員・評議員の構成について 久留米市内部の主要な会議の構成員は各部長や市議会議員が委員となり、公社の役員、評議員についても同様である。変化の激しい昨今の情勢に、市職員や市議会議員という限定的なメンバーのみで意思決定するのでは	意見	外部役員の導入に関して課題認識はしております。引き続き、両公社の在り方と併せて検討してまいります。	検討中

	なく、多様なメンバーにて適時的確な意思決定を行うことが望ましい。 理事会や評議員会での議論を有意義なものとするためにも、役員や評議員の人選を見直すべきである。役員や評議員については、外部の第三者の視点を取り入れるため、弁護士、公認会計士、商工会会頭等の有識者を選任すべきである。			
63	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ③人件費について 役職員の併任の状況については、久留米市土地開発公社で記載した事項と同様に、事務の効率化の観点からも、按分による精算を行わなくてよい方策を検討すべきである。	意見	職員が2つの組織を併任している現行の体制においては、毎年異なる業務割合を見通すことができないため、現時点では、それぞれの会計年度末時点において、各職員における各組織での業務量に応じて人件費を按分清算せざるを得ない状況です。	意見に対する見解
64	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ④賃貸事業について (一財) 久留米市開発公社の経営成績は毎年利益が出ているが、賃貸事業は安価な原価で安定的な収入を得られる反面、土地原価の回収には長期を要し、賃貸期間満了後の販売可能性、価格変動のリスクを内包するも	意見	平成28年度から令和5年度の間では、賃貸企業6社に分譲しました。	措置済

	のであるため、できるだけ販売にて完結するよう取り組むべきである。			
64	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑤事業残地についてア. 青峰団地、安武団地は元々久留米市側の要請で団地用地の先行取得を公社が行ったが、開発後端部の事業残地については、久留米市側へ引継げなかった用地である。 これらの土地を(一財)久留米市開発公社が保有する意義は全くなく、むしろ不要な管理費が発生する上に、一部の土地については固定資産税を支払っている状況にある。これらの土地については、早期に久留米市へ引継ぎを行われたい。	意見	平成28年8月から令和5年度の間では、事業残地を更に1件を久留米市に引き継いでおります。	措置済
64	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑤事業残地についてイ. 櫛の里駅用地(1,113 m²)については、駅設置のために寄付を行う公共用地として保有をしているため簿価をゼロとしているが、当該用地は適度な広さを確保しており、利用価値のある土地である。 今後も駅設置の計画が進まな	意見	久大本線活性化促進協議会において、要望活動を続けてきましたが、採算性などの課題があり、現時点での整備は難しい状況です。また、平成24年度にスパリゾートホテル久留米が閉館するなど、予定地周辺の状況も変わっており、採算性の確保がより困難な状況となっております。このようなことを踏まえ、櫛の里駅の設置可能性につ	意見に対する見解

	いのであれば、売却等を検討すべきと考えられる。		いて精査を行ってまいります。	
64	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑥久留米・広川新産業団地 久留米・広川新産業団地は分譲による企業立地に限定せず、企業のニーズに対応した賃貸による企業立地も可能とした。その結果、ほぼ全区画への入居（96.0%）を早期に達成しており、企業立地の点では成功事例と言えるが、現在では賃貸による入居率が 52.8%を占めている。 賃貸区画は10年～30年の定期借地契約を締結しており、この間、（一財）久留米市開発公社は土地を土地勘定として所有する。この賃貸契約は、公社の安定的収益の源という利点はあるが、長年土地を手放すことができず、長期間経過後の時価変動や、賃借人からの突然の退去申込みへの対応などのリスクも併存する。また、賃貸している土地の簿価4,092百万円に対して、年々の賃貸料収入である運営収益返済額は66百万円であるため、簿価の回収まで約61年かかる。同様に借入金残高は2,723百万円であり、借入金の返済完了まで約41年と非常に長期間を要	意見	平成28年度から令和5年度の間では、賃貸企業5社に分譲しました。	措置済

	することとなるため、賃貸中の企業に対して分譲への切替えを促すべきである。			
64	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑦梅満用地について 梅満用地の2区画中1区画は開発直後の平成7年に販売したが、残り1区画については20年以上も売却できない状況にある。このことは、土地の形状が旗竿地であり、分譲価格と市場価格との乖離が生じているためと考えられる。今後は、許す限りにおいて価格を見直し、早期の販売を行うべきである。	意見	梅満用地の残1区画は、平成29年2月に分譲しました。	措置済
65	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見 ⑧賃貸区画について 久留米ビジネスパーク、宮ノ陣新産業団地、合川ハイテクパークの賃貸区画については、最終的に売却することで事業終了となるため、賃借人へ売却を積極的に働きかけるべきである。	意見	平成28年度から令和5年度の間では、賃貸企業1社に分譲し、宮ノ陣新産業団地は全区画分譲済となりました。	措置済
65	第5章 各外郭団体別 各論 2. 一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2) 意見	意見	現在も当該事業は健全財政を支える重要な収益源であることに変わりはなく、市全体の駐車場に関する方針等を見据え対応を	意見に対する見解

	⑨駐車場の管理運営について 久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、 (一財)久留米市開発公社はＪＲ荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。		検討してまいります。	
65	第５章 各外郭団体別 各論 ２．一般財団法人 久留米市開発公社 ２ 監査の結果 (２) 意見 ⑨駐車場の管理運営について 久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、 (一財)久留米市開発公社はＪＲ荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。	意見	現時点において、開発公社から左記駐車場の引継ぎに関する申入れはあっておりませんが、申入れがあった場合には、左記駐車場が久留米市市営駐車場条例に適するものであるか、久留米市市営駐車場事業特別会計の収支において悪影響がないか、また事務量などを把握、分析した上で判断することになると考えております。	意見に対する見解

(7) 結果

i) 指摘事項

なし

ii) 意見

(意見5) 櫛の里駅用地の利活用の検討

平成7年に取得し JR 久大本線活性化促進協議会において、新駅開設の要望活動が続けてきた櫛の里駅用地は、事業展開、採算性などの観点から現在も使用方法が見いだせていないが、全庁的に早期に今後の利活用を検討されたい。

3. 公益財団法人 久留米文化振興会

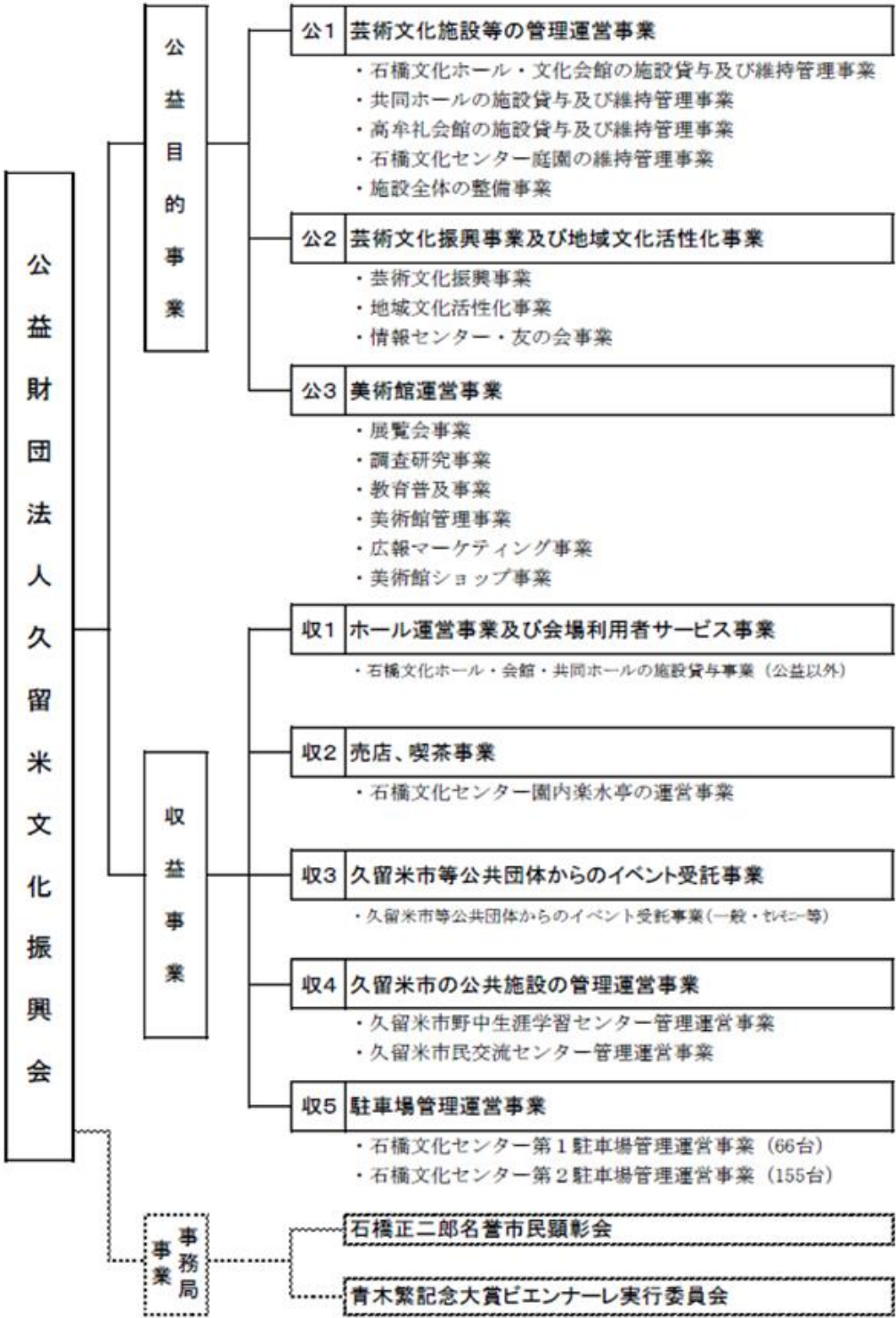
(1) 団体の概要

市所管課	市民文化部文化振興課
所在地	久留米市野中町 1015
設立年月日	昭和 31 年 4 月 23 日
設立根拠法令	－
設立目的	芸術文化の振興と地域文化の活性化を図ることにより、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること
出資金等	資本金・基本財産：3,000 千円
内、市の出資割合(%)	0 千円 (0.0%)
主な事業内容（定款）	芸術文化施設等の管理運営に関する事業 芸術文化振興及び地域活性化を図る事業 その他公益目的事業の推進に資する事業 など
久留米文化振興会の歴史について	1956 年 4 月 23 日に久留米文化振興会が発足（任意団体）。発足当時の役員構成は以下。 会長：杉本勝次久留米市長 副会長：石橋幸八市議会議員・田中宗商工会議所会頭・龍頭丈吉郎（ブリヂストンタイヤ常務取締役） 常務理事：青木重憲 その他理事 6 名、監事 2 名 同年 4 月 26 日、石橋文化センター（石橋美術館含む）が開園し、管理運営を行う。 1963 年に財団法人となり法人格を取得。同年、石橋文化ホールと文化会館が開館し、管理運営を行う。 久留米市の要請により、1977 年 4 月から美術館運営は、ノウハウを持った財団法人石橋財団（現在は公益法人）が実施。 2011 年に公益法人制度改革により、公益財団法人になる。 2016 年 10 月 1 日、石橋文化センター開園 60 周年を機に美術館運営を久留米市が引継ぎ、同年 11 月に新たな美術館として再スタート。そして再び文化振興会が美術館の管理運営を行うこととなった。
所管課から見た課題	・新型コロナの影響で落ち込んだ入園者、各施設利用者の回復。 ・久留米市美術館、石橋文化ホールの運営から庭園の管理まで多岐に亘る業務を遂行可能な専門的人材の確保・育成。 ・石橋文化会館、石橋文化ホール、久留米市美術館の施設老朽化に伴う営繕費用の増大。

(事業内容の詳細)

事業体系図

【公益財団法人久留米文化振興会事業体系】



当外郭団体は、主に3つの公益目的事業（【公1】～【公3】）を行うと共に、これら公益目的事業を支えるために、5つの収益目的事業（【収1】～【収5】）を行っている（事業体系図参照）。各事業の主な内容は以下の通り。

○芸術文化施設等の管理運営事業（令和5年度予算額 185,506千円）【公1】

主に①石橋文化ホール・文化会館・共同ホール（※共同ホールは2024年3月31日閉館）の施設貸与及び維持管理、②高牟礼会館（文化・教養・レクレーション施設）の施設貸与及び維持管理、③石橋文化センター庭園の維持管理事業、④施設全体の整備事業を行う。市民の文化活動の活性化や芸術文化の振興に資するべく公益目的の施設貸与や文化センター全体の施設整備を行っている。



○芸術文化振興事業及び地域文化活性化事業（令和5年度予算額 82,421千円）【公2】

芸術文化振興事業は主に以下のような事業を行っている。

- ①国内外の優れた芸術・舞台公演の鑑賞機会を提供する事業
- ②市民参加の文化振興事業
 - ・くるめ新人演奏会 新人音楽家によるコンサート
 - ・くるめ音楽祭（吹奏楽祭・合唱祭・アンサンブルフェスティバル）
 - ・ニューイヤーズ・バンド・フェスティバル（吹奏楽合同バンド）
- ③石橋文化センターミュージアム化事業
 - ・ミュージアムコンサート「展覧会シリーズ」
 - ・ハロウィン、クリスマス、バレンタイン等の季節に合わせたミュージアムイベント
 - ・ガーデンテラスコンサート
- ④次代を担う世代とともに行う振興事業未来への種をまく事業
 - ・石橋文化センターこどもスケッチ大会
 - ・古典芸能、音楽等の体験を行う学校への芸術家等派遣事業（受託事業）

また、地域文化活性化事業は主に以下のような事業を行っている。

- ① 石橋文化センター園内の花や美術館を活用した市民参加の事業

バラやつばきなど 四季折々の魅力 を テーマとした「ななつの花めぐり」を中心に開催する（春・秋のバラフェア等）。

②久留米市内の各地域でコンサート等を実施する市民参加の事業（受託）

市民に音楽に触れる機会を提供するため、文化センター以外でもコンサート等を実施し、若手の人材育成、日本伝統音楽の振興を図る。

さらに、情報センター・友の会事業として、①情報誌の発行・ホームページの運営や②「みゅ〜ず」友の会の運営、③「石橋文化センター情報サテライト」における情報の収集及び発信を行っている。

○美術館運営事業（令和 5 年度予算額 306,780 千円）【公 3】

昭和 31 年 4 月に開館し（公財）石橋財団が運営管理してきた石橋美術館及び石橋美術館別館を平成 28 年 10 月 1 日より久留米市が引き継ぎ、新たな基本方針の下、市民に親しまれる美術館を目指し、同年 11 月 19 日に、石橋美術館は久留米市美術館として、石橋美術館別館は石橋正二郎記念館として新たに開館した。そして当団体は久留米市の指定管理者として、この双方の美術館の運営管理を行っており、多彩な展覧会など、市民が良質な美術作品に触れる機会を提供するとともに、展覧会関連講座やイベントにより、鑑賞や創作の楽しさを伝えるよう取り組んでいる。



久留米市美術館



石橋正二郎記念館

（出典：いずれも石橋文化センターHP より）

○ホール運営事業及び会場利用者サービス事業（令和 5 年度予算額 15,276 千円）【収 1】

主な内容は、公益目的事業以外での、石橋文化ホール、文化会館、共同ホールの維持管理及び施設の貸与である。

○売店、喫茶事業（令和 5 年度予算額 59,320 千円）【収 2】

主な内容は、石橋文化センター園内のカフェ&ギャラリーショップ「楽水亭」の運営である。カフェでの飲食の他、展覧会とのコラボメニューやグッズ開発に取り込む。



(出典：石橋文化センターHP より)

○久留米市等公共団体からのイベント受託事業（令和５年度予算額 2,665 千円）【収３】

主に久留米市が主催する記念式典や開通式、表彰式等、当団体の事業ノウハウを活用した受託事業を行っている。

○久留米市の公共施設の管理運営事業（令和５年度予算額 48,350 千円）【収４】

主な内容は、①久留米市野中生涯学習センターと②久留米市民交流センター（久留米市庁舎２階）の指定管理事業を行っている。

○駐車場管理運営事業（令和５年度予算額 21,383 千円）【収５】

主に、石橋文化センター第一駐車場（66 台）と石橋文化センター第二駐車場（155 台）の管理運営事業を行っている。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	856,966	643,642	761,721	725,905	863,537
経常費用	846,438	673,266	744,942	709,445	823,102
経常損益	10,528	△ 29,624	16,779	16,459	40,435

令和２年度～令和４年度は主に新型コロナの影響で入園者数・各施設利用者が減少した為収益が減少した。令和２年度は特に感染拡大防止に係る規制の影響が著しく、施設内でのコンサートや展示等が制限された他、施設利用者自体も大幅に減少したことから、公益目的事業だけでなく収益事業としても経常収支は赤字となり、合計で経常損益は△29,624 千円となった。

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
338,801	-	22,356	266,682	-

※指定管理料の内訳は、公益目的事業が 219,235 千円、収益事業が 47,447 千円である。

(市の人的関与の状況)

(令和5年4月1日現在)

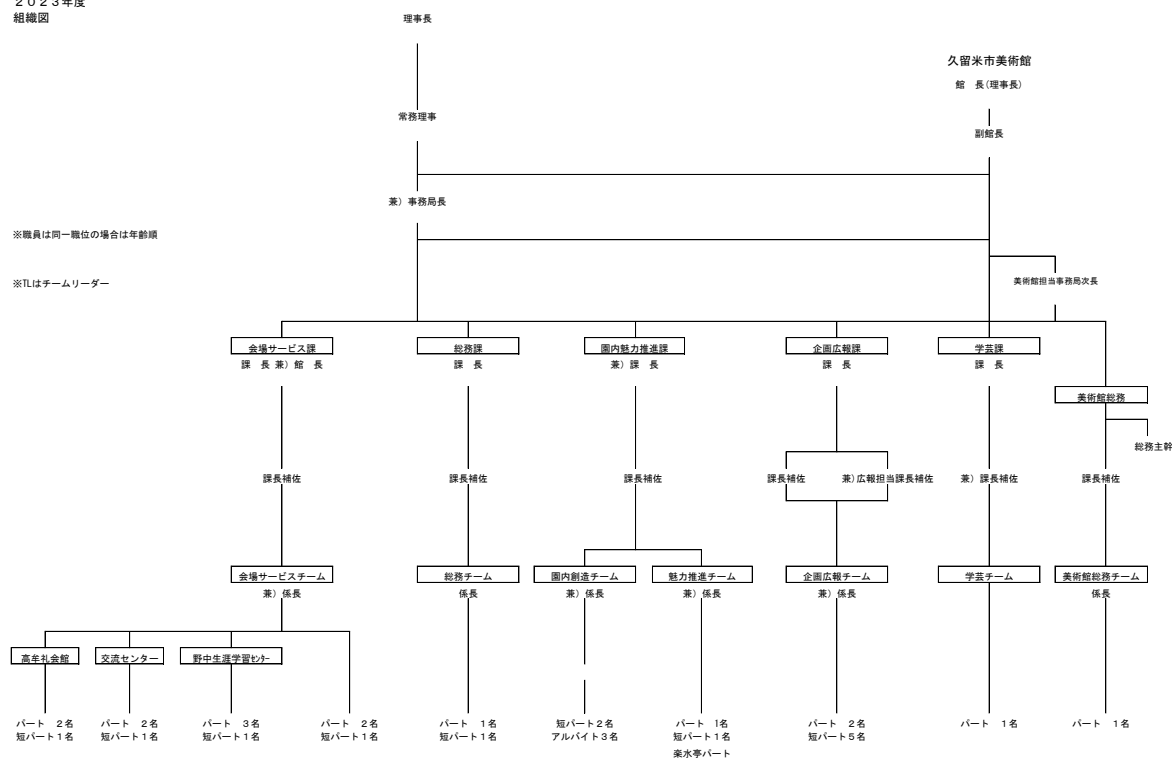
役員	2名	うち市派遣	1名、市OB	1名
職員※ ¹	20名	うち市派遣	2名、市OB	0名

※1 非常勤職員は含まない。

公益財団法人 久留米文化振興会

2023年度
組織図

2023/3/27



(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は次の通りである。

- ①チェックリストを用いて団体の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。
- ②チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。
- ③過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ④過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ⑤事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ⑥過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

当外郭団体（以下、当団体）の過去5年間の財務状況の推移について述べる。

①要約貸借対照表の推移

下記は、過去5年間の貸借対照表の推移を要約したものである。

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
流動資産						
現金預金	144,107	154,704	144,123	113,761	178,837	
未収入金	53,943	46,847	52,771	98,339	128,082	*1
その他	5,266	6,830	9,174	9,412	10,568	
流動資産合計	203,316	208,382	206,069	221,513	317,488	
固定資産						
基本財産						
定期預金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
特定資産						
退職給付引当資産	87,798	95,381	101,650	58,572	90,572	*8
美術館事業実施積立資産	53,571	42,588	59,712	60,752	66,552	*2
施設整備積立資産	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	*3
文化振興基金積立資産	25,198	25,198	25,198	25,198	25,198	*4
庭園整備積立金	1,677	1,360	746	-	-	
地域文化活性化事業積立資産	7,813	12,613	12,613	12,613	12,613	*5
什器備品等購入・修繕積立資産	6,000	4,900	4,900	1,600	1,600	
特定資産合計	203,059	203,042	225,822	179,737	217,537	
その他固定資産						
リース資産	25,705	14,046	18,926	20,165	16,480	
その他	1,867	3,112	5,807	4,307	2,421	
その他固定資産合計	25,573	17,159	24,733	24,473	18,901	*6
固定資産合計	233,632	223,201	253,556	207,210	239,439	
資産合計	436,949	431,583	459,625	428,723	556,927	
流動負債						
未払金	73,526	61,887	72,718	71,809	143,968	*7
前受金	8,731	42,045	36,254	37,557	36,009	
その他	29,971	29,602	19,388	19,433	29,809	
流動負債合計	112,229	133,535	128,362	128,800	209,787	
固定負債						
リース債務	11,185	3,653	11,457	13,813	9,969	
退職給付引当金	164,170	175,043	184,360	135,406	148,901	*8
固定負債合計	175,356	178,696	195,817	149,220	158,870	
負債合計	287,585	312,232	324,180	278,020	368,658	
指定正味財産	1,677	1,360	746	-	-	
一般正味財産	147,686	117,990	134,699	150,703	188,269	
正味財産合計	149,363	119,351	135,445	150,703	188,269	
負債及び正味財産合計	436,949	431,583	459,625	428,723	556,927	

過去5年間の流動比率及び自己資本比率（財政状態の安全性・健全性について）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動比率	181.2%	156.0%	160.5%	172.0%	151.3%
自己資本比率	34.2%	27.7%	29.5%	35.2%	33.8%

※流動比率：流動資産÷流動負債×100

自己資本比率：正味財産÷総資産×100

主要科目の主な内容は次の通りである。

***1 未収入金**

主に久留米市からの補助金及び指定管理料の未収入金である。令和5年度は補助金交付金及び指定管理料の増加（令和4年度比）したことに加え、指定管理料の入金手続きが一部遅れた影響で未収入金額が多額になった（影響額 23,710 千円）。

***2 美術館事業実施積立資産**

【公3】美術館事業の財源に充てるため計画的に積み立てている。

***3 施設整備積立資産**

災害等で臨時の修繕が必要となった場合に備えて積み立てを行っている。大規模修繕については、久留米市からの補助金により実施されるため、独自の積立は必要ない。

***4 文化振興基金積立資産**

【公2】芸術文化振興事業及び地域文化活性化事業における自主事業のための積立資産である。過去5年間で積立て及び取崩しはないが、2026年度に開園70周年を迎える石橋文化センターの記念イベントでの運営費として一部使用される予定である。

***5 地域文化活性化事業積立資産**

*4と同じく【公2】事業におけるバラフェア等、補助金収入がない園内事業の財源に充てるための積立てである。

***6 その他固定資産**

センター内の土地や施設はすべて久留米市所有のものである。主な固定資産としては、音響・照明機器といった什器備品や車両・複合機のリース資産等である。

***7 未払金**

令和5年度は文化ホールの音響設備修繕工事（20,394 千円）や文化センター園路補装改修工事（18,277 千円）、美術館2階展示室壁改修工事（28,600 千円）といった大規模修繕工事を行った為、係る工事費の未払計上が多かった。

***8 退職給付引当資産及び退職給付引当金**

退職給付引当資産の積立率は令和元年度から令和3年度においては約50%、令和4年度は5名退職による43百万円の取崩により43%と低い水準で推移している。令和5年度において約32百万円を積み立て、積立率は約61%まで改善されたが未だ58百万円ほどの積立の余地があり、今後計画的に積立予定である。

過去5年間の流動比率はいずれも150%超で推移しており、短期的な支払能力に問題は生じていない。自己資本比率については令和2年度、令和3年度でやや下落したものの約30%であり、財政基盤の安全性・健全性に重要な問題は見られない。

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

下表は、過去5年間の正味財産増減計算書の推移を要約したものである。

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
経常収益						
自主事業収益	255,539	115,377	130,039	145,899	189,213	
受託事業収益	16,030	4,065	10,543	21,568	23,104	
指定管理事業収益	221,421	217,157	232,535	221,021	266,682	*1
久留米市補助金	274,738	288,594	307,782	295,355	338,801	*2
石橋財団助成金	78,000	-	37,000	30,000	30,000	*3
国・県等助成金	350	7,108	32,091	-	3,039	
その他	10,887	11,339	11,728	12,059	12,695	
経常収益計	856,966	643,642	761,721	725,905	863,537	
経常費用						
事業費	814,351	642,387	716,680	684,492	792,040	
管理費	32,086	30,879	28,261	24,953	31,062	
経常費用計	846,438	673,266	744,942	709,445	823,102	
当期経常増減額	10,528	△29,624	16,779	16,459	40,435	
法人税等	2,625	71	71	455	2,869	
当期一般正味財産増減額	7,902	△29,695	16,708	16,003	37,565	

過去5年間の久留米市等に対する財政支出依存度及び管理比率について

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久留米市等に対する財政支出依存度※1	67.0%	79.7%	80.0%	75.3%	73.9%
内、久留米市	57.9%	78.6%	70.9%	71.1%	70.1%
管理費率※2	3.8%	4.6%	3.8%	3.5%	3.8%

※1 久留米市等に対する財政支出依存度：（補助金収入＋指定管理料収入＋その他助成金収入）÷経常収益×100

※2 管理費率：管理費÷経常費用×100

令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、イベントの自粛や外出制限等により施設利用者数が減少した影響で経常収益が減少した。特に規制が厳しかった令和2年度では経常収支（経常増減額）は赤字となった。令和5年度

においては事業活動が正常化し施設利用者も回復したことから、コロナ禍以前の水準にまで戻っている。

経常収益は主に自主事業収益の他、指定管理事業収益（*1）、久留米市補助金（*2）、そして石橋財団助成金（*3）である。久留米市の他、当団体と関係の深い石橋財団のほか、国・県等からの助成金収入もあり、過去5年間の当該久留米市等に対する財政支出依存度は70～80%と高い。

経常費用は主に事業費で、人件費（給与手当・臨時雇賃金等）や業務委託費などである。管理費は法人会計に係る費用で主に人件費（役員報酬・給料手当等）である。管理費率は過去5年間を通じて5%を下回っており、事業活動の効率性は良い。

主要科目の主な内容は次の通りである。

*1 指定管理事業収益

当団体は、「久留米市美術館」の管理（【公3】）及び「野中生涯学習センター・市民交流センター」の管理（【収4】）に関する指定管理者として事業を行っており、それぞれ指定管理料を収受している（指定管理料収益については（4）にて述べる）。

*2 久留米市補助金

令和5年度交付の補助金は以下の3つであり、いずれも久留米市補助金等交付規則などの規定に従い適正に交付申請手続、実績報告及び返還金処理等が行われていた。

①文化施設整備事業補助金（【公1】）

交付決定額 58,845 千円、実績額 55,742 千円、返還額 3,102 千円

施設整備に係る補助金であり、交付対象事業は施設の管理運営を行う【公1】事業である。令和5年度の主な内容は石橋文化ホール音響調整卓更新工事 22,600 千円や園路補装工事 18,277 千円等であり、当初見積より実績値が下回ったことにより返還金が生じた。

②市民文化振興体制の充実事業補助金（【公1】・【公2】・共通・本部全般）

交付決定額 300,152 千円、実績額 276,068 千円、返還額 24,083 千円

当団体の行う文化振興事業に係る運営費補助金であり、指定管理事業を除いた事業に対する補助金である。補助対象項目は人件費と物件費であり、交付決定額のうち人件費分は 181,091 千円（管理費含む）、物件費分は 119,061 千円（主に業務委託費・消耗品費・水道光熱費等。管理費含む）であったが、当初見積った人員数が確保できず人件費支出が少なかったことにより人件費分で返還金が生じた。なお、物件費分においても支出実績が約 12,045 千円少なかったが当該差額は久留米市との協議により次年度に繰り越し、2026 年に開園 70 周年を迎える石橋文化センターの記念事業の運営費に充当されることとなった。

③光熱費等高騰対策支援補助金（【公3】）

指定管理事業を行っている美術館運営事業（【公 3】）に係る物価高騰対策補助金であり 6,990 千円の交付決定があった。

*3 石橋財団助成金

石橋財団からは、2016 年に久留米市美術館の管理運営を引き継いだ後も資金支援を受けており、美術館での展覧会等の開催に応じて助成金を収受している。金額はその展覧会等の規模に応じ毎年変動する。

(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

次に、①では公益目的事業会計について、②では収益事業会計及び本部会計について、久留米市より補助金や指定管理料を収受している事業を中心に、主な事業ごとの財務状況について述べる。

①公益目的事業会計

i) 公益目的事業合計

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
自主事業収益	113,674	53,127	56,663	54,888	86,359
受託事業収益	15,920	3,445	7,700	17,881	16,753
指定管理事業収益	174,063	172,048	186,932	173,468	219,235
久留米市補助金	228,536	247,627	266,959	260,161	301,825
石橋財団助成金	78,000	-	37,000	30,000	30,000
国・県等助成金	-	4,157	24,678	-	3,039
その他	10,039	10,523	11,463	11,166	12,040
経常収益計	620,233	490,929	591,396	547,565	669,254
経常費用					
事業費					
給料手当	127,080	126,508	125,640	121,541	101,365
臨時雇賃金	20,763	21,270	24,641	30,115	37,125
業務委託費	170,079	146,542	167,916	158,705	184,558
その他	317,254	214,847	262,461	235,531	325,815
経常費用計	635,177	509,169	580,659	545,894	648,865
当期経常増減額	△14,944	△18,240	10,736	1,671	20,389

公益目的事業は、前述の通り【公1】から【公3】の3つの事業区分と、共通区分で構成されている。共通区分には人件費（給料手当・臨時雇賃金等）など各事業に共通して発生する費用が計上される。

令和3年度から令和5年度にかけて公益目的事業の当期経常増減額は黒字となっており、公益財団法人における財務3基準の一つである収支相償基準を満たしていないが、不足している退職給付引当資産の積み増し（令和5年度末で積立不足額は58,329千円※（3）①参照）や将来における公益目的事業拡大のための美術館事業実施積立資産といった特定費用準備資金等の積み立てが今後計画的に行われる予定であり、中長期的に収支は均衡すると見込まれる。

ii) 施設管理事業【公1】

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
経常収益						
自主事業収益	29,203	13,630	17,981	27,651	28,090	
久留米市補助金	66,575	77,653	107,461	88,432	147,924	*1
国・県等助成金	-		12,182	-	-	*2
その他	924	1,510	1,434	4,342	632	
経常収益計	96,702	92,794	139,059	120,426	176,647	
経常費用						
事業費						
光熱水料費	16,845	13,704	16,486	22,411	20,796	
業務委託費	86,083	82,432	83,379	82,659	85,920	*3
修繕費	4,000	8,880	28,236	9,931	53,738	*4
その他	11,986	10,758	11,007	12,366	10,086	
経常費用計	118,915	115,777	139,109	127,369	170,541	
当期経常増減額	△22,212	△22,982	△50	△6,942	6,105	

当該事業の具体的内容は、(1) 事業の概要(事業内容の詳細)に記載の通り、公益目的の施設貸与と施設の整備・維持管理である。自主事業収益は主に施設貸与によるもので、施設利用者数により変動する(*5)。当該事業の補助金の額は実施する施設の整備・修繕工事等により変動する。経常収益の約80%は久留米市の補助金に依存しており(*6)、当該事業の独立採算性は低い。

主要科目の主な内容は次の通りである。

*1 久留米市補助金

令和5年度補助金は、文化施設整備事業補助金55,742千円、市民文化振興体制の充実事業補助金92,182千円である。

*2 国・県等助成金

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大を受けて、文化庁から感染拡大防止協力金等の交付があった。以降は交付なし。

*3 業務委託費

施設の整備・維持管理業務は外部の専門業者に業務委託を行っている。契約事務規程に従い業者を選定し契約を締結している。

*4 修繕費

令和5年度は文化ホールの音響設備修繕工事(20,394千円)や文化センター園路補装改修工事(18,277千円)等の補助金による修繕工事によるものである。

*5 過去5年間の当該事業に係る主な施設利用者数 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化ホール	113,100	21,672	29,477	68,513	70,563
小ホール	15,568	6,035	6,131	13,947	11,688
共同ホール	30,359	9,579	14,994	26,881	25,944

*6 過去5年間の久留米市に対する財政支出依存度

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久留米市に対する財政支出依存度※	68.8%	83.7%	77.3%	73.4%	83.7%

※ 久留米市に対する財政支出依存度：補助金収入÷経常収益×100

iii) 文化事業【公2】

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
経常収益						
自主事業収益	12,458	1,446	6,018	9,320	16,160	
受託事業収益	15,920	3,445	7,700	17,881	16,753	*1
久留米市補助金	9,978	6,206	9,078	8,847	8,685	*2
受取協賛金等	5,210	4,291	9,120	6,060	9,200	*3
その他	1,358	824	2,576	485	991	
経常収益計	44,925	16,213	34,493	42,593	51,790	
経常費用						
事業費						
広報費	6,371	3,521	4,531	5,613	4,264	
業務委託費	11,486	3,897	10,670	13,275	19,218	*4
報償費	16,118	4,640	9,870	18,562	18,107	
その他	12,518	4,380	9,086	10,793	12,486	
経常費用計	46,495	16,440	34,158	48,244	54,077	
当期経常増減額	△1,569	△227	334	△5,651	△2,287	

当該事業の具体的内容は、(1)事業の概要(事業内容の詳細)に記載の通り、①芸術文化振興事業、②地域文化活性化事業及び③情報センター・友の会事業である。

主な収益は、自主事業収益の他、受託事業収益(*1)、久留米市補助金(*2)及び受取協賛金等(*3)であり、コンサートやイベント等の開催内容や事業規模等により金額は変動する。受託事業収益は主に久留米市によるもので、久留米市と協働し様々なコンサートやイベント等を行っている。

事業費は主に業務委託費（*4）、報償費（出演者に対する謝金等）である。当事業の運営は効率性の観点から主に外部業者に委託しており、コンサートやイベント等の開催数や企画規模により支出金額は変動する。

令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響でこれら開催を一部自粛していた為事業規模は小さかった。また当該事業は芸術文化の振興や地域文化活性化が目的であることから無料参加のイベント等も多く、独立採算性は低くかつ経常収支も赤字となっている。

主要科目の主な内容は以下の通りである。

***1 受託事業収益**

主に久留米市からの受託事業であり、久留米市の各地域でコンサートを実施する市民参加型事業によるものである。

***2 久留米市補助金**

令和５年度補助金は、全額市民文化振興体制の充実事業補助金である。

***3 受取協賛金**

平成２８年度に久留米市美術館が開館したことがきっかけで開始した久留米市美術館と石橋文化センター事業の支援と入園・入館者数の拡大を目的とした協賛金制度であり、令和５年度においては４８法人（大口協賛のパートナー法人６団体と１口３０千円の一般協賛法人４２団体）からの協賛を得た。

***4 業務委託費**

令和５年度における主な委託契約は各事業の会場設営業務によるものであり（春・秋バラフェア会場設営業務３,８２０千円、ライブチャレンジ会場設営業務２,３１０千円等）、契約事務規程に則り適正に処理されていた。

iv) 美術館運営事業【公３】

(単位：千円)

度 科 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
経常収益						
自主事業収益	72,012	38,050	32,664	17,916	42,109	
指定管理事業収益	174,063	172,048	186,932	173,468	219,235	*1
久留米市補助金	-	-	-	-	6,990	*2
受取石橋財団助成金	78,000	541	37,000	30,000	30,000	*3
国・県等助成金	-	-	10,496	-	3,039	*4
その他	2,524	2,556	327	270	740	
経常収益計	326,600	213,195	267,419	221,655	302,114	

経常費用 事業費						
給料手当	33,292	34,856	38,633	35,841	45,076	*5
広報費	23,352	12,155	14,652	10,985	13,555	
支払負担金	73,036	39,719	21,883	7,829	17,378	
業務委託費	71,032	58,613	72,081	60,899	77,192	*6
商品材料購入費	26,665	13,584	15,751	2,873	14,261	
修繕費	7,952	4,618	14,795	22,559	34,370	
その他	78,805	60,631	78,433	79,797	95,863	
経常費用計	314,136	224,178	256,230	220,785	297,698	
当期経常増減額	12,464	△10,982	11,188	869	4,416	

当該事業は、久留米市美術館と石橋正二郎記念館の指定管理者として管理運営を行う事業である。主な収益は指定管理事業収益であり、経常収益の約 70%を占めており、その他石橋財団助成金や補助金等を勘案すると久留米市等に対する財政支出依存度は非常に高く独立採算性は低い。

事業費は主に人件費（*5）の他、広報費、支払負担金（新聞社等展示会プロモーターに支払う費用）、業務委託費（*6）等である。開催する展覧会の内容や規模により金額は変動する。

主要科目の主な内容は以下の通りである。

***1 指定管理事業収益**

対象施設は久留米市美術館本館及び石橋正二郎記念館であり、令和 5 年度は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの指定管理期間に係る指定管理者として事業運営を行っている。指定の方法は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条但し書及び同施行規則第 2 条第 4 号に基づき、非公募によって行われた。久留米市は非公募の理由として、石橋財団との信頼関係がある点や石橋文化センターと一体として運営することによる相乗効果がある点を挙げている。この点、久留米文化振興会の設立目的、これまでの歴史や事業内容を勘案すると、非公募によることの合理性はあるといえる。

指定管理者に係る手続きは久留米市条例等規程に則り適切に行われていた。また久留米市による令和 5 年度の指定管理者モニタリング結果においても良好である旨の評価を得ている。

***2 久留米市補助金**

当事業において通常久留米市からは指定管理料のみであるが令和 5 年度は指定管理に係る物価高騰補助金の交付があった。

***3 石橋財団助成金**

(3) ②に記載の通り、石橋財団からの展覧会運営に係る助成であり、開催される展覧会の内容により金額が変動する。令和元年度は特に海外主催の展覧会（ショパン展）の開催等があったため多額であった。また、石橋財団からの転籍者が美術館副館長を務めたり作品の寄託を受けたりするなど、財政面以外においても継続した支援を受けている。

***4 国・県等助成金**

令和3年度においては新型コロナウイルス感染拡大を受け停滞してしまった文化芸術事業等に対する支援として国から文化芸術振興費補助金等が交付された。令和5年度は公立美術館共同巡回展開催助成事業助成金の分配があった。

***5 給与手当**

給与体系は久留米市規定を準用している。過去5年間は概ね正職員5名、嘱託2名体制で（他臨時職員あり）美術館事業に従事しているが、令和4年度中1名の欠員や令和5年度に法人本部から1名（課長補佐）の異動が生じているため金額が変動している。

***6 業務委託費**

主に美術館の受付・監視業務、施設保守、清掃、警備費の他、展覧会等の企画・デザイン制作・設営・運営費等である。展覧会等の開催数や規模により金額は変動する。契約事務規程に則り契約が行われるが、芸術作品等を取り扱う美術館という性質から当事業においては特命見積によるものも多い。

例) 令和5年度 受付・監視業務（常駐・特定展覧会分含む）

西日本エリートスタッフ(株) 特命見積契約 委託費合計 30,009 千円

久留米市美術館開設時からの委託先で、受付等の接客や美術品の監視等を行っており、業務にあたって専門性が必要であることに加え長年従事している中で構築されたノウハウ等があるため競争に適せず特命見積によることとしている。

v) 公益目的事業共通

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
久留米市補助金	151,983	167,384	150,419	162,882	138,225
その他	21	1,341	5	8	476
経常収益計	152,004	168,725	150,424	162,890	138,702
経常費用					
事業費					
給料手当	93,788	91,652	87,007	85,700	56,288
臨時雇賃金	15,498	16,746	19,544	25,688	32,503
福利厚生費	19,684	20,036	18,964	19,115	14,155
その他	26,659	24,337	25,644	18,989	23,599
経常費用計	155,631	152,773	151,161	149,494	126,547
当期経常増減額	△3,626	15,952	△736	13,395	12,155

当団体では指定管理事業や収益事業の売店喫茶を除き、人員は各事業の共通人員として配置されている。係る人件費や共通経費等が当該共通部門に計上される。収益は全て久留米市補助金である（(3) ②参照）。費用は主に人件費である。

過去5年間の推移をみると、公益目的共通の人員は、一般・嘱託職員で、令和元年度は31名、令和2年度は32名、令和3年度は32名、令和4年度は37名、令和5年度は35名と推移している（※下表参照）。パート職員は令和3年度までは13名程度であったが、令和4年度以降増え、令和5年度で21名となり、臨時職員率が増えている。

※令和元年度から令和5年度 公益目的会計人員配置人数（単位：人）

所 属	令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	一般	嘱託	フルパ	短パ	一般	嘱託	フルパ	短パ	一般	嘱託	フルパ	短パ	一般	嘱託	フルパ	短パ	一般	嘱託	フルパ	短パ
共通人件費	10	1	8	13	14	1	7	11	14	1	6	7	15	1	5	7	15	1	5	6
公益共通																				
収益	1				2				2				2				2			
法人	2				2				2				2				2			

久留米文化振興会より入手したものを加工

②収益事業会計及び本部会計

i) 収益事業会計及び本部会計合計

(単位：千円)

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
科 目							
収 益 事 業 会 計	経常収益						
	自主事業収益（計）	143,570	62,631	73,684	92,159	104,581	
	ホール運営【収1】	22,043	9,223	12,789	19,637	20,031	
	売店喫茶【収2】	89,981	39,389	42,562	46,686	55,960	
	駐車場【収5】	31,545	14,018	18,332	25,835	28,588	
	指定管理事業収益【収4】	47,358	45,109	45,603	47,553	47,447	
	久留米市補助金	10,489	10,087	12,562	10,239	5,913	*1
	その他	1,308	4,387	10,522	4,581	7,006	*2
	収益事業会計 小計	202,727	122,216	142,371	154,534	164,949	
法 人 会 計	経常収益						
	久留米市補助金	35,712	30,879	28,261	24,953	31,062	*1
	法人会計 小計	35,712	30,879	28,261	24,953	31,062	
	経常収益 計	238,439	153,095	170,634	179,488	196,011	
収 益 事 業 会 計	経常費用						
	事業費						
	給料手当	11,965	11,838	13,389	12,499	7,840	*3
	臨時雇賃金	38,495	36,557	35,839	32,357	32,316	*3
	業務委託費	42,995	34,217	32,991	38,833	43,014	*4
	その他	87,424	50,986	54,109	56,055	61,731	
	収益事業会計 小計	180,880	133,599	136,328	139,744	144,903	
法 人 会 計	経常費用						
	管理費						
	役員報酬	7,660	8,676	3,600	3,600	3,600	
	給料手当	10,932	10,587	12,232	9,388	13,489	*3
	その他	13,493	11,616	12,429	11,964	13,972	
	法人会計 小計	32,086	30,879	28,261	24,953	31,062	
	経常費用 計	212,966	164,479	164,591	164,700	175,965	
収 益	当期経常増減額	21,846	△11,383	6,042	14,788	20,046	
法 人	当期経常増減額	3,626	-	-	-	-	
	当期経常増減額 計	25,472	△11,383	6,042	14,788	20,046	

過去5年間の久留米市に対する財政支出依存度（収益事業会計）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久留米市に対する財政支出依存度※1	28.5%	45.2%	40.9%	37.4%	32.3%

※1 久留米市に対する財政支出依存度: (補助金収入+指定管理料収入) ÷ 経常収益 × 100

久留米文化振興会では、5つの収益事業を行っており（（1）事業概要（事業内容の詳細）に記載の通り）、それらは収益事業会計区分に計上され、法人全般に係る業務については法人会計区分に計上される。

収益事業会計の主な収益は自主事業収益の他、指定管理収益（【収4】）及び久留米市補助金である。久留米市に対する財政依存度は30%程度でコロナ禍においても40%程度であった。指定管理事業【収4】を除くと概ね自主財源での事業運営が行われている。また、収益事業会計の費用は全て事業費であり、主に人件費及び業務委託費である。収益事業においては過去5年間の推移をみても令和2年度を除き経常収支は黒字で推移しており、安定した事業運営が行われている。

法人会計区分の主な収益は全て久留米市補助金であり、費用は全て管理費で主に人件費及び本部運営に係る諸経費である。すべての管理費は補助金収益を財源に行われる。

以下、主な内容である。

***1 久留米市補助金**

前述の通り、市民文化振興体制の充実事業補助金によるもので、共通部門に係る人件費及び法人会計に係る人件費及び物件費（施設維持のための費用）に充当される。

***2 その他収益**

受託事業収益及び雑収益である。受託事業収益は久留米市等公共団体からのイベント受託事業によるもので、受託する契約件数や規模により変動する。令和5年度は久留米市主催の開通式等の運営業務を受託したことにより6,351千円の受託事業収益があった。

***3 給料手当及び臨時雇賃金**

過去5年間の収益事業及び法人会計の人件費金額は概ね人員数の変動に整合して変動している。収益事業会計において、一般職員が令和元年度から令和4年度までは2名であったが令和5年度は1名に減少したため令和5年度で大きく減少している。また、売店喫茶事業【収2】、指定管理事業【収4】及び駐車場管理運営事業【収5】にはパート職員を配置しており、令和3年度まで23名（令和2年度は24名）であったが久留米市役所2階の喫茶（玖留見）が閉鎖したことにより令和4年度以降は19名に減少したため令和4年度に大きく減少している。なお、法人会計においては令和4年度に欠員期間があったため金額が減少した。

※令和元年から令和5年 収益事業及び法人会計 人員配置人数表

所属	令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	一般	嘱託	フルバ	短バ	一般	嘱託	フルバ	短バ	一般	嘱託	フルバ	短バ	一般	嘱託	フルバ	短バ	一般	嘱託	フルバ	短バ
駐車場管理運営			0				1				0				1				1	
共通人件費※	1				2				2				2				2			
売店喫茶			1				1				1				1				2	
※水亭ギャラリー																				
※水亭カフェ			4	5			3	6			3	7			3	7			3	5
※留見			-	-			-	-			1	3				4				4
受託（一般）																				
指定管理事業			1	3	2		1	4			1	4			1	4			1	4
野中生涯学習センター（勤労センター）																				
交流センター			2	2			2	2			2	2			2	2			2	2
収益事業 計	1	1	10	9	2	1	11	8	2	1	11	12	2	1	11	13	2	1	12	11
法人会計	2	1			2	1			2	1			2	2			2	2		

※共通人件費は公益会計からの共通人件費配賦分も含めている

久留米文化振興会より入手したものを加工

*4 業務委託費

各事業の運営は一部を外部事業者へ委託し、事業運営の効率性や提供するサービスの質の向上に努めている。令和5年度の主な内容は、ホール運営事業及び会場利用者サービス事業を行う【収1】においては会場設営や装飾等で10,141千円、指定管理事業を行う【収4】においては施設整備・保全業務等で13,006千円、駐車場管理運営事業を行う【収5】において警備業務等で13,551千円であった。

ii) 指定管理事業【収4】

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
指定管理事業収益					
野中生涯学習センター	37,802	36,387	36,996	38,963	38,843
市民交流センター	9,556	8,722	8,606	8,590	8,604
その他	-	593	-	1	-
経常収益計	47,358	45,702	45,603	47,555	47,447
経常費用					
事業費					
給料手当	2,991	3,268	3,268	3,732	2,756
臨時雇賃金	14,304	15,061	15,064	14,397	15,498
福利厚生費	2,840	2,941	2,838	2,967	2,559
光熱水料費	6,087	4,003	4,909	6,465	5,808
業務委託費	12,679	13,585	12,787	12,281	13,006
その他	5,684	6,096	5,137	5,124	6,332
経常費用計	44,587	44,956	44,005	44,969	45,962
当期経常増減額	2,771	746	1,597	2,586	1,484

当事業は、久留米市野中生涯センター（イ）と久留米市民交流センター（ロ）の指定管理者として施設の管理運営を行う。主な収益は指定管理事業収益のみである。

指定管理期間は、（イ）令和2年4月1日から令和7年3月31日まで、（ロ）平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間である。指定の方法は（イ）（ロ）共に

公募によって行われた。指定管理者の指定の手続き（募集・指定者決定・協定の締結・決議等）は久留米市条例等規程に則り適切に行われていた。また久留米市による令和5年度の指定管理者モニタリング結果においても、（イ）（ロ）ともに良好である旨の評価を得ている。経常収益は黒字で推移しており、有効な事業運営が行われている。

（５）過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

包括外部監査（平成27年度実施）において指摘事項はなかった。

（６）事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

当団体が運営する石橋文化センター・久留米市美術館は市民にとっての憩いの場所であると共に、地域文化の振興や活性化の重要な場としてその存在意義を確立している。（３）及び（４）で記述した通り、事業ごとにその目的に応じ久留米市や石橋財団の資金援助を受けながら、相互に連携することで事業を効率的に進めると共に、常に創意工夫を凝らした企画やサービス等を打ち出し、芸術文化の面から地域社会の発展と市民生活の形成に寄与している。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、多くの市民が自粛生活を求められる中であっても一定の利用者数が確保できており、経常収支も黒字を維持し安定した団体運営を行っている。（下記※参照）

また団体としての中長期計画も明確にされており、2025年度入園者数を70万人にするという目標を成果指標に掲げ、その実現のため個別具体的な施策も事業ごとに策定されており、事業の有効性は高いと評価できる。

※石橋文化センターエリア施設利用者統計（単位：人）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
入園者数		567,876	290,810	305,370	401,495	419,423
美術館	2階	78,544	39,096	33,394	26,388	44,000
	記念館	31,206	11,192	15,939	25,894	20,006
文化ホール		113,100	21,672	29,477	68,513	70,563
小ホール		15,568	6,035	6,131	13,947	11,688
共同ホール		30,359	9,579	14,994	26,881	25,944
野中生涯学習センター		51,795	34,612	35,940	48,236	60,951

（出典：久留米文化振興会総務課より入手資料を一部抜粋）

(7) 結果

i) 指摘事項

なし

ii) 意見

(意見6) 業務委託契約に関するモニタリング体制の構築

当団体においては、各事業の運営において多くの委託先と業務委託契約を締結しており、当該契約にあたっては、契約事務規程に則り①競争入札契約②競争見積契約③特命見積契約及び④業務提案契約のいずれかの方法によることとされている。中には文化ホール等芸術文化施設や美術館の管理運営といった、高い専門性を必要とする業務があり、係る業務は競争入札等による契約は適さず特命見積契約により行われ、実質同一の業者が長年継続して請け負っている契約もある。このような契約に対して、委託先の業務実施結果について事後的な評価を行っているものもあるが、その実施状況には契約によってばらつきがある。

当団体の行う業務の性質から競争入札等に適さず特命見積による契約によらざるを得ない状況であることは理解でき、契約締結手続き上問題はないが、同一業者が長年受託し続けている状況は、業務の効率性や提供するサービス等の質が向上する点で有用である反面、不正の誘因ともなりかねない。従って係るリスクを未然に防ぐためにも、委託先の業務実施結果についての事後的な評価を実施することを規程において明確化する等、該当するすべての契約に対して適切な業務のモニタリングが実施されるような体制を構築することがより有効であると考ええる。

(意見7) 情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備

リスク管理として、情報セキュリティに関する体制や苦情解決に関する体制を確認したところ、対策や対応手順等を記載した規程を整備している状況は見受けられなかった。

知的財産や顧客情報を保護するために外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」及び顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」の二つを整備することが望ましい。

4. 公益財団法人 久留米市スポーツ協会

(1) 団体の概要

市所管課	市民文化部体育スポーツ課
所在地	久留米市荘島町 11-1
設立年月日	平成 5 年 10 月 1 日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的	全ての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する
出資金等	資本金・基本財産：15,200 千円
内、市の出資割合(%)	0 千円 (0.0%)
主な事業内容（定款）	市民の生涯スポーツ振興・体制の支援（スポーツ事業に対する支援・援助、スポーツ人口の拡大、気軽・安心なスポーツ環境づくり）、体育施設の管理運営（体育施設の指定管理、受付）、公共施設内での飲料水等の販売
所管課から見た課題	・元々は、久留米市におけるスポーツ推進の両輪として、市民スポーツを市、競技スポーツを市スポーツ協会、と役割分担していたものが、現在は相互の役割が混在している現状にある。 ・現在市スポーツ協会にはプロパー職員が 1 名しかいなく、競技スポーツ推進に向けた人的体制が脆弱で、一部の大会等の開催のほか競技団体が開催する大会等への補助金交付等を行うに留まっている。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収益	118,228	99,574	105,886	111,862	123,274
経常費用	116,269	99,451	102,241	114,094	118,766
経常損益	1,959	123	3,646	▲2,233	4,508

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
52,460	0	0	47,510	0

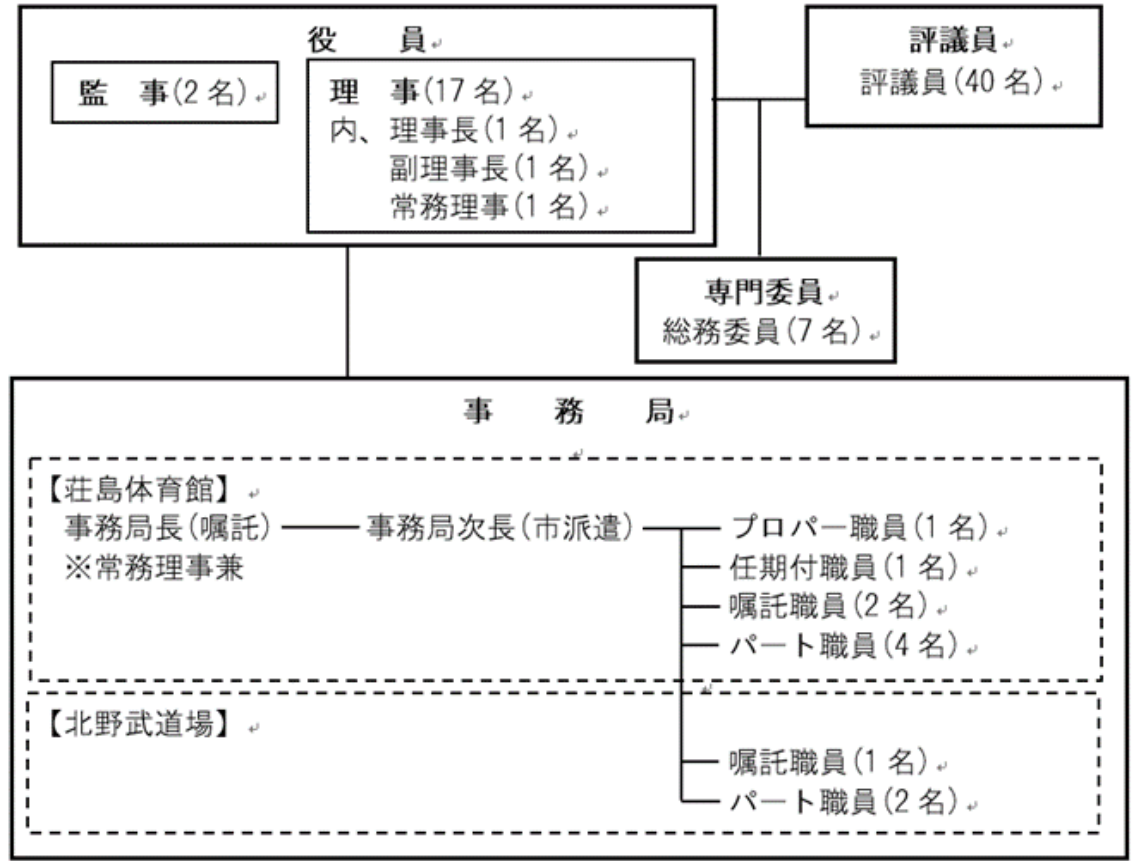
(市の人的関与の状況)

(令和5年4月1日現在)

常勤役員	1名	うち市派遣	0名、市OB	1名
正規職員※1	2名	うち市派遣	1名、市OB	0名

※ 非常勤職員は含まない。

(組織図)



(事業内容の詳細：令和5年度)

久留米市スポーツ協会は、久留米市のスポーツ都市宣言の理念に基づき、すべての市民が生涯を通してスポーツに参加することを目指し、加盟団体等との協働により、各種活動を行っている。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の第5類感染症への移行に伴い、様々な活動が本格的に再開されるなか、当協会においても多くの事業の実施や加盟団体、地域団体に対する支援を行うことができた。

指定管理受託施設については、継続して利用者の安全・安心を最優先に、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めた。

法人運営については、公明正大で健全な組織運営を図っていく必要性に応じ、令和3年度末に策定した倫理に関するガイドラインの遵守に努め、併せて、加盟団体への周知に取り組んだ。

1. 市民の生涯スポーツ振興及び生涯スポーツ振興体制の支援を図る事業

(令和5年度決算額 71,570千円)

(1) 助成事業 (令和5年度決算額 21,622千円) 【主な財源：市補助金】

①普及奨励事業

- a. 全国大会等に出場するチーム・個人に対する参加費・旅費等の一部の助成
- b. 久留米市で開催される全国大会等で、当協会が後援する大会の開催費用の一部の助成
- c. 加盟団体が行う大会等の開催費用の一部の助成及び加盟団体の育成支援

②地域スポーツ振興助成事業

a. 地域団体スポーツ助成事業

各校区コミュニティ組織において実施されるスポーツ事業に対する助成

b. 加盟競技団体競技力向上事業

加盟競技団体が競技力向上を目的として行う事業に対する奨励金支給

③事業振興事業

加盟競技団体及び久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の、年間事業計画に基づく活動に対する助成

項 目	当年度	前年度
助成団体数	34団体	34団体
助成額合計	6,215千円	6,037千円

(団体規模・前年度活動実績等により団体ごとに積算)

④福岡県民スポーツ大会支援事業

福岡県民スポーツ大会（夏季、秋季大会及び市町村対抗福岡駅伝）に係る加盟競技団体及び出場者への支援

a. 久留米市代表選考会への助成

久留米市代表を選考するための予選会等を実施する加盟競技団体への助成

b. 出場者に対する賞賜金支給等

- ・ 出場者に対する賞賜金支給及び結団式の開催、主催者に対する参加費支出

（２）主催事業（市民のスポーツ人口拡大のために当協会が主催する事業）

（令和５年度決算額 ７,６８２千円）

①大会の開催

次の大会において、各実行委員会の主たる事務局として各関係団体と連携し、企画・運営を行った。

a. 第24回久留米市民親善ゴルフ大会

b. 第51回久留米オリンピック

c. 第43回久留米ロードレース大会

②福岡県地域スポーツ振興助成事業

③スポーツ教室事業

（３）スポーツの普及、振興及び周知を図る事業

（令和５年度決算額 271千円）【主な財源：久留米市補助金】

①表彰事業（久留米市スポーツ協会表彰）

②広報事業

a. 協会ホームページにおける大会情報・結果等の発信

b. 機関紙「くるめスポーツだより（第41号）」の発行

※費用及び労力対効果を勘案し、令和6年度廃止

c. 市広報媒体（ホームページ、公式LINE）での主催等事業の参加募集

d. 報道各社への各種スポーツ大会情報（開催要項、プログラム等）の提供



市公式 LINE 配信画像

(4) 久留米市の体育施設の管理運営事業

(令和5年度決算額 41,995千円)【主な財源：指定管理料、利用料金収入等】

①指定管理事業（指定管理期間：令和4年度～8年度）

久留米市から指定管理者の指定を受けた18施設について、利用の受付、利用料金の徴収、要望等への対応、施設の利用統計等の事務作業及び備品の管理、簡易な補修・修繕を行った。また、令和6年7月に予定するWEB予約の導入に向けた準備を行い、利用者向けの告知を開始した。

<指定管理施設>



種 別	施設名	所在地	年間利用者数(人)	
			当年度	前年度
体育館等	荘島体育館	荘島町	98,394	91,849
	西部地区体育館	大善寺町藤吉	72,604	62,515
	西田体育館	梅満町	73,887	72,832
	北野体育館	北野町中	19,568	18,916
	北野武道場	北野町今山	6,937	6,288
テニスコート	旭町テニスコート	小森野町	25,113	30,062
	西田テニスコート	梅満町	51,468	45,508
	北野テニスコート	北野町今山	4,288	3,625
照明設備	荒木中学校(※)	荒木町荒木	-	702
	西国分小学校	諏訪野町	14,737	14,135
	大島公園(4～11月)	御井旗崎	1,430	1,405
	中干出公園	東合川町	9,004	8,328

グラウンド等	北野グラウンド	北野町今山	18,959	19,362
	北野筑後川グラウンド	北野町大城	4,040	6,629
	北野ゲートボール場	北野町今山	1,870	1,443
	山本運動広場	山本町豊田	22,549	35,029
その他	筑後川漕艇場	瀬下町	2,511	2,823
	善導寺公園相撲場	善導寺町与田	0	0
計			427,359	421,451

※荒木中学校照明設備は、落雷による故障のため令和4年7月以降供用停止中

②久留米市の体育施設の受付等業務に関する事業

久留米市からの依頼(※)に基づき、指定管理施設以外の16施設(照明施設の指定管理を受託する2公園の運動広場を含む)について、スポーツ利用に関する受付等の業務を行った。

※市との協議により、令和6年度より受託事業としている。

＜受付等業務実施施設＞

種 別	施設名	所在地
体育館	桜花台体育館	高良内町
グラウンド等	桜花台野球場	高良内町
	桜花台ソフトボール場	高良内町
	土づくり広場	安武町武島
公園内運動広場	高良川公園	野中町
	浦山公園	上津町
	北川原公園	長門石町
	玉垂公園	大善寺町宮本
	小頭町公園	小頭町
	善導寺公園	善導寺町与田
	大隈公園	梅満町
	木塚緑地公園	善導寺町木塚
	西部防災公園	大善寺町藤吉
	中干出公園	東合川町
	大島公園	御井旗崎
	津福公園屋内球技場	津福本町

2. 収益事業（令和5年度決算額 1,383千円）【主な財源：収益事業収入】

当協会及び久留米市が管理する体育施設などに、施設利用者が利用しやすい環境を整えるため、自動販売機で飲料水の販売を行った。

項 目	当年度	前年度
販売本数	71,397本	70,357本
販売手数料収入	1,016千円	946千円

3. 法人運営

コンプライアンスを徹底し、公益法人会計基準に照らし適切な会計処理に努めた。また、スポーツ庁が示す「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について自己点検を行い、その結果を公表し、県スポーツ協会に対し報告を行った。

また、令和3年度に策定した「倫理に関するガイドライン」の遵守及び加盟団体への周知・啓発を図る目的で、次の研修を実施した。

事 業	実施日	参加
・スポーツ団体ガバナンスコード研修 「今、スポーツ団体に求められる役割と留意点」 (講師：奥田竜子弁護士)	12月7日	加盟団体71名

注記) 以上、事業ごとに記載する決算額には人件費（管理費から配賦）を含まない。また、科目ごとに端数処理(千円未満切上)したものを合計し各事業費を算出しているため、会計帳簿とは一致しない。

(2) 実施した監査手続

- ①過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ②過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ③事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ④過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動資産					
現金預金	16,153	34,838	28,290	28,373	25,667
その他	4,021	9,025	10,047	8,197	8,211
流動資産合計	20,174	43,863	38,337	36,570	33,878
固定資産					
基本財産					
預金	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200
基本財産合計	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200
特定資産					
退職給付引当資産	2,439	2,439	2,625	3,225	3,872
特定資産合計	2,439	2,439	2,625	3,225	3,872
その他固定資産					
車両運搬具	1	1	1	1	1
什器備品	1	225	135	81	49
その他固定資産合計	1	225	135	81	49
固定資産合計	17,639	17,864	17,960	18,506	19,121
資産合計	37,813	61,726	56,297	55,076	52,998
流動負債					
未払金	6,516	29,786	21,088	21,594	13,824
その他	2,988	3,088	3,139	3,180	3,864
流動負債合計	9,504	32,873	24,226	24,773	17,688
固定負債					
退職給付引当金	2,439	2,964	2,625	3,225	3,872
固定負債合計	2,439	2,964	2,625	3,225	3,872
負債合計	11,942	35,837	26,851	27,998	21,559
指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
一般正味財産	25,871	25,889	29,447	27,078	31,439
正味財産合計	25,871	25,889	29,447	27,078	31,439
負債及び正味財産合計	37,813	61,726	56,297	55,076	52,998

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

（単位：千円）

年度 \ 科目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
受取会費	3,675	3,576	3,598	3,567	3,513
自主事業収益	6,877	4,639	4,861	5,210	5,731
受託事業収益	71	87	74	0	0
指定管理事業収益	58,672	58,644	56,661	60,177	60,447
受取久留米市補助金	47,783	29,408	39,619	41,907	52,460
受取福岡県スポーツ協会補助金	305	304	532	302	303
受取負担金	420	420	420	420	420
雑収益	426	2,497	123	280	402
経常収益計	118,228	99,574	105,886	111,862	123,274
経常費用					
事業費	100,260	83,258	85,624	97,267	104,645
管理費	16,009	16,193	16,618	16,827	14,121
経常費用計	116,269	99,451	102,241	114,094	118,766
当期経常増減額	1,959	123	3,646	▲ 2,233	4,508
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	0	1	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,959	122	3,646	▲ 2,233	4,508

令和４年度の当期経常増減額は▲2,233千円となっている。これは令和３年度分の受取久留米市補助金の繰越金うち約 3,600千円を、令和４年度補助金の精算に併せて返還したためである。令和５年度の受取久留米市補助金 52,460千円にも、令和６年に繰り越された後に返還される予定の金額が含まれている。

(4) 事業区分ごとの収入・支出の推移

(単位：千円)

事業会計区分 \ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公益事業	経常収益	95,027	77,969	80,822	93,758	101,540
	経常費用	97,703	80,989	83,546	95,969	103,264
	当期経常増減	▲ 2,677	▲ 3,021	▲ 2,725	▲ 2,212	▲ 1,724
収益事業	経常収益	3,580	3,028	2,646	2,112	2,264
	経常費用	2,558	2,269	2,078	1,299	1,382
	当期経常増減	1,023	759	569	814	883
法人会計	経常収益	19,622	18,577	22,420	15,993	19,471
	経常費用	16,009	16,193	16,618	16,827	14,121
	当期経常増減	3,613	2,385	5,802	▲ 835	5,350
総合計	経常収益	118,228	99,574	105,886	111,862	123,274
	経常費用	116,269	99,451	102,241	114,094	118,766
	当期経常増減	1,959	123	3,646	▲ 2,233	4,508

令和5年度における公益目的事業会計は、経常収益 101,540 千円、経常費用 103,264 千円であり、前年度を大きく上回った。これは令和4年度までは、新型コロナウイルス感染防止のため事業の実施が自粛傾向にあったが、令和5年度においては、様々な活動が本格的に再開されるようになってきたためである。

令和4年度の法人会計の経常収益が 15,993 千円と例年より減少しているのは、上述したとおり、令和3年度の受取久留米市補助金の繰越額のうち約 3,600 千円を返還したためである。

(5) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

平成27年度包括外部監査指摘事項に対する平成30年3月に提出された「久留米市の包括外部監査結果報告書に対する対応状況」と監査時の現況は以下のとおりである。

指摘事項（要約）		対応状況	現況
1	正味財産増減計算書（平成26年度）の事業収益の中の自動販売機手数料収益が受託事業収益に含めて計上されているが、自主事業収益に含めて計上すべきである。	措置済	問題なし
2	重要な会計方針で「減価償却は4.に記載」とあるが、4.は固定資産の残高表であり、減価償却方法は記載されていない。会計方針には、財政状態を正しく示すため、車両運搬具や什器備品に適用する減価償却方法（定額法、定率法など）を明記すべきである。	措置済	問題なし
3	引当金の計上基準として「退職手当支給規程に基づき退職金引当金を計上した。」と記載されているが、これは退職金の支給の根拠を述べているのであり、計上基準の記載になっていない。会社は期末要支給額を計上しており、その旨を記載すべきである。	措置済	問題なし
4	公益法人会計基準運用指針では、固定資産は科目ごとに集計して記載することが求められているが、個々の資産ごとの金額で記載されている。車両運搬具や什器備品は科目ごとに集計して記載すべきである。	措置済	問題なし
5	平成26年度の監事監査報告書が「決算監査報告書」として発行されているが、内容が一般的な監査報告書と異なる。監事は決算だけでなく理事の職務執行も監査するため、「監査報告書」として発行すべきである。また、監査対象は貸借対照表と正味財産増減計算書であり、収支計算書を含めるべきではない。記載内容は法令（一般社団・財団法人法施行規則45条）を基に、公益法人協会の例を参考に正しい監査報告書を作成する必要がある。	措置済	問題なし
6	久留米市との基本協定書では備品を良好に保つことが定められ、別表2に対象備品が記載されているが、定期的な現物照合が行われていない。備品台帳を整備し、資産の現存や未使用備品の放置を確認するため、定期的な現物照合を実施すべきである。当法人所有の備品についても同様に現物照合を行う必要がある。	措置済	問題なし

(6) 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

当団体は、自主事業としてスポーツ大会やスポーツ教室の開催を行い、地域のスポーツ振興に寄与してきた。また、助成事業では、多様なスポーツ団体による活動を支援するため、複数の助成金に対して適切な助成基準を設け、円滑かつ公平に助成を行っている。さらに、表彰や広報活動を通じて、当団体の事業内容および各スポーツ団体の活動について広く周知を図り、地域全体でスポーツ振興が促進されるよう努めている。

これらに加えて、市の施設管理業務を指定管理および受託業務として担い、効果的かつ効率的に運営している。これらの活動を総合的に評価した結果、当団体の事業には有効性と効率性が認められ、地域社会におけるスポーツ振興や公共サービスの充実において重要な役割を果たしていることから、その存在意義が十分に認められるものと考えられる。

(7) 結果

(意見8) 指導者養成分野における事業の拡充

事業活動の中で、指導者養成事業としては「スポーツ医科学講座」の開催及び指導者育成に必要な費用の一部を競技団体に助成しているのみである。

指導者の育成は、スポーツ振興を推進するスポーツ協会にとって重要であり、不可欠な取り組みと考えられる。この分野における事業の拡充が求められる。

(意見9) 障害者スポーツへの支援

事業活動の中に、障害者スポーツを支援する取り組みが見受けられない。

障害者スポーツは、スポーツ振興の一環として極めて重要な分野である。この取り組みを通じて、多様な層にスポーツの魅力を届けるとともに、包摂的な社会の実現に貢献する事業の展開が求められる。

(意見10) 理事・評議員の男女比改善

理事および評議員が男性に偏っている。

スポーツを実際に行う人々の男女比は均衡しているにもかかわらず、意思決定機関での偏りは望ましくない。ジェンダーバランスを改善し、より多様な視点を反映した運営を目指すべきである。

(意見11) アンケートの実施とその活用

利用者数に対してアンケートの実施件数が少なすぎる。

スポーツ協会の事業を適切に評価するためには、利用者からのフィードバックを増やす仕組みが必要である。例えば、アンケートをデジタル化し回答の手間を減らすほか、回答者にインセンティブを提供するなどして、回収率を向上させるべきである。

(意見 1 2) 加入団体への補助制度の検証（振興費Ⅱ廃止及び振興費Ⅰの修正の検討）

公益財団法人久留米市スポーツ協会補助金等交付基準によれば、補助金の区分の一つである「振興費Ⅱ」については加入団体が納入した前年度の賛助会費の 6 割に相当する金額とされている。また、「振興費Ⅰ」の区分においても、前年度の賛助会費の金額が評価され、その一部が翌年の振興費Ⅰとして返金される仕組みとなっている。結果として、加入団体は賛助会費を支払った場合、翌年にその 6 割以上の金銭が振興費Ⅰ及び振興費Ⅱとして返金される構造となっている。

この返金の仕組みには、以下の課題がある。

1. 資金の固定化による経済的負担

賛助会費を賛助会員が支払った場合、1 年間その資金がスポーツ協会に預けられる形となり、その間、賛助会員の経済的基盤が不必要に圧迫される可能性がある。

2. 不必要な資金循環の発生

賛助会費と振興費の仕組みにより、同一資金が循環するだけで実質的な変化が生じず、資金の流れが不透明になるリスクがある。

以上を踏まえ、振興費Ⅱを廃止し、振興費Ⅰの評価基準から賛助会費を考慮する項目を削除した上で、振興費の金額を適切に調整する新たな仕組みを導入すべきである。この変更により、以下の効果が期待できる。

・ 加入団体の経済的負担の軽減

賛助会費の負担が軽減されることで、加入団体の経済的基盤が強化される。

・ 資金の透明性向上

不必要な資金循環を排除することで、資金の流れが明確になり、透明性が向上する。

これらの措置により、スポーツ協会の資金運用が効率化され、市民や加入団体からの信頼を高めることができる。

(意見 1 3) 補助に対する成果報告と評価システムの構築・配分方針への反映

補助金の金額は、一定の客観的基準に基づいて決定されているものの、補助金を受けた団体が達成した具体的な成果を評価し、その結果を配分方針に反映させる仕組みの導入が必要であると考ええる。

現状の基準のみでは、補助金が各団体の活動において十分に効果を発揮できない場合があるため、各団体に自主的かつ独自の成果報告を求め、その内容を基にした評価システムを構築することで、資金の効果的かつ目的に沿った配分が可能になると考える。このような仕組みにより、補助金の透明性と有効性を一層向上させることが期待される。

(意見 14) 補助団体への監査体制の検討

久留米市スポーツ協会は、各加盟団体に対して補助金を交付している。令和5年度は、35団体に対し総額 12,113 千円の補助を行っている。また各団体への交付額は「公益財団法人久留米市スポーツ協会補助金交付基準」に基づいて決定されている。

ここで、各団体の補助金使用状況の確認は、各団体が作成する収支計算書によって行われているが、領収書などの証憑までは確認していない状況である。補助金の有効利用を担保する観点から、各団体の決算状況を監査する体制づくりを検討してはどうだろうか。

5. 公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団

(1) 団体の概要

市所管課	市民文化部生涯学習推進課
所在地	久留米市東合川 5 丁目 8-5
設立年月日	昭和 63 年 3 月 29 日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的	久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、子育て支援・児童の健全育成に関する事業及び地域社会の振興に関する事業を行うことにより、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりに寄与する。
出資金等	資本金・基本財産：15,000 千円
内、市の出資割合(%)	100%
主な事業内容（定款）	生涯学習の推進及び生涯学習センターの管理に関する事業、筑邦・耳納市民センター多目的棟の管理に関する事業、児童センターの管理に関する事業、学校施設の環境整備に関する事業、えーるピア久留米における喫茶店運営及び自動販売機設置等の収益事業
所管課から見た課題	当財団は、平成 19 年に久留米市総合管理公社と健康推進協議会が事業統合した経緯を持つ財団だが、保健衛生事業は、市へ随時移行して、令和 3 年度に終了している。市と財団が担う役割や取り組むべき事業を検討・整理し、組織の名称や目的、事業のあり方、指定管理のあり方などを協議・検討する必要がある。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収益	589,481	651,506	647,386	643,929	664,581
経常費用	591,526	646,659	651,149	644,882	654,361
経常損益	▲2,045	4,847	▲3,763	▲953	10,220

(市の財政的関与の状況：令和 5 年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
86,344	0	330,897	195,974	0

(市の人的関与の状況)

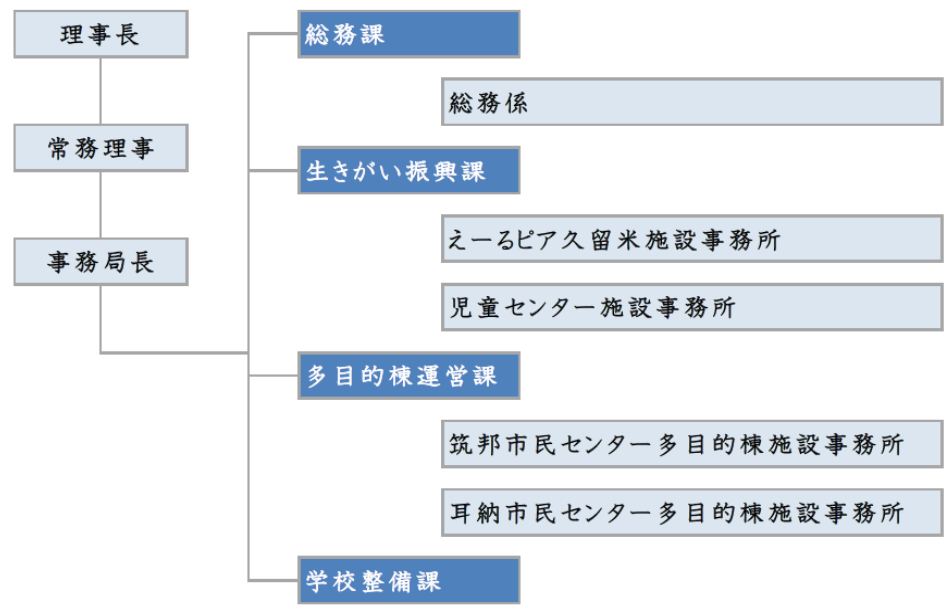
(令和5年4月1日現在)

役員	1名	うち市派遣	0名、市OB	1名
職員※1	13名	うち市派遣	1名、市OB	0名

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)

(組織図)



(事業内容の詳細)

○生涯学習の推進及び生涯学習施設の管理運営に関する事業

(令和5年度決算額 271,281 千円) ← 生涯学習センター＋市民センター多目的棟

生きがいつくり事業の拠点施設である生涯学習センター及び市民センター多目的棟において、利用者のニーズを踏まえ、幅広い分野に対応した様々な生涯学習事業を展開し、施設の円滑な管理運営を行った。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、出入口の消毒液、検温器の設置は現在も継続しているが、5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類移行により、事業実施にあたっては制限もなく例年通り実施することができた。

また、生涯学習事業の広報・推進活動として、ホームページや SNS、広報誌、リーフレット等を効果的に活用しながら、施設の案内や予約、事業について情報提供を行った。

1. 生涯学習センターにおける生涯学習事業

【指定管理事業】

いつでも自由に学び活動できる学習の機会を提供するため、市との協定に基づく指定事業及び財団独自の自主事業、社会貢献事業を実施した。

また、学習成果の発表の機会として、「えーるピア久留米総合文化祭」を開催し、学びの意欲向上と生涯学習の啓発を図った。また、えーるピア久留米と筑邦市民センター多目的棟、耳納市民センター多目的棟をオンラインで繋いだサテライト講座の実施や、自宅で受講できるオンライン講座の実施などオンラインを活用した新たな形の学習機会の提供に努めた。

(主な事業)

①指定事業

シニアアカデミー、えーるピアカレッジ、サークル共催講座（市民学習発展推進事業）等

②自主事業

小学生ドローン体験教室、自宅でできる筋トレ講座

③社会貢献事業

見る！知る！くるめミュージアムセミナー、えーるピアカレッジサテライト講座、えーるピアカレッジオンライン講座等

その他、生涯学習を目的とする市民及び団体などが安定的に利用できる活動の場として、市の条例や規則に基づき、様々な学習の形態に対応できる学習室などを提供した。

(実績)

- ・利用件数 13,866 件（前年度比 99.1% 131 件減）
- ・利用者数 164,171 人（前年度比 105.6% 8,660 人増）

2. 市民センター多目的棟における生涯学習事業

【指定管理事業】

市民活動の拠点施設として学習の機会を充実させるため、財団独自の自主事業を実施した。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、制限を設けることなく実施することができた。また、昨年度から実施している「文化祭」や「親善卓球大会」に加え、子どもたちを対象とした「みのうハロウィン」や施設利用者の活動成果を発表する「ちくほうクリスマスコンサート」を新たなイベントとして開催し、市民活動の活性化と、多目的棟の魅力発信に努めた。

(主な自主事業)

・市民センター多目的棟（共通）

多目的棟カレッジ、シニアライフ充活講座、文化祭、親善卓球大会 等

・筑邦市民センター多目的棟

ヨガ教室、実用書道教室、LINEアプリ活用講座、クリスマスコンサート 等

・耳納市民センター多目的棟

パワーヨガ教室、ピラティス教室、カリンバ教室、水彩色鉛筆画教室、みのうハロウィン 等

その他、多様な目的で集う市民、団体などの安定的な活動の場として、市の条例や規則に基づき、図書室や多目的ホール、トレーニング室、団体活動室などを提供した。

(実績)

筑邦市民センター多目的棟

- ・利用人数 1,966 件 （前年度比 105.5% 102 件増）
- ・利用者数 23,759 人 （前年度比 120.8% 4,085 人増）
- ・図書貸出者数 31,865 人 （前年度比 100.9% 284 人増）

耳納市民センター多目的棟

- ・利用件数 2,106 件 （前年度比 106.8% 134 件増）
- ・利用者数 21,863 人 （前年度比 106.9% 1,415 人増）
- ・図書貸出者数 18,721 人 （前年度比 117.6% 2,799 人増）

○児童の健全育成及び児童施設の運営に関する事業（令和5年度決算額 35,694千円）

【受託事業】

遊びを通して未来を担う子どもたちの心身の健やかな育成を図るため、市より管理運営を受託している児童センターを拠点として、児童向けの運動や工作、野外活動、様々な遊びの体験など児童に関わる健全育成事業を展開するとともに、乳幼児と保護者向けのサロンや一時預かり保育などを行い、子育て中の保護者の支援を行った。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、事業において定員や時間制限をなくし

実施した。

未就学児と保護者向けの学習会等については、会場参加とオンライン参加によるハイブリッド形式で開催した。また、SNSを積極的に活用しながら、施設及び事業の情報を発信した。小学生ボランティアの育成においては、冬まつりのコーナーを職員と共に担当し、遊びの提供を行った。

(主な事業)

①受託事業

はとぼっぼサロン、あそび塾、一時預かり保育事業 等

②自主事業

中高生自習タイム、伝承遊びを楽しもう、児童センターちゃんねる

(実績)

- ・事業参加者 10,539人 (前年度比 180.6% 4,704人増)
- ・利用者数 36,546人 (前年度比 154.4% 12,876人増)

○学校施設の環境整備に関する事業 (令和5年度決算額 313,784千円)

【受託事業】

市内64校(小学校44校・中学校17校・特別支援学校1校・高等学校2校)の学校校務員業務を市より受託し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら、学校施設の環境整備を行った。業務の実施にあたっては、技術向上や安全確保などの研修を実施し、校務員のスキルアップを図った。

また、学校を利用する方々に安全で快適な環境を提供できるように、エリア・ブロックごとの集団作業や重機を使った高所・整地作業の支援などを実施した。

(実績)

- ・集団作業 84回
- ・支援作業 115回
- ・業務研修 51回

○その他、法人の目的を達成するために必要な事業 (令和5年度決算額 5,147千円)

【収益事業】

公の施設における市民サービス向上のための事業として、利用者間の交流の場を提供するため喫茶店(エールカフェ)の運営及び自動販売機の設置により利用者に飲食物を提供するとともに、複写機の設置によるコピーサービスを行い、利用者の利便性向上を図った。

【注記】

○財団管理費〔法人〕	28,455千円
計上費用計(上記事業内容記載の決算額+財団管理費)	654,361千円

(2) 実施した監査手続

- ①過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ②過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ③事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ④過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動資産					
現金預金	90,371	123,737	106,136	48,441	99,332
その他	43,463	49,565	50,940	90,082	59,704
流動資産合計	133,834	173,302	157,076	138,523	159,036
固定資産					
基本財産					
基本財産引当資産	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
基本財産合計	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
特定資産					
退職給付引当資産	55,002	60,821	59,508	68,051	74,363
減価償却引当資産	10,847	11,249	11,723	12,247	12,770
特定資産合計	65,849	72,070	71,231	80,298	87,133
その他固定資産					
車両運搬具	1,548	1,203	858	513	168
什器備品	238	680	1,146	966	789
敷金	11	11	11	11	11
投資有価証券	59,979	59,985	59,990	59,997	59,999
その他固定資産合計	61,776	61,879	62,005	61,487	60,967
固定資産合計	142,625	148,949	148,236	156,785	163,100
資産合計	276,459	322,251	305,312	295,308	322,136
流動負債					
未払金	52,019	87,814	75,810	57,944	64,274
その他	4,107	3,438	3,580	3,852	7,817
流動負債合計	56,126	91,252	79,390	61,796	72,091
固定負債					
退職給付引当金	55,002	60,821	59,508	68,051	74,363
固定負債合計	55,002	60,821	59,508	68,051	74,363
負債合計	111,128	152,073	138,898	129,847	146,454

一般正味財産	165,331	170,178	166,414	165,461	175,682
正味財産合計	165,331	170,178	166,414	165,461	175,682
負債及び正味財産合計	276,459	322,251	305,312	295,308	322,136

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
基本財産運用益	1	1	1	1	24
事業収益	520,722	559,849	567,624	568,536	577,339
受取補助金等	62,144	79,590	73,223	73,518	86,344
受取負担金	6,436	6,216	0	0	0
雑収益	178	5,850	6,538	1,874	874
経常収益計	589,481	651,506	647,386	643,929	664,581
経常費用					
事業費	565,145	616,213	619,057	615,362	625,905
管理費	26,381	30,446	32,092	29,520	28,456
経常費用計	591,526	646,659	651,149	644,882	654,361
当期経常増減額	▲2,045	4,847	▲3,763	▲953	10,220
経常外収益	－	－	－	－	－
経常外費用	－	－	－	－	－
当期一般正味財産増減額	▲2,045	4,847	▲3,763	▲953	10,220

令和5年度の事業収益は 577,339 千円であり、前年度を 8,803 千円上回った。これは令和5年度に新型コロナウイルス感染症が第5類になったこともあり、前年度まで制限していた講座の開設が可能となったことも要因である。

(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

(単位：千円)

年 度 事業会計区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公益事業	経常収益	556,119	612,843	609,969	608,849	631,198
	経常費用	557,181	609,478	613,472	610,498	620,759
	当期経常増減	▲1,062	3,365	▲3,503	▲1,649	10,439
収益事業	経常収益	7,545	6,755	4,481	5,660	5,002
	経常費用	7,964	6,734	5,585	4,864	5,147
	当期経常増減	▲419	21	▲1,104	796	▲145
法人会計	経常収益	25,817	31,908	32,936	29,420	28,381
	経常費用	26,381	30,447	32,092	29,520	28,455
	当期経常増減	▲564	1,461	844	▲100	▲74
総合計	経常収益	589,481	651,506	647,386	643,929	664,581
	経常費用	591,526	646,659	651,149	644,882	654,361
	当期経常増減	▲2,045	4,847	▲3,763	▲953	10,220

公益財団法人は「収支相償」の要件を充足する必要があるため、公益目的事業は原則として各年度の収支が均衡する必要がある。ここで令和5年度の公益目的事業の当期経常増減額は10,439千円の黒字であり、収支相償の要件をみたしていない。これは令和5年度は通常の補助金のほかに、「指定管理施設光熱費等高騰対策支援補助金」が約9,000千円計上されたことが原因であり、翌年度は収支相償の要件をみたす予定である。

(5) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

平成27年度包括外部監査指摘事項に対する平成30年3月に提出された「久留米市の包括外部監査結果報告書に対する対応状況」と監査時の現況は以下のとおりである。

指摘事項（要約）		対応状況	現況
1	財団は主に研修を目的として久留米市に保健師職員を派遣しているが、その必要性・合理性には疑問がある。同財団の運営は久留米市からの業務委託に依存しており、業務委託の有用性を支える要素の一つが人的能力である。しかし、職員を市で研修させる必要がある場合、業務委託の意義が薄れる懸念がある。ヒアリングによれば、派遣は人的能力だけでなく、市との人材交流・育成に有益とされるが、財団がその役割を担う理由について明確な説明が求められる。したがって、派遣の目的を整理し、必要性・合理性について積極的に説明することが望まれる。	必要性があると認識しており、措置の必要がないと考えている。	対象となる保健衛生事業が久留米市に移行したため、保健師職員を久留米市に派遣することはなくなった。
2	指定管理者制度は、管理者の経営努力による収益増が次年度以降の指定管理料削減や市財政の負担軽減を目的としている。しかし、同財団は生涯学習推進事業を公益目的事業として実施しており、収支相償の原則（公益認定法第5条第6号）により「収益をあげすぎない」ことが求められる。この原則は単年度での均衡を強制するものではなく、中長期での均衡が許容される。同財団も得られた収益を社会貢献や施設修繕に充てているため、市民還元には一定の寄与があるが、純粋な利益追求ができないため、市財政の削減効果は限定的となる。久留米市は公益法人を指定管理者とする意義を、財団は事業を公益目的とする意義を十分議論・検討することが求められる。	健康福祉部及び、市民文化部においても、必要性があるため、措置不要との見解。	そもそも利用料等が条例で定められ、利益をあげ過ぎることが想定されず措置不要。
3	随意契約は例外的判断であり、その契約が競争入札に適さないかどうかを、客観的な資料や実績などを基に慎重に検討・議論する必要がある。しかし、今回の市の対応では契約理由は整理されているものの、検討や議論の客観的裏付けが乏しく、不十分との疑念を抱かれる可能性がある。したがって、市は随意契約が例外であることを認識し、地方自治法第234条等の趣旨に立ち返り、検討・議論の内容を契約書類や決裁書類に明確に記載・保存することが望まれる。	措置済み。	措置済み。
4	指定管理事業では15業者に再委託が行われ、委託料は指定管理料の約半分を占める。同財団では一般競争入札を原則	随意契約とすべき必要	措置済み。

	とし、随意契約を例外とする契約事務処理要領を策定しているが、15 業者のうち 9 業者と随意契約を締結しており、そのうち 6 業者との契約は 50 万円を超える高額契約である。この状況を踏まえ、随意契約が例外的措置であることを改めて認識し、地方自治法や契約事務処理要領の趣旨に基づき、適否を慎重に検討・議論し、随意契約の根拠を契約書類等に明確に記載することが求められる。	性がある。 資料を残す点については、明示的な回答がない。	
5	平成 26 年度の全業務委託契約書を確認したところ、十分なリーガルチェックが行われていない点が見受けられた。全業者で契約内容が異なる合理性が乏しいにもかかわらず、契約解除条項や損害賠償条項、再委託条項の内容にばらつきがあり、財団に不利または非合理的な内容も散見された。具体的には、損害賠償条項で「直接損害」に限定する規定や、無条件で再委託を認める条項が問題となり、秘密保持条項でも情報範囲が不明確であった。契約締結時には十分なリーガルチェックを行い、内容を適切に整備することが求められる。	措置方針を決定し、対応済み。	措置不十分。 指摘事項において詳細を後述している。
6	同財団の自主事業比率は 0.7%～1%と低く、久留米市への財政依存比率は 82%～91%と高い。このため、同財団は実質的に久留米市の一部と評価される可能性がある。同財団に事業を委託する意義として、事業の効率性・効果性や経費削減の観点からその有用性を積極的に示す必要がある。健康推進事業など一部の事業は市民ニーズが高いとは言えないが、保健衛生や子育て支援事業は後見的性質を持ち、数字だけでは評価が難しい。いずれにせよ、同財団に委託する有用性を十分に分析し、結果を事業計画書や報告書に明確に示すことが求められる。	意見に対する見解が述べられている	保健衛生事業は、久留米市に移行しており、現在財団では実施していないが、生涯学習事業等においてその有用性を事業計画書や報告書で示している。
7	理事会と評議員会は定款どおり開催され、評議員会では一定の議論が行われているが、理事会では議事録を見る限り実質的な議論が少ない印象を受ける。特に年間 8000 万円以上の再委託費については、予算で金額を判断するのみで、契約方法（一般競争入札か随意契約か）は理事長に委ねられている。理事会は業務執行の意思決定機関として、重要な契約	措置済	問題なし

	の適正性を検討する責務があり、契約締結方法についても十分な議論が求められる。そのため、事業計画書・予算審理時に契約方法の資料を添付し、随意契約の適切性を理事会で議論することが望まれる。		
--	--	--	--

（６）事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

生涯学習事業については、財団の適切な事業運営の結果として、生涯学習センターが毎年約 16 万人、また 2 つの市民センターがそれぞれ年約 2 万人に利用されており、その有効性が認められる。さらに、幅広く広報・推進活動を実施しており、効率性の点でも評価される。

児童施設運営事業に関しては、児童向けの運動、工作、野外活動、その他さまざまな遊びを通じた健全育成事業を幅広く実施し、年間で 3 万人を超える利用者があることから、有効性と効率性が共に認められる。

また、学校施設の環境整備事業においては、久留米市内の 64 校における校務員業務を一括して管理し、研修等を通じた校務員のスキル向上に取り組んでおり、その有効性と効率性が確認できる。

以上の事業実績を踏まえ、当団体の存在意義が十分に認められるものといえる。

（７）結果

（指摘３）業務委託契約における団体側に著しく不利な内容の改善

当該団体が業務委託を行っている業務委託先との契約内容において、団体側に著しく不利な条件が含まれている点を指摘しなければならない。具体的には、業務委託に関連して損害が発生した場合、賠償を「直接損害」に限定するなど、その損害負担に関する規程が団体にとって極めて不利な内容となっており、加えて、損害が発生した場合に 7 日以内に書面で通知しなければ、委託先が責任を免れるという条項が含まれている。

損害負担に関する契約条項については、事故等が発生した場合に団体が一方的に不利益を被ることのないよう、合理的かつ公正な内容とすることが求められる。この点については、従前の包括外部監査においても指摘がなされており、その際には対応済みとの回答が示されていた。しかしながら、実態としては対応が不十分であったと評価せざるを得ない状況である。

なお、従前の契約内容の継続や、その委託内容の専門性ゆえに他の委託先を見つけることが困難であること、またそれゆえに交渉において団体側の要求を通すことが難しいなどの事情が存在することが推測される。しかし、こうした状況下においても、事故等の発生時には重大な問題を招くリスクを軽減するため、危機意識をもって早急に対応する必要がある。

(意見 15) 各講座の周知方法の多様化

久留米市生きがい健康づくり財団では、数多くの講座を運営しており、その内容や開催日などの情報は、主にホームページで公開している。

スマートフォン等で、すぐに開催情報等を調べることができ、便利である一方で、高齢者の多くは、インターネットでの情報収集に不慣れであり、講座が開催されている事に気づけないケースが考えられる。このような状況は、近年、デジタルディバイド（情報格差）として問題になっている。

このような高齢者などへの配慮として、以前行っていたように、紙媒体である「広報くるめ」に掲載する事を再度検討してみてはどうかと考える。

6. 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

(1) 団体の概要

市所管課	健康福祉部地域福祉課
所在地	久留米市長門石 1 丁目 1-34
設立年月日	昭和 37 年 7 月 17 日
設立根拠法令	社会福祉法
設立目的	久留米市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること
出資金等	資本金・基本財産：7,000 千円
内、市の出資割合(%)	0 千円 (0.0%)
主な事業内容 (定款)	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、及び助成 など
所管課から見た課題	・「多機関協働事業」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の受託者として、今後も個別の相談窓口では対応しきれないケースについて、本会の担当コーディネーターと各種専門機関が連携し、本人や世帯の個々の状況に応じた、継続的で柔軟な対応を行っていく必要がある。 ・法人後見事業を行っている本会は、将来的に市民後見人として個人受任が可能となる体制整備に向けた取組を市と連携して行う必要がある。 ・災害ボランティアセンター運営の長期化に対応できる本会体制の構築と、災害時に、公共交通網や道路網が遮断されることも想定した業務執行体制を検討する必要がある。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	664,120	746,228	665,640	649,715	657,893
経常費用	692,096	766,615	665,497	769,590	744,324
経常損益	▲ 27,976	▲ 20,387	143	▲ 119,875	▲ 86,431

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
170,924	0	151,690	103,186	0

(市の人的関与の状況)

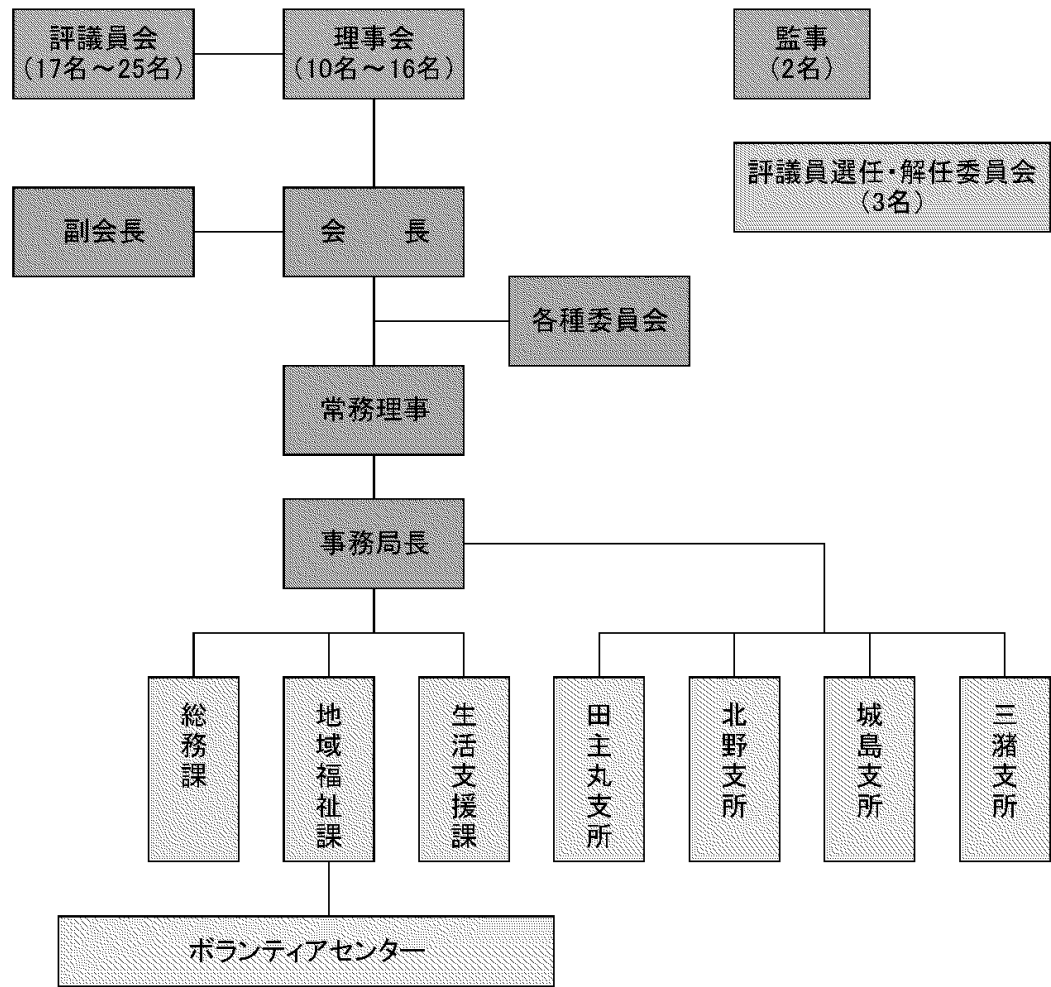
(令和5年4月1日現在)

役員	2名	うち市派遣	1名、市OB	1名
職員※1	31名	うち市派遣	1名、市OB	0名

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 組織図



(事業内容の詳細：令和5年度)

○地域福祉活動の推進支援（令和5年度決算額 97,456千円）

1. 「くるめ支え合うプラン」の地域展開

各コミュニティ組織や校区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、支え合い推進会議等に対して、各種会議や学習会の場を活用し、校区福祉活動計画策定に向けた働きかけを行った。

また、策定した計画に基づき具体的な取り組みを実践するとともに、適時進捗確認を行いながら、地域福祉活動を進めている。

なお、校区の取り組み方は多様で、校区社会福祉協議会が支え合い推進会議に意見を求めたり、計画策定委員会や計画検討会議等を設置したり、支え合い推進会議を中心に計画策定に取り組んでいる。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
策定見直し支援	新規 15 校区	新規 4 校区 累計 28 校区(内、23 校区策定済)

2. 見守りや支援の対象者を広げる

校区社会福祉協議会やふれあいの会などが行う地域福祉活動について、校区の実情に寄り添った助言や支援を行った。

ボランティアスクールや、支え合い推進会議の学習会等では、支援を必要とする世帯の現状と課題を共有することで、見守りや支援の対象者が広がるよう、働きかけた。

コロナ禍の影響で活動が停滞しているいきいきサロンなどの活動が活性化するように、主催する校区社協やふれあいの会へ本会で作成している冊子「サロンお役立ち情報」などのプログラムを提供した。

校区社会福祉協議会やふれあいの会に対し、各校区独自の取り組みをまとめた「つながるスイッチ！！」等を用いて子どもや生活困窮者などを対象とした取り組みを紹介し、高齢者以外を対象とした取り組みの検討を働きかけた。

また、コロナ禍や7月の水害を契機に顕在化した生活困窮者・世帯に対し、課題解決に向けて寄り添った支援を展開しつつ、食料支援の実施、支援団体へつなげるなど取り組んだ。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
ボランティアスクール等の実施	各校区 2 回	36 校区 84 回
見守り訪問活動	延べ 243, 000 回	(集計中)
いきいきサロンの設置数	300 か所	312 か所(内新規 12 か所)

3. コミュニティ組織との新たなネットワーク化

すべての校区に支え合い推進会議が設置されたことを受け、改めて支え合い推進会議の意義等についての説明を行った。

各校区の支え合い推進会議で特色のある協議が展開され、その結果、日常生活を営む上でのちょっとした困りごとを解決することを目的とした生活支援活動団体の立ち上げに繋がったほか、既存の仕組みや活動を活用し地域の課題に対応できるよう協議が深められた。

各校区の取り組みを周知するため、校区広報紙掲載の促進や、各校区の支え合い推進会議の取り組み等を紹介するチラシ「つながるスイッチ!!」を活用し、多くの地域住民に地域での福祉活動を伝えられるよう取り組んだ。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
新たな生活支援活動の立ち上げ	2 か所程度	2 校区 (合川. 大城)

4. 興味や関心事を軸として集う市民グループや経済団体等との連携

世代を超えて人と人、人と社会資源が分野を超えて緩やかにつながりながら、誰も取りこぼさない地域社会づくりに取り組んでいる市民グループと連携し、居場所づくりと当事者同士の繋がりづくりを進めてきた。

その活動の中で、様々な事情で働きづらさを感じている方への支援の一環として、市民活動団体と協働し、ぶらっと荘島を拠点にドリップコーヒーの梱包・販売を通じた多世代交流の場づくりを行いました。現在その居場所では元ひきこもりやシングルマザーなどといった多様な背景を持つ当事者が集い、活動に参加されている。

5. 地域福祉を担う人材の育成

コロナ禍以降、初めて通常の体制で校区社協役員基礎セミナーを実施した。

社会福祉大会は、災害対応により、実施時期を 2 月に延期するとともに、これまで

別々に実施していたボランティアフェスティバルと同日開催として、『『災害』から私たちの地域福祉活動を考える』をテーマに記念講演、シンポジウムを行うなど、災害の時に求められる住民参加の地域福祉活動について議論を深めた。

ボランティアフェスティバルでは、ボランティア活動に興味のある人の参加と、ボランティア団体や関係者の交流といった本来の目的に加え、災害時のボランティア活動や防災の視点も取り入れ、社会福祉大会会場と隣接する野中生涯学習センターで実施した。

また、福祉学習の取り組みとして、聴覚障害児と中高生の交流を通じたボランティア体験講座を実施した。

さらに、企業や法人が行う福祉学習に職員の派遣や資機材の貸与を行うなどの協力をするとともに、企業、団体等に福祉学習等での市社協活用の呼びかけを行った。

○相談・支援（令和5年度決算額 33,186千円）

1. 組織内の情報を支援活動に活かす

生活困窮世帯への特例貸付（新型コロナ）の借受人に対し、相談員を増員し支援を行うとともに、こうした支援や貸付で把握した福祉課題を抱えた世帯には、課を超えて情報共有しその解決に向けた支援活動を行った。

また、7月の豪雨災害では、災害ボランティアセンターの活動の一環として被災者の福祉課題の発見とその支援に努め、災害ボランティアセンター閉所後も引き続き寄り添った支援を行った。

さらに、市から受託している「多機関協働事業」の一環として、市内の支援関係機関等による連携した支援活動に活かすため、制度の学習や意見交換を行うための場「重層的な支援体制の構築を考える会」を開催した。

2. 継続的で柔軟な対応を行っていく

「複合・狭間」の課題解決に向け、関係機関、関係住民、当事者等が協議する場（重層的支援会議）を設け、ケースの情報共有や支援体制の構築に努めた。

また、生活困窮世帯や、ひきこもりの当事者や家族等で、自ら支援を求めることができない潜在的な相談者へのアウトリーチを行い、支援関係機関等へ繋げつつ、当事者団体と協働して生きづらさのある方の繋がる場づくりに努めた。

制度の狭間にある人へ、自立に向け寄り添った支援を行うライフレスキュー久留米連絡会実行部会と連携し困窮世帯の住宅環境整備を行った。また、7月の豪雨災害では、同実行部会に災害ボランティアセンターの運営支援に継続して参画いただくなど、災害復旧支援でも連携した対応を行った。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
ライフレスキュー久留米連絡会への参加法人	39 法人 (2 法人増)	登録 36 事業所 (30 法人)

※ライフレスキュー久留米連絡会については、令和 2 年度より登録制度を導入

3. 地域へのきめ細かな働きかけ

担当コーディネーターが、小学校区ごとに開催されている地域福祉の推進に関する住民同士の話し合いの場(支え合い推進会議や校区社会福祉協議会役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会など)に参加し、住民間の情報共有、支え合う関係づくりの促進、課題解決に向けての支援を行った。

自治会や校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力して個別支援を行い、課題を抱えながらも、要支援者が地域で安心して暮らしていくことができるよう働きかけを行った。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
個別支援計画の作成	15 件程度 ※災害時マイプラン含む	15 件

4. 要支援者の情報を速やかに把握する

通常の見守り訪問活動に加えて、ポストコロナにおいても、つながりを絶やさないよう、電話や手紙などを用いた安否確認の実施を働きかけた。

近隣世帯の小さな変化から課題や困りごとに気づくことができる住民を増やすため、地域住民を対象とした学習会、研修会等を校区社協等とともに実施した。

年間を通じて、担当コーディネーターは、住民同士の話し合いの場に参加し、地域 や個別の世帯等の困りごとや課題の把握に努めた。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
見守り訪問活動の普及（ふれあいの会）	44 校区	45 校区
学習会の企画支援	各校区 2 回	36 校区 84 回(再掲) (ボランティアスクールを含む)

5. 被災者相談支援事業の受託

被災者支援活動の中で、被災された方が普段から生活課題、福祉課題を抱えていることが明らかになることがあったため、そうした課題を抱えた人を発見し、寄り添った

支援を展開するために、新規の取り組みとして「被災者相談支援事業」を1月から受託した。

受託に伴い相談員を増員し、地域福祉課の個別支援チームで対応を始めた。

6. 人生あんしん事業(終活事業)の新規事業化に向けた準備

単身で親族の支援が得られない高齢者が、安心して最期を迎えたいという要望に応えるため、契約に基づいて普段の見守りや死後の手続き(葬儀、家財処分等)を行う終活事業について、事業化の検討を進めた。

事業化の準備として県社協の助成事業を活用し、事務局内プロジェクトによる検討、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会や関係機関、民間企業等との意見交換などを行い、新規事業「人生あんしん事業」として、令和6年度から事業を開始することとなった。

○権利擁護(令和5年度決算額 33,548千円)

1. 法人後見事業

コロナ禍で面会や訪問が制限されている状況下において、本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図った。

また、成年被後見人等が経済的な理由で報酬が支払えない場合は、安定した事業運営のため、市の成年後見制度利用支援事業の補助金を利用し事業収入の確保に努めた。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
受任件数	20件	15件(うち年度内終了2件)

※利用支援事業補助金(報酬補助)利用数 1件

2. 市民後見人の育成

市が主催する市民後見人活動支援事業を受託し、市民後見人養成講座修了生に対して、必要な知識及び技術などの習得を目的にフォローアップ研修を実施した。

また、市民後見人の単独受任を目指し、市とともに家庭裁判所と協議を行った。

3. 中核機関業務の受託

成年後見センターの相談機能の充実と適正・効率的な運営に努めた。

また、市が成年後見制度の利用促進のために設置した中核機関の一部機能を引き続き受託し、成年後見人等の相談支援などに取り組んだ。

さらに、法律的な知識が必要な相談に対応できるよう、試行的に司法書士相談会を実施し、令和6年度は相談会を定期的(月1回)に開催することとなった

【実施状況】

実施項目	実績
センター相談件数	781 件
センターによる申立手続の支援	65 件
受任調整会議への参加	11 回
関係者会議等への参加	14 回

4. 日常生活自立支援事業

利用契約者に対して、専門員 4 名にて適正かつ適切な事業運営に努めた。

また、コロナ禍で面会や訪問が制限されている状況下においても、適切な事業利用及び支援ができるよう関係機関との連携強化に努めた。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
日常生活自立支援専門員	4 名	4 名

○在宅福祉サービス（令和 5 年度決算額 161,379 千円）

1. 要介護認定調査業務の整理

コロナ禍で、心身の状況に変化があった区分変更申請を中心に、介護認定調査業務を実施した。

また、退職による職員減での今後の事業体制について、市と協議を行った。

2. 介護保険事業等の廃止

事業経営の方向性について運営委員会を開催し、民間事業者の展開、利用者の減少、財務の状況及び事業の将来性を勘案し、令和 5 年度末をもって事業（居宅介護支援・訪問介護・通所介護・障害福祉サービス）を廃止することと機関決定した。そのうえで、利用者の他事業所への移行調整等を行い、年度末に廃止した。

○災害への対応（令和 5 年度決算額 28,314 千円）

1. 災害ボランティアセンター運営と本会の業務執行体制の確保

7 月の豪雨災害では、市からの要請により久留米市災害ボランティアセンターを開設しました。運営にあたっては、市、県内及び九州・中国ブロックの社会福祉協議会や、災害 NGO、NPO 法人、企業、団体等の支援、参画のもと、被災者支援活動を行った。

災害ボランティアセンター閉所後も、通常のボランティアセンターで支援ニーズに対応するとともに、運営上の課題整理、社会福祉大会での課題提起、体制の見直し等に取り組んだ。

2. 非常時の支え合い

避難行動要支援者に対して、自治会役員など地域住民等を含む関係者とともに災害時マイプランの作成支援を行いました。また、障害者の当事者団体が開催した防災講座に参加し、避難行動要支援者のマイプラン作成を支援した。

支援機関や地域住民と災害時マイプランを共有し、見守りや支え合いを促した。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
避難行動要支援者 支援プランの作成 (災害時マイプラン)	15 件程度(再掲) ※個別支援計画含む	15 件

○情報の発信・広報（令和5年度決算額 7,102 千円）

1. 計画的、効果的な広報

本会の運営方針や事業内容、関連団体と連携した活動などへの理解を深めてもらうために、広報紙「くるめ福祉」（点訳版及び音声版を含む）を計画的に年4回発行した。

市民向け情報やサービス等のお知らせについては、「くるめ福祉」や「ホームページ」、SNSの活用のほか、ドリームスエフエムのラジオ番組「みんな つながるラジオ」を通じて、多様な媒体での広報活動に努めた。

さらに、各校区の支え合い推進会議などで展開されている内容を、若年層を含めた幅広い世代に周知する「つながるスイッチ！！」に掲載し、WEBサイト「note」等で9回情報発信した。

また、ボランティアセンターの活動及びボランティア情報を発信するボランティア情報紙「まれっと」を隔月で発行した。

【実施状況】

実施項目	計画	実績
フェイスブック、 x(旧ツイッター)等 への各諫投稿	前年比 5%増	前年比 70%増
ホームページの閲覧 者数（月平均）	3,700 人	32,391 人

(2) 実施した監査手続

- 過年度の監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討
- 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について検討
- 総合福祉会館・福祉会館「あおぞら」・田主丸老人福祉センター及び三瀨総合福祉センターの現地調査

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

	(単位：千円)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部	1,070,671	1,123,352	1,117,579	1,115,266	952,877
流動資産	282,227	288,165	293,063	413,096	271,533
固定資産	788,444	835,187	824,516	702,170	681,344
負債の部	237,612	243,603	240,654	360,997	288,794
流動負債	106,858	120,880	108,032	220,691	98,759
固定負債	130,753	122,723	132,621	140,306	190,035
純資産の部	833,059	879,748	876,925	754,268	664,082
基金	255,248	320,039	314,535	197,449	197,449
国庫補助金特別積立金	77,761	74,484	68,983	63,482	57,981
その他の積立金	198,655	198,064	196,509	196,509	196,509
次期繰越収支差額	301,394	287,160	296,898	296,828	212,142

②要約事業活動計算書の推移

						(単位：千円)	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス活動増減の部	収益	会費収益	382	361	357	957	464
		寄付金収益	2,457	73,565	2,007	2,121	2,691
		経常経費補助金収益	245,169	244,751	224,958	218,116	242,445
		受託金収益	165,820	192,278	183,086	232,629	241,557
		事業収益	20,622	13,468	15,036	19,369	20,397
		負担金収益	760	820	817	874	1,185
		介護保険事業収益	218,244	204,729	217,055	158,852	133,716
		障害福祉サービス等事業収益	5,999	6,237	11,254	12,453	10,411
		生活困窮者に対する相談支援事業収益	348	104	87	181	282
		その他の事業収益		5,262	0	370	1,605
		サービス活動収益計	659,802	741,575	654,657	645,922	654,753
	費用	人件費	433,494	437,094	433,855	420,994	496,050
		事業費	155,354	159,473	138,534	249,862	149,723
		事務費	15,245	14,907	11,447	13,699	13,448
		生活困窮者に対する相談支援事業費用	348	104	86	181	282
		助成金費用	74,618	69,684	68,752	71,148	71,418
		負担金費用	1,000	70,292	0	70	0
		減価償却費	17,526	20,183	18,323	19,135	18,903
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 5,489	△ 5,156	△ 5,500	△ 5,500	△ 5,500
		徴収不能額	0	33	0	0	0
		サービス活動費用計	692,096	766,614	665,497	769,589	744,324
		サービス活動増減差額	△ 32,294	△ 25,039	△ 10,840	△ 123,667	△ 89,571
サービス活動外増減の部	収益	サービス活動外収益	4,318	4,652	10,983	3,792	3,140
	費用	サービス活動外費用	0	0	0	0	0
	サービス活動外増減差額	4,318	4,652	10,983	3,792	3,140	
経常増減差額			△ 27,976	△ 20,387	143	△ 119,875	△ 86,431
特別増減の部	収益	特別収益	0	1,940	3,540	2,719	1,745
	費用	特別費用	0	1,880	1,005	0	0
	特別増減差額	0	60	2,534	2,719	1,745	
当期活動増減差額			△ 27,976	△ 20,327	2,677	△ 117,155	△ 84,686
繰越活動増減差額	前期繰越活動増減差額		281,563	301,394	287,160	296,898	296,828
	当期末繰越活動増減差額		253,587	281,067	289,838	179,742	212,142
	基金取崩額		40,875	5,502	5,504	117,086	0
	その他の積立金取崩額		6,930	591	1,555	0	0
	次期繰越活動増減差額		301,392	287,160	296,898	296,828	212,142

③補助金、委託料、指定管理料の推移

市からの財政支出

項目	金額(円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金	161,748,892	158,675,000	170,923,526
社会福祉協議会運営	138,258,899	135,907,964	146,325,648
総合福祉センター運営事業	9,064,461	8,989,000	7,849,005
ふれあいのまちづくり事業	8,344,730	8,013,362	7,548,871
ボランティア事業	3,608,910	3,264,674	4,728,476
こども対策基金	2,471,892	2,500,000	2,487,526
物価高騰支援補助金※1			1,984,000
指定管理	101,500,952	102,526,000	103,185,603
総合福祉会館	38,102,000	38,277,000	38,543,000
三潁総合福祉センター	34,775,000	34,775,000	34,775,000
田主丸老人福祉センター	28,623,952	29,474,000	29,867,603
業務委託	136,480,468	130,268,127	151,689,758
福祉バス運行事業	6,186,882	7,822,029	8,381,276
成年後見センター運営事業	16,564,840	16,573,160	16,838,809
その他の受託金※2	22,972,610	17,566,639	36,589,036
要介護認定調査事業	47,788,427	46,111,833	44,613,510
生活支援体制整備事業	42,385,227	41,508,671	44,748,858
障害者社会参加促進事業	582,482	685,795	518,269

※1…三潁総合福祉センターへの補助金

※2…アウトリーチ事業、多機関協働事業

<分析>

①貸借対照表5期の次期繰越収支差額が1億円減少している。②事業活動計算書からは収入のほとんどが、市からの財政支出である。③補助金・指定管理・業務委託であり、介護保険事業や障害福祉サービス等事業が令和6年度からなくなることから、今後はサービス活動増減差額をプラスにするべく③以外の収益増や費用の削減を検討する必要がある。

(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

			[0100] 法人事業					(単位：千円)					
			総合福祉センター運営事業					地域福祉振興基金					
			H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5	
サービス活動増減の部	収益	会費収益											
		寄付金収益											
		経常経費補助金収益	12,694	11,811	11,182	12,929	12,003						
		受託金収益											
		事業収益											
		負担金収益											
		介護保険事業収益											
		その他の収益											
	サービス活動収益計(1)		12,694	11,811	11,182	12,929	12,003						
	費用	人件費											
		事業費	15,530	14,138	17,700	130,487	11,938						
		事務費					65						
		基金組入額						1,000	70,293				
		負担金費用											
		減価償却費	388	3,294	3,334	3,330	3,296						
		国庫補助金等特別積立金取崩額											
	サービス活動費用計(2)		15,918	17,432	21,034	133,817	15,299	1,000	70,293				
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 3,225	△ 5,621	△ 9,852	△ 120,888	△ 3,296	△ 1,000	△ 70,293				
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益						7	7	5	5	5	
		その他のサービス活動外収益											
	サービス活動外収益計(4)							7	7	5	5	5	
	費用												
		サービス活動外費用計(5)											
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)								7	7	5	5	5	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△ 3,225	△ 5,621	△ 9,852	△ 120,888	△ 3,296	△ 993	△ 70,286	5	5	5	5	
特別増減の部	収益	固定資産受贈額											
		拠点区分間繰入金収益											
		サービス区分間繰入金収益	42,877	5,502	6,518	117,558		1,000	70,293				
		その他の特別収益											
	特別収益計(8)		42,877	5,502	6,518	117,558		1,000	70,293				
	費用	資産評価損											
		固定資産売却損・処分損											
		拠点区分間繰入金費用						7	7	5	5	5	
		サービス区分間繰入金費用						40,876	5,502	5,504	117,086		
特別費用計(9)							40,883	5,509	5,510	117,091	5		
特別増減差額(10)=(8)-(9)		42,877	5,502	6,518	117,558		△ 39,883	64,784	△ 5,510	△ 117,091	△ 5		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		39,652	△ 119	△ 3,334	△ 3,330	△ 3,296	△ 40,876	△ 5,502	△ 5,504	△ 117,086			
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		325	39,977	39,858	36,524	33,194						
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		39,977	39,858	36,524	33,194	29,899	△ 40,876	△ 5,502	△ 5,504	△ 117,086		
	基本金取崩額(14)												
	基金取崩額(15)							40,876	5,502	5,504	117,086		
	その他の積立金取崩額(16)												
	その他の積立金積立額(17)												
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)		39,977	39,858	36,524	33,194	29,899						

・ 総合福祉センター運営事業の令和4年度の事業費 130,487 千円の中の 117,386 千円は修繕費であって、原資は地域福祉振興基金 117,086 千円である。

			(単位：千円)				
			[0100] 法人事業				
			退職手当積立基金				
			H31	R2	R3	R4	R5
サービス活動増減の部	収益	会費収益					
		寄付金収益					
		経常経費補助金収益					
		受託金収益					
		事業収益					
		負担金収益					
		介護保険事業収益					
		その他の収益		5,262			
	サービス活動収益計(1)			5,262			
	費用	人件費	9,626	17,529	9,898	9,925	66,601
		事業費					
		事務費					
		基金組入額					
		負担金費用					
		減価償却費					
国庫補助金等特別積立金取崩額							
徴収不能額							
サービス活動費用計(2)		9,626	17,529	9,898	9,925	66,601	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 9,626	△ 12,267	△ 9,898	△ 9,925	△ 66,601	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益					
		その他のサービス活動外収益					
	サービス活動外収益計(4)						
	費用						
サービス活動外費用計(5)							
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△ 9,626	△ 12,267	△ 9,898	△ 9,925	△ 66,601	
特別増減の部	収益	固定資産受贈額					
		拠点区分間繰入金収益	2,397	4,983	2,936	2,932	4,395
		サービス区分間繰入金収益	6,832	7,391	6,723	6,766	9,140
		その他の特別収益					
	特別収益計(8)		9,229	12,374	9,659	9,698	13,535
	費用	資産評価損					
		固定資産売却損・処分損					
		拠点区分間繰入金費用					
		サービス区分間繰入金費用					
特別費用計(9)							
特別増減差額(10)=(8)-(9)		9,229	12,374	9,659	9,698	13,535	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△ 397	106	△ 239	△ 227	△ 53,066	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		△ 41,767	△ 42,163	△ 42,057	△ 42,296	△ 42,523
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		△ 42,163	△ 42,057	△ 42,296	△ 42,523	△ 95,590
	基本金取崩額(14)						
	基金取崩額(15)						
	その他の積立金取崩額(16)						
	その他の積立金積立額(17)						
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)		△ 42,163	△ 42,057	△ 42,296	△ 42,523	△ 95,590	

・退職手当積立基金の令和5年度 66,601 千円については、令和5年4月に市に準じて退職手当支給規程を改定し、それに伴う退職引当の増額である。

							(単位：千円)
			[0200] 地域福祉事業				
			生活福祉資金貸付事業				
			H31	R2	R3	R4	R5
サービス活動増減の部	収益	経常経費補助金収益					
		受託金収益	4,717	27,418	16,467	27,069	12,250
		事業収益					
		介護保険事業収益					
		障害福祉サービス等事業収益					
		生計困難者に対する相談支援事業収益					
	サービス活動収益計(1)		4,717	27,418	16,467	27,069	12,250
	費用	人件費	3,084	13,168	11,552	9,831	13,166
		事業費	1,742	14,076	4,881	4,974	3,645
		事務費	37	54	110	110	212
		生計困難者に対する相談支援事業費用					
		助成金費用					
		減価償却費		63	76	187	531
	サービス活動費用計(2)		4,863	27,361	16,619	15,102	17,554
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			△ 146	57	△ 152	11,967	△ 5,303
サービス活動外増減の部	収益	その他サービス活動外収益					
		サービス活動外収益計(4)					
	費用						
		サービス活動外費用計(5)					
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△ 146	57	△ 152	11,967	△ 5,303
特別増減の部	収益	拠点区分間繰入金収益					
		特別収益計(8)					
	費用	拠点区分間繰入金費用					354
		特別費用計(9)					354
特別増減差額(10)=(8)-(9)							△ 354
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			△ 146	57	△ 152	11,967	△ 5,657
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			△ 146	△ 89	△ 240	11,727
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		△ 146	△ 89	△ 240	11,727	6,069
	基本金取崩額(14)						
	基金取崩額(15)						
	その他の積立金取崩額(16)						
	その他の積立金積立額(17)						
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)			△ 146	△ 89	△ 240	11,727	6,069

・生活福祉資金貸付事業のサービス活動増減差額が令和4年度 1,196 万円から翌5年度で△530 万円となったことについて。当該貸付事業には一般貸付とコロナ特例貸付とがあ

り、相談窓口として社協が携わっていた。一般貸付としては平成31年度の収支がそれを表している。令和4年度からは、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を、14年間の期間限定で県社協から新たに受託。フォローアップ支援の1年間の委託料上限額は17百万円で初年度は全額交付された。

翌年度以降は使用額を補充する仕組みであるため、令和5年度のフォローアップ支援は約760万円が交付されたが、令和4年度で特例貸付が終了し事務委託も終了した。このことにより、令和5年度では受託金収益が減少したことによる影響であった。

							(単位：千円)
			[0200] 地域福祉事業				
			生活支援体制整備事業				
			H31	R2	R3	R4	R5
サービス活動増減の部	収益	経常経費補助金収益					
		受託金収益	16,385	13,670	19,750	59,075	65,009
		事業収益					
		介護保険事業収益	48,803	42,734	42,385		
		障害福祉サービス等事業収益					
		生計困難者に対する相談支援事業収益					
	サービス活動収益計(1)		65,188	56,405	62,135	59,075	65,009
	費用	人件費	47,047	40,785	49,761	46,398	50,816
		事業費	16,424	12,860	5,823	6,294	6,401
		事務費	1,058	219	272	352	715
		生計困難者に対する相談支援事業費用					
		助成金費用	1,646	1,321	3,720	3,941	4,219
		減価償却費	32	32	34	58	56
	サービス活動費用計(2)		66,207	55,217	59,610	57,042	62,207
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			△ 1,019	1,188	2,525	2,033	2,802
サービス活動外増減の部	収益	その他サービス活動外収益					
	サービス活動外収益計(4)						
	費用						
サービス活動外費用計(5)							
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△ 1,019	1,188	2,525	2,033	2,802
特別増減の部	収益	拠点区分間繰入金収益					
	特別収益計(8)						
	費用	拠点区分間繰入金費用	1,745	1,883	2,218	2,275	3,142
特別費用計(9)		1,745	1,883	2,218	2,275	3,142	
特別増減差額(10)=(8)-(9)			△ 1,745	△ 1,883	△ 2,218	△ 2,275	△ 3,142
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			△ 2,764	△ 695	307	△ 242	△ 340
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		156	△ 2,608	△ 3,303	△ 2,996	△ 3,238
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		△ 2,608	△ 3,303	△ 2,996	△ 3,238	△ 3,578
	基本金取崩額(14)						
	基金取崩額(15)						
	その他の積立金取崩額(16)						
	その他の積立金積立額(17)						
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)			△ 2,608	△ 3,303	△ 2,996	△ 3,238	△ 3,578

・生活支援体制整備事業では、市の介護保険事業特別会計の事業であったため介護保険事業収益としていたが、令和3年度から市の一般会計の事業となったため、令和4年度から受託金収益となっている。

			(単位：千円)				
			[0200] 地域福祉事業				
			法人後見事業				
			H31	R2	R3	R4	R5
サービス活動増減の部	収益	経常経費補助金収益					
		受託金収益					
		事業収益	3,605	3,040	3,999	3,627	2,790
		介護保険事業収益					
		障害福祉サービス等事業収益					
		生計困難者に対する相談支援事業収益					
	サービス活動収益計(1)		3,605	3,040	3,999	3,627	2,790
	費用	人件費	164	551	420	477	1,816
		事業費	423	574	573	309	313
		事務費		2	2		52
		生計困難者に対する相談支援事業費用					
		助成金費用					
		減価償却費					
	サービス活動費用計(2)		588	1,128	995	786	2,181
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			3,018	1,912	3,004	2,841	609
サービス活動外増減の部	収益	その他サービス活動外収益		7			
	サービス活動外収益計(4)			7			
	費用						
サービス活動外費用計(5)							
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				7			
経常増減差額(7)=(3)+(6)			3,018	1,920	3,004	2,841	609
特別増減の部	収益	拠点区分間繰入金収益					
	特別収益計(8)						
	費用	拠点区分間繰入金費用					
特別費用計(9)							
特別増減差額(10)=(8)-(9)							
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			3,018	1,920	3,004	2,841	609
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		4,401	7,418	9,338	12,342	15,183
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		7,418	9,338	12,342	15,183	15,792
	基本金取崩額(14)						
	基金取崩額(15)						
	その他の積立金取崩額(16)						
	その他の積立金積立額(17)						
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)			7,418	9,338	12,342	15,183	15,792

・法人後見事業のみサービス活動増減差額はプラスになっている。将来は東京の品川区社協のように収益化も視野に事業の方向性を検討している。

(単位：千円)													
			[0300] 介護保険事業										
			通所介護事業						介護予防・日常生活支援総合事業				
			H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5	
サービス活動増減の部	収益	経常経費補助金収益		1,117									
		受託金収益											
		事業収益											
		介護保険事業収益		76,738	92,965	82,857	66,082		6,170				
		障害福祉サービス等事業収益											
		生計困難者に対する相談支援事業収益				270	549						
	サービス活動収益計(1)			77,855	92,965	83,127	66,631		6,170				
	費用	人件費		60,348	65,872	63,034	58,112		3,356				
		事業費		19,446	19,203	20,024	18,206		1,086				
		事務費		460	594	529	467		86				
		生計困難者に対する相談支援事業費用											
		助成金費用		△ 2,137	△ 2,301	△ 2,301	△ 2,301						
		減価償却費		7,551	6,966	6,575	6,371						
	サービス活動費用計(2)			85,668	90,334	87,862	80,856		4,527				
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)				△ 7,813	2,631	△ 4,735	△ 14,225		1,643				
サービス活動外増減の部	収益	その他サービス活動外収益		354	691	780	699		4				
	サービス活動外収益計(4)			354	691	780	699		4				
	費用												
	サービス活動外費用計(5)												
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				354	691	780	699		4				
経常増減差額(7)=(3)+(6)				△ 7,458	3,322	△ 3,955	△ 13,526		1,647				
特別増減の部	収益	拠点区分間繰入金収益			33,725		407						
	特別収益計(8)				33,725		407						
	費用	拠点区分間繰入金費用		895	34,488	98	293		1,500				
				2,570									
	特別費用計(9)			3,465	34,488	98	293		1,500				
特別増減差額(10)=(8)-(9)				△ 3,465	△ 763	△ 98	114		△ 1,500				
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)				△ 10,923	2,559	△ 4,053	△ 13,411		147				
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			113,026	102,102	105,907	101,855		4,861	5,008	5,008	5,008	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			102,102	104,661	101,855	88,443		5,008	5,008	5,008	5,008	
	基本金取崩額(14)												
	基金取崩額(15)												
	その他の積立金取崩額(16)				1,246								
	その他の積立金積立額(17)												
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)				102,102	105,907	101,855	88,443		5,008	5,008	5,008	5,008	

・介護保険事業及び障害福祉サービス事業は令和５年度で終了しているが、通所介護事業 88,483 千円、介護予防・日常生活支援総合事業 5,008 千円を含む、両拠点区分の支払資金残高と積立金を合わせて約 2 億 6 千万円程度が残っている。これについては、残存する通所介護施設の管理や処分に要する経費、介護保険事業で雇用した職員の人件費などへの充当を含め、使途の検討を進めている。

(5) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

①市職員の派遣は必要かつ適切か。

平成27年度包括外部監査結果報告書の判断の変更はなく、常務理事の市からの派遣は必要かつ適切である。また、事務局長に関しては、平成30年度から市職員の派遣から市OBの雇用となったが、令和6年度から、市社会福祉協議会プロパー職員を配置している。これは、市役所に該当する定年退職者がいなかったことが理由の一つに挙げられるが、何より、社協内部の事情に精通したプロパー職員のうちから当該役職を担える人材が育成されたことによる。

②随意契約において、合理的理由がなかった事案

随意契約を行うには合理的理由が必要である（経理規程70条）が、令和5年度の監査委員監査で随意契約に関しては、以下の2点が監査の結果指摘されている。

- ・LED照明リース2件（リース総額5,313,000円とリース総額1,986,600円）について、1件随意契約となっていた。経理規程第77条第4項に基づき、2社または3社から見積もりを徴し、契約を行うことになっている旨指摘を受けていた。

- ・Microsoft365システム運用保守368,000円やUTM(FortiGate60F)246,510円、通信工事443,080円、空調機器改修工事693,000円について、1社随意契約となっていたが、明確な随意契約理由書が作成されていなかった。

これらについては、平成27年度の監査でも指摘があったが引き続き注意を要する。

③美術品の資産計上額については、すべて残存価額1円にて償却が進んでいた。

④退職手当積立金等と退職給付引当金における乖離について

下表は、退職金のために支払うべき金額（退職給付引当金）とその支払のために積立している金額（退職給付引当資産＋退職預け金）の過去11年分の推移表である。この問題は、引き続き解決しなければならない。

（単位：円）

年度	(A) 退職給付引当金	(B) 退職給付引当資産	(C) 退職預け金(全社協)	保全額(D=B+C)	過不足額(D-A)	充足率
25	126,756,960	53,054,566	24,681,000	77,735,566	▲ 49,021,394	61.3%
26	137,112,720	62,499,586	26,224,560	88,724,146	▲ 48,388,574	64.7%
27	127,558,320	52,637,986	27,801,960	80,439,946	▲ 47,118,374	63.1%
28	124,119,165	54,190,086	29,404,440	83,594,526	▲ 40,524,639	67.4%
29	120,289,792	48,736,156	31,030,200	79,766,356	▲ 40,523,436	66.3%
30	123,543,156	55,738,326	32,676,720	88,415,046	▲ 35,128,110	71.6%
31	130,753,800	60,882,026	34,346,880	95,228,906	▲ 35,524,894	72.8%
2	122,723,130	63,784,361	21,093,660	84,878,021	▲ 37,845,109	69.2%
3	132,621,452	72,218,361	22,351,980	94,570,341	▲ 38,051,111	71.3%
4	140,306,292	78,391,261	23,636,940	102,028,201	▲ 38,278,091	72.7%
5	190,035,337	73,738,941	24,952,020	98,690,961	▲ 91,344,376	51.9%

（６）事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

【事業の有効性、効率性について】

全国的に都市部の社会福祉協議会においては、社会福祉施設と競合する介護保険事業や障害福祉サービス事業を展開し続けるには苦戦を強いられている。本会も、令和５年度末で介護保険等事業を廃止しており、将来にわたって収益をあげるための別の手法を検討する必要がある。そのような中、中期経営計画における自主財源確保の取組の一つである、ファンドレイジング（クラウドファンディングなど）は具体化できていない。高齢化が進み独居老人が増えてきている。法人後見事業の需要はあるが、受任件数を増やす体制が整っていない。

他市社協では、独自のゆるキャラを作成しているところもあり、本会では、プロジェクトを設け自主財源確保の一助にならないか検討している。また、IT化を進め、業務の効率化を図っていく必要がある。社協では今後、存在意義を市民に伝えられるような事業展開を強化していくべきだと認識している。

社会福祉法 109 条に社会福祉協議会、110 条に共同募金の規定がある。歴史的にみると地域福祉推進を担っている社協の活動は、寄付などの民間の資金によって賄われることが理想である。共同募金は地域福祉推進を財源面で支える募金（民間資金）であり、前述した社協の活動と車の両輪に例えられることが多い。集めた共同募金の約 80%が、集めたまちに配分されることから、久留米市社会福祉協議会へも配分されている。令和５年度では 61 百万円の配分があり、共同募金配分金事業として、久留米市社会福祉協議会の地域福祉事業の財源として活用されている。

全国社会福祉協議会は、地域福祉の施策が進められるなかで、中期経営計画を策定する意義を「社協の経営戦略として、既存事業・活動の見直しや新しい分野の事業展開を図り、その策定プロセスを通じて、組織そのものを変革し、役職員の意識改革を図るものです。社協の存在意義を社会にアピールし、地域社会や行政、関係機関・団体に対して説明責任を果たすものです。また、この策定プロセスに役職員が参画することを通じて、人材育成・定着につなげることも策定の大きな意義です。」と述べている。役員だけではなく一般職員も含めた組織的合意に基づいた中期的戦略の有無や策定手法は、地域福祉の推進、あるいは、政策実現に向けて不可欠な要素である。

経営組織では、役員と職員が共通して人材不足や目標・計画の周知不足を深刻視していることが必要である。そのような中、課題別の部会（経営戦略プロジェクトチーム等）では、一般職員よりも管理職以上の職員のみが経営状態を深刻視していることなどの課題を整理し、その解決を図ることが重要である。要は、適格な経営判断ができる役職員体制が必要であることをいっている。また、ここでいう一般職員とは、地域支援において、コミュニティワーカーがどのようなスキルを用いて実践するのか、何の力を重要と感じているのかを明らかにし、専門性の構築を試みなければならない。

いずれにせよ、中長期的な経営戦略が求められるであろう。

【存在意義について】

平成28年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けてということで、地域における包括的な支援体制を提供していくことが規定された。社会福祉協議会で取り組むきっかけとなったのが、介護保険事業の生活支援体制整備事業であった。個別支援と地域づくりの一体的展開のひとつとして、小学校区での関係性を維持・強化し、興味や関心を同じくする人たちが集うグループワークで、困りごとを緩和・解消することが、全世代型社会保障のひとつである。そうしたことも含んで具体化したのが「支え合うプラン」である。

社会保険や年金などの社会保障は、そもそも家族や地域や職域での助け合いなど何らかのフォローアップがあることを前提として築きあげられている。その前提の部分が脆弱化してきているので地域共生社会の実現を国は提唱している。(次図地域福祉推進のイメージ⑤参照。)

ところで、令和3年度久留米市高齢者基礎調査報告に基づく久留米大学比較文化研究所池田博章氏の論文によれば、一人暮らし後期高齢者の日常の不安と相談先との関係を4点で明らかにされている。

第一に、不安は特にない状態、健康や介護の不安が低い状態では、主に親族が相談先として選択される。

第二に、健康や介護の不安が高まると、民生委員や地域包括支援センターが相談先として選択され、生活機能の低下等との関連が示唆された。

第三に、生活費の不安が高まると、地域包括支援センターや市役所（総合支所）が相談先として選定され、社会的孤立との関連が示唆された。

第四に、災害避難の不安は、市域で起きた災害との関係が示唆され、地域の実情により相談先の選択が異なった。

上記の第二では、支え合うプランにあるように社会福祉協議会を含めた包括的な支援制度が求められていることが伺われる。

5 地域福祉推進のイメージ

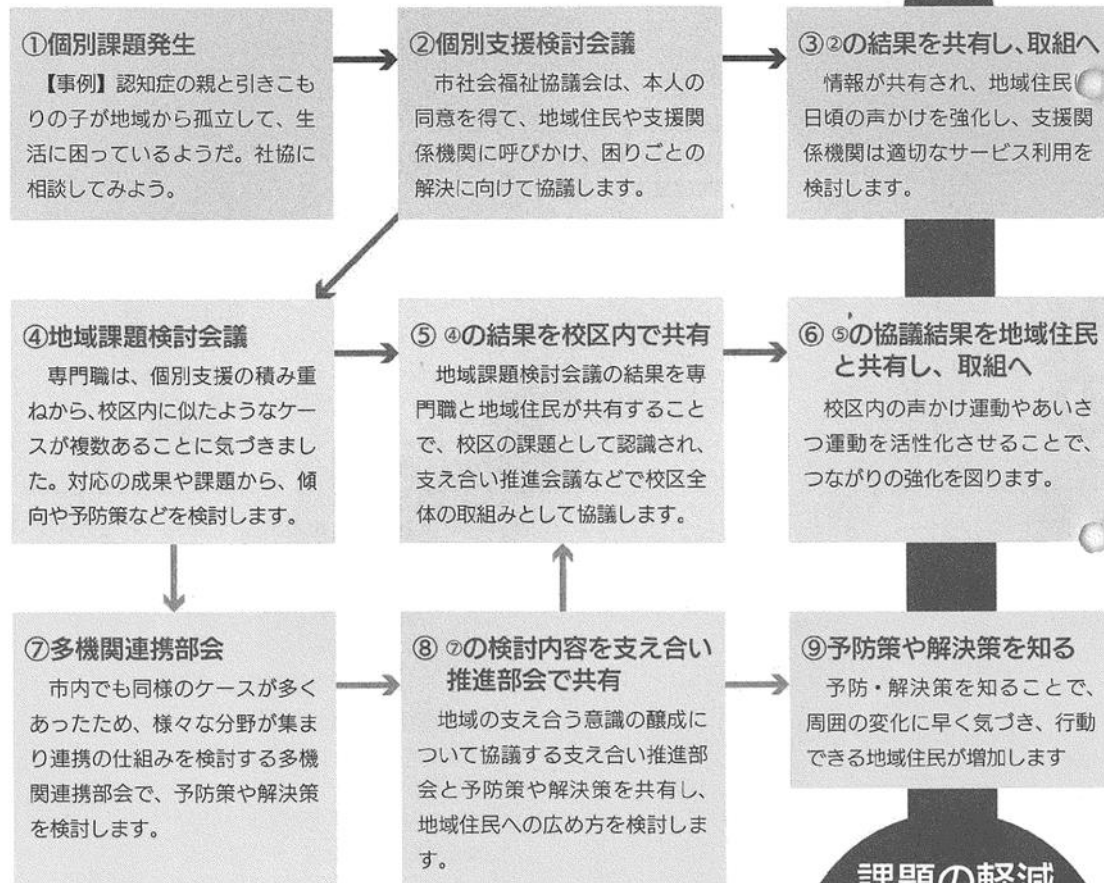
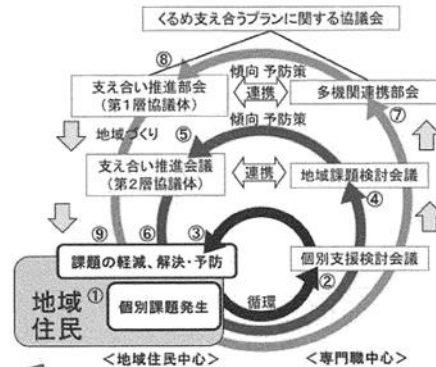
個別支援で見た傾向や予防策を 地域・校区・全市に広げて共有

地域包括ケアシステムにおける「支え合い推進会議※1」（地域住民中心の動き）と「地域ケア会議※2」（専門職中心の動き）の関係を全世代・全対象に広げることで、地域福祉を推進していきます。

右のイメージを具体的に進めると、下のようになります。

※1 支え合い推進会議：生活支援活動などの充実とともに、地域で支え合う仕組みづくりを推進するため、地縁組織を中心に多様な主体が情報共有、連携強化などを行う協議組織。校区コミュニティ組織の区域ごとに設置される。

※2 地域ケア会議：医療・介護などの多職種が連携して、高齢者の個別課題の解決を図る。同時に、個別ケースの課題分析等から地域課題を共有化・明確化し、社会資源の開発や地域づくりにつなげることを目的とする会議。



**課題の軽減
解決・予防**
①～⑨の動きを
繰り返し循環

(7) 結果

(意見 16) 事業廃止した財産の活用等の検討 (社協と健康福祉部への意見)

社協の基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て久留米市長の承認を得なければならない(久留米市社会福祉協議会定款 22 条)。

田主丸支所の福祉会館「あおぞら」は、令和 6 年 3 月末で介護保険事業等を廃止したが、実地調査時現在(令和 6 年 10 月 7 日)では、固定資産が事業廃止時のまま残っている。「福祉の森」という介護保険システムや音声入力支援ソフトなどソフトウェア一式 552,385 円やバリアフリー用の体重計、冷蔵庫・エアコン・耐火金庫セット・手動式書架セット・マッサージチェア・スチームコンベクションオープンなどの器具備品 479,523 円など処分予定のものがそのままになっていた。

現在、社会福祉協議会では、指定管理施設であり隣接している田主丸老人福祉センターの事業を「あおぞら」へ持ち出して実施し、健康器具などを使用している。また、「あおぞら」は、地域福祉施設としての話し合いの場としての用途がある。さらに、近隣にある複合文化施設のそよ風ホール(市民文化部所管)が令和 5 年度の災害の影響で使えない状態となったこともあり、「あおぞら」を市と一緒に活用することを検討していたところである。

市と一緒に活用することができなければ、「あおぞら」をどうするのか、処分を念頭に考えていかなければならない。そもそも介護保険事業等の廃止に当たり、従事者を含めて建物を買取ってくれるところがないか検討していたが、底地は市の所有であるので勝手な売買はできない。ほかに貸すという選択もできない。

所管課である健康福祉部としては、『市としては、有効活用できるのであれば協議する。社協の安定的な経営に影響がでないよう、処分するということも選択肢の一つ』と考えているようだ。

このような施設の処分に関しては、北野支所・城島支所などは解決しているが、田主丸支所だけは 2 億円をかけて平成 15 年に建設した施設なので早期の事業廃止・処分などができず、今なお課題として残っている。令和 6 年 3 月末の建物等簿価 73,538,209 円、また会議室吸音天井簿価が 753,753 円残っている状態である。社協としては、行政に貸与し、その賃料を解体費に充てることもできるのではないかと考えているが、市は、「社会福祉協議会の意思決定に基づいて協議していく」としている。

いずれにしても機会損失(賃貸すれば得られるであろう収益が得られない)などを考えると「あおぞら」の今後について、社協と市、一緒になって早急に検討すべきである。

（意見 17）指定管理者選定時の審査基準の検討（健康福祉部への意見）

最近の物価高騰や賃上げなどによる影響を受け、社会福祉協議会の運営状況に関しては厳しくなっている。田主丸老人福祉センターと、三瀨総合福祉センターについては、令和7年からは5年間の指定管理の期限を迎えるので、すでに公募に対応してきたが不調に終わり、現在まだ決まっていない。安定した運営を行えるように対処していく所存である。

令和6年8月30日までの公募は参加者がいなく不調に終わった。過去の実績も踏まえて、緊急避難的に現在の社協を中心に指定管理の延長という対応を検討している。この対応に対し、以下の問題を意見として指摘する。

久留米市管理者選定ガイドラインの選定基準について、選定基準として①住民の利用に関し公平性を確保できること②施設の有効を最大限に発揮させること③管理に係る経費の縮減が図られていること④管理を通して行う物理能力、人的能力を有すること⑤地域経済の活性化に寄与することが認められることとし、各々配点が100点満点の①20点②25点③20点④25点⑤10点となっているにもかかわらず、実際の選考では600点満点の①120点②180点③60点④180点⑤60点となっており、③の配点が半減している。

この③の視点は、事業収支に結びつくものと思われるし、現状の配点では、市のガイドライン上の配点よりも、収支改善の余地が半減することになる。

これについて市に考え方を尋ねると、『指定管理者制度により経費の削減がされることは、指定管理者選定に係る評価の大きな一つであることは十分認識している。本施設が福祉的な機能を有する施設であることから、利用の公平性や施設の有効の最大化、また安定した管理運営を重要な評価点として傾斜配点し、指定管理選定委員会において承諾を得ている。』との回答があった。

しかしながら、市の厳しい財政状況を踏まえると、指定管理による経費の縮減は重要な視点であることから、今回指摘した審査基準については、施設機能や収支の状況を踏まえて検討を行い、引き続き適切な指定管理者選定に努めていくよう適切な対応を求めたい。

（意見 18）随意契約理由の検証と事業継続に向けた対応（健康福祉部への意見）

社会福祉協議会が受託している、市の生活支援体制整備事業は、随意契約となっている。

市に随意契約の理由を尋ねると、「久留米市が考えている生活支援体制整備の姿は、「地域での支え合い活動」の充実・強化を基本とし、生活支援コーディネーターが協議体を設置・運営支援しながら、地域住民組織を中心に、多様な主体が協働し、様々な生活支援サービスを重層的に提供する支え合いの仕組みづくりを推進することを目的としており、業者選定にあたっては、金額のみではなく、本業務への精通度・実績・運営能力等が重要であり、いかに確実に円滑な業務運営ができるかという点を重視する必要がある。その点、社会福祉協議会は、歴史的な実績・運営の組織化・全国的なネットワークによる情報収集が可能である。以上から、効率的かつ適切に業務を遂行できるものがおらず、契約の性質又は目的が競争入

札に適さないことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約とした。」とのことである。

これに関しては、社協の運営状況が厳しくなっていることも事実であり、結果として事業自体の継続性に問題が必ず生じることを改めて踏まえながら、市として委託先である社会福祉協議会の財務状況を適宜チェックするなど、財務的なきめの細かい対応も検討していただきたい。

(意見 19) 財産管理適正化と利用者負担の検討（社協への意見）

三瀨支所と田主丸支所へ現地調査を実施した。

財産目録に計上されている固定資産の内訳明細の中で簿価残高があるものの現物を実査したところ、田主丸支所の介護保険事業で所有している有酸素トレーニング機が総合福祉会館に配置換えされていたので、現物管理について注意喚起を促した。

三瀨総合福祉センターで実施されている事業について担当者にヒアリングしたところ、ケア・トランポリン教室や高齢者向けのスマホ教室に関しては、センターの主催教室ではなく、久留米市主催の教室であり、入館料は無料となっている。このことは小さなことだが、社協全体の収支が赤字であることに鑑み、利用者負担を検討するなど、少しでも黒字化につながるような取り組みを実施していくべきである。

7. 一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構

(1) 団体の概要

市所管課	農政部農業の魅力促進課
所在地	久留米市山本町耳納 1875-1
設立年月日	平成2年5月31日
設立根拠法令	－
設立目的	久留米市及び地域団体等と連携しながら、農業文化の健全なる発展、伝統あるつつじ文化の振興、緑花木の生産振興を図るとともに、久留米市が展開する「みどりの里づくり」事業の主要活動団体として、管理運営する施設の有効活用を図り、地域社会の形成に寄与することを目的とする。
出資金等	資本金・基本財産：30,000 千円
内、市の出資割合(%)	20,000 千円 (66.7%)
主な事業内容（定款）	・久留米市世界つつじセンターの施設の維持管理に関すること ・クルメツツジをはじめとするツツジ類の保存・育成及び普及推進に関する事業 ・農業関連施設の適切な維持管理・運営に関する事業 ・農業体験・都市農村の交流に関する事業 ・農産物・農業等の情報発信に関する事業 ・久留米市東部を職・遊・交流のエリアとして創生する政策に関する事業 など
所管課から見た課題	・世界つつじセンター部門では、十分な予算と人員が確保できていないため、施設の維持管理等にとどまり、ツツジの振興策が十分に実施できていない。また、総務部門や道の駅くるめ部門、農業公園部門では業務量が多く、新規事業対応への人的余裕がない。 ・求人案内を出しても応募者が少ないため、職員の新陳代謝が進まず、特に世界つつじセンター部門では専門的知識の継承や後進の育成などが不十分となっている。 ・他の外郭団体を含め、他団体との更なる連携強化が必要。 ・市民のライフスタイルの変化や時代の移り変わりに応じて、団体の事業内容などを変更すべきか検討する必要がある。

(事業内容の詳細)

当団体は、主に公益目的事業である①久留米市世界つつじセンターに関する事業と、二つの収益事業である②久留米ふれあい農業公園に関する事業、③道の駅くるめに関する事業を行っている。

①久留米市世界つつじセンターに関する事業（令和5年度予算額 39,439 千円）

当事業は久留米市世界つつじセンターの維持管理及びクルメツツジ等の種苗の保存・生産供給に係る事業を行っている。そもそも当団体は平成元年4月に開催した市制施行100周年事業「世界つつじまつり‘89 くるめ」において世界各国より収集した貴重なツツジ類を末永く保存育成し、久留米市における緑と花の産業拠点施設として積極的に活用を図ることを目的に設置された「久留米市世界つつじセンター」の維持管理や種苗の保存・生産供給を主たる目的とし設立された財団であり、当事業は設立当初から行われてきた事業である。



世界つつじセンター（団体HPより）

当事業の主な内容は以下の通りである。

i) 市の花「久留米つつじ」の保全

- ・ツツジ類の永続的保存（剪定、花がら摘み、水管理、消毒、除草）
- ・クルメツツジ未植栽品種の株養成
- ・未保有クルメツツジ品種の収集（10品種）
※センター所有：329品種
- ・ナショナルコレクション申請（江戸時代作出クルメツツジ64品種）

ii) 久留米つつじの生産振興

- ・新品種育種ゾーン造設
- ・新品種開発のための交配（7組合せ）と優良系統選抜の実施
- ・商標登録4品種の鉢物生産者栽培試験の実施

iii) 久留米つつじのブランド力を高める取組

- ・園内一般開放（4月7日～28日）
- ・久留米市庁舎、福岡県庁、世界のつばき館でのクルメツツジ展示
- ・フラワー都市交流事業における視察受入及びシティプラザへの飾花
- ・国内外の施設等への支援・協力（埼玉県花と緑の振興センター、新潟県立植物園、

九州大学、オーストラリア F e r n y C r e e k 園芸協会 等)

- ・ ツツジの栽培等に関する相談対応 (15 件)
- ・ ホームページリニューアル及び英語検索機能の追加
- ・ ホームページやInstagramなどを活用した情報発信

②久留米ふれあい農業公園に関する事業 (令和5年度予算額 35,882 千円)

当事業は、久留米市と締結した指定管理契約に基づき、「久留米ふれあい農業公園」施設の管理運営を行っている。



ふれあい農業公園 (久留米市 HP より)

市民ふれあい農園 (団体 HP より)

主な内容は次の通り。

i) 施設の提供

公園内には、流通企画室・調理実習室・研修室及び会議室・バーベキュー施設・ふれあい広場・キャンプ場といった施設を市民に提供すると共に市民ふれあい農園(248 区画)の貸出を行っている。

ii) 自主事業の実施

農園を活用した体験農場や収穫体験といった参加型事業や、料理教室、パン作り教室、盆栽づくり教室等を実施している。

iii) その他の取組

久留米市のペット同伴避難所として指定されるとともに、大雨等の災害時に久留米市等と連携して、災害ボランティアセンター東部サテライト及び久留米農地復旧ボランティアセンターとして、防災並びに災害復旧への取組に寄与している。

③道の駅くるめに関する事業 (令和5年度予算額 257,000 千円)

当事業では、久留米市と締結した指定管理契約等に基づき、「道の駅くるめ」施設の管理運営を行っている。



道の駅くるめ（久留米市 HP より）

主な内容は以下の通り。

i) 農産物の販売

農産物直売館において、新鮮・安全・安心な農産物の販売を行っている。

ii) 飲食の提供

施設内に二つの飲食店（「ほとめき庵」「ゆたあ〜っとカフェ maimai」）が入っており、同店舗を通じて食事等の提供を行っている。

iii) 出荷者協会との連携事業

平成21年に発足した出荷者協会と連携し野菜栽培講習会等の各種イベントを開催している。

iv) 地域情報発信

テレビやラジオ、雑誌など様々なメディアでの道の駅くるめのPR、出張販売の実施やSNSによる情報発信を行っている。

v) その他

イベント広場や交流研修室を活用し、市民との交流推進を図るイベントの開催の他、農業関係者（海外含む）などによる現場視察の受入、高校生の現場実習や小中学生の社会見学等の受入を行っている。

（市の財政的関与の状況：令和5年度）

（単位：千円）

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
33,392	—	—	29,272	—

上記の他、久留米市世界つつじセンター施設のすべて及び管理事務所等を久留米市から無償貸与されている。

※補助金は久留米市世界つつじセンター部門（公益目的事業）、指定管理料は久留米ふれあい農業公園部門（収益事業）に充当。道の駅くるめ部門（収益事業）は、指定管理料0円。

※各部門については、収益・経費は流用しておらず、全て独立会計である。

(市の人的関与の状況)

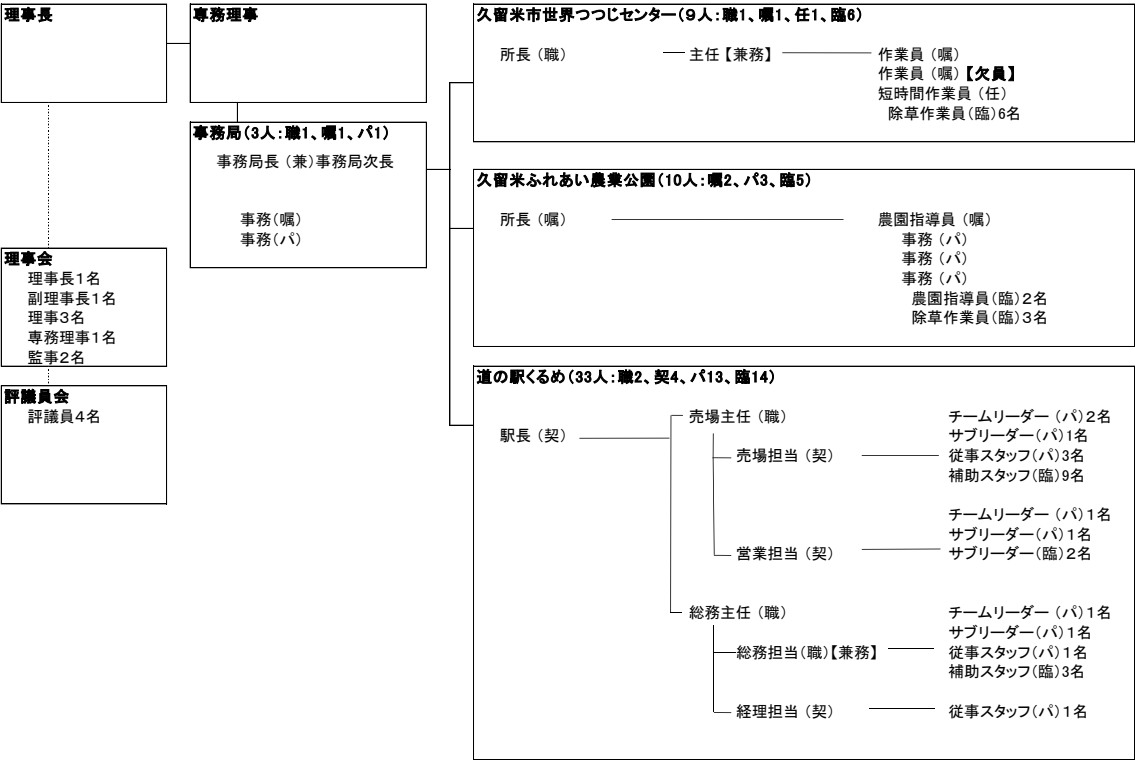
(令和5年4月1日現在)

役員	1名	うち市派遣	1名、市OB	0名
職員※1	4名	うち市派遣	1名、市OB	0名

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)

一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 組織体系(令和6年3月末現在)



事務局以外、事業ごとに人員は配置されており基本的に事業間の異動はない。

(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は次の通りである。

- ①チェックリストを用いて団体の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。
- ②チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。
- ③過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ④過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ⑤事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ⑥過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

当団体の過去5年間の財務状況の推移について述べる。

①要約貸借対照表の推移

下記は、過去5年間の貸借対照表の推移を要約したものである。

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
流動資産						
現金預金	167,133	163,227	161,639	164,974	175,790	*1
売掛金	8,827	10,203	12,824	17,737	20,900	
棚卸資産	1,823	1,913	2,567	2,118	2,363	
未収入金	2,484	3,424	2,295	2,409	2,604	
その他	211	307	156	4	5	
流動資産合計	180,479	179,077	179,484	187,244	201,664	
固定資産						
基本財産						
定期預金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
特定資産						
退職給付引当資産	458	694	930	1,166	1,716	
その他固定資産						
建物・建物付属設備	2,457	2,237	2,021	1,810	1,599	
工具器具備品	2,618	2,274	1,323	588	633	
その他有形固定資産	1,528	543	362	181	0	
ソフトウェア	816	603	390	177	1,832	
その他固定資産合	7,421	5,658	4,098	2,758	4,066	*2
計						
固定資産合計	37,879	36,352	35,028	33,924	35,782	
資産合計	218,358	215,429	214,512	221,168	237,446	
流動負債						

買掛金	3,007	3,086	4,588	3,365	6,793	
未払金	33,208	23,397	25,304	20,059	26,282	
販売代金預り金	50,788	50,978	50,613	58,349	55,566	
その他	2,287	2,567	2,311	2,245	3,242	
流動負債合計	89,291	80,029	82,818	84,019	91,885	
固定負債						
退職給付引当金	458	694	930	1,166	1,716	
固定負債合計	458	694	930	1,166	1,716	
負債合計	89,749	80,723	83,748	85,185	93,601	
指定正味財産	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
一般正味財産	98,608	104,705	100,763	105,982	113,845	
正味財産合計	128,608	134,705	130,763	135,982	143,845	
負債及び正味財産合計	218,358	215,429	214,512	221,168	237,446	

過去5年間の流動比率及び自己資本比率（財政状態の安全性・健全性について）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動比率	202.1%	223.8%	216.7%	222.9%	219.5%
自己資本比率	58.9%	62.5%	61.0%	61.5%	60.6%

※流動比率：流動資産÷流動負債×100

自己資本比率：正味財産÷総資産×100

当団体の現預金残高は多く、令和5年度末の現預金残高のうち、141,201千円は道の駅くるめ事業によるものである。さらに現預金残高のうち現金残高は14,082千円であるが、これは道の駅くるめでの農産物等の販売においては現金取引が8割近く占めるため、現金保有額が多くなる。道の駅くるめでの1日あたり現金売上金額は約1～2百万円程度であり、通常3日以内に銀行口座に預け入れるようにしているため、時期によるが1日3～5百万円程度の現金は保有されることになる。令和5年度末は令和4年度末に比べ現預金残高が10,816千円増加しているが（*1）これは、売上高が増えたこと以外に令和5年度末は銀行休日等の影響で6日分の現金売上金額が保有されていたためである。

また久留米市世界つつじセンター内の施設はすべて久留米市所有のものである。当団体が計上している固定資産は道の駅くるめ店舗に追加で取付けた屋根やLED取替工事といった附属設備や臨時駐車場搬入路といった構築物等であり多額の資産はない（*2）。

過去5年間の推移をみても、流動比率はいずれも200%超、自己資本比率も50%超であり、当法人の財務基盤の安全性及び健全性に特に問題は見られない。

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

下表は、過去5年間の法人全体の正味財産増減計算書の推移を要約したものである。

（単位：千円）

科目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
経常収益						
苗木販売事業収益	240	60	115	234	55	
道の駅事業収益	193,161	199,399	217,801	223,204	246,119	*1
農業公園事業収益	2,750	2,726	2,809	3,408	3,152	*2
指定管理料収入	27,367	27,367	26,437	27,367	29,272	*3
受託事業収入	7,171	6,863	806	808	1,104	*4
自主事業収入	158	41	126	20	798	
久留米市補助金	42,724	41,189	32,476	33,604	33,392	
その他	1,883	2,465	2,834	3,039	2,593	
経常収益計	275,456	280,113	283,407	291,688	316,488	
経常費用						
事業費	235,568	238,136	255,585	246,554	267,901	
管理費	36,785	36,023	31,533	39,683	40,173	
経常費用計	272,354	274,160	287,119	286,238	308,075	
当期経常増減額	3,102	5,953	▲3,711	5,450	8,413	
当期経常外増減額	▲225	143	▲230	▲231	▲549	
当期一般正味財産増減額	2,877	6,097	▲3,942	5,219	7,863	

過去5年間の久留米市に対する財政支出依存度及び管理比率について

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久留米市に対する財政支出依存度※1	25.4%	24.5%	12.9%	23.0%	15.9%
管理費率※2	13.5%	13.1%	11.0%	13.9%	13.0%

※1 久留米市からの財政支出依存度：（補助金収入＋指定管理料収入）÷経常収益×100

※2 管理費率：管理費÷経常費用×100

法人全体としては、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、イベントの自粛や施設利用者数の減少といった影響はあったが、主たる収益である道の駅事業収益は堅調に伸び、令和3年度において経常収支（当期経常増減額）は赤字となったものの令和4年度以降は黒字を維持した。

また、久留米市に対する財政支出依存度は過去5年間を通じ約2割程度であることから当団体としての自立性はあるといえるが、公益目的事業においてはほぼ100%を久留米市に依存している。詳細については後述する。

管理費は事務局（本部）の人件費や諸経費がそれに該当する。各部門に配置されている人員は事業費として計上される。管理費率は過去５年間を通じ１３％程度であり事業活動の効率性は良好といえる。

主な科目の内容は以下の通りである。

- *1 収益事業部門である道の駅くるめ事業に係る収益（詳細は後述（４）③）
- *2 収益事業部門であるふれあい農業公園事業に係る利用料金収入（詳細は後述（４）②）
- *3 収益事業部門であるふれあい農業公園事業について久留米市からの指定管理料収入である。道の駅くるめ事業には指定管理料収入はない。
- *4 令和元年度及び令和２年度においては、久留米市から農家民泊事業を受託していた（公益目的事業）が、コロナ禍により令和３年度以降当該事業は行っていない。

（４）主な事業ごとの収入・支出の推移

次に、事業ごとの財務状況の推移について述べる。

①つつじセンター事業（公益目的事業）

下表は、公益目的事業であるつつじセンター事業における過去５年間の収支計算書を要約したものである。

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
苗木販売事業収益	240	60	115	234	55
受託事業収益	6,383	5,929	-	-	-
久留米市補助金	42,724	41,189	32,476	33,604	33,392
その他	464	175	168	193	251
経常収益計	49,812	47,353	32,760	34,032	33,699
経常費用					
事業費					
給料賃金手当	15,163	17,111	10,505	11,218	9,781
業務委託費	4,608	3,764	2,515	2,568	2,865
その他	7,349	4,645	3,378	2,888	2,950
管理費					
給料賃金手当	13,470	13,877	10,797	12,138	12,482
業務委託費	2,698	-	236	261	242
その他	6,309	6,119	5,479	4,719	4,827
経常費用計	49,599	45,518	32,914	33,796	33,149
当期経常増減額	212	1,835	▲153	236	550

また、過去５年間の久留米市に対する財政支出依存度及び管理比率は次の通りである。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久留米市に対する 財政支出依存度※1	98.6%	99.5%	99.1%	98.7%	99.1%
管理費率※2	45.3%	43.9%	50.2%	50.7%	52.9%

※1 久留米市からの財政支出依存度：(補助金収入＋受託事業収入)÷経常収益×100

※2 管理費率：管理費÷経常費用×100

当事業は、クルメツツジ等の保全や生産振興等を主目的とする事業である。そもそも当財団は、久留米市が設置した「久留米世界つつじセンター」施設の維持管理及び世界中から収集された種苗の保存等を実施するために設立された財団であることから、当事業は当財団の根幹をなす事業といえるがその事業規模は大きいとはいいい難い。経常収益はほぼ100%が久留米市からの補助金であり、苗木販売から得られる収益等はわずかなため、当事業の独立採算度は低い。

事業費は主に人件費と業務委託費である。当事業の従事者は、正規職員であるセンター長1名の他は嘱託社員や臨時職員等であり、令和6年3月末現在において9名であるが、年々従事者数は減少している。そのためつつじ等の保全のため必要な剪定や消毒、除草作業といった業務を行うには人員が不足しており、外部業者に消毒や客土作業を委託している。また管理費は主に事務局の人件費や諸経費を計上しているため、当事業において管理費率はやや高くなっている。

②ふれあい農業公園事業（収益事業）

下表は、収益事業であるふれあい農業公園事業における過去5年間の収支計算書を要約したものである。

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
指定管理料収入	27,367	27,367	26,437	27,367	29,272
利用料収入	2,750	2,726	2,809	3,408	3,152
受託事業収入	-	-	-	-	309
自主事業収入	158	41	126	952	798
その他	869	607	778	20	285
経常収益計	31,145	30,741	30,150	31,748	33,817
経常費用					
事業費					
給料手当	11,444	11,050	12,589	5,951	6,651
法定福利費	564	1,173	1,276	731	784
原材料費	890	733	489	701	908
その他	3,640	2,844	1,384	1,679	1,594
管理費					
給料賃金手当	3,252	3,727	3,727	10,091	9,672
法定福利費等	673	750	758	1,306	1,324
水道光熱費	1,520	1,157	1,148	1,705	1,529
賃借料	1,043	1,526	1,526	1,526	1,353
租税公課	1,365	1,567	1,416	1,738	2,209
業務委託費	4,165	3,597	3,776	4,070	3,946
その他	2,287	3,699	2,666	2,125	2,585
経常費用計	30,848	31,828	30,759	31,627	32,561
当期経常増減額	296	▲1,086	▲608	121	1,256

過去5年間の久留米市に対する財政支出依存度及び管理比率は次の通りである。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久留米市に対する 財政支出依存度※1	87.9%	89.0%	87.7%	86.2%	86.6%
管理費率※2	46.4%	50.3%	48.8%	71.3%	69.5%

※1 久留米市からの財政支出依存度：指定管理料収入÷経常収益×100

※2 管理費率：管理費÷経常費用×100

当事業は、久留米市との指定管理契約に基づき「久留米ふれあい農業公園」施設の管理運営を行っている。当該指定方法は公募によるものであり、令和5年4月1日から令

和10年3月31日までの5年間である。公募による指定は、平成30年度以降2期目となるが、応募は当団体のみであった。

当事業の経常収益の約8割は久留米市からの指定管理料によるもので、他は施設の利用料収入によるものである。参加型事業や各種教室等を開催し自主事業を行っているが収益貢献度は低く、当事業の独立採算度は低いといえる。

事業費及び管理費の主なものは人件費である。当事業の従事者は、嘱託職員の所長1名、嘱託社員1名、事務を行うパート職員3名の他に臨時職員5名である。臨時職員はいずれも地元に住む高齢者の方であり、市民農園の指導員として2名、除草作業員として3名が従事している。管理費率は過去5年間で変動が激しいが、当事業に配属されている職員等はすべて当該事業に関する業務に従事しているという実態を鑑みると、人件費は全て事業費と考えられ、実際の管理比率は過去5年間を通じて3割程度であり事業活動における効率性は良好といえる。なお、管理費区分については、次年度以降見直しが行われる予定である。

③道の駅くるめ事業（収益事業）

下表は、収益事業である道の駅くるめ事業における過去５年間の収支計算書を要約したものである。

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
手数料収入	117,365	121,580	125,396	139,023	142,919
家賃収入	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
商品売上高	61,182	64,685	79,291	69,061	87,421
ラベル売上高	3,882	3,835	3,866	3,818	3,799
販売機手数料収入	3,858	3,199	2,980	3,185	3,191
賃貸料収入	2,552	1,777	1,947	3,795	4,467
受託事業収入	788	934	806	808	794
その他	548	1,683	1,887	1,894	2,057
経常収益計	194,498	202,018	220,495	225,907	248,971
経常費用					
事業費					
売上原価	53,434	55,925	68,233	59,718	75,754
給料賃金手当	53,810	58,283	67,325	66,857	67,062
法定福利費等	8,797	9,148	10,119	11,628	11,845
水道光熱費	10,165	7,095	6,970	9,341	8,887
賃借料	9,774	11,065	11,627	11,503	11,829
租税公課	7,307	8,114	7,497	8,372	11,132
業務委託費	18,101	18,151	20,015	20,422	20,046
寄付金	4,003	4,003	4,003	5,003	4,503
その他	26,511	25,025	27,653	27,966	31,304
管理費	-	-	-	-	-
経常費用計	191,905	196,813	223,445	220,814	242,365
当期経常増減額	2,592	5,204	▲2,949	5,093	6,606

主な収益は手数料収入及び商品売上高である。手数料収入は道の駅くるめ直売店等での販売にあたり約 16%を手数料収入として収受しているものである。また独自に小売販売を行っているものが商品売上高に計上される。収益は主に来場者数や直売店の売上実績に応じて変動するが、令和２年度から令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大による行動制限や事業活動自粛等により飲食店やイベント実施には影響もあったものの、直売店目的の来場者数への影響は限定的であったことから、直売店売上は堅調に伸びた。

道の駅くるめ事業としては、令和３年度をのぞきいずれも経常収支（当期経常増減額）は黒字で推移しており収益性は高い。当該施設は指定管理者として管理運営を行っているが（※１）、ほぼ独立採算で事業は行われ、また久留米市への寄付金も計画通り実施されており（※２）、事業は有効に行われている。

※1 指定管理について

当事業は、久留米市から「道の駅くるめ」施設の運営管理について、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条但し書及び同施行規則第2条第1号及び第4号により、公募を行わず指定管理者の指定を受けている。

道の駅くるめは、耳納北麓地域に人が集まる施設を作り地元の農産物や緑花木との触れ合いを通じて農業文化の発展や衰退する緑花木の生産振興に寄与することを目的として始まった「みどりの里づくり」事業の先導的な施設として設置され、当団体は当該事業の主要活動団体として、道の駅くるめ設置当初より施設運営を行うことが前提となっていたことや、世界つつじセンターやふれあい農業公園の施設運営を行う当団体が道の駅くるめの運営も一体として行うことが、みどりの里づくり事業を推進していく上で効果的であるといった理由が非公募の理由である。指定管理期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間である。また、指定管理料収入はないため、ほぼ100%を自主財源で行っている。

※2 寄付金について

寄付金の主な内容は、久留米市への寄付である。これは当団体が一般財団法人への移行時にあった公益目的財産額を公益目的のために費消していく公益目的支出計画によるもので、令和元年度から令和5年度は、每期4,000,000円（令和4年度のみ5,000,000円）の寄付を実施した。当団体の一般財団法人移行時の公益目的財産額は69,627,551円であり、令和5年度末時点で残額は4,127,551円である。

（5）過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

包括外部監査（平成27年度実施）において指摘事項はなかった。

（６）事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

当団体全体としては財務数値が示す通り（（３）参照）、有効的かつ効率的に運営は行われていると評価できるが、事業ごとにみると、評価はわかる。各事業の過去５年間の利用者数等は次の通りである。

＜久留米市世界つつじセンター来場者数＞

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
来場者数	5,666 人	1,076 人	3,074 人	6,959 人	7,283 人
内４月～５月来場者数	5,200 人	177 人	2,884 人	6,687 人	7,070 人

＜ふれあい農業公園の施設及び市民農園の利用者数＞

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設利用者数※	21,339 人	6,325 人	7,161 人	13,162 人	26,059 人
市民農園貸出区画 (稼働率)	237 区画 100%	237 区画 100%	242 区画 100%	242 区画 100%	242 区画 100%

※流通企画室、研修室・会議室、災害関連、調理実習室、ふれあい広場の利用者合計

＜道の駅くるめ来場者数及び直売店売上実績＞

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
来場者数	1,629,000 人	1,436,000 人	1,461,000 人	1,534,000 人	1,569,000 人
直売店売上実績 (千円)	771,223	795,202	831,470	896,268	933,957

令和２年度から令和３年度にかけては新型コロナウイルス感染症による外出規制やイベント開催の自粛等の影響で３事業共に来場者数・利用者数が減った点では共通しているが、道の駅くるめの来場者数に比べ世界つつじセンター及びふれあい農業公園の来場者数・利用者数は圧倒的に少ない。特に世界つつじセンターの来場者数は毎年、つつじが見頃となる４月から５月に集中し、それ以外での来場者はあまり獲得できていない。ふれあい農業公園においても、市民農園については、稼働率は１００％となっているが、１人１区画利用で最大５区画まで利用できることや同一利用者が継続して利用していることを勘案すると利用者は２４２人以下であり、施設利用者含め、多くの市民に利用されているとは言い難い。

このように、事業ごとにみると道の駅くるめ事業については利用者数や団体全体への収益貢献度をみても事業の有効性は評価できるが、それ以外の事業については、その有効性は高いとは言えないのが現状である。

(7) 結果

＜外郭団体＞

(指摘4) 現金過不足への早急な対応と管理体制の強化

当法人は、収益事業である農業公園と道の駅くるめにおいて現金を保有しているが、令和6年3月末現在、収益事業部門における現金残高が実際有り高より1,380,195円過少に計上されていた。これは、平成21年3月末より毎期発生した現金過不足額が累積されたものであった。当該差額については早急に、会計上・税務上必要な対応をされたい。

また、農産物等の店舗販売を行う道の駅くるめでは、現金による取引が多く、多額の現金を日々保有しているが、現金残高の照合や現金過不足が生じた場合の対応及び報告について会計規程等に定められておらず、日々POSレジ内の売上金の照合が行われるのみであった。このような現金管理体制の脆弱さが、当該現金過不足を生じさせる原因となっていることはあきらかであるため、急ぎ、現金管理についての規程内容を見直すと共に職員への周知徹底を行い再発防止に努められたい。

(指摘5) 契約事務規程の運用徹底

「一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構契約事務規程」の第4条によれば予定価格が30万円以上の競争見積もり契約時の見積もりについては原則3者以上の見積もりが要求されているが、下記の2件の契約については2者の見積もりしか行われておらず、また、2者の見積もりとした理由も記載されていなかった。契約事務規程の運用の徹底が望まれる。

①つつじセンター 「新品種育種ゾーン整備業務委託」 契約金額 814,000 円

②ふれあい農業公園 「空調機器保守点検」 契約金額 333,300 円

(意見20) 中長期計画の策定

当団体においては、中長期計画が策定されていない。指定管理者となっている「ふれあい農業公園」及び「道の駅くるめ」の2施設においては、その指定管理に係る事業計画書の中で指定管理期間である5年間の運営計画及び収支計画が策定されているが、それは一事業として策定されたものであって、当団体としての今後の方針や事業目標が定められたものではない。

中長期計画を策定することで、当団体としての今後の方向性や事業目標が定まり、その目標を達成するために各事業がどのような役割を果たして行くのか、保有する人材・資金・技術（ノウハウ）等をいかに配分していくかが明確になる。加えて、当団体全体が共通の目標に向かって取り組むことで事業間の連携（コミュニケーション）が進み全体的な生産性が向上することや、明確な事業目標があることで職員個々の果たすべき役割や目標も具体化し、職員のモチベーションも向上することが期待できる。

また、設立当初から変わらぬ目的や事業内容により運営が行われているが、設立から 34

年が経ち、市民のライフスタイルや価値観は変化しており、求められるサービスもこれまでとは違ったより多様性のあるものに転じている。このような変化を適切にとらえ中長期計画に盛り込むことで長期的に安定した団体運営を行っていくことが出来ると考える。

現在は道の駅事業以外の事業においては利用者数や団体への収益貢献度を見てもその有効性は高いとはいえないが、つつじセンター事業においては、市の花であるクルメツツジの永続的な保存のため、未保有の品種を収集したり、令和5年度に「ナショナルコレクション」認定制度へ申請しクルメツツジの文化財としての価値を高める取組を行ったりと、伝統あるつつじ文化の振興や緑花木の生産振興に寄与するという目的においては、現在及び将来的にもその存在意義はあるといえる。

またふれあい農業公園事業においても、大雨災害が多い地域でもある耳納北麓地域の防災並びに災害復旧支援のため施設が有効に活用されており、その存在意義は認められる。3施設ともに久留米市が展開する「みどりの里づくり」事業の拠点施設であり、これらを同一団体が運営する意義は地理的近接性以外に、いずれも農業文化の発展や緑花木の生産振興に寄与するという同一の目的があることに鑑みると、3事業含めた当団体としての中長期計画を策定し、当該計画を事業間で共有することでコミュニケーションを活性化させ、相互に連携を高めながら、3事業共に事業の有効性を向上させていくことが必要と考える。

(意見21) 管理部門の機能強化

現在、当団体の法人運営に関する業務は管理部門である事務局にて行われており、当該事務局には職員3名（市の派遣職員1名、嘱託職員1名、臨時雇職員1名）が配置されている。本来、このような管理部門においては、法人全体の業務効率化の観点から、事業計画の策定や予算管理・財務管理が行われるほか、人事管理を通して職員へのサポートが行われる等、組織運営において重要な機能を担う部門であるが、当団体においては人員が不足していることもあり事務局による管理機能が脆弱になっている。

指摘事項4で述べた現金過不足についても、事務局による財務管理が有効に機能していれば防止・ないし適時に発見できたと考えられる。さらに意見20で述べたとおり、当団体としての中長期計画を策定するにあたって、管理部門は重要な役割を果たすことになるため、事務局の増員を行う等、管理部門の機能強化に努められたい。

(意見22) 情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備について

リスク管理として、情報セキュリティに関する体制や苦情解決に関する体制を確認したところ、対策や対応手順等を記載した規程を整備している状況は見受けられなかった。

知的財産や顧客情報を保護するために外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」及び顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」の二つを整備することが望ましい。

8. 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会

(1) 団体の概要

市所管課	商工観光労働部観光・国際課
所在地	久留米市六ツ門町 3-11
設立年月日	平成 2 年 12 月 1 日（平成 24 年 6 月 1 日 公益法人移行）
設立根拠法令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的	久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域経済及び地域社会の活性化に寄与する。
出資金等	資本金・基本財産：120,000 千円
内、市の出資割合 (%)	48,000 千円（40.0%）
主な事業内容（定款）	・観光客の誘致及び受け入れ ・コンベンションの誘致及び開催の支援 ・観光イベント等の企画、実施、支援及び協力 ・地域における国際理解の推進 ・友好、姉妹都市等との交流の促進 ・観光関係施設等の運営及び維持管理 ・久留米市等の委託を受けた事業の執行 など
所管課から見た課題	・プロモーションの強化 ・インバウンドの推進 ・M I C E の誘致推進 ・イベントの見直し ・青少年国際交流事業の推進 ・サイクルファミリーパークの誘客促進 ・組織体制の強化

(沿革)

- 平成 2 年 12 月 久留米市観光協会と久留米コンベンション推進協議会が合併し、財団法人久留米市観光コンベンション協会発足
- 平成 6 年 7 月 久留米サイクルファミリーパーク オープン
（日本自転車振興会の競輪補助金、久留米競輪の収益金及び㈱ブリヂストン名誉会長 故石橋幹一郎氏の寄附により建設）
- 平成 10 年 10 月 山辺道文化館の管理運営受託
- 平成 11 年 4 月 草野歴史資料館の管理運営受託
- 平成 17 年 4 月 田主丸観光協会を統合

平成 18 年 4 月 久留米国際交流協会と合併。財団法人久留米観光コンベンション国際
交流協会が発足

平成 24 年 6 月 公益財団法人に認定

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収益	322,818	243,427	262,609	298,806	341,959
経常費用	336,512	271,878	271,810	316,979	353,760
経常損益	▲ 13,694	▲ 28,451	▲ 9,201	▲ 18,173	▲ 11,801

(市の財政的関与の状況：令和 5 年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
220,559	—	26,767	53,137	—

(市の人的関与の状況)

令和 5 年 4 月 1 日現在

役員	1 名	うち市派遣	1 名、市 OB	0 名
職員 ^{※1}	9 名	うち市派遣	2 名、市 OB	0 名

※1 非常勤職員は含まない。

(役員)

令和5年4月1日現在

役職名	所属団体等	
理事長	久留米市	副市長
副理事長	久留米市議会	議長
副理事長	久留米商工会議所	会頭
副理事長	学校法人久留米大学	常務理事
常務理事	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	
理事	(株)福岡銀行	執行役員県南地区本部長
理事	久留米菓子協同組合	理事長
理事	久留米旅館都市ホテル協会	理事長
理事	久留米・鳥栖広域情報(株)	代表取締役社長
理事	(株)西日本新聞社	久留米総局長
理事	(株)西日本シティ銀行	執行役員筑後地区本部長
理事	九州旅客鉄道(株)	久留米駅長
理事	木下(株)	代表取締役会長
理事	久留米料飲業生衛組合連合会	会長
理事	久留米市議会	経済常任委員長
理事	アサヒシューズ(株)	取締役管理本部長
理事	(株)ブリヂストン	九州生産本部総務部長
理事	(株)JTB	福岡支店営業担当部長
理事	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	病院長
理事	(株)筑邦銀行	取締役常務執行役員
理事	(株)西鉄ステーションサービス	久留米管理駅長
理事	久留米市	商工観光労働部長
監事	久留米市	会計管理者
監事	(株)ムーンスター	経理部長

(評議員)

令和5年4月1日現在

所属団体等	
久留米商工会議所	専務理事
久留米市農業協同組合	代表理事専務
福岡県行政書士会くるめ支部	副支部長

久留米市議会	副議長
久留米市教育委員会	教育長
久留米市南部商工会	会長
久留米連合文化会	会長
(株)ムーンスター	総務部長
久留米市校区まちづくり連絡協議会	副会長
学校法人久留米工業大学	常務理事
久留米市タクシー協会	専務理事
久留米市女性の会連絡協議会	理事
(公財)久留米文化振興会 久留米市美術館	事務局次長
一般社団法人久留米青年会議所	理事長
久留米市議会	議員
久留米ユネスコ協会	会長
(株)久留米リサーチ・パーク	代表取締役専務
久留米東部商工会	会長
久留米ほとめき通り商店街連合会	副会長
久留米日米協会	常任理事
久留米市議会	議員
九州電力(株)福岡支店久留米営業センター	センター長
久留米商工会議所女性会	会長
田主丸町商工会	会長
久留米市日中友好協会	事務局次長
久留米市	総務部長
久留米商工会議所青年部	会長

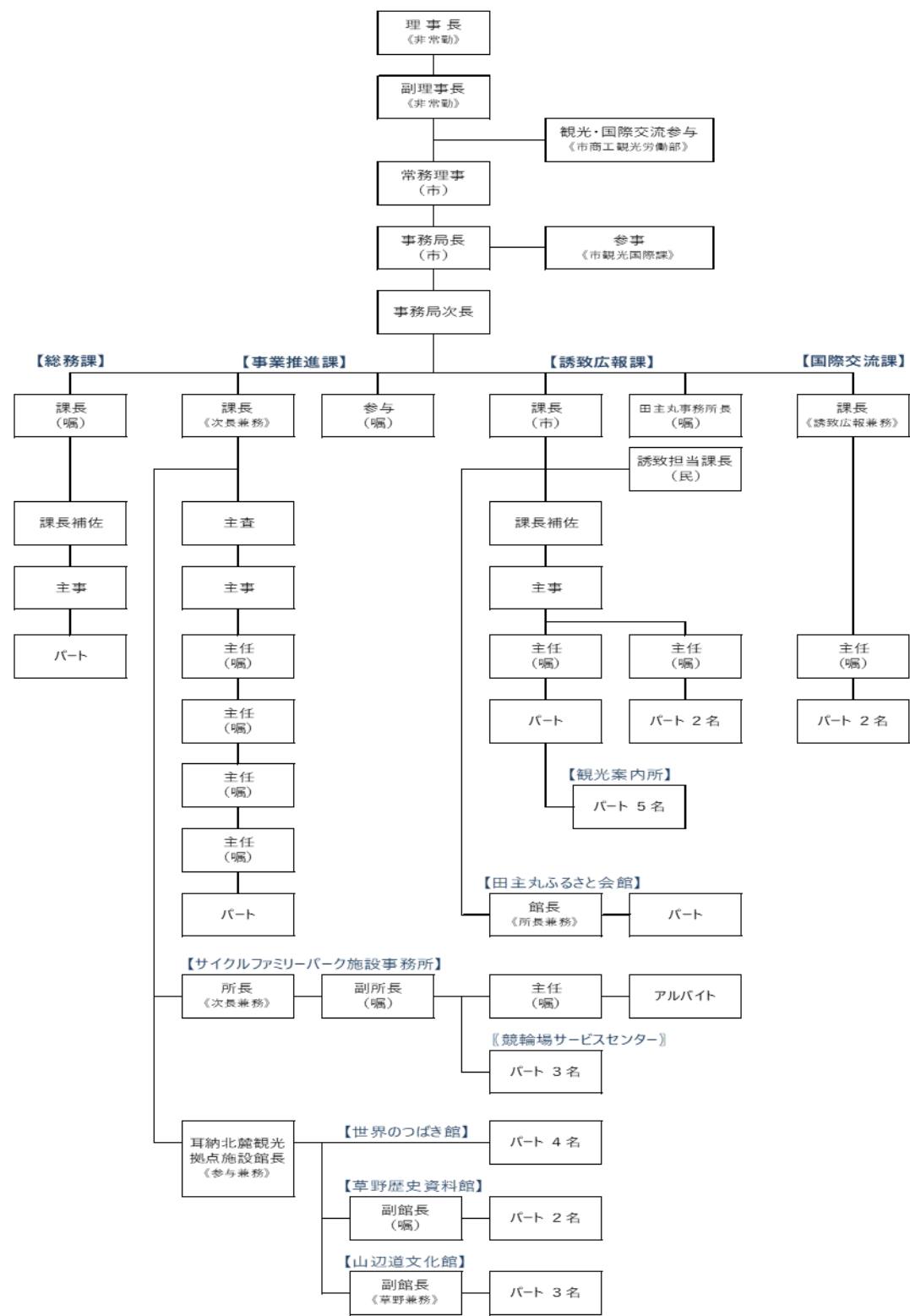
(職員)

令和5年4月1日現在

職員 23 名	一般職員	7	パート 25 名	本部事務所	7
	嘱託職員	13		田主丸事務所	1
	民間派遣	1		観光案内所	5
	市派遣	2		サイクル FP	3
				耳納3 館	9

(組織図)

令和5年4月1日現在



(事業内容の詳細)

久留米観光コンベンション国際交流協会は公益財団法人であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とした公益事業を実施することにより認定された法人である。公益事業は基本的に利益が生じないこととされており、事業活動の財源を確保するために同時に収益事業を行うのが通常の形態である。当法人も公益事業と収益事業を行っておりその概要は以下のとおりである。

<公益事業>

①観光コンベンション事業

○誘致宣伝事業

- ・国内外からの観光客・修学旅行などの誘致
- ・スポーツコンベンションの誘致
- ・観光キャンペーンの実施

○コンベンション推進事業

- ・コンベンション開催に関する相談受付
- ・会場・宿泊施設、その他の関連業者の紹介
- ・大会主催者に対する開催補助金の交付
- ・コンベンションに関する後援

②国際交流事業

- ・友好姉妹都市
- ・在住外国人支援
- ・民間国際交流団体との連携強化

③都市魅力向上事業

- ・誘致宣伝事業（まち旅、つつじマーチ、観光マップ他）
- ・イベント振興事業
- ・観光案内所（西鉄久留米駅、J R久留米駅）



- ・サイクルスポーツ事業（サイクルファミリーパークの管理運営、耳納北麓レンタサイクルの管理運営）



＜収益事業＞

①指定管理施設運営事業

- ・耳納北麓観光拠点施設（草野歴史資料館、山辺道文化館、久留米市世界のつばき館）
- ・田主丸ふるさと会館



＜草野歴史資料館＞



＜山辺道文化館＞



＜久留米市世界のつばき館＞



＜田主丸ふるさと会館＞

②サービスセンター事業

- ・競輪場サービス事業等

③賛助会員事業

- ・年度末会員数473件

(2) 実施した監査手続

- ①チェックリストを用いて法人の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。
- ②チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。
- ③過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ④過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ⑤事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ⑥過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動資産					
現金預金	102,961	119,954	106,677	91,072	68,804
未収金	10,030	10,125	9,022	12,010	18,242
その他	52	2,567	2,569	7,722	9,236
流動資産合計	113,043	132,647	118,268	110,804	96,282
固定資産					
基本財産					
基本財産引当預金	119,968	119,968	119,968	119,968	119,968
特定資産					
退職給付引当資産	23,782	25,624	27,910	30,334	34,349
減価償却引当資産	6,859	7,798	8,707	9,303	10,200
建物	243,813	234,559	225,304	216,050	206,794
建物付属設備	-	-	-	0	5,489
構築物	76,771	68,058	59,347	50,977	45,311
機械装置	2,902	1,861	1,424	935	446
什器備品	181	132	87	52	182
繰延資産	127,462	127,462	127,462	127,462	127,462
観光コンベンション振興積立金	65,238	54,912	54,912	54,912	54,912
国際交流事業運営積立金	7,680	7,680	7,680	7,680	7,680
特定資産合計	554,688	528,086	512,833	497,705	492,825
その他固定資産	1,386	1,056	754	754	754
固定資産合計	676,042	649,110	633,554	618,427	613,548
資産合計	789,085	781,757	751,823	729,231	709,830
流動負債					
未払金	58,869	78,219	56,270	49,236	36,471
その他	1,060	991	970	1,158	2,310
流動負債合計	59,929	79,210	57,240	50,394	38,782
固定負債					
退職給付引当金	23,782	25,624	27,909	30,334	34,348
固定負債合計	23,782	25,624	27,909	30,334	34,348
負債合計	83,711	104,834	85,149	80,730	73,130
一般正味財産	705,374	676,923	666,674	648,501	636,699
正味財産合計	705,374	676,923	666,674	648,501	636,699
負債及び正味財産合計	789,085	781,757	751,823	729,231	709,830

令和2年度から令和5年度にかけての現金預金の減少と未払金の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大により補助金の未消化分の返還金が未払金として発生しており、翌期に支払うため令和2年度に返還金が大きく増加し未払金が大きく増え、徐々に減少し、それに対応して翌期の支払いを通じて現金預金残高が減少していったものである。

令和5年度の未収入金の増加は、タイ国バンコク市でのプロモーション委託費(3,000千円)、中国合肥市訪問団派遣委託料(1,212千円)、追加交付補助金(2,500千円)の未収によるものである。

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
賛助会員受取会費	7,498	6,849	6,499	7,492	7,031
事業収益	87,400	86,926	89,471	94,242	106,140
久留米市補助金	221,609	147,238	163,550	192,531	221,059
観光コンベンション事業負担金	1,512	213	300	1,060	920
国際交流事業負担金	1,130	-	-	-	1,160
その他	3,669	2,201	2,789	3,481	5,649
経常収益計	322,818	243,427	262,609	298,806	341,959
経常費用					
事業費	324,038	260,971	261,260	309,194	344,825
管理費	12,474	10,907	10,550	7,785	8,935
経常費用計	336,512	271,878	271,810	316,979	353,760
当期経常増減額	△13,694	△28,451	△9,201	△18,173	△11,801
前期修正損	0	-	1,048	-	-
当期経常外増減額	0	-	△1,048	-	-
当期一般正味財産増減額	△13,694	△28,451	△10,249	△18,173	△11,801

市補助金については、令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い未執行額が多く発生し、返還したため減少している。令和４年度も同様の返還金の影響が残った。令和５年度の補助金返還額は 2,136 千円であり、返還額としては減少した。

③会計区分別損益状況の推移

（単位：千円）

年 度 事業会計区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
公益事業	経常収益	232,519	157,107	176,944	212,328	249,507
	経常費用	258,344	204,673	207,650	243,655	274,367
	当期経常増減額	△25,825	△47,566	△30,706	△31,327	△24,860
収益事業	経常収益	77,739	77,349	75,310	78,032	82,635
	経常費用	65,692	56,299	53,611	65,540	70,458
	当期経常増減額	12,047	21,050	21,699	12,492	12,177
法人会計	経常収益	12,560	8,971	10,355	8,446	9,817
	経常費用	12,476	10,906	10,550	7,784	8,935
	当期経常増減額	84	△1,935	△195	662	882
総合計	経常収益	322,818	243,427	262,609	298,806	341,959
	経常費用	336,512	271,878	271,810	316,979	353,760
	当期経常増減額	△13,694	△28,451	△9,201	△18,173	△11,801

久留米観光コンベンション国際交流協会は公益財団法人であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とした公益事業を実施することにより認定さ

れた法人である。公益事業は基本的に利益が生じないこととされており、事業活動の財源を確保するために同時に収益事業を行うのが通常の形態である。

事業を継続するためには法人全体で当期経常増減額は黒字である必要があるが、赤字が継続している状態である。

法人全体の当期経常増減額の赤字（マイナス）の状態が継続すると法人の存続自体が危ぶまれることになる。経常費用の中には現金の支出を伴わない減価償却費が含まれているため、キャッシュ・フロー上では当期経常増減額に減価償却費を足した金額がキャッシュ・フローの増減に近くなる。令和元年度から令和5年度までのキャッシュ・フローの増減は以下の金額に近くなると考えられる。

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期経常増減額	△13,694	△28,451	△9,201	△18,173	△11,801
減価償却費	19,386	19,386	18,750	18,149	15,744
キャッシュ・フロー増減	5,692	△9,065	9,549	△24	3,943

当期経常増減額が赤字（マイナス）であっても、キャッシュ・フローが黒字（プラス）であれば、とりあえずお金は回っている状態である。そうであれば事業が継続していくのかというと施設の更新も考慮する必要がある。

令和5年度の減価償却費のうちサイクルファミリーパークの管理棟や体育館の建物の減価償却費が9,254千円計上されている。これらの施設を更新しようとするれば減価償却費に見合った資金を確保し、減価償却引当資産に積立てる必要がある。令和5年度の減価償却引当資産の残高は10,200千円しかない。しかも、これは公用車やサイクルファミリーパークの器具・備品に対して積立てられたのであり、サイクルファミリーパークの建物に対しての積立は全くされていない。サイクルファミリーパークの建替えが必要になっても今のところ準備はされていないことになる。

キャッシュ・フローの増減をみても積立ができるほどの余裕はないようである。施設が老朽化し更新できなければ事業の継続は難しくなる。

(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

◎公益目的事業全体

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
自主事業収益	11,456	10,976	16,093	18,789	29,795
久留米市補助金	211,084	140,028	154,900	186,082	208,827
その他	9,979	6,103	5,951	7,457	10,885
経常収益計	232,519	157,107	176,944	212,328	249,507
経常費用					
事業費					
給料手当	64,428	63,972	64,594	67,493	69,043
臨時雇賃金	21,437	23,362	22,461	26,326	34,358
支払助成金	49,498	33,352	28,845	35,102	39,154
業務委託費	40,065	13,127	19,770	29,257	34,431
その他	82,916	70,860	71,980	85,477	97,381
経常費用計	258,344	204,673	207,650	243,655	274,367
当期経常増減額	△25,825	△47,566	△30,706	△31,327	△24,860

令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症拡大により市補助金（未消化分返還後）は減少している。令和5年度にようやくコロナ前の水準に戻っている。その間、給料手当と臨時雇賃金は固定費化しておりあまり減少しておらず、当期経常増減額（損益）は多額の損失が継続した状態である。令和4年度、令和5年度の給料手当、臨時雇賃金の増加は後述の各事業に記載。

○（公益目的事業）観光コンベンション事業

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
自主事業収益	288	283	283	2,307	6,809
久留米市補助金	85,013	46,433	59,687	74,258	76,890
その他	3,498	2,232	1,615	1,728	3,430
経常収益計	88,799	48,948	61,585	78,293	87,129
経常費用					
事業費					
給料手当	25,326	27,960	29,742	29,758	25,949
臨時雇賃金	2,735	3,471	3,739	3,738	8,274
支払助成金	19,872	15,371	9,993	18,698	23,566
業務委託費	23,916	4,446	7,604	11,505	12,325
その他	22,000	16,524	17,797	21,362	25,014
経常費用計	93,849	67,772	68,875	85,061	95,128
当期経常増減額	△5,050	△18,824	△7,290	△6,768	△7,999

観光コンベンション事業単独で見ても令和2年度から令和4年度にかけて市補助金は新型コロナウイルス感染症拡大により減少している。同様に支払助成金、業務委託費も減少している。その間、給料手当、臨時雇賃金は固定化しており減少していない。

令和５年度の給料手当の減少は嘱託職員１名が年度途中で退職したためである。令和５年度の臨時雇賃金の増加はパート２名を採用したためである。令和５年度は新型コロナウイルスの影響が少なくなったため市補助金や費用も増加している。

○（公益目的事業）国際交流事業

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
事業収益	-	998	4,199	-	5,464
久留米市補助金	30,115	11,294	12,717	15,394	25,832
受取負担金	1,130	-	-	-	1,160
その他	753	686	651	750	756
経常収益計	31,998	12,978	17,567	16,144	33,212
経常費用					
事業費					
給料手当	2,828	2,689	2,758	2,887	3,247
臨時雇賃金	5,149	4,113	3,739	4,584	5,674
支払助成金	8,027	3,599	4,630	6,249	6,163
業務委託費	8,955	2,076	4,211	1,527	12,556
その他	7,131	2,543	2,860	2,617	6,900
経常費用計	32,090	15,020	18,198	17,864	34,540
当期経常増減額	△92	△2,042	△631	△1,720	△1,328

令和３年度、令和５年度の事業収益は単発の市からの受託業務の収入である。

国際交流事業においても令和２年度から令和４年度にかけて新型コロナウイルス拡大により市補助金の減少とともに支払助成金、業務委託費が減少している。令和５年度は回復傾向にあり市補助金とともに費用も増加している。

○（公益目的事業）都市魅力向上事業

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
自主事業収益	11,167	9,694	11,610	16,482	17,520
久留米市補助金	86,211	74,646	75,148	88,009	94,480
その他	4,167	2,973	3,541	4,735	5,351
経常収益計	101,545	87,313	90,299	109,226	117,351
経常費用					
事業費					
給料手当	36,273	33,321	32,092	34,846	39,845
臨時雇賃金	13,552	15,777	14,981	18,002	20,409
減価償却費	19,057	19,057	18,449	18,149	15,692
支払助成金	21,599	14,382	14,222	10,155	9,425
業務委託費	6,202	5,908	7,153	15,044	8,217
その他	24,640	22,915	22,423	28,981	32,720
経常費用計	121,323	111,360	109,320	125,177	126,308
当期経常増減額	△19,778	△24,047	△19,021	△15,951	△8,957

自主事業収益は久留米サイクルファミリーパークの入園料、自転車等の貸出料である。減価償却費は主に久留米サイクルファミリーパークの建物、構築物、遊具に対するものである。

令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症拡大のため市補助金と自主事業収益は減少している。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなったことにより自主事業収益、市補助金が増加している。令和5年度の給料手当の増加はイベント等の再開による時間外勤務手当の増加や嘱託職員1名を採用したためである。令和4年度、令和5年度の臨時雇賃金の増加は給料手当と同様に時間外手当の増加によるものである。

◎収益事業全体

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
指定管理施設事業収益	54,791	54,738	52,676	53,024	53,249
競輪場サービスセンター事業収益	16,732	17,549	16,788	18,007	18,302
JR 田主丸駅管理事業収益	4,420	3,661	3,913	4,420	4,791
久留米市補助金	-	-	-	-	3,800
その他	1,796	1,401	1,933	2,581	2,493
経常収益計	77,739	77,349	75,310	78,032	82,635
経常費用					
事業費					
給料手当	10,846	7,192	5,191	8,409	9,201
臨時雇賃金	12,652	14,569	14,887	16,122	16,735
業務委託費	23,689	19,152	19,227	23,283	27,487
その他	18,505	15,386	14,306	17,726	17,034
経常費用計	65,692	56,299	53,609	65,540	70,457
当期経常増減額	12,047	21,050	21,699	12,492	12,178

令和５年度の久留米市補助金は田主丸観光振興事業に充当する補助金。

以下、個別の事業で記載

○（収益事業）指定管理施設運営事業

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
指定管理施設事業収益	54,791	54,738	52,676	53,024	53,249
JR 田主丸駅管理事業収益	4,420	3,661	3,913	4,420	4,791
久留米市補助金	-	-	-	-	3,800
その他	421	373	307	476	500
経常収益計	59,632	58,772	56,896	57,920	62,340
経常費用					
事業費					
給料手当	8,397	5,185	5,191	5,803	5,971
臨時雇賃金	10,001	11,680	11,530	12,448	12,755
光熱水料費	3,234	3,045	3,181	3,425	3,074
業務委託費	22,426	18,512	18,378	22,416	26,507
その他	8,319	7,972	7,432	8,464	8,211
経常費用計	52,377	46,394	45,712	52,556	56,518
当期経常増減額	7,255	12,378	11,184	5,364	5,822

指定管理施設事業収益は耳納北麓観光拠点施設（草野歴史資料館、山辺道文化館、世界のつばき館）の指定管理料と田主丸ふるさと会館の指定管理料である。田主丸ふるさと会館については令和６年度の指定管理契約は結ばれていない。

令和２年度、令和３年度に業務委託費が減少しているのは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の閉館等による業務の縮小のためである。

令和5年度の久留米市補助金は田主丸ふるさと会館の業務委託費のうちの人件費分を支払ったものである。

○（収益事業）サービスセンター事業

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益 競輪場サービスセンター事業収益	16,732	17,549	16,788	18,007	18,302
経常収益計	16,732	17,549	16,788	18,007	18,302
経常費用 事業費					
給料手当	2,449	2,006	-	2,605	3,230
臨時雇賃金	2,650	2,889	3,356	3,673	3,979
消耗品費	4,585	2,714	2,190	2,284	2,106
その他	2,768	2,019	1,780	3,061	3,334
経常費用計	12,452	9,628	7,326	11,623	12,649
当期経常増減額	4,280	7,921	9,462	6,384	5,653

競輪場サービスセンター事業は、久留米競輪場入場者への湯茶サービス提供業務で、施設内の有料観覧席等にお茶やコーヒーのカップ式自販機を設置し無料で提供するため、これらの機器及び材料の管理等を行っている。

令和3年度に給料手当がないのは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、協会全体の業務が縮小になったことから、令和2年度中に発生した欠員の補充を行わず、事務局プロパー職員の兼務としたためである。令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなったため事務局プロパー職員の兼務を解き、嘱託職員を1名採用したものである。

◎法人会計

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益 久留米市補助金 その他	10,524 2,036	7,210 1,761	8,649 1,706	6,448 1,998	7,932 1,885
経常収益計	12,560	8,971	10,355	8,446	9,817
経常費用 管理費					
役員報酬	-	-	-	-	600
給料手当	5,544	5,537	5,161	4,743	4,965
退職給付費用	1,797	490	662	703	1,164
その他	5,135	4,879	4,727	2,338	2,206
経常費用計	12,476	10,906	10,550	7,784	8,935
当期経常増減額	84	△1,935	△195	662	881

管理部門の収益と費用である。

(5) 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

1. 観光コンベンション事業（公益事業）について

令和5年度の観光コンベンション事業の決算内訳は以下のようになっている。（正味財産増減計算書内訳表より）

（単位：千円）

事業名			経常収益	経常費用	経常増減額
観 光 コ ン ベン シ ョ ン 事 業	誘 致 宣 伝 事 業	観光キャンペーン	6,795	6,623	172
		旅行パンフ掲載	1,602	2,000	△398
		キャンペーン招聘	657	414	243
		観光プロモーション	351	1,645	△1,294
		海外観光プロモーション	3,000	2,877	123
		誘致その他	175	463	△288
		地域企業連携推進事業	-	86	△86
		地域密着	342	236	106
		国際情報発信	3,000	3,000	-
		国際観光PR	1,512	1,520	△8
	推 進 事 業 コ ン ベン シ ョ ン	コンベンション誘致	1,320	2,964	△1,644
		コンベンション支援	14,925	20,715	△5,790
		くるくるチケット	5,751	4,607	1,144
	田主丸事務所		240	309	△69
	共 通	調査研究	70	-	70
		ホームページ等	1,254	1,254	-
		機関紙	492	769	△277
		観光コンベンションその他	45,640	45,640	-

誘致宣伝事業は観光客取り込みのための総合的な活動であり、効果を測る具体的な指標は無いが、必要と思われる経費が支出されていた。

コンベンション推進事業のコンベンション支援の経常費用は20,715千円と多額が計上されているが、このうち支払助成金が15,689千円を占める。久留米市からの当該事業の補助金は12,937千円であり、経常増減額は5,789千円と多額の赤字を計上している。これは久留米コンベンション推進協議会の時代からスポーツイベントの誘致に関して独自に支援金を出していた慣行で3,400千円は当法人が負担することになっているとのことである。久留米市と負担関係を明記した文書は作成されておらず、実績額が予算の補助金に満たない場合は、まず当法人の負担額が充当され残余额が市に返還されることになっているとのことである。

法人の収支は多額の赤字を計上しており、財務内容は年々悪化している。これに最低賃金の上昇や物価上昇の要因が加わればさらに財務内容は悪化する一方である。もは

や法人が独自に 3,400 千円の支援金を負担する余裕はないのではないかと懸念される。

—開催支援件数の推移—

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	64 件	8 件	23 件	49 件	61 件

令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の流行により減少しているが、令和５年度はほぼコロナ前の水準に回復している。

2. 国際交流事業（公益事業）について

国際交流事業の収支の推移は下記のようなものである。

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
久留米市補助金	30,115	11,294	12,717	15,394	25,832
その他	1,883	1,684	4,850	750	7,380
経常収益計	31,998	12,978	17,567	16,144	33,212
経常費用計	32,090	15,020	18,198	17,864	34,540
当期経常増減額	△92	△2,042	△631	△1,720	△1,328

令和２年度から令和４年度にかけては新型コロナウイルス感染症の流行により減少している。令和５年度は回復の兆しが見られるが、物価高による航空運賃の上昇など経費の高騰が交流に水を差している面があるようである。

令和５年度の決算内訳表は以下のようになっている。（正味財産増減計算書内訳表より）

（単位：千円）

事業名		経常収益	経常費用	経常増減額
国際交流事業	合肥市交流	4,928	5,589	△661
	モデスト市交流	4,884	5,163	△279
	国際親善サッカー	1,220	1,243	△23
	外国人支援事業	3,787	3,821	△34
	多文化交流事業	853	1,266	△413
	団体助成等	1,663	1,663	－
	モデスト 30 周年事業	4,252	3,985	267
	国際その他	11,624	11,805	△181

① 合肥市青少年交流

- ・合肥市中学生友好代表团（８月２日～９日）：受入 16人（うち中学生12人）
- ・合肥友好大使（８月14日～21日）：派遣 15人（うち中学生12人）

② モデスト市青少年交流

- ・モデスト交換学生（7月14日～25日）：受入 12人（うち高校生10人）
- ・モデスト親善大使（7月28日～8月9日）：派遣 12人（うち高校生10人）

③ 国際親善ジュニアサッカー大会選手団受入（7月21日～25日）

- ・合肥市満天星クラブ：招聘 14人（うち選手10人）

国際交流事業は異文化の理解と認識を深め、言語や習慣の壁を越えて幅広い交流を行うことによって国際社会に貢献する豊かな人間を形成する大変意義のある事業であり、さらに活発に継続していく必要があると考える。

3. 都市魅力向上事業（公益事業）について

令和5年度の決算内訳表は以下のようである。（正味財産増減計算書内訳表より）

（単位：千円）

事業名			経常収益	経常費用	経常増減額
都市魅力向上事業	誘致宣伝事業	まち旅	2,669	2,725	△56
		イメージアップ久留米	601	712	△111
		つつじマーチ	706	939	△233
		観光ボランティアガイド	10	450	△440
		観光マップ	1,826	2,140	△314
	イベント振興事業		8,591	8,491	100
	観光案内所事業		22,130	18,814	3,316
	田主丸事務所事業		619	619	-
	サイクルスポーツ事業				
	サイクルファミリーパーク事業		27,619	39,984	△12,365
	耳納北麓レンタサイクル事業		117	46	71
	その他		52,459	51,383	1,076

都市魅力向上事業のうちサイクルスポーツ事業の中のサイクルファミリーパーク事業が△12,364千円と大幅な赤字を計上している。経常費用のうち15,444千円は減価償却費である。サイクルファミリーパークの利用状況と料金は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入園者数	38,441人	26,355人	28,446人	40,789人	43,269人
開園日数	163日	158日	138日	181日	179日

<料金>

入園料	個人	団体(25名以上)
大人(高校生以上)	200円	160円
こども(4才以上～中学生まで)	100円	80円

各種自転車利用料金	単位	料金	
BMX自転車	30分	大人 200円	こども 100円
BTR自転車	30分	大人 200円	こども 100円
おもしろ自転車	30分	大人 200円	こども 100円
ファミリー自転車(1人乗り)	2周	大人 200円	こども 100円
一輪車	30分	大人 200円	こども 100円

わんぱく童夢館利用料金	単位	料金
バドミントン	1面 30分	300円
卓球	1面 30分	300円

ぼうけん広場利用料金	単位	料金	
バンゴルフ	9ホール ×2回	大人 300円	子供 200円

※料金は平成6年の開園時から改定されていない。

4. 指定管理施設運営事業(収益事業)について

令和5年度の決算内訳表は以下のようである。(正味財産増減計算書内訳表より)

(単位:千円)

事業名				経常収益	経常費用	経常増減額	
設 運 営 事 業	指 定 管 理 施 設	観 光 拠 点	耳 納 北 麓	草野歴史資料館	9,392	8,097	1,295
				山辺道文化館	8,915	8,380	535
				世界のつばき館	19,625	17,556	2,069
		田主丸ふるさと会館事業		24,406	22,483	1,923	
	サービスセンター事業				18,302	12,649	5,653
賛助会員事業				1,991	1,289	702	

< 指定管理施設の利用状況 >

(草野歴史資料館)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,477 人	1,251 人	1,273 人	3,121 人	2,721 人
開館日数	265 日	251 日	217 日	285 日	290 日

(山辺道文化館)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	10,333 人	4,869 人	4,651 人	8,125 人	12,874 人
開館日数	280 日	260 日	223 日	297 日	299 日

(世界のつばき館)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	37,799 人	13,508 人	15,820 人	33,919 人	41,799 人
開館日数	321 日	297 日	260 日	344 日	341 日

各館とも利用者は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度から令和3年度にかけて減少したが令和4年度から回復しており、令和5年度にはコロナ前よりも増加している。

(田主丸ふるさと会館)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14,294 人	8,935 人	7,143 人	8,671 人	7,302 人
開館日数	308 日	274 日	228 日	306 日	306 日

田主丸ふるさと会館の利用者は令和2年度から新型コロナウイルス感染症の拡大により減少しているが、令和5年度になっても利用者は増えていない。これは、例年9月頃に田主丸観光ぶどう協会が会館内に開設する「ぶどう狩り案内所」を目的とした来館者が一定数あったものの、コロナ禍以降はWebを活用した案内が定着してきたためである。

なお、令和6年度は公募に応じたが別の事業者が指定管理者として選定されている。

(6) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

指摘事項はなかった。

(7) 結果

＜外郭団体＞

(意見23) 事業継続に向けた収支状況の改善

久留米観光コンベンション国際交流協会は公益財団法人であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とした公益事業を実施することにより認定された法人である。公益事業は基本的に利益が生じないこととされており、事業活動の財源を確保するために同時に収益事業を行うのが通常の形態である。

事業を継続するためには法人全体で当期経常増減額は黒字である必要があるが、赤字が継続している状態である。

法人全体の当期経常増減額の赤字（マイナス）の状態が継続すると法人の存続自体が危ぶまれることになる。経常費用の中には現金の支出を伴わない減価償却費が含まれているため、キャッシュ・フロー上では当期経常増減額に減価償却費を足した金額がキャッシュ・フローの増減に近くなる。令和元年度から令和5年度までのキャッシュ・フローの増減は以下の金額に近くなると考えられる。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期経常増減額	△13,694	△28,451	△9,201	△18,173	△11,801
減価償却費	19,386	19,386	18,750	18,149	15,744
キャッシュ・フロー増減	5,692	△9,065	9,549	△24	3,943

当期経常増減額が赤字（マイナス）であっても、キャッシュ・フローが黒字の場合はとりあえず事業の運営に支障はないといえるが、施設の更新等を考えると十分な額が確保されているとは言えない。

令和5年度の減価償却費のうちサイクルファミリーパークの管理棟や体育館の建物の減価償却費が9,254千円計上されている。これらの施設を更新しようとするれば減価償却費に見合った資金を確保し、減価償却引当資産に積立てる必要がある。令和5年度の減価償却引当資産の残高は10,200千円しかない。しかも、これは公用車やサイクルファミリーパークの器具・備品に対して積立てられたのであり、サイクルファミリーパークの建物に対しての積立は全くされていない。サイクルファミリーパークの建替えが必要になっても今のところ準備はされていないことになる。キャッシュ・フローの増減をみても積立ができるほどの余裕はないようである。施設が老朽化し更新できなければ事業の継続は難しくなる。

これら、施設の老朽化による修繕費の増加に加え、物価上昇による経費の増加もあり、事業の継続のためには収支状況を改善する必要がある。

(意見 2 4) コンベンション支援事業の財政負担協議

コンベンション推進事業のうちのコンベンション支援の経常費用は 20,715 千円と多額が計上されており、支出の主な内容は大会等に参加する団体への助成金である。このコンベンション支援の経常増減額は△5,789 千円と、大きな赤字を計上している。当該事業へは市からも補助金が支出されている。

当該事業の多額の赤字の要因の一つとして、過去よりスポーツ関係のイベントについては法人が独自に助成金を出していたことなどから、当該事業に慣例的に 3,400 千円を法人が支出していることがあげられる。

事業の経費には、まずは法人負担の 3,400 千円が充てられ、その残金より、市からの補助金が多かった場合は、差額を市に返還している。

このことについて文書での取り決めはない。意見 2 3 でも述べたように法人の収支は多額の赤字を計上しており、財務内容は年々悪化している。これに最低賃金の上昇や物価上昇の要因が加わればさらに財務内容は悪化する一方である。もはや法人が独自に 3,400 千円の支援金を負担する余裕はないのではないかと懸念される。法人の収支状況に余裕はなく改めて負担関係を市と協議し正式な文書を取り交わすようにしていただきたい。

(意見 2 5) 施設更新を見据えたサイクルスポーツ事業の財政計画及び利用者負担の見直し

都市魅力向上事業のサイクルスポーツ事業の赤字幅が△12,393 千円と大きい。経費の中には現金支出を伴わない減価償却費が 15,444 千円含まれているので事業運営に支障はないといえるが、長期的に見れば管理棟や体育館は取得時から約 30 年が経過しており、耐用年数が 40 年であるから更新も考慮する必要がある。現状では収支状況に余裕がなく、更新に備えた減価償却引当資産は計上されていないため、資金に余裕ができれば積立することが望まれる。

なお、入園料及び利用料金については平成 6 年の開園時から改定されていないので見直しを検討してもよいのではないかとと思われる。

(意見 2 6) 理事会の出席率向上

令和 5 年度の理事会議事録を見る限り、理事 22 名のうち出席理事数が 12 名、13 名と出席率が低く、理事会決議における定足数（過半数）がぎりぎり満たされている状態で開催されている。このような状況であると理事会において有効な議論が行われず業務執行の意思決定機関としての機能が十分に果たされていないのではないかとと思われる。

当団体の行う事業は多岐に渡るため、様々な業種から選出された理事らが一堂に会し議論を行い、それぞれの専門分野を活かした意思決定を行えることに当団体の強みがあるといえる。その強みを十分に活かすためにも、理事会の出席率を高め有効な議論が行われるよう対策を講じることが望まれる。

<所管課>

(意見27) 団体の事業区分に対応した久留米市補助金の事業区分の整理

久留米市が補助金の対象としている事業の区分は以下のとおりである。

- ・観光プロモーション推進事業
- ・観光コンベンション振興事業
- ・MICE 誘致推進事業
- ・インバウンド推進事業
- ・国際交流事業
- ・サイクルファミリーパーク事業

これに対し、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の事業区分は以下のとおりである。

- ・観光コンベンション事業
- ・国際交流事業
- ・都市魅力向上事業

それぞれの事業区分には細分された小区分の事業があり、市補助金の事業と法人の事業区分で一致しているのは国際交流事業のみであり、法人の観光コンベンション事業と都市魅力向上事業はそれぞれ、市の補助金の小区分の事業が混在した形になっている。したがって市の補助金額の予算額と実績額を対比するために法人の方で一旦、事業の組替を行い、市へ補助金の実績報告を行っている状況である。

このような食い違いの原因は、もともと市は現在の事業区分で補助金を交付していたが、法人が公益認定を受ける際に県の指導により現在のような事業区分に変更されたとのことである。

毎期、法人ではこのような組替を補助金申請時と決算確定時に行っており非効率となっている。また、今回の監査のように外部の者が検証を行う際も分かりにくいものとなっている。市としてはもともと補助金対象とした事業に対し補助金を交付しているので交付先の事業区分に合わせる必要はないとの考え方と思われるが、法人では公益認定を受けた事業区分が正式なものであり、この事業区分に対応して補助金を交付してもらえば事務の効率化が図れることになるので市側でも検討していただきたい。

9. 公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター

(1) 団体の概要

市所管課	商工観光労働部商工政策課
所在地	久留米市東合川 5 丁目 8-5
設立年月日	昭和 56 年 11 月 21 日
設立根拠法令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的	久留米地域（久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町）における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。
出資金等	資本金・基本財産：20,223 千円
内、市の出資割合(%)	5,400 千円（26.7%）
主な事業内容（定款）	新製品又は新技術の開発・研究及び試作に関する事業、デザイン開発又はブランド化支援に関する事業、教育・研修及び実習に関する事業、調査並びに情報処理及び提供に関する事業、展示・消費者への製品普及及び実演に関する事業、施設の共同利用に関する事業 など
所管課から見た課題	・センター設置から 40 年が経過しており、この間、消費行動や観光スタイルなど様々な社会環境が変化してきていることから、時代のニーズを捉えた対応が必要。 ・建設後約 40 年が経過しており、建物の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画を策定の上、改修に向けたスケジュールや経費等を整理する必要がある。

< 参加自治体 >



(施設の概況)



規模	敷地面積	6,502.31 m ²
	構造	鉄筋コンクリート3階建
	建築面積	2,683.39 m ²
	延床面積	5,726.09 m ²
	付属施設	駐車場約250台
総事業費	10億円(土地は久留米市有地を借用)	
着工	昭和57年2月27日	
完成	昭和58年3月10日	
開館	昭和58年4月27日	

建築代金は参加自治体が負担割合を決め100%補助金交付

補助金は、指定正味財産に「補助金」の科目で計上し、每期、建物の減価償却費と同額を取崩し正味財産増減計算書の経常収益に「受取補助金等振替額」として計上している。

	建物簿価 (千円)	補助金 (千円)	久留米市補助金 (千円)	久留米市の割合 (%)
建設時	774,558	774,558	273,419	35.3
令和5年度末	174,399	174,399	61,563	35.3

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	151,638	124,920	133,628	135,117	161,188
経常費用	153,673	145,346	129,971	146,470	153,763
経常損益	▲ 2,035	▲ 20,426	3,657	▲ 11,353	7,425

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
24,478	0	0	0	0

(市の人的関与の状況)

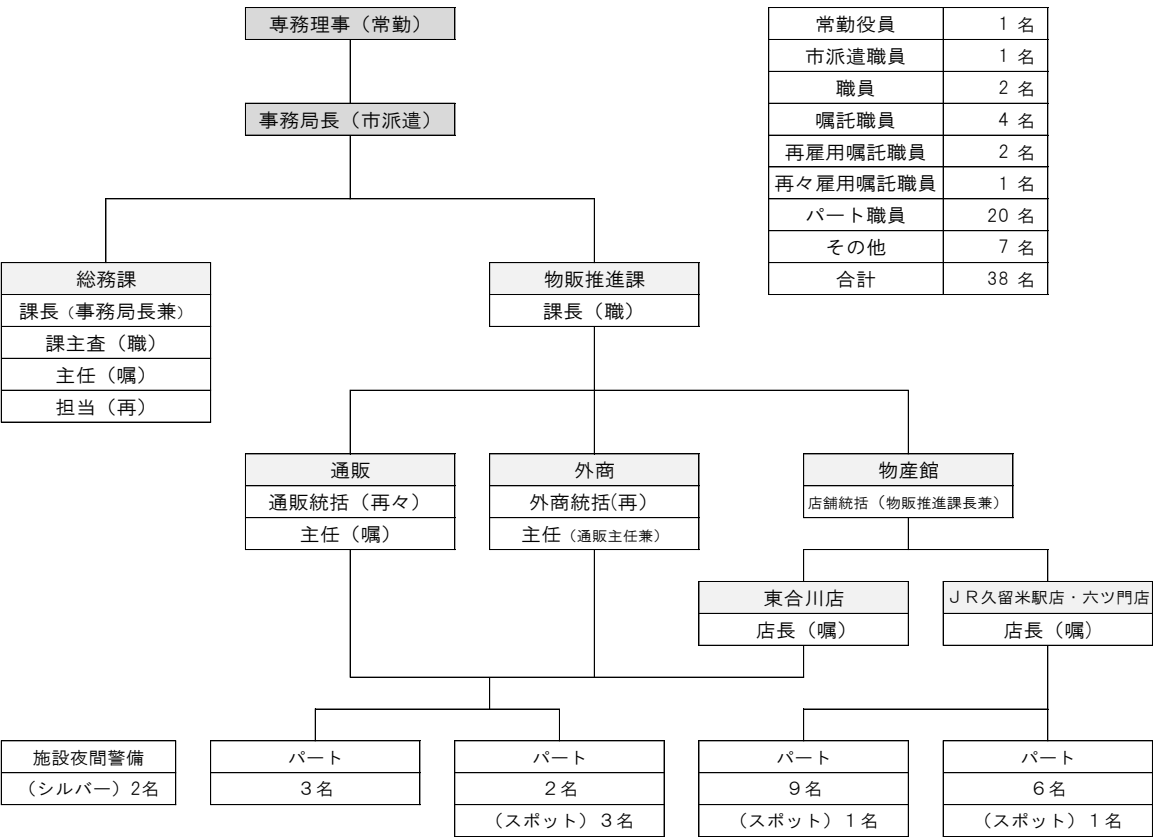
(令和5年4月1日現在)

役員	1名	うち市派遣	0名、市OB	1名
職員※1	3名	うち市派遣	1名、市OB	0名

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)

令和6年3月31日現在



(理事)	
理事長	久留米市 副市長
副理事長	久留米市 商工観光労働部長
副理事長	久留米絋協同組合 理事長
専務理事	(公財)久留米地域地場産業振興センター 専務理事
理事	福岡県 商工部観光局 観光政策課長
理事	広川町 政策監
理事	久留米商工会議所 専務理事
理事	八女商工会議所 専務理事
理事	福岡県中小企業団体中央会 久留米支部長
理事	協同組合福岡・大川家具工業会 理事長
理事	八女福島仏壇仏具協同組合 理事長

(評議員)	
八女市 副市長	
筑後市 副市長	
大川市 副市長	
うきは市 副市長	
大刀洗町 副町長	
大木町 副町長	
福岡県い製品商工業協同組合 副理事長	
(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会 常務理事	
城島瓦協同組合 代表理事	
久留米綿入はんでん協同組合 理事長	
八女石灯籠協同組合 理事長	

(監事)	
小郡市 副市長	
広川町商工会 会長	

(事業内容の詳細)

久留米地域地場産業振興センターは、公益財団法人であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とした公益事業を実施することにより認定された法人である。公益事業は、基本的に利益が生じないこととされており、事業活動の財源を確保するために、同時に収益事業を行うのが通常の形態である。当法人も公益事業と収益事業を行っており、その概要は以下のとおりである。

＜公益事業＞（地場製品の PR 事業）

○物販事業

地場製品の販売による普及

【店舗販売】

— 直営店舗 —



(JR 久留米駅店)



(東合川本店)



(六ツ門店)

※道の駅くるめの一部（地場産コーナー）でも販売

【店舗外販売】

- ・ 外商
- ・ 委託販売
- ・ 物産展
- ・ ふるさと納税
- ・ 通信販売 他

○需要開拓事業、情報収集整理事業

- ・ 各種物産展への出店
- ・ 筑後の酒の振興・・・『筑後 SAKE フェスタ』の開催（実行委員会事務局）
- ・ 『いい日地場産の日』の開催

○連携中枢都市圏事業

- ・ 大都市圏物産展…東京中心
- ・ 福岡物産展

○新商品開発・販売支援事業

- ・お中元、お歳暮等の特別販売会での新規取引商品の開拓（飲み比べセット等）

○久留米絣等振興事業

- ・久留米絣資料館の活用
- ・藍・愛・で逢いフェスティバルとのタイアップ事業
- ・久留米絣協同組合が久留米絣の需要開拓のために開催する展示会等への助成

<収益事業>

○貸館貸室事業

（総合展示場）

1 階 総床面積 1,640 m²



（会議室）

1 階 3 室、 2 階 2 室

（研修室）

2 階 1 室

○喫茶事業

現在、休止中

(2) 実施した監査手続

- ①チェックリストを用いて法人の組織、運営、ガバナンスの妥当性及び財務処理、内部統制の妥当性を検討した。
- ②チェックリストを用いて所管課の管理状況の妥当性を検討した。
- ③過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ④過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ⑤事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており、継続することが有用であるかを検討した。
- ⑥過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動資産					
現金預金	56,797	36,335	38,301	39,396	48,971
その他	16,824	16,109	15,682	21,700	22,397
流動資産合計	73,621	52,444	53,983	61,096	71,368
固定資産					
基本財産					
預金	20,223	20,223	20,223	20,223	20,223
建物	230,167	216,225	202,283	188,341	174,399
基本財産合計	250,390	236,448	222,506	208,564	194,622
特定資産					
互助会引当資産	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
岡基金引当資産	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500
敷金引当資産	1,598	1,744	1,744	1,744	1,598
減価償却引当資産	176,092	175,004	175,004	171,361	170,755
退職給付引当資産	14,763	8,174	8,674	9,175	9,674
特定資産合計	253,953	246,422	246,922	243,780	243,527
その他固定資産					
建物	28,691	26,753	24,970	24,782	22,889
その他	5,798	5,384	4,147	4,910	3,656
その他固定資産合計	34,489	32,137	29,117	29,692	26,545
固定資産合計	538,832	515,007	498,545	482,036	464,694
資産合計	612,453	567,451	552,528	543,132	536,062
流動負債					
未払金	31,278	26,577	22,462	33,582	35,179
その他	3,011	3,501	2,479	6,758	4,254
流動負債合計	34,289	30,078	24,941	40,340	39,433
固定負債					
敷金預り金	1,598	1,744	1,744	1,744	1,598
退職給付引当金	14,763	8,175	8,675	9,175	9,675
固定負債合計	16,361	9,919	10,419	10,918	11,273
負債合計	50,650	39,997	35,360	51,258	50,706
指定正味財産					
寄付金	20,223	20,223	20,223	20,223	20,223
岡基金寄付金	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500
補助金	230,167	216,225	202,283	188,341	174,399
指定正味財産合計	308,890	294,948	281,006	267,064	253,122
一般正味財産	252,913	232,506	236,162	224,810	232,234
正味財産合計	561,803	527,454	517,168	491,874	485,356
負債及び正味財産合計	612,453	567,451	552,528	543,132	536,062

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、経常収益が大幅に減少し、20百万円の赤字を計上したため、運転資金としての現預金が大幅に減少している。

建物は地場産センター建物（東合川本館）とその建物付属設備の簿価である。令和5年度末の建物の減価償却累計額は778百万円となっており、建設費の高騰などを考慮せずに同様の建物を建設するのに必要な額は、減価償却累計額相当額に、現在の簿価を足した額が必要と考えられる。これに対し、法人が建替え更新に準備している自己資金は貸借対照表上に計上されている減価償却引当資産の170百万円である。每期、減価償却累計額は増加しているが、ここ数年は電気設備の更新など大掛かりな修繕のため取り崩しており、減少している。

②要約正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益					
受取県補助金	399	－	728	565	633
受取久留米市補助金	30,002	29,885	24,485	24,714	24,478
受取補助金等振替額	13,942	13,942	13,942	13,942	13,942
受取受託金	2,026	1,515	1,615	1,572	1,772
受取負担金	199	－	674	388	526
販売事業収益	47,184	34,129	36,334	52,422	59,554
貸室事業収益	42,328	22,700	18,224	23,491	41,429
家賃収益	4,300	4,307	5,187	5,264	5,923
その他	11,258	18,442	32,439	12,759	12,931
経常収益計	151,638	124,920	133,628	135,117	161,188
経常費用					
事業費	146,325	138,491	125,630	141,564	148,887
管理費	7,348	6,855	4,341	4,906	4,876
経常費用計	153,673	145,346	129,971	146,470	153,763
当期経常増減額	△2,035	△20,426	3,657	△11,353	7,425
経常外収益	－	18	－	－	－
経常外費用	－	0	－	－	－
当期一般正味財産増減額	△2,035	△20,408	3,657	△11,353	7,425

久留米市補助金は公益事業の需要開拓事業などの事業に対する補助金と、人件費の補助金である。令和5年度の人件費補助金は15,854千円で65%を占める。

受取補助金等振替額は、センターの建設代金に充てる補助金を、受取時に指定正味財産に「補助金」の科目で計上し、毎期の建物の減価償却費と同額を取崩し、正味財産増減計算書の経常収益に「受取補助金等振替額」に計上している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行で、販売事業や総合展示場の貸室事業収入が大幅に落ち込んだため、収入が減少し、大幅な赤字を計上している。

③会計区分別損益状況の推移

(単位：千円)

年 度 事業会計区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公益事業	経常収益	80,207	70,339	64,806	79,831	87,165
	経常費用	100,431	91,594	84,179	97,090	100,458
	当期経常増減	△20,224	△21,255	△19,373	△17,259	△13,293
収益事業	経常収益	69,012	51,820	65,682	52,930	70,906
	経常費用	45,894	46,897	41,451	44,474	48,429
	当期経常増減	23,118	4,923	24,231	8,456	22,477
法人会計	経常収益	2,419	2,761	3,140	2,356	3,117
	経常費用	7,348	6,855	4,341	4,906	4,876
	当期経常増減	△4,929	△4,094	△1,201	△2,550	△1,759
総合計	経常収益	151,638	124,920	133,628	135,117	161,188
	経常費用	153,673	145,346	129,971	146,470	153,763
	当期経常増減	△2,035	△20,426	3,657	△11,353	7,425

公益法人は公益性の観点から公益事業においては「収支相償」つまり、各事業年度で収支が均衡するように事業を実施することが求められており、利益の計上は基本的に認められていない。そのため公益事業は赤字の状態で、収益事業で黒字を計上し、法人全体の継続性を確保する構造とするのが一般的である。法人全体でも赤字の状態が継続すれば、資金不足になり事業の継続性が保たれなくなる。新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和2年度は、法人全体でも20,426千円と大幅な赤字を計上した。令和3年度、4年度とその影響は継続しており、令和5年度にようやく収益事業の業績が回復し、公益事業も過去最高の収益となったことで、補助金に頼らない実質黒字に転換している。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため（営業時間の短縮に応じた大規模施設に対する）福岡県の協力金が18,150千円計上されており利益が多く計上されたために、黒字になっている。

法人全体の当期経常増減額の赤字（マイナス）の状態が継続すると、法人の存続自体が危ぶまれることになる。経常費用の中には、現金の支出を伴わない減価償却費が含まれているため、キャッシュ・フロー上では、当期経常増減額に減価償却費を足した金額がキャッシュ・フローの増減に近くなる。令和元年から令和5年までのキャッシュ・フローの増減は以下の金額に近くなると考えられる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期経常増減額	△2,035	△20,426	3,657	△11,353	7,425
減価償却費	17,132	17,378	17,095	17,555	17,567
キャッシュ・フロー 増減	15,097	△3,048	20,752	6,202	24,992

新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2年度は、キャッシュ・フローがマイナスになった。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響があり、収入が減少したが、新型コロナウイルス対策の補助金もあり、キャッシュ・フローが確保できたものの、令和4年度はその補助金もなくなり、キャッシュ・フローは僅かな黒字であった。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響の弱まりと、公益と収益の各事業で取り組んできた収益拡大策が実を結んで、収入が増加しキャッシュ・フローはコロナ前の水準を上回る黒字を計上した。

(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

○ (公益事業) 総合振興事業

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
県補助金	399	－	728	565	633
久留米市補助金	25,681	24,732	19,685	20,003	20,015
受取補助金等振替額	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043
受取受託金	2,026	1,514	1,615	1,572	1,772
受取負担金	199	－	674	389	526
販売事業収益	47,184	34,129	36,334	52,422	59,554
その他	675	5,921	1,727	837	622
経常収益計	80,207	70,339	64,806	79,831	87,165
経常費用					
事業費					
給料手当	12,566	11,962	8,844	9,189	8,753
臨時雇賃金	38,636	36,574	36,468	41,893	42,372
減価償却費	5,365	5,670	5,542	5,823	5,789
業務委託費	6,978	10,461	7,233	7,163	8,099
その他	36,886	26,927	26,092	33,022	35,445
経常費用計	100,431	91,594	84,179	97,090	100,458
当期経常増減額	△20,224	△21,255	△19,373	△17,259	△13,293

公益事業の総合振興事業のうち久留米市補助金では、令和元年度は伝統産業振興のための補助金、令和２年度は新型コロナウイルス対策の補助金がそれぞれ単年度のみ交付されたために増加している。

販売事業収益は、令和２年度、令和３年度において、新型コロナウイルス感染症が蔓延した影響を多大に受けたため、令和元年度より大きく収益が減少している。令和４年度からは、新型コロナ感染症の影響が少なくなるとともに、令和３年度から取組んできた外商強化を中心とする様々な取り組みの成果が出始めたことで販売事業収益が増加している。現在も業績は回復傾向にあるが、一方で外商強化のための嘱託職員の新規雇用や、新型コロナウイルス感染症の影響により短縮していた店舗の営業時間を通常営業へ戻したことなどにより、パートの就業時間数が増えたことや最低賃金の引き上げの影響による臨時雇賃金の上昇と現状のマンパワーでの限度などにより回復傾向に歯止めがかかっている。

○（収益事業）貸館貸室事業、喫茶事業合算

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
久留米市補助金	2,408	3,042	3,091	2,983	2,784
受取補助金等振替額	9,481	9,481	9,481	9,481	9,481
貸室事業収益	42,328	22,700	18,224	23,491	41,429
家賃収益	4,300	4,307	5,187	5,264	5,923
その他	10,495	12,290	29,699	11,711	11,289
経常収益計	69,012	51,820	65,682	52,930	70,906
経常費用					
事業費					
給料手当	3,193	3,061	1,735	1,840	1,742
臨時雇賃金	4,804	4,656	4,613	4,085	4,720
減価償却費	11,000	10,947	10,792	10,963	11,006
業務委託費	6,930	13,988	14,049	14,113	14,545
その他	19,967	14,245	10,262	13,473	16,416
経常費用計	45,894	46,897	41,451	44,474	48,429
当期経常増減額	23,118	4,923	24,231	8,456	22,477

収益事業は、令和２年度から令和４年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、主力である総合展示場の稼働率が大幅に減少したことから、収益が減少し、当期経常増減額（利益）が減少している。なお、令和２年度から、ESCO 事業（企業活動として省エネルギーを行い、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業）で、業務委託契約（15 年）を結んだため、業務委託費が増加している。その効果として光熱水費の削減はコロナの影響があったため、正確な評価は今後に持ち越しとなっている。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総合展示場の営業時間短縮による福岡県からの協力金（18,150 千円）が、経常収益のその他に計上されているので、その分、当期経常増減額は、減少幅が少なくなっており、24,231 千円と新型コロナウイルス感染症の影響のない令和元年度と同水準の黒字を計上している。令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなるとともに、経済活動の回復とコロナ禍より行ってきた営業活動・広報活動の効果も出始めたことで貸室事業も回復基調となったことで、コロナ禍前の令和元年度と同じ水準の当期経常増減額を計上している。

(5) 事業の事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

＜物販事業の状況＞（公益事業）

（単位：千円）

年度 項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
即売場関係売上	JR 店	111,169	60,355	70,120	105,062	134,197
	東合川店	24,936	19,519	24,587	29,357	33,119
	六ツ門店	22,087	17,530	19,088	22,549	24,823
	道の駅	9,981	12,120	13,499	17,372	17,866
	合計	168,173	109,524	127,294	174,340	210,005
店舗外売上	物産展	—	1,999	2,564	5,309	5,706
	ふるさと納税	—	3,037	3,184	2,590	3,229
	通販	—	4,695	2,097	3,038	1,142
	その他	—	16,649	14,786	28,655	20,549
	合計	23,492	26,380	22,631	39,592	30,626
総合計	売上	191,665	135,904	149,925	213,932	240,631
	粗利益	47,184	34,129	36,334	52,422	59,554
	（粗利益率）	(24.6%)	(25.1%)	(24.2%)	(24.5%)	(24.7%)

令和2年度から、店舗外売上の種類別を細分化し分析することにより、事業活動の目標をより明確にしている。

＜地場産品需要開拓・情報収集整理提供事業＞（公益事業）

①各種物産展への出店

- ・新型コロナウイルス感染症の感染影響の鎮静化と令和5年5月に5類に移行されたことなどにより、出店実績が増加した。

出店件数 36件（前年度 27件）

- ・インターナショナルギフトショーへの出展支援

『第97回東京インターナショナルギフトショー春2024』

開催日 令和6年2月6日（火）～8日（木）

開催場所 東京ビッグサイト

参加企業 3業者

出展品目 250点（久留米絨、久留米織、寝具等）

商談件数 85件

商談成立 32件

②筑後の酒の振興

『筑後 SAKE フェスタ』

開催日 令和 5 年 10 月 14 日（土）～15 日（日）
開催場所 久留米シティプラザ 六角堂広場
来場者数 約 7,000 人（前回 2019 年 約 6,000 人）

『いい日地場産の日』の開催

開催日 毎月 11 日
開催場所 地場産くるめ物産館 3 店舗
（JR 久留米駅店、六ツ門店は割引販売のみ）
販売、手作り体験教室
来場者数 約 4,600 人（前年度 約 4,100 人）

<新商品開発・販売支援事業>

①久留米産マンゴー特別販売会

（売上）	特大玉 3 玉セット	6,000 円（税込）	33 セット
	特大玉 2 玉セット	5,000 円（税込）	24 セット
	大玉 3 玉セット	5,000 円（税込）	9 セット

②冬のうまいもの発

新規開発商品

・鍋物

はかた地どり美人鍋水炊きセットや久留米とんこつみそ鍋セット等
75 セット 398,304 円

・あまおう、酒飲み比べセット、はんでん他

72 セット 359,316 円

<久留米絨等振興事業>

①東合川本館 2 階 久留米絨資料館の活用

来場団体数 30 団体（前年度 23 団体）
来場者数 約 2,900 人（前年度 約 2,500 人）

②藍・愛・で逢いフェスティバルとのタイアップ事業の実施

『藍・愛・で逢いフェスティバル』にあわせて、久留米絨の手織り体験教室及びプロカメラマンによる記念写真撮影『かすりでハイ・ポーズ』を実施。

開催日 令和 6 年 3 月 16 日（土）～17 日（日）
開催場所 地場産くるめ
来場者数 約 3,000 人（昨年度 2,100 人）

物販事業に関しては、令和２年度から令和３年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に落ち込んだが、４か所の即売場の売上は、令和５年度にはＶ字回復し、コロナ前の水準さえ大幅に上回っており、努力のあとが見られる。

公益事業の当期経常増減は、令和元年度△20,224 千円、令和２年度△21,255 千円、令和３年度△19,373 千円と大幅な赤字を計上し、現金預金が減少。財務内容が悪化していたが、令和４年度は、△17,259 千円、令和５年度は△13,293 千円と赤字幅が減少し、回復傾向にある。しかし、JR 店の売上に比べて東合川本店や六ツ門店の売上には大きな開きがあるのは、訪れる観光客等の来店者数が大きく違うためと思われる。東合川本店は、高速道路のインター近くという立地を生かし、観光バスの立ち寄り所としての集客を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の流行のため、観光バスの立ち寄りが大幅に減少し、いまだ回復していない状況のようである。ふるさと納税やネット通販などのＥコマースが普及し多様化していることもあり、集客に頼る実店舗による販売促進や広報には限界があるように思われる。

<収益事業の状況>

(単位：千円)

年 度 項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
貸 館 事 業	総合展示場	28,998	8,332	12,534	15,646	28,397
	会議室	3,400	3,629	1,740	2,376	3,632
	研修室	1,492	6,837	702	1,147	1,344
	冷暖房・電気等	8,438	3,902	3,248	4,322	8,056
	貸室事業収入計	42,328	22,700	18,224	23,491	41,429
家賃収入		4,300	4,307	5,187	5,264	5,923

令和２年度、３年度は新型コロナウイルス感染症の流行が大きく影響しており、貸室事業収入は大幅に減少したが、令和５年度は、ほぼコロナ前の水準に回復している。

令和２年度の研修室の収入の増加は、コロナ関連の給付金の申請会場として、会場の長期利用があったためである。

令和５年度の貸館事業の利用状況は以下のようである。

総合展示場

延使用日数	133 日(前年度 86 日)
使用料	28,397,600 円 (令和４年度 15,646,400 円) (平成 30 年度 30,151,440 円)

会議室

延使用日数	449 日 (前年度 333 日)
使用料	3,631,815 円
	(令和 4 年度 2,375,890 円)
	(平成 30 年度 4,326,588 円)
研修室	
延使用日数	72 日 (前年度 68 日)
使用料	1,343,870 円
	(令和 4 年度 1,147,300 円)
	(平成 30 年度 1,581,768 円)
冷暖房・電気等	8,056,016 円 (総合展示場、会議室合計)
	(令和 4 年度 4,321,547 円)
	(平成 30 年度 8,799,841 円)

貸室事業は主力である総合展示場の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて大きく落ち込んだが、令和 4 年度から新規利用者の掘り起こしの取り組みなどの成果も出始めたことで、令和 5 年度は回復しており、高速道路のインターの近くという立地から、今後も需要が見込めるものと思われる。当期経常損益増減は、令和元年度 23,118 千円、令和 2 年度 4,923 円、令和 3 年度は 24,231 千円、令和 4 年度は 8,456 千円、令和 5 年度は 22,477 千円となっており、業績は回復傾向にあるものと評価できる。なお、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため営業時間の短縮協力による協力金が 18,150 千円あったため、黒字は多く計上されている。従って、建物は老朽化しているが、長寿命化を効果的に行うことにより、今後も賃貸収入は獲得できると思われ、事業を継続することは有用であると評価できる。

(6) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

平成27年度包括外部監査指摘事項に対する平成30年3月に提出された「久留米市の包括外部監査結果報告書に対する対応状況」と監査時の現況は以下のとおりである。

指摘事項（要約）		平成30年3月対応状況	現況
1	公益法人会計基準に準拠して財務諸表等が作成されているが、妥当でないものが散見された。適正な財務諸表等の作成体制を整え、実効性のある監査が行われるよう改善を求める。	措置済	問題なし
2	固定資産の実査を行った結果、以下の問題が判明した。 a. 実在性の問題：固定資産台帳には計上されているものの、既に破棄されていたものが1点、所在不明のものが3点あった。 b. 網羅性の問題：台帳上の数より実際の数のほうが多いものがあった。 c. 権利帰属の問題：資産にラベル等がなく、どれが台帳上のどの資産なのか客観的に判断することが困難である。 少なくとも年に一度の固定資産の実査を行い、現在どのような資産がどのような状態にあるのかを把握するよう、改善が求められる。	措置済	問題なし
3	互助会の貸付金について、互助会においては法人に対して年度ごとに会計報告を行い、運用益を毎年法人に還元するよう改善してほしい。また、法人はこれに対する監査等を行うなどして、法人の資産である長期貸付金の適切な管理に努めてほしい。	今後の措置方針を検討中	措置済 問題なし
4	競輪場の正源氏プラスサイクルコミュニティセンターの問題 施設の休館日に地域住民へ会議室、研修室の貸付業務を請け負っているが、地場産くるめが、場外車券発売日も「開催日」に含めていたため、競輪事業課の認識と異なっていた。その結果、地域住民へ貸付可能な日が減少していった。	措置済	問題なし
5	競輪場の正源氏プラスサイクルコミュニティセンターの問題 会議室、研修室は、現在は、もっぱら地域の自治会にのみ貸付けされており、しかもこの自治会への貸付けは競輪事業課が直接行っているということである。会議室、研修室の地域住民への貸付けは、本来地場産くるめの行う事業である。そしてこの場合、競輪事業課が直接貸付け業務を行うため、貸付け可能日は、地場産くるめの考える日数より多い。	措置済	問題なし

	このことが認識されていなかったことが問題である。		
6	・サイクルコミセンをめぐる地場産くるめと久留米市との契約関係 ・地場産くるめにおけるサイクルコミセン運営の問題と今後の課題	措置済 建物の所有 を地場産くるめから市 へ移行完了	問 題 な し

(7) 結果

<外郭団体>

(指摘6) 退職給付引当金が会計方針記載の方法通りに計上されていない

退職給付引当金の計上基準について、会計方針には「職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を基に、退職金共済からの交付金を控除した額を計上している。」と記載されている。当事業年度末の退職給付債務は、自己都合支給額を用いるのが一般的であり、この要領に基づき計算すると、13,009,914 円である。退職金共済の積立金見込額は6,665,125 円であり、これを控除すると6,344,789 円となる。これに対し、実際の退職給付引当金の計上額は9,674,451 円であり、3,329,662 円過剰となっている。会計方針に記載された方法で正しく計算し計上すべきである。

(指摘7) 互助会引当金は特定資産に該当しない

特定資産は、事業活動に必要な特定の目的のために使途、保有、運用方法等に制約が存在する資産を計上する科目である。互助会引当資産 3,000 千円は互助会へのただの貸付金であり、特定の目的のために設けられたものではない。特定資産には該当せず、固定資産のその他の固定資産に『互助会貸付金』として表示すべきである。

(意見28) 建物老朽化や今後の事業の在り方を見据えた長寿命化計画・長期経営計画策定の検討

建物は、昭和58年3月に参加自治体が負担割合を決め補助金を出すことにより建築代金に充てたものである。補助金を貸借対照表の指定正味財産として計上し、この建物の減価償却費に対応する金額を正味財産増減計算書の受取補助金等振替額に計上し損益を対応させている。この建物の耐用年数は50年であり、令和6年3月末時点で40年が経過しており、残りの耐用年数は10年である。13年経過後は、各自治体の補助金の振替も終わり、償却も終わることになる。設立当初とは消費者の行動も変化しており、各自治体もふるさと納税や通信販売などを活用するようになっている。

久留米地域における地場産業振興のための事業の意義は重要であるが、地場産センター建物を拠点とする活動が有効であるか、法人として再検討することが必要なのではないかと考えられる。建物も老朽化しており、13年後には償却も終わり、各自治体からの補助金

の振替も終わることを見据えた今後の事業の在り方を検討し、それを見込んだ改修や修繕を織り込んだ建物の長寿命化計画と、法人の長期経営計画を策定することが望まれる。

(意見29) 情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備

リスク管理として、情報セキュリティに関する体制や苦情解決に関する体制を確認したところ、対策や対応手順等を記載した規程を整備している状況は見受けられなかった。

「情報セキュリティに関する規程」

知的財産や顧客情報を保護するために、外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」を整備することが望ましい。

「苦情処理規程」

顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」を整備することが望ましい。

<所管課>

(意見30) 民間譲渡を含めた今後の法人の事業の在り方検討

法人の事業については、所管課も課題として、消費行動や観光スタイルなど、様々な社会環境が変化してきていることから、時代のニーズを捉えた対応が必要と認識している。久留米地域の地場産業の活性化のための事業の意義はあるにしても、地場産業振興センター建物を拠点として店舗や展示室として実施していくことが有効か、市としても検討することが必要なのではないかと思われる。

貸館事業（総合展示場など）は、今後も需要が見込めるようであり、老朽化した建物も、改修や修繕を加えることにより、収益性が見込める物件として利用ができるのではないかとと思われる。

場合によっては市有である駐車場の土地も含め、民間に譲渡し、有効利用することも検討する価値があるのではないか。13年後には当初の補助金の振替も終了するタイミングであり、市として今後の当事業の在り方を検討する時期に来ていると思われる。

10. 公益社団法人 久留米市シルバー人材センター

(1) 団体の概要

市所管課	商工観光労働部労政課
所在地	久留米市西町 873-7
設立年月日	昭和 55 年 7 月 1 日
設立根拠法令	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(法第 46 条) ※昭和 61 年(1986 年)施行
設立目的	高齢者が働くことを通じ、生きがいづくりや仲間づくりを行い、地域社会の活性化に貢献する事を目的とする。
出資金等	資本金・基本財産：－
内、市の出資割合(%)	－
主な事業内容(定款)	(1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業(雇用によるものを除く。)の機会を確保し、および組織的に提供すること (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会と業務提携し、職業紹介事業及び労働者派遣事業を行うこと。 (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。 (5) 前 4 号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
所管課から見た課題	・会員数が減少傾向にあり、会員の高齢化が進んでいる。 ・会員の就業機会確保のためには、受注の拡大(受注件数・受注できる業務の幅)が必要。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	728,305	665,077	675,071	715,760	737,055
経常費用	729,198	671,387	680,907	716,017	739,997
経常損益	▲893	▲6,310	▲5,835	▲257	▲2,942

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
35,137	—	256,279	—	—

全体費用（経常費用）に対する市の財政的関与（上記補助金）の割合＝4.7%

全体費用（経常費用）に対する市の財政的関与（上記補助金＋委託料）の割合＝39.3%

この他補助金は、国（厚生労働省「受取連合交付金」）からの補助金あり（33,783千円）。

(市有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について：令和5年度)

本部と東部出張所につき、久留米市の普通財産を無償、または低額で借用している。

久留米市は、「財産の交換、贈与、無償貸付け等に関する条例第4条第1項 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」の規定に基づき、無償もしくは低額で貸付を実施している。

契約期間は1年間であり、毎年更新するごとに契約書を作成している。

本部：久留米市シルバー会館 土地 1478.99 m² 建物 鉄骨造2階建 905.50 m²

久留米市から無償貸与

シルバー人材センター職員用駐車場 月額1台あたり1,800円支払

なお、貸付料について、「久留米市財産規則」、「公有財産の取扱事務手続について」に基づき下記の方法で試算すると次のとおり。

◆建物貸付料（年額）：評価額×6%

◆土地貸付料（年額）：評価額×5%

土地・建物：年額 8,137千円 土地（駐車場）：年額 1,224千円



東部出張所：善導寺町区公民館

建物 鉄筋コンクリート造 2 階建 2 階部分 77.76 m²及び 1 階部分のうち
11.54 m² 合計 89.3 m²久留米市から無償で借用

なお、貸付料について、「久留米市財産規則」、「公有財産の取扱事務手続について」に
基づき下記の方法で試算すると次のとおり。

建物 ：年額 565 千円



西部出張所：久留米市三潯生涯学習センター

久留米市三潯生涯学習センター内に設置しており、久留米市三潯総合支
所文化スポーツ課を通じて久留米市から「行政財産使用許可」を受けている。



(市の人的関与の状況)

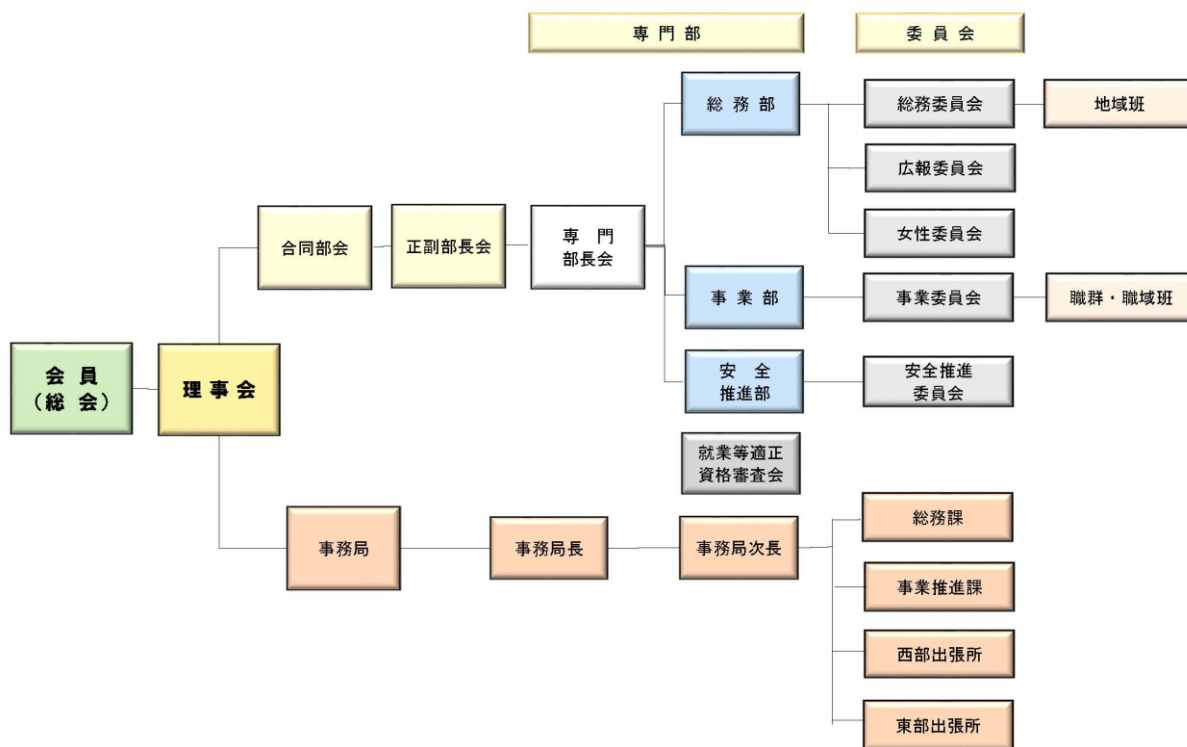
(令和5年4月1日現在)

常勤役員	1 名	うち市派遣	0 名、市 OB	1 名
一般職員 ^{※1}	4 名	うち市派遣	0 名、市 OB	0 名

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)

理事会・専門部会・各種委員会等組織図



(組織体制)

シルバー人材センターは、会員の「自主」「自立」「共働」「共助」の理念のもとに運営される組織であり、会員自身が自主的に運営に参加し、会員同士お互いに協力し、助け合いながら目的を達成する会員組織である。

上記組織図のように、理事会のもとに、理事の自主的活動を推進する組織体制として、専門部（総務部、事業部、安全推進部 各5人以内）を置いている。さらに、専門部のもとに、委員会（総務部のもとに、総務委員会、広報委員会及び女性委員会、事業部のもとに、事業委員会、安全推進部のもとに安全推進委員会）として、各委員会15人以内をもって組織する。このように、会員組織として理事活動を推進する理事専門部が存在し、そのもとに、各委員会があり、会員が自主的に法人運営を実施している。

事務局は、主に本部で2つに分かれ、総務、財務、法務及び労務などの管理部門である総務課と、会員の就業に関する事業遂行のための実務（受注や、発注者あるいは会員とのやりとりなど）を業務とする事業部門の事業推進課がある。

(役員の構成、報酬)

理事15名、監事2名で構成。任期は2年。理事は、久留米市シルバー人材センターの正会員より12名、その他の理事は、理事長（市のOB）、副理事長は久留米市商工観光労働部

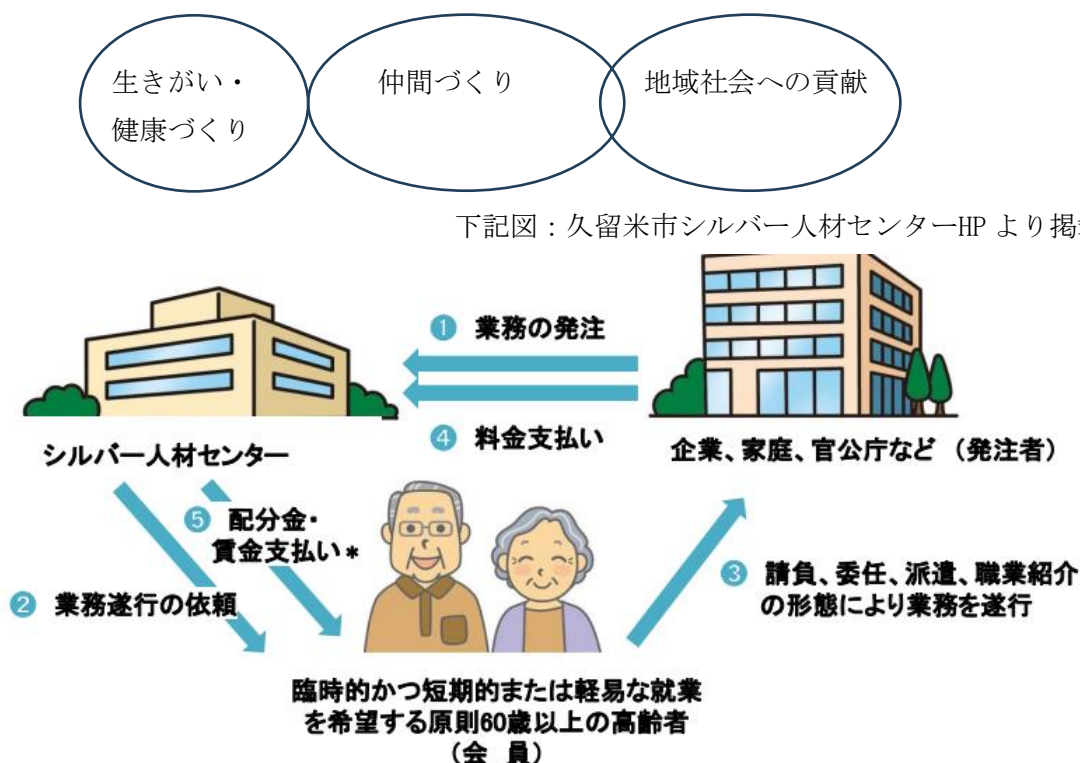
長であり、常務理事は市のOBである。「定款」及び「役員の報酬等及び費用に関する規程」に基づき、常勤役員の報酬は月額（理事長 報酬月額 150,000 円）とし、非常勤役員には、理事会等会議の出席の都度、日額報酬（3,000 円）を支給する。

なお、常務理事兼事務局長は、役員報酬としての支給はなく、事務局長としての給料手当のみ支給している。

定時の理事会は年に4回開催している。新入会員の承認や、予算・決算や事業計画、配分金見積基準の改正などを審議している。

（久留米市シルバー人材センターの基本理念、事業概要）

高齢者が、経験・能力を活かして、いきいきと働き、地域に貢献できる新たな仕組みづくり



下記図：久留米市シルバー人材センターHP より掲載

シルバー人材センターは会員組織であり、会員とセンター及び会員と発注者の間には雇用関係がない。センターの仕事は、臨時的・短期的又はその他の軽易なものを「請負」又は「委任」等の形で行い、業務を遂行した会員に対してシルバー人材センターから配分金（報酬）を支払う。

(事業内容の詳細：令和５年度)

【基本方針】

久留米市シルバー人材センターでは、

- ① 高齢者の臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務に係る就業、並びに、その他の社会的参加活動を推進することにより、
 - ② 高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、
 - ③ 活力ある地域社会づくりに寄与すること
- を目的とした事業展開を図る。

また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努める。

○事業の内容

久留米市シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、それらを請負、委任、派遣、職業紹介の形態により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な就業を希望する高齢者（会員）に働く場を提供している。

○雇用によらない臨時的かつ短期的な就業（※１）又は他の軽易な業務（※２）に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

令和５年度 予算額	令和５年度 決算額
697,547 千円	655,072 千円

※１ 臨時的かつ短期的な業務：おおむね月 10 日程度以内

※２ 軽易な業務：おおむね週 20 時間を超えないことを目安

１．就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般事業）（令和５年度決算額 654,436 千円）

高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、企業、公共団体等から有償で引き受け、会員の能力・希望などに応じて請負又は委任という形式で会員に提供し、仕事の内容と実績に応じて配分金を支払う。

この受託事業を中心として、高齢者の就業を通じた社会参加による生きがいと福祉の増進、並びに活力ある地域づくりを行う。

ア 就業先の拡大

- 会員による知人等への口コミ、校区コミュニティ組織の協力のもと各世帯へ事業内容の周知、受注拡大を図るダイレクトメールの送付などに取組む。
- 高齢者等の日常の困りごとにワンコインで対応する「ワンコインサービス事業」を地域団体等へPRし、日常生活に密着した家事援助サービスや福祉分野サービス等の就業開拓を図る。

- 久留米市と連携して「空き家管理サービス事業」の充実・拡大を進める。
- 久留米市や関連団体、校区コミュニティ組織等との連携を密にし、地域に根差した就業や公的分野の事業拡大を目指す。
- 新たな就業分野の開拓のため、「新規事業会員提案制度」を周知し、提案があった案件については、新規事業会員提案制度審査委員会で検討し、就業機会の拡大に取り組む。
- 社会的要請に応えるため、子育て支援事業等の受注拡大を図る。

イ 職群・職域班体制の充実

- 会員の自主的・自立的活動を促し、共に助け合い働くことの基本となる職群・職域班体制の充実に努め、地域のニーズに即した職種の班体制を確立し、事業展開を図る。
- 職群班長会議、職域班長等会議などを開催し、班長・副班長などリーダーの育成と意識啓発、班長間の連携強化、情報の共有化を図る。

①令和5年度実績

就業実人員	就業延日人員	就業率	契約金額
1,139 人	135,803 人	95.8%	654,437 千円

②主な就業分野

- ・ 公共施設の管理業務(自転車駐輪場、自動車駐車場、会館・体育館・公園・学校等)
- ・ 植木のせん定・消毒・処理作業、屋外の草刈、除草、清掃、農作業、大工工事等
- ・ ビル・マンション管理、屋内外での清掃、筆耕・宛名書き
- ・ 調理・清掃・家事援助、学童を含む子育て支援、高齢者等への福祉サービスなど

(2) 独自事業（636千円）

高齢者の就業機会を広げるため、会員自らの創意工夫により独自の就業の場を創出する事業を実施し、生きがいの充実と地域の活性化を図る。

個別指導によりインターネット活用を含む「パソコン教室」の充実に取り組む。

①令和5年度実績

就業延人員	契約金額
576 人	636 千円

②主な就業分野

・パソコン教室

○雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業(公益目的事業)

令和5年度 予算額	令和5年度 決算額
3,245 千円	3,264 千円

1. 労働者派遣事業（3,264千円）

県連合会の労働者派遣事業の事務所として、当センター事務所に県連合会久留米市事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し、高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、県連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努める。特に介護補助など医療機関等、人手不足分野の就業において事業推進を図る。

①久留米市事務所・令和5年度実績

就業実人員	就業延日人員	就業率	契約金額
100 人	7,463 人	8.4%	38,335 千円

②主な就業分野

- ・調理補助・清掃業務・介護補助・保育士補助・洗車作業
- ・庭園管理業務・荷受作業・屋内軽作業・その他軽作業等

(2) 実施した監査手続き

- チェックリストに基づき、常務理事及び団体職員等へヒアリング及び各資料の閲覧、組織体制、ガバナンス、リスク管理、事業運営、財務状況、内部統制の適切性を検討
- 業務実績の推移、事業収益、人件費、主要経費の分析を実施し、経営の現状分析を実施
- 過年度の監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討
- 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について検討

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①資産合計	142,774	134,336	129,536	136,706	141,056
(うち現金預金)	(37,198)	(31,923)	(26,872)	(30,146)	(30,861)
(うち特定積立預金) ※1	(50,083)	(50,991)	(51,819)	(52,427)	(53,147)
②負債合計	61,954	60,091	61,149	68,453	75,060
(うち市からの借入金)	—	—	—	—	—
(うち外部金融機関等からの借入金)	—	—	—	—	—
正味財産合計 (①-②) ※2	80,820	74,244	68,386	68,252	65,995

<分析>

※1：特定積立預金の増加は、退職給付引当金に対応した退職給付引当資産の増加である。

※2：令和元年～5年度までは、経常損失計上が続く、正味財産が減少している。債務超過の状況にはない。また、久留米市からの借入金・損失補償・債務保証はない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動比率 (流動資産÷流動負債)	175%	166%	155%	148%	140%
正味財産比率 (正味財産合計÷資産合計)	56%	55%	52%	49%	46%
有利子負債比率 (借入金÷正味財産合計)	—	—	—	—	—

流動比率は短期的支払能力を表す指標であり 200%以上であることが望ましいとされるが、100%以上は保っている。

100%を下回ると、短期的支払能力がなく、短期安定性を欠いていると想定される。

正味財産比率の低下は、借入金はないため赤字計上が続いたことによる。

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	728,305	665,077	675,071	715,760	737,055
（うち市からの補助金）	(33,155)	(34,181)	(32,329)	(33,329)	(35,137)
（うち市からの委託料）	(277,189)	(244,993)	(247,586)	(251,649)	(256,279)
（うち随意契約）	(277,189)	(244,993)	(247,586)	(251,649)	(256,279)
（うち指定管理料）	－	－	－	－	－
（うち市からの交付金・負担金）	－	－	－	－	－
経常費用	729,198	671,387	680,907	716,017	739,997
当期経常増減額	-893	-6,310	-5,835	-257	-2,942

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により、市からの受注は随意契約となっている。

<分析>

令和２年度、３年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、施設閉鎖等による市からの施設管理の受託契約件数が減少し、経常損益は赤字となった。

令和５年度は、主に平成 28 年発生の発注先からの未収入金が少額訴訟で勝訴となったものの回収不能と判断し貸倒損失を 988 千円計上し、実績率増加に伴う貸倒引当金繰入 629 千円を計上、貸倒関係の影響を除くと経常損失は－1,325 千円である。基幹システムのリースの切り替え等により賃借料等が増加した影響等で事業費が増加し、経常損失となった。

(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	728,305	665,077	675,071	715,760	737,055
受取会費	4,248	4,081	3,918	3,931	4,021
受託事業収益	658,140	588,744	602,609	639,656	654,436
グラフ A					
(うち受取配分金・受取材料費等)	(597,077)	(532,594)	(546,252)	(579,726)	(586,614)
(うち受取事務費)	(61,062)	(56,149)	(56,357)	(59,929)	(67,822)
独自事業収益	271	354	371	613	635
グラフ A					
(うち受取配分金・受取材料費等)	(245)	(321)	(336)	(555)	(574)
(うち受取事務費)	(25)	(33)	(35)	(58)	(60)
受取業務受託収益	3,437	3,115	3,168	3,095	3,264
(うち労働者派遣事業業務収益)	(3,371)	(3,115)	(3,168)	(3,095)	(3,264)
(うち有料職業紹介事業業務受託収益)	(66)	-	-	-	-
補助金	60,991	68,362	64,658	68,137	69,520
(受取連合交付金)	(27,836)	(34,181)	(32,329)	(33,329)	(33,783)
(受取市町村補助金)	(33,155)	(34,181)	(32,329)	(33,329)	(35,137)
(その他補助金)	-	-	-	(1,479)	(600)
受取負担金	-	-	-	-	4,828
その他	1,216	419	345	326	349
経常費用	729,198	671,387	680,907	716,017	739,997
事業費	710,974	651,608	661,287	696,194	718,968
(うち支払配分金・支払材料費等)	(597,323)	(532,915)	(546,588)	(580,281)	(584,887)
(うち給料手当・雇上賃金・法定福利費)	(68,090)	(72,794)	(72,284)	(74,624)	(78,123)
(その他)	(45,560)	(45,898)	(42,413)	(41,288)	(55,958)

管理費	18,224	19,778	19,620	19,822	21,029
（うち役員報酬）	(1,527)	(1,119)	(1,155)	(1,152)	(1,850)
（うち給料手当・法定福利費）	(7,249)	(9,028)	(9,758)	(10,721)	(10,766)
（その他）	(9,447)	(9,631)	(8,706)	(7,949)	(8,412)
当期経常増減額	-893	-6310	-5,835	-257	-2,942

受託事業（受託事業収益＋独自事業収益）が、収入の大部分【約 9 割弱】を占める。会員の就業機会確保のためには受注の拡大が必要であり、民間企業、一般家庭、公共団体等からの受注契約増加が収入増加の鍵となる。

受託の契約金額は、会員への支払配分金及び材料費も含まれるため、会員の報酬（配分金）、材料費等を除いた「受取事務費」が、団体の実収入となる。

受託契約は、コロナ禍であった令和 2 年度、3 年度は市からの施設閉鎖等により、主に公共施設の管理業務の受託が減少したものの、令和 4 年度から契約件数は回復傾向にある。

（５）過年度の監査による指摘事項に対する措置状況について

過去の包括外部監査、市の監査委員監査からの指摘事項に対しては、適切に対応、是正措置を講じている。

（６）事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

事業の有効性の評価は、久留米市シルバー人材センター中期計画（令和５年度～令和９年度）（以下「中期計画」という）において到達目標値として掲げている「会員数 1,350 人」「契約金額 7.3 億円（労働者派遣事業の契約金額 0.5 億円含む）」「就業率 95.0%」の３つである。

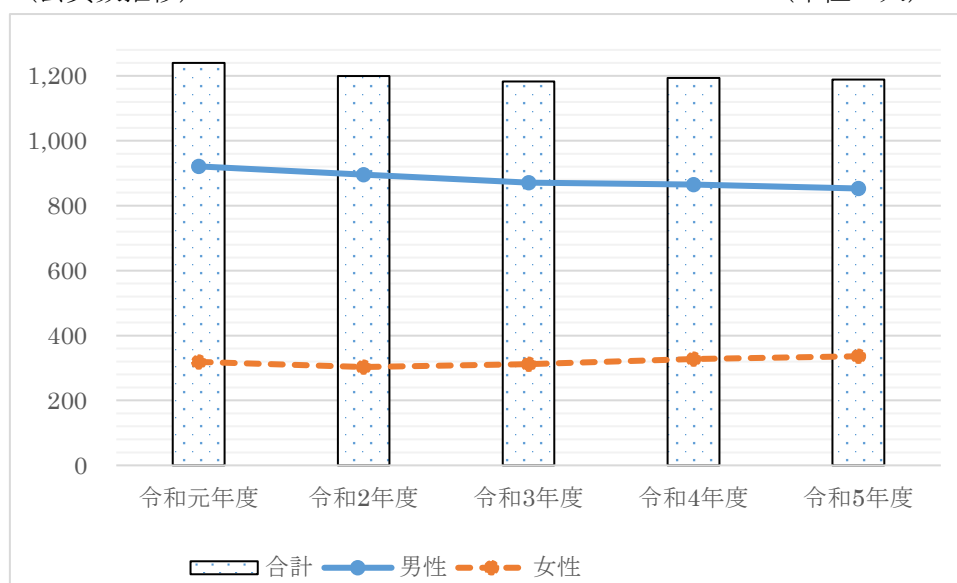
１．会員数

１.１ 会員数の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
男性	921	896	871	865	853
女性	319	303	312	328	336
合計	1,240	1,199	1,183	1,193	1,189

（会員数推移）

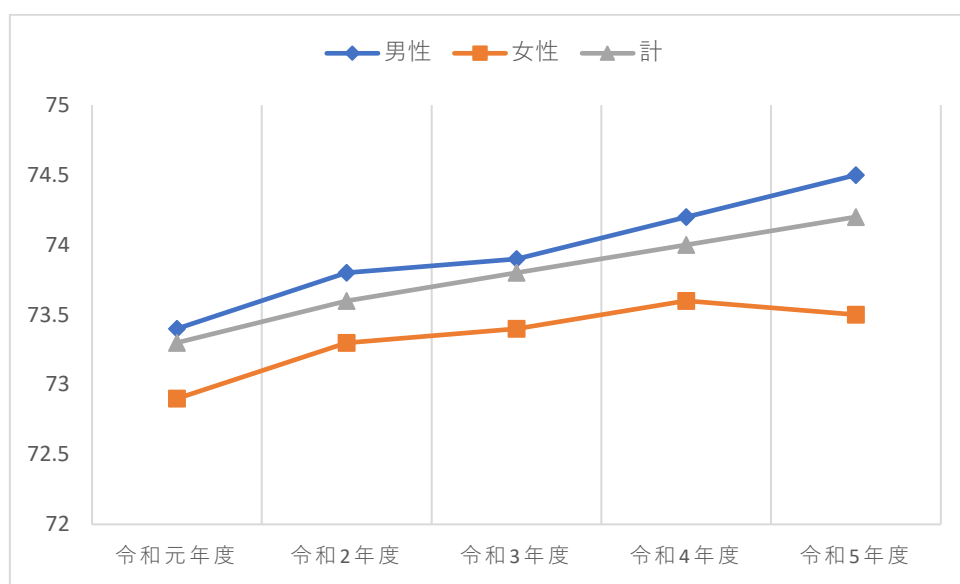
（単位：人）



１.２ 会員の平均年齢

（単位：歳）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
男性	73.4	73.8	73.9	74.2	74.5
女性	72.9	73.3	73.4	73.6	73.5
計	73.3	73.6	73.8	74.0	74.2



令和2年2月以降、感染が急速に拡大した新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は会員数の落ち込みがみられたものの、令和3年度以降は、会員数は横ばいである。特筆すべきは、会員の高齢化が進んでいることにある。毎年平均年齢が0.2歳ずつ上昇している。

高齢者雇用安定法の改正により、事業者に対して、65歳までの雇用確保措置の義務付け、65歳から70歳までの就業確保措置の努力義務が設けられたため、今後も会員の高齢化がさらに加速することが想定される。

ここ3年間の年齢別における会員の推移をみると60歳から64歳までの会員と75歳以上の会員が増加している。シルバー人材センターのボリューム層である65歳から74歳までの会員は減少傾向にある。

【会員数増加に向けたシルバー人材センターの対策】

活動の基本である会員数増加のためのPR、具体的には、会員による口コミによる会員（特に女性会員）の入会を促進すること及び未就業の会員には優先的に就業の声掛けを行い、会報や事務局だよりの発行の都度、就業案内を送付し、積極的に就業紹介や、仕事・入会説明会の充実を図っている。

また、現在会員の1/3程度である、女性会員を増加し女性会員の活動を推進し、女性会員が活躍できる、介護・福祉就業分野の開拓・充実に取り組む。

特に、女性会員の増加により厚生労働省の補助金が追加される仕組みとなっているので、女性会員のバザーなどにより多くの女性にシルバーの活動を知ってもらうことで、女性会員の増加に取り組んでいる。

2. 受注金額の推移

2.1「受託事業収益」契約金額の推移（４）「主な事業ごとの収入・支出の推移」における「受託事業収益＋独自事業収益」を合算したもの（表１、**グラフ A①**）

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
公共事業	277,189	244,993	247,586	251,649	256,279
民間事業	381,222	344,105	355,394	388,620	398,792
計	658,412	589,099	602,981	640,269	655,071

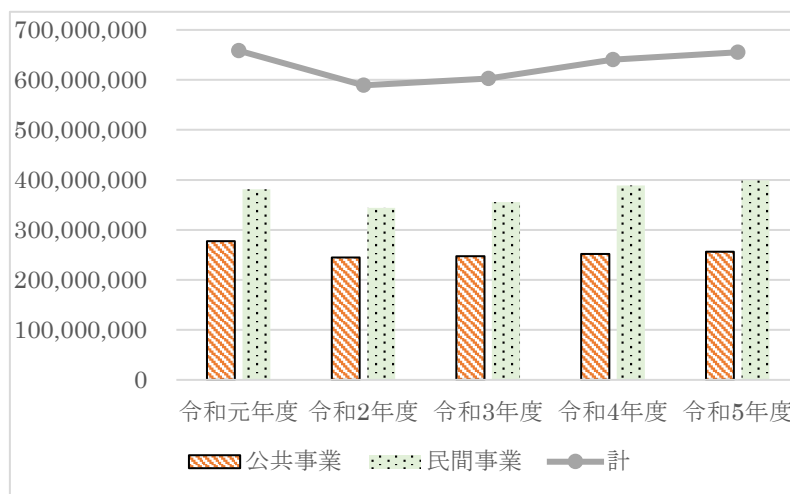
「受託事業収益」契約金額の推移（表２、**グラフ A②**）（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
技術	5,107	4,756	4,052	4,524	3,712
技能	90,370	80,063	76,864	85,015	85,142
事務整理	2,536	2,024	1,999	2,399	2,625
管理	245,066	232,126	235,359	246,840	252,845
折衝外交	10,946	912	12,623	6,586	7,853
軽作業	247,111	218,436	222,595	241,104	249,722
サービス	57,274	50,779	49,485	53,799	53,171
計	658,412	589,099	602,981	640,269	655,071

技術	パソコン講師、高度なコンピュータ操作など
技能	植木剪定、大工作業など
事務整理	毛筆筆耕、賞状書き、一般事務など
管理	屋外施設管理、駐車場管理など
折衝外交	パンフレット配布、集金、配達など
軽作業	除草、草刈り、公園清掃など
サービス	家事手伝い、外出の付き添いなど

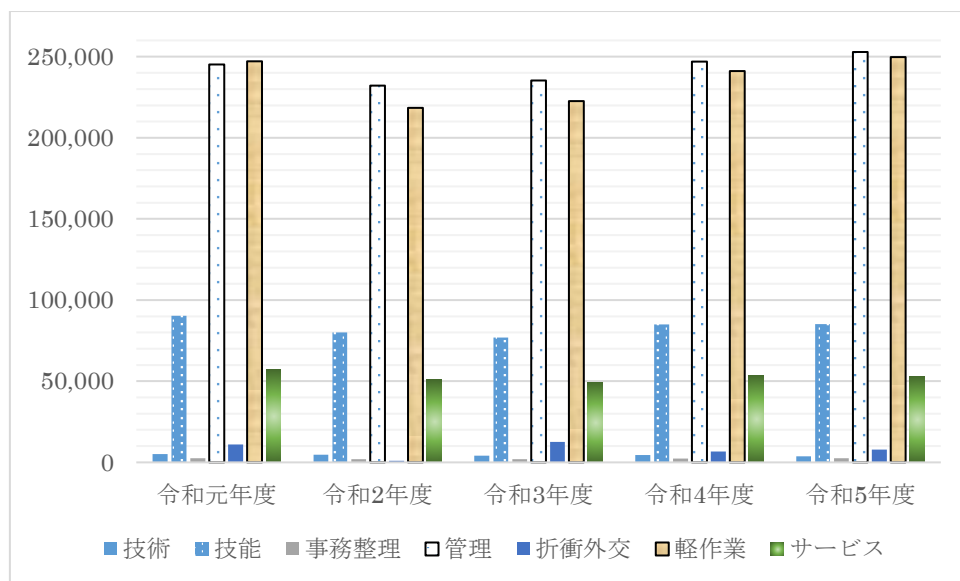
(表1、グラフA①)

「受託事業収益」公共・民間事業別契約金額の推移 (単位：千円)



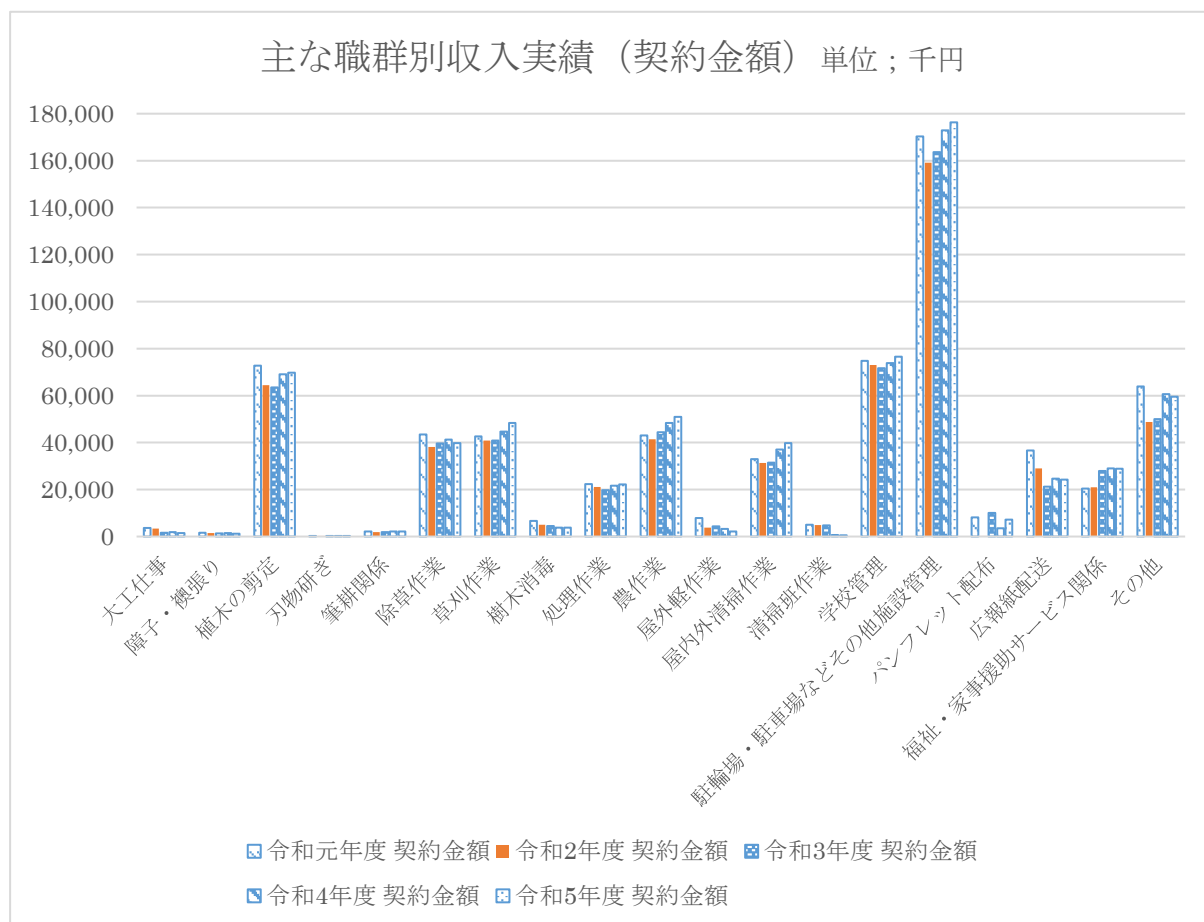
(表2、グラフA②)

「受託事業収益」職群別契約金額の推移 (単位：千円)



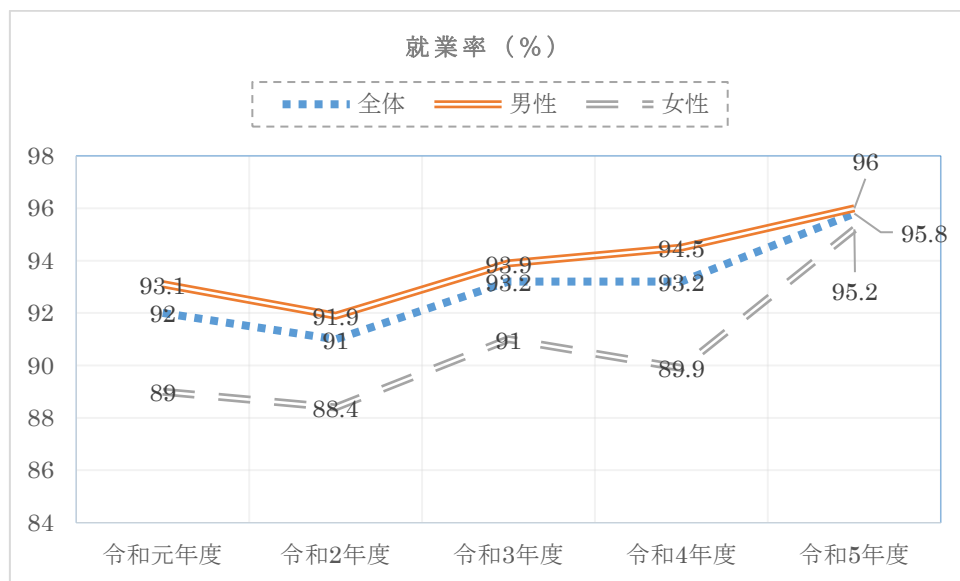
管理には、公共事業特に久留米市からの受注（公園管理、施設管理、学校管理等）がある。

令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症により施設閉鎖等による受注が減少となっていたが、新型コロナウイルスが感染法上の5類に位置付けられたことにより徐々に増加している。



さらに詳しい職群別の受注契約金額をみると、施設管理、学校管理の次に、草刈作業、除草作業や植木の剪定、農作業などの屋外での仕事が多い。1.2 会員の平均年齢が上がっていることを考えると、体力的に屋外作業ができる会員が減少している。平均年齢が74.2 歳（令和5年度実績）と高齢化傾向にあるため、体力の衰えや事故の危険性に不安を抱き、体に負担の大きい作業を控えることにより従事できる業務が少なくなっている結果、会員の就業がない状態が続くことが退会に繋がる。このため、屋外の仕事ではなく、事務、介護など人手不足分野や育児など現役世代を支える分野での就業機会を開拓し、女性会員を増やし当該分野での女性会員の活躍へとつなげることを団体の目指すべき方向性としている。

3. 会員の就業率



会員の就業率は増加しており、令和5年度において中期計画に掲げた目標【95%】は達成している。

成果指標の評価に基づき有効性や効率性が満たされているか

成果指標は中期計画の到達目標値としている「会員数」、「契約金額」、「就業率」である。

「会員数」は入会者と退会者が同程度いるため、コロナ禍以降横ばいであるものの、一方、女性会員は入会者が増加している。

「契約金額」は、緩やかにコロナ禍前に戻ってきている状況である。これからは、会員の高齢化にともない、受注契約の内容については、あらたな事業分野（屋内での作業、福祉・介護並びに家事援助・清掃など）への進出など就業開拓が必要となってくる。

「就業率」については、久留米市シルバー人材センターは、全国平均で見ても高い数値にある（全国平均は、81.3%）。

以上から、3つの成果指標において事業の有効性は満たされていると判断できる。

これからは、益々会員の高齢化は進み、受託受注の内容も屋内作業に変えていかなければならない点は（意見31）で述べた。

総合的に勘案して団体の存在意義が希薄になっていないかについて

【事業の継続性・法人の存在意義について】

事業そのものの意義について

【目的】

高齢者が働くことを通じ、生きがいをづくりや仲間づくりを行い、地域社会の活性化に貢献することを事業の目的とし、そのために、高齢者への就業機会の提供を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力

の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することである。

【背景】

久留米市においても少子高齢化が進展し、65 歳以上の高齢者人口割合は 2025 年で 29.6%、「団塊の世代」が 80 歳以上となる 2030 年には 30.7%、さらに 2050 年については 37.4%に達すると見込まれている【出典「人口推計」（総務省統計局）「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）】。日本社会における高齢者の人口自体はますます増加する中で、高齢者の就業の機会を確保し、生きがいをもった高齢者の福祉の増進はますます求められる。

高齢化が進む一方、就業人口は減少し、企業における人手不足はますます進むと思われる。さらに、人手不足が今後深刻化される介護分野や女性の社会進出が進む中で現役世代を支える分野での業務の開拓が地域社会において必要になってくる。

このような中で、臨時的かつ短期的な雇用による就業について高齢者の就業の機会は今後も増えていくと考えられ、高齢者の生きがいきつくりと地域のニーズを結ぶシルバー人材センターの意義はあると考える。

【財政状態について】

経常収支は赤字が続いているものの、債務超過の状況になく、借入金もない。

過去に積み立てた財政運営資金積立資産 34,000 千円、シルバー会館等修繕積立資産 6,000 千円、退職給付引当金見合の退職給付引当資産 13,147 千円は每期引当金積上同額を計上し、これらの積立資産は過去 5 年維持している。財政状態に問題はない。

【採算性について】

主な収入源は受託事業であり、受託事業収入のうち配分金は会員へ支払われるため、団体の実質的な収入は受取事務費収入である。補助金（久留米市及び国からの補助金）が全体の経常費用に占める割合は、約 9 %から 10%である。

赤字が続いていることから、採算性については、（意見 3 4）について述べた。

【事業性について】

受託契約金額の増加が収入増加に直結し、事業費、管理費の回収につながる。今後さらに、会員の高齢化が進むと、高齢者への就業機会の確保のためには、会員が就業でき、なおかつ、地域ニーズに基づいた就業機会の開拓が必要とされる。

就業機会確保のためにはより多くの会員が必要であるとともに、人材不足のための発注者のニーズ把握による就業機会の確保も必要である。

事業として組織の予算の基礎となる係数として目標管理が必須であると考え（意見 3 4）。

(7) 結果

＜外郭団体＞

(指摘8) 経理規程における小口現金の保有限度額の拠点毎の設定について

経理規程第32条2項で「小口現金の保有限度額は、30万円を限度とし、経理事務担当者がこれに当たる。」と規定されている。

シルバー人材センターは、本部と東部出張所、西部出張所の3箇所で小口現金を保有している。経理規程の小口現金の保有限度額の30万円は、3箇所合計の金額であるとのことだった。

現金管理で保有限度額を設定することは、不必要に高額な現金を保有することを防ぐ目的があり、離れた場所の3拠点それぞれに小口現金を保有する場合には、3拠点の規模に即した保有限度額を規定し、管理すべきである。

経理規程では、予め定められた各拠点の保有限度額を記載したものにする必要がある。

(意見31) 今後の社会環境変化への対応等に向けた利用者（発注者）のアンケート調査の実施

アンケート調査については、毎年独自には行われていないが、以下の理由から、定期的に何らかの方法で対応することが望まれる。

事故を防ぐための安全管理や会員減少の対策にも通じる可能性がある。また、会員の高齢化により就業会員への就業内容の配慮等マンツーマン的なきめ細やかな対応がますます必要になり、剪定や草刈りなどの屋外での就業機会よりも今後は、人手不足分野での就業機会開拓や地域の実状に応じた取り組みの促進が求められており、子育てや介護事業などの分野の更なる業務への提供が必要とされる。このため、企業・一般家庭等に対する利用者のアンケート調査で満足度や新たなニーズの掘り起しによる就業機会の確保や受注拡大を図ることが必要である。

(意見32) 受注業務の効率化（電話対応中心からの脱却）

発注者の受付は、電話受付が主体となっている。具体的には電話受付時に、作業内容、過去利用履歴の有無、作業希望時間帯などを電話で受付し、シルバーシステムに受注内容を登録している。

また、会員からの仕事の依頼、仕事の事務連絡などといった業務連絡も会員へ電話で連絡している。

電話受付業務は事業推進課・総務課すべての職員で対応しており、業務時間に占める電話対応の割合が高くなっている。

現在、シルバー人材センターのホームページ受付画面から仕事の問い合わせはできるものの、現在、電話で受け付けているような内容を定型フォームで設定し、発注者からの受注にあたってはWEBからの受付を主体とすると、受注業務の効率化、さらには発注者の利便性

が図られると考える。

また、会員への業務連絡も、これから会員に対しスマートフォンを活用した業務連絡の実施に向けて取り組んでいるとのことであるが、業務効率化のため電話対応をなるべく減らす取り組みの促進が必要であると考ええる。

(意見 3 3) 各種事務業務の IT 化の推進

会員管理、発注者管理、請求事務、配分金支払い、入金業務はシルバーシステムを活用して効率化を図っている。

一方、会員からの作業報告書の確認や、伺い書、職員の出退勤管理等の事務業務はシステム化されておらず、紙で発行・管理実施している場合が多くみられた。

会員組織であるシルバー人材センターにおいては、事務局は、通常の事務業務の他に、会員の部会・委員会の庶務担当も担い会員組織の運営に携わっている。

会員の平均年齢が上昇し、就業ニーズが多様化する中、ますます事務作業の効果的、効率的な取り組みが必要となってくる。事業全体の業務の中で、システム化されているところと、紙で管理されていることを整理し、紙での業務となっている事項について IT 化を取り入れてシステム化する等、業務処理の効率化やコスト削減を図ることが望まれる。

シルバー人材センターでは、まずは、会員に対しスマートフォンを活用した業務連絡の実施に向けて取り組んでいるとのことであるが、業務面において更なる IT 化を推進し、業務処理の効率化やコスト削減を図ることが喫緊の課題であると考ええる。

(意見 3 4) 正確な予算編成に向けた事業実績管理と物価高騰等に対応した事務費改定の検討

センターの予算は 3 月に開催する理事会の決算報告において最終補正予算を組んで、決議承認をもらっている状況である。その後、決算に伴う軽微な補正が生じることから、総会前に開催する 5 月の理事会で報告し承認してもらっているのが現状である。

まずは、事業計画を実現するために予算と実績を比較し、差異を減らしていく取り組みをするための予算の作り方が必要である。そのためには、予算を目標とすべき値とするために、契約件数、契約金額など予算編成に必要な目標管理を十分にすることが必要である。例えば、(6) 2 受注でみたような、主な職群別事業実績(収入内訳があるがこの収支が賄えるような数値管理)を管理していくことが望まれる。

ここで、見積書は会員の就業単価に 11% の事務費を加算した積み上げ方式によっている。そこで、検討すべきは見積額の内 11% という事務費が妥当かどうか検討の余地があるのではないかと思料する。

この点、団体の方向性としても、会員の高齢化がすすむ中、契約件数の増加を見込めないのであれば、契約金額を増やす方策が課題であり、物価の高騰・人件費の上昇に対応できた形での報酬の金額を再検討する必要があると考えている。そのためには、ここまで事務の効

率化や費用削減に努力したことを発注者にもきちんと説明した上で納得が得られるような契約金額の交渉が必要であるということであった。

このように、予算と実績を比較し事業実績を評価することが必要であるとともに、今後の事務費改定の検討に際しても、予算と実績との乖離に関する方針を決め予算と実績を比較できるようにした上で、効率化を説明できるような予算統制の体制をとることが必要であるとする。

1 1. 職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会

(1) 団体の概要

市所管課	商工観光労働部労政課
所在地	久留米市東合川 5 丁目 9-10
設立年月日	昭和 49 年 10 月 17 日
設立根拠法令	職業能力開発促進法
設立目的	職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図ると共に、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
出資金等	資本金・基本財産：－
内、市の出資割合(%)	－
主な事業内容（定款）	・会員又は会員に雇用されるものに対し、認定職業訓練及びその他の職業訓練を行うこと ・会員外の事業主から委託を受けて、認定職業訓練及びその他の職業訓練を行うこと ・求職者に対する認定職業訓練及びその他の訓練を行うことなど
所管課から見た課題	・職業訓練の受講者数が減少傾向にある。 ・受託訓練 A は、雇用情勢などの影響を強く受けて受講者数が安定しない。 ・時代のニーズや会員企業の希望に対応した魅力的な講座の企画が求められる。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収益	91,133	126,638	89,685	85,774	86,727
経常費用	105,925	132,580	104,255	96,141	93,512
経常損益	▲ 14,791	▲ 5,942	▲ 14,569	▲ 10,366	▲ 6,784

(市の財政的関与の状況：令和 5 年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
31,447	－	3,797	－	－

全体費用（経常費用）に対する市の財政的関与（上記補助金）の割合＝33％

全体費用（経常費用）に対する市の財政的関与（上記補助金＋委託料）の割合＝37％

（市有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について：令和5年度）

団体は、久留米市の普通財産を無償で借用している。

久留米市は、「財産の交換、贈与、無償貸付け等に関する条例第4条第1項 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」の規定に基づき、無償で貸付を実施している。

契約期間は3年間であり、更新するごとに契約書を作成している。

対象物件：土地 面積 4263.15 m²

建物（鉄筋コンクリート造3階建）床面積 2359.18 m²

なお、貸付料を、「久留米市財産規則」、「公有財産の取扱事務手続について」に基づき下記の方法で試算すると次のとおり。

◆建物貸付料（年額）：評価額×6％

◆土地貸付料（年額）：評価額×5％

土地・建物：年額 12,527 千円



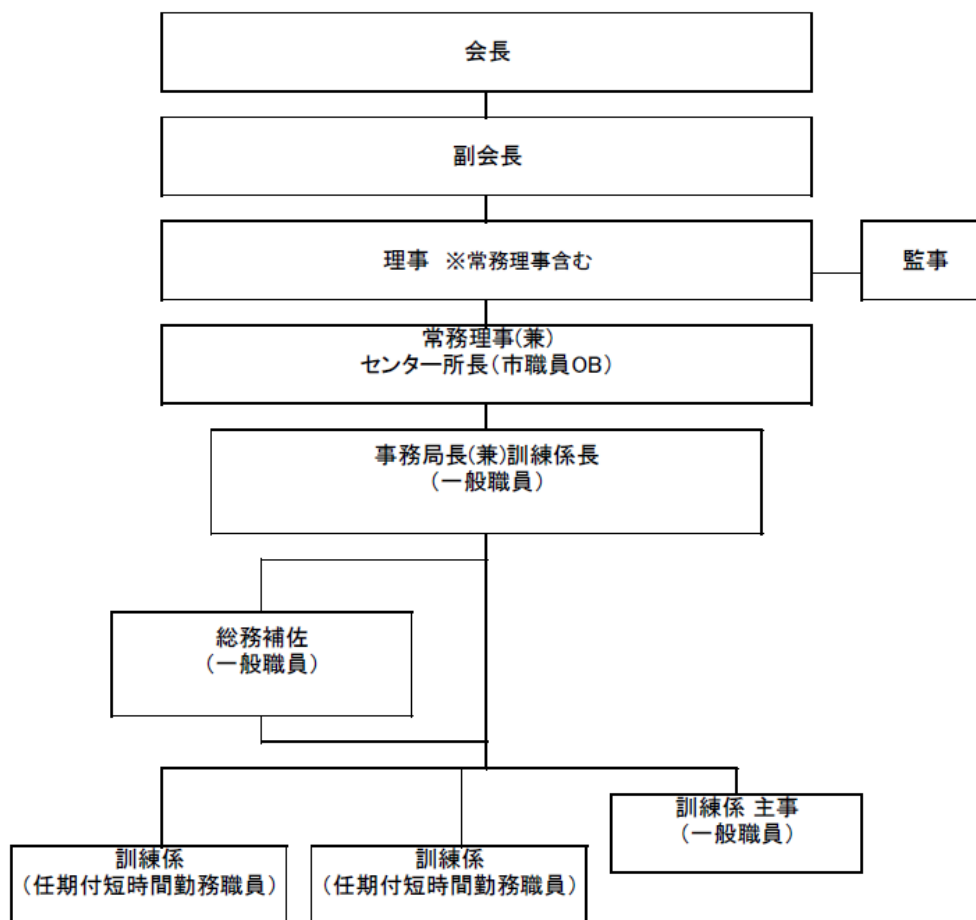
（市の人的関与の状況）

（令和5年4月1日現在）

役員	1名	うち市派遣	0名、市OB	1名（常務理事兼センター所長）
一般職員※1	3名	うち市派遣	0名、市OB	0名

※1 非常勤職員は含まない。

組織体制図



◇令和5年度職員体制

雇用形態	人数
一般職員	3人
市職員OB	1人
任期付短時間勤務職員	2人
計	6人

団体の最高意思決定機関である総会は、年1回通常総会を開催し事業報告及び収支決算の承認、事業計画及び収支予算の承認を実施している。

総会は会員で構成され、会員のうち普通会员及び賛助会員から年に1回会費を徴収、団体が実施する講座を会員価格で受講できる他、貸会議室の利用料が安くなる。

理事会は、年2回、定期で開催し、総会へ提出する事業報告及び収支決算の承認、次年度の事業計画及び収支予算の承認を実施している。理事は14名、監事3名。会長は久留米市長であり、副会長は2名おり、内1名は久留米商工会議所副会頭、1名は久留米市商工観光労働部長である。また、常務理事が久留米市OB。その他の理事は各団体、久留米

を代表する会社の人材等で構成されている。役員の任期は、2年。

役員報酬は、「役員の報酬等支給に関する規程第2条」に基づき、会長（久留米市長）、副会長（久留米市商工観光労働部長）及び常務理事を除いた非常勤の理事及び監事については5,300円/日を支給している。常勤の常務理事については、市の「外郭団体等における再雇用職員の報酬等基準」に基づき、役員報酬を支給している。

職員は、常務理事兼センター所長（市OB）のもと、事務局長兼訓練係長1名を含む一般職員3名、任期付短時間勤務職員2名で業務を実施している。訓練の計画・実施は、事務局長兼訓練係長のもと、訓練区分ごとに、主担当と副担当を分け担当している。総務業務は、総務補佐を主担当とし、副担当を設けている。「総務係事務分掌表」「訓練事務分掌表」で明確に担当を分け、主担当と副担当を設け業務を実施している。

（職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 設立の趣旨、組織変遷）

1. 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図るとともに、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 「職業訓練法人久留米地区職業訓練協会」の設立に至る経緯

昭和40年代前半、超高度成長期へと移り労働力不足が深刻化する中で、技術革新に対応した技能者の養成が緊急な課題となっていた。これら労働市場の状況は久留米地域も例外ではなく、昭和45年5月、建設業界を中心とした有志20数名により、久留米市に職業訓練施設設置の要望がなされ、県・市・業界の間で設立に向け一気に動き出した。そして昭和46年12月、久留米市主催による設立に関する説明会が開かれ、地元産業界に対して設立準備協議会への参加が要請された。

昭和47年4月に久留米市合川町の県立久留米専修職業訓練校に併設した施設が完成し、「久留米地区職業訓練センター」が久留米市を中心に17事業所・団体による任意団体として発足した。

昭和49年10月、福岡県の認可を受け、「職業訓練法人久留米地区職業訓練協会」が成立した。

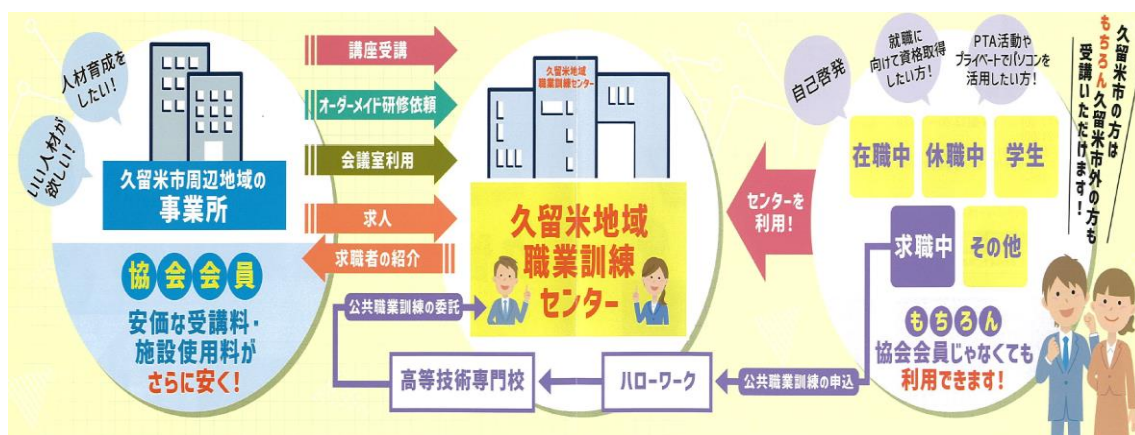
3. 地域職業訓練センターの設立

事業主が労働者に職業訓練を受けさせる事等を推奨するため、厚生労働省所管の独立行政法人雇用・能力開発機構（旧：雇用促進事業団）が全国82カ所に地域職業訓練センターを設置し、職業訓練法人等に運営を委託していた。久留米地域職業訓練センターは昭和5

5年に開館し、職業訓練法人久留米地区職業訓練協会が運営委託を受けて事業を実施してきた。

しかしながら、平成20年12月24日に「雇用・能力開発機構の廃止について」が閣議決定され、平成22年度末をもって独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、職業能力開発業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管することとなり、また、地域職業訓練センターは一律に廃止する方針が決定された。その後、地域職業訓練センターの設置及び運営については、建物の譲渡を希望する自治体等に対して譲渡されることとなった。久留米地域職業訓練センターにおいては、平成22年度末をもって久留米市に譲渡され、以降は職業訓練法人久留米地区職業訓練協会が久留米市と使用貸借契約を締結し、職業訓練事業を行っている。

(職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会事業概要) 団体のパンフレットより



(事業内容の詳細：令和5年度)

1. 職業訓練事業

(1) 受託訓練 A：福岡県からの委託訓練で、求職者を対象とした公共職業訓練

【R5 予算額 収入 27,346 千円】

【R5 決算額 収入 14,150 千円 (訓練受託料等)】

福岡県が設定する、求職者に対する各分野の訓練を実施し、地域の企業団体が求める人材を養成することにより地域貢献を図る。専門科目の知識習得の他、就職支援、キャリア形成支援、オンライン面接対策の指導、面接会場及び機材の提供により訓練生の早期就職を支援する。

- ① パソコン初級・中級連続養成科
- ② 医療事務科
- ③ ファイナンシャルプランナー・宅地建物取引士養成科
- ④ 0A 簿記初級・中級連続養成科 など。

(2) 受託訓練 B：企業・団体等から委託された訓練

【R 5 予算額 収入 3,080 千円】

【R 5 決算額 収入 3,558 千円(訓練受託料等)】

各種団体等の要望に応じたオーダーメイド研修の提案、実施。

接遇研修、ハラスメント予防研修、時間管理研修、Photoshop 入門など。

・うち久留米市及び久留米市雇用・就労推進協議会委託(訓練受託料収入 852 千円)

①就職支援のためのパソコン講習

②採用力向上セミナー

(3) 向上訓練：職業能力開発促進法に基づく中小企業在職者及び求職者を対象とした訓練(県の補助対象)

【R 5 予算額 収入 26,545 千円(受講料等)】

【R 5 決算額 収入 18,906 千円(受講料等)】

①実務講座(各種資格取得対策講座(電気工事士、簿記、宅地建物取引士、ケアマネージャー等))、技能講習、特別教育、ISO など

②パソコン講座(CAD、Python、ホームページ作成など)

(4) 自主訓練：職業能力開発促進法に該当しない労働者、求職者及び一般住民を対象とした訓練(市の補助対象)

【R 5 予算額 収入 21,402 千円(受講料等)】

【R 5 決算額 収入 23,229 千円(受講料等) うち、久留米市補助金 14,371 千円】

①実務講座(新入社員研修、病院事務職向けセミナーなど)

②パソコン講座(ワード、エクセル、SNS、動画編集など)

◆令和 5 年度事業実績

	回数	時間数	人数
受託訓練 A	5	2,284	61
受託訓練 B	21	155	434
向上訓練	44	1,274	484
自主訓練	83	1,219	719
合計	153	4,932	1,698

◆向上訓練・自主訓練の内訳

	①回数	時間数	②人数	1 講座当たりの人数 ②/① ()はR4
向上訓練	44	1,274	484	11.0(10.1)
自主訓練	83	1,219	719	8.7(7.9)
計	127	2,493	1,203	9.5(8.4)
実務講座	46	1,023	665	14.5(13.0)
パソコン講座	81	1,470	538	6.6 (6.7)
一般講座	51	1,320	329	6.5 (6.1)
テーマ別	30	150	209	7.0 (6.9)

※久留米市関連事業〔受講者は上記(3)向上訓練、(4)自主訓練を含む〕

(Ⅰ)就職氷河期世代支援事業(久留米市雇用・就労推進協議会委託)(収入 516 千円)

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の方々を対象に、能力向上の講座を受講していただくことで就職活動を支援することを目的として実施し、5 コース、6 名が受講した。

(Ⅱ)職業能力向上のための職業訓練受講促進事業(久留米市委託)(収入 2,429 千円)

就職に向けて職業能力向上の意欲がある方に対し、就職に役立つ講座の自己負担額を補助し、あわせて久留米市ジョブプラザの就労サポーターによる伴走型の就労支援を行うことで、早期の再就職に繋げることを目的として実施し、延べ 53 コース、146 名が受講した。

2. 貸会議室事業

【R 5 予算額 収入 6,500 千円(施設使用料)】

【R 5 決算額 収入 8,042 千円(施設使用料)】

久留米地域職業訓練センターでは、職業訓練が行われていない部屋を企業や団体等に貸し出しており、会議や研修、衛生管理者や技能検定の試験会場として使用されている。

(2) 実施した監査手続き

- チェックリストに基づき、常務理事及び団体職員等へヒアリング及び各資料の閲覧、組織体制、ガバナンス、リスク管理、事業運営、財務状況、内部統制の適切性を検討
- 業務実績の推移、事業収益、人件費、主要経費の分析を実施し、経営の現状分析を実施
- 過年度の監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討
- 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について検討

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度
①資産合計	77,951	71,913	52,107		48,169	59,494
(うち現金預金)	(6,176)	(13,315)	(34,566)	※ 1	(28,856)	(23,743)
(うち特定積立預金)	(60,004)	(50,498)	(8,580)	※ 1	(8,580)	(8,580)
②負債合計	68,052	61,957	14,802	※ 1	21,231	39,341
(うち市からの借入金)	-	-	-		-	-
(うち外部金融機関等からの借入金)	-	-	-		-	-
正味財産合計 (①-②)	9,898	9,955	37,304	※ 1	26,938	20,153

※1：財政調整引当資産に対して、同額の財政調整引当金を立てていた。

令和2年度に実施された市の財政援助団体監査において、財政調整引当預金が特定資産に該当しないとの指摘がなされた。また、財政調整引当預金につき同額の財政調整引当金を計上していたが、引当金の要件を満たしていない（将来の費用・損失であり、その発生が当期以前の事業に起因すること、発生可能性が高いこと、その金額を合理的な見積が可能であること）ため引当金計上は不適切であるとの指摘があった。このため、令和3年度に、財政調整引当資産を41,918千円取崩し普通預金へ振替、対応する財政

調整引当金を取崩したため財政調整引当金取崩益が 41,918 千円発生し、正味財産が増加している。

債務超過の状況ではなく、久留米市からの借入金・損失補償・債務保証はない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動比率 (流動資産÷流動負債)	140%	130%	617%※④	234%	79%※①
正味財産比率 (正味財産合計÷資産合計)	12%※②	13%※③	71%	55%	33%※⑤
有利子負債比率 (借入金÷正味財産合計)	—	—	—	—	—

流動比率は、短期的支払能力を表す指標であり 200%以上であることが望ましいとされるが、100%を下回ると、短期的支払能力がなく、短期安定性を欠いていると想定される。

※①：

令和5年度に流動比率が 79%となっているのはリース債務を全額流動負債に計上しているため。本来であれば、リース債務の正しい処理は、期末決算期から1年以内に支払期限が到来するものだけを流動負債に計上すべきである（指摘9）。

流動負債区分への正しいリース債務は 6,368,340 円である（現在流動負債に 23,486,980 円計上されているのは、正しくは、流動負債 6,368,340 円、固定負債に 17,118,640 円計上すべき）

当該区分によると、流動比率は 179%であり、100%超えであり、短期的支払能力に窮する状況ではないものの、現預金は減少している。

※②、③：

令和元年度と令和2年度の正味財産比率の低下は財政調整引当金が負債に計上されていたため（前頁※1）正味財産比率が低くなっている。

※④：

令和3年度の流動比率も※1の影響で、積立特定資産（固定資産区分）から現預金（流動資産区分）へ会計処理を変更したことによる影響で一時的に増加している

※⑤：

令和4年度から令和5年度において、正味財産比率が減少しているのは、主に新たに契約した PC、事務システムのリース債務計上による影響。

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度		令和３年度	令和４年度		令和５年度
経常収益	91,133	126,638		89,685	85,774		86,727
（うち市からの補助金）	(25,604)	(49,427)	※ 1	(24,293)	(29,200)		(31,447)
（うち県からの補助金）	(9,521)	(8,623)		(9,497)	(6,902)		(7,858)
（うち市からの委託料）	(1,236)	-		(969)	(5,206)	※ 3	(3,797)
（うち随意契約）	(871)	-		(969)	(4,205)		(3,444)
（うち競争入札）	(365)	-		-	(1,000)		(352)
（うち指定管理料）	-	-		-	-		-
（うち県からの委託料）	(20,170)	(35,953)	※ 2	(24,792)	(16,318)		(12,953)
（うち市からの交付金・負担金）	-	-		-	-		-
経常費用	105,925	132,580		104,255	96,141		93,512
（事業費）	(50,641)	(54,522)		(48,626)	(41,223)		(34,799)
（管理費）	(55,283)	(78,058)	※ 1	(55,628)	(54,917)		(58,713)
当期経常増減額	-14,791	-5,942		-14,569	-10,366		-6,784

<分析>

※１：

コロナ禍や水害時にも訓練事業などを継続的に実施できるよう、止水板の設置や室内の Wi-Fi 化などの通信設備改善などの環境設備を実施した（久留米市から環境整備等市補助金が 22,512 千円あり、修繕費を 20,486 千円等計上）

※２：

コロナ禍のもと離職者が多く求人も低迷していたため、受託 A の受講者が増加した

※３：

市から「DX 啓発・人材育成講座」「女性活躍推進セミナー」「就職支援のためのパソコン教室」を受託

③損益計算書（正味財産増減計算書）の推移 （単位：千円）

	令和元年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度	令和５年度	
経常収益	91,133	126,638		89,685		85,774	86,727	
受取会費	1,520	1,520		1,505		1,470	1,445	
事業収益	51,236	61,353		52,028		46,944	44,862	
（受講料収益）	(21,378)	(19,807)		(20,511)		(17,826)	(19,575)	
（訓練受託収益）	(22,728)	(36,800)		(26,225)		(21,854)	(16,495)	
（施設使用料収益）	(6,674)	(4,028)		(4,706)		(6,685)	(8,041)	※ 3
（事務受託手数料収益）	(454)	(716)		(584)		(576)	(749)	
受取補助金等	35,125	58,051	※ 1	33,790		36,103	39,305	
雑収益	3,251	5,713		2,362		1,256	1,114	
経常費用	105,925	132,580		104,255		96,141	93,512	
事業費	50,641	54,522		48,626		41,223	34,799	
（うち報償費・臨時雇賃金・旅費交通費）	(26,307)	(29,183)		(27,971)		(19,719)	(19,205)	
（うち消耗品費）	(8,611)	(9,750)		(7,974)		(5,979)	(5,824)	
（うち賃借料）	(8,879)	(7,438)		(8,366)		(7,076)	(4,682)	
（その他）	(6,842)	(8,150)		(4,313)	※ 2	(8,448)	(5,087)	
管理費	55,283	78,058		55,628		54,917	58,713	
（うち役員報酬）	(4,084)	(5,126)		(5,126)		(5,077)	(5,125)	
（うち給料手当・臨時雇賃金・福利厚生費）	(34,461)	(36,583)		(33,611)		(30,618)	(30,873)	

	(その他)	(16,736)	(36,348)	※ 1	(16,890)		(19,221)	(22,714)	
	計	105,925	132,580		104,255		96,141	93,512	
当期経常増減額		-14,791	-5,942		-14,569		-10,366	-6,784	

<分析>

※1：上記「②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移※1」で記載

※2：

新聞折り込みチラシをとりやめた影響等（委託費△2,445千円、印刷製本費△1,205千円減少）

※3：施設利用料を値上げした影響等

(4) 主な事業ごとの収入の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受託訓練 A	22,189	38,602	26,530	17,405	14,149
受託訓練 B	2,568	858	1,433	5,536	3,558
向上訓練	21,628	17,696	19,880	14,091	18,905
(うち受講料、 事務受託手数料)	(12,107)	(9,073)	(10,382)	(7,188)	(11,047)
(うち県補助 金)	(9,521)	(8,623)	(9,497)	(6,902)	(7,858)
自主訓練	30,359	33,335	28,992	31,902	23,229
(うち受講料、 事務受託手数料、 雑収入)	(9,395)	(10,815)	(10,529)	(11,103)	(8,857)
(うち市補助 金)	(20,964)	(22,520)	(18,462)	(20,798)	(14,371)
合計	76,744	90,491	76,835	68,934	59,841

①受託訓練 A：福岡県からの委託訓練で、求職者を対象とした公共訓練

②受託訓練 B：企業、団体などから委託を受けた訓練

③向上訓練：職業能力開発促進法に基づく企業在职者訓練（福岡県の補助対象）

④自主訓練：一般市民、求職者等を対象とした訓練（久留米市の補助対象）

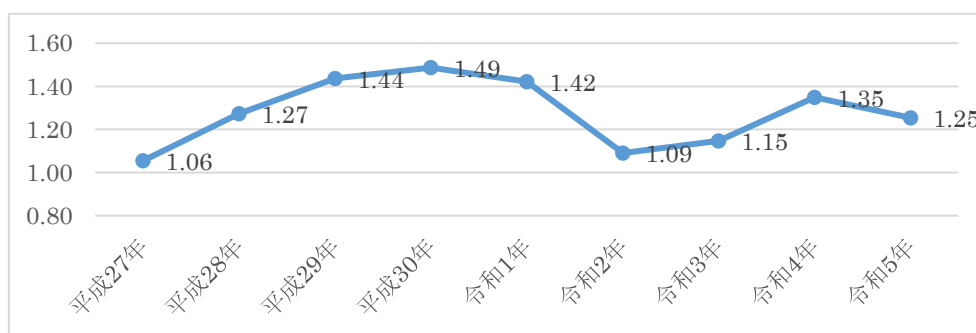
県からの受託事業である、求職者を対象とした受託訓練 A の増減により収入が増減している。

令和2年度は、コロナ禍の中で受託訓練 A が増加したが、令和3年度以降は、人手不足

等による有効求人率の上昇等に伴い公共職業訓練の受講者が減少し収入が減少した。

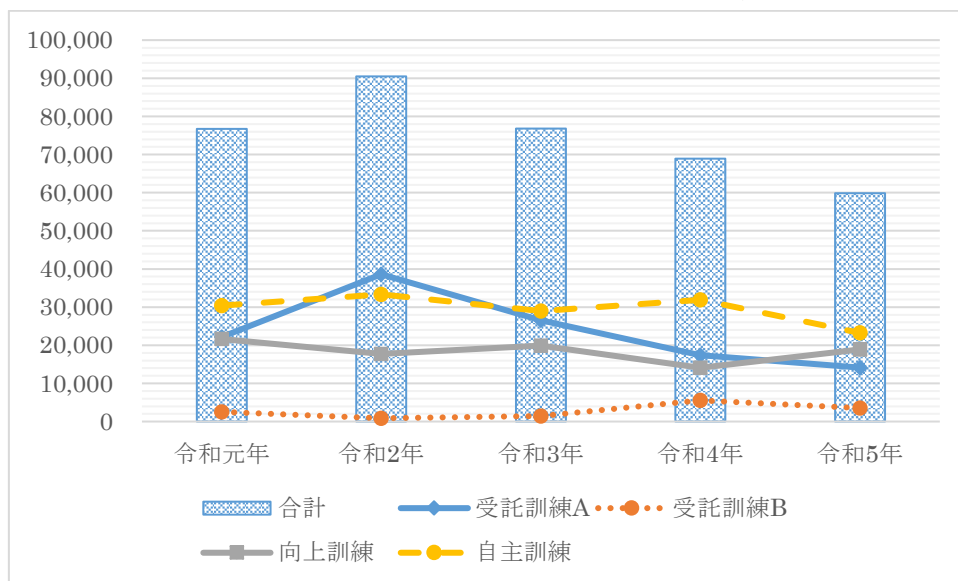
福岡県筑後地区の有効求人倍率推移（4月～3月の平均値）監査人が集計

数値元：厚生労働省福岡労働局の報道関係資料



過去5年間の事業別の収入推移

(単位：千円)



【受託訓練 A】

令和2年度は、コロナ禍でも対応可能な訓練環境を持つ施設であることが考慮され、県から前年度比約1.5倍の受託を受け、また、定員充足率も高く、収入増加となった。しかし、令和3年度は令和2年度と同数のコースを受託したものの、応募者の充足状況が低迷し、令和4年度及び令和5年度においても、人手不足や有効求人倍率の上昇に伴い、公共訓練事業の応募者が減少するなどし、定員充足率がさらに低調となった。

【受託訓練 B】

令和2年度及び令和3年度はコロナ禍の影響で企業からの受託訓練が減少したものの、令和4年度は、久留米市から3講座を受託し、また他の自治体や企業からも多数の講座を受託した。

【向上訓練・自主訓練】

令和4年度から、収益性を考慮し最低催行人数の引き上げを行ったことにより中止講座が増えたものの、1講座あたりの受講者数が増えたことにより、収支改善となっている。しかし訓練実績としては低迷している。

(5) 過年度の監査による指摘事項に対する措置状況について

過去の包括外部監査、市の監査委員監査などでの指摘事項に対しては、適切に対応、是正措置を講じている。

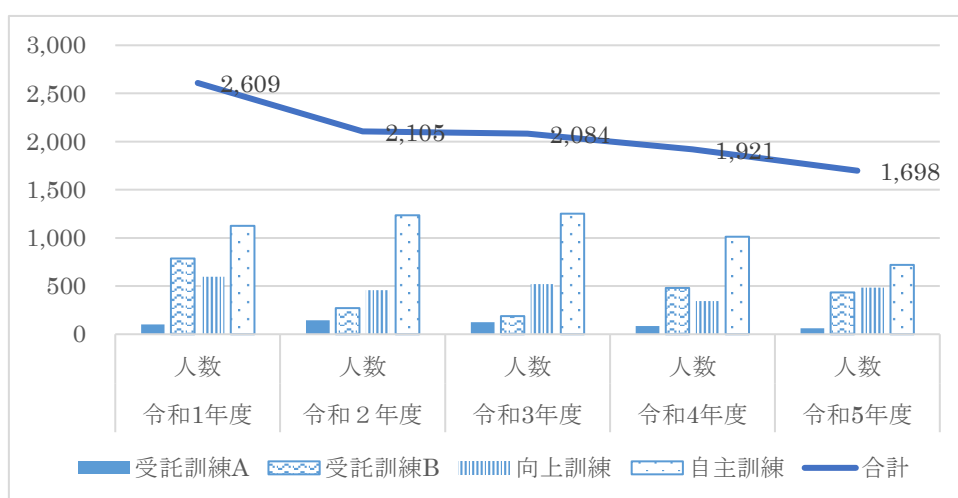
ただし、平成27年度の包括外部監査で意見として述べた「より精緻な数値目標に基づく中長期計画の策定、さらには独立採算性を加味した事業の展開」については、今回の包括外部監査においても引き続き意見として挙げた。

(6) 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

事業ごとの実績推移

	令和元年度実績			令和2年度実績			令和3年度実績			令和4年度実績			令和5年度実績		
	回数	時間数	人数	回数	時間数	人数	回数	時間数	人数	回数	時間数	人数	回数	時間数	人数
受託訓練A	5	2,012	103	8	3,511	144	8	3,131	126	5	1,753	84	5	2,284	61
受託訓練B	24	94	785	17	44	271	8	70	188	17	165	479	21	155	434
向上訓練	50	1,702	596	42	1,361	456	48	1,459	519	34	1,010	345	44	1,274	484
自主訓練	233	1,886	1,125	203	2,000	1,234	221	1,980	1,251	128	1,598	1,013	83	1,219	719
合計	312	5,694	2,609	270	6,916	2,105	285	6,640	2,084	184	4,526	1,921	153	4,932	1,698

受講人数の推移 (単位：人)



雇用情勢の変化や企業の人手不足の影響等から受講人数は減少傾向にある。

令和元年度から令和2年度の減少については、前述した通りコロナ禍で受託訓練 A は増加した一方、企業からの受託が減少し受託訓練 B が前年度比△514 名減少した影響が主な減少要因である。

令和3年度から令和5年度の減少については、収益性を考慮して向上訓練・自主訓練講座を集約した結果、講座開催数が減り受講者数を減らした影響が主な要因である。

一方、受講者の満足度調査アンケートをコース終了後に実施している。パソコン講座と実務講座それぞれについて結果を集計した結果、パソコン講座、実務講座それぞれ受講内容の達成度については、十分達成、ほぼ達成が 85% を占めている。

達成度の理由は、講師の説明がわかりやすく、講義の内容も丁寧でわかりやすいといった内容が多かった。

受講生のスキルアップといった観点からは、事業目的は達成できていると判断できる。

成果指標の評価に基づき有効性や効率性が満たされているか

このように、受講人数は減少している状況で、事業の有効性・効率性に対する具体的な成果指標については、明確に存在しない。事業の具体的な成果指標の設定について、

意見 35 で述べた。

総合的に勘案して団体の存在意義が希薄になっていないかについて

【事業の継続性・法人の存在意義について】

(団体の存在意義について)

事業そのものの意義について

【目的】

職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図ると共に、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

【背景】

少子化による労働供給制約という課題を抱えている中で、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、資本への投資に加えて、デジタル化や職業能力開発への投資を促進することが重要であるとしている。(厚生労働省第 11 次職業能力開発計画(令和 3 年度から令和 7 年度))

第 1 1 次職業能力開発計画については、以下の方向性が示されており、職業能力開発への投資は重要視されている。

- ①IT 人材等時代のニーズに即した人材育成を強化するとともに、職業能力開発分野での新たな技術の活用や企業の人材育成の強化を図る
- ②労働市場の不確実性の高まりや職業人生の長期化等を踏まえ、労働者が時代のニーズに即したスキルアップができるように、キャリアプランの明確化を支援するとともに、幅広い観点から学びの環境整備を推進する
- ③中長期的な日本型雇用慣行の変化の可能性や労働者の主体的なキャリア選択の拡大を視野に、雇用のセーフティネットとしての公的職業訓練や職業能力の評価ツール等の整備を進める
- ④希望や能力等に応じた働き方が選択でき、誰もが活躍できる全員参加型社会の実現のため、すべての者が少しずつでもスキルアップできるよう、個々の特性やニーズに応じた支援策を講じる

県からの公共職業訓練の受託事業である「受託訓練 A」は、昨今の有効求人倍率の増加など雇用情勢などの影響を強く受けて受講者数が安定しない。

公共職業訓練については、県が主催となっており、民間へ委託して実施している。求職者向けの訓練なのでハローワークが窓口となって実施してきており、久留米市の合

川町にある高等技術専門校だけでは、細かく多種多様な訓練に対応できないので、民間委託とし、団体も含めていろんな事業者が入ってきて、プロポーザル方式で団体が採択され、受託してきた。

団体が受託訓練 A を実施することは、「雇用のセーフティネット」として機能するために、地域に根差した求職者のニーズに沿った訓練を提供できることが可能であり、幅広いコース設定に対応できていることに存在意義はあると考える。

また、市の行政課題の一つである「雇用創出」については、企業誘致や地場企業の振興をはじめ様々な施策が取られているが、創出された雇用にいかにより優秀な人材を送り込み、育成し、定着させていくかという視点も重要である。団体には、採算を重視する民間の訓練機関等では実施できない事業も多数存在しており、現在においても市の行政課題解決において、その意義はあると考える。

一方で、受託訓練 A は雇用情勢等の影響を強く受けるため、安定的な団体の事業継続のためには、自主財源につながる受託訓練 B、向上訓練、自主訓練を伸ばすことが必須である。

団体の目的である「職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図ると共に、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与する」ことは、近年における人手不足が叫ばれる中、在職者について労働者を保護する環境は強くなっていると考える。

労働力不足には多様な人材が活躍できる環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが不可欠な状況であり、労働者の職業人生の長期化が見込まれ、地域の企業・団体での新たな人材の確保が難しくなってきた状況のなかで経済の持続的発展を図るためには、既存の従業員の育成・リスクリソグ強化といった内部人材の磨き上げがますます重要になってくる。

厚生労働省の第 11 次職業能力開発計画にもあるように、デジタル技術の進展や労働市場の不確実性の高まり、労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、一人ひとりの労働生産性を高めるために技術やスキルアップを図るための在職者向けの職業訓練を実施することがますます重視されている。

これらの目的のためには、職業訓練協会の強みを活かし、地域における中小企業が抱える人材育成の課題にマッチングした講座の開催を強化することが、必要であると考える。（意見 3 5）

【財政状態について】

令和 5 年度末に債務超過の状況にないものの、P C 等のリース契約によりリース債務が存在し、このまま赤字が続けば、数年後には債務超過の状況になる可能性がある。

【採算性について】

過年度より赤字が継続している。

平成24年からコンピューターカレッジを取り込んだ時から赤字予算が当たり前であった。財政調整積立金など潤沢にあったため、本来なら赤字予算ではおかしいが、久留米市の財政状況から、従来3分の2あった補助率を2分の1に削減した経緯がある。

したがって、平成24年度から赤字予算は常態であった。また、財政調整引当金は財政援助団体監査の指導で特定資産ではなく、繰越金に入れて予算化している。

現予算でも繰越金を充当することで赤字予算を担保しているが、令和4年度から令和6年度にかけて、市の補助率を2分の1から従前の3分の2へ徐々に戻している。

総括：【事業性について】

事業として採算性を保つための指標を明確にすることが必要である。

現在の労働環境からニーズを探求し、それに関する指標を定め、指標に基づいた長期的な予算として中期計画を作成し、每期予算と実績を比較することで、事業運営を評価することが必要であると考え。この点、意見35，意見36において意見を述べた。

(7) 結果

<外郭団体>

(指摘9) リース債務の貸借対照表の表示区分

貸借対照表の表示区分について、リース債務全額を流動負債に計上していた。

貸借対照表におけるリース債務の正しい表示区分は、下記会計基準に基づき、期末決算期から1年以内に支払期限が到来するものだけを流動負債に計上し、残りを固定負債に計上表示すべきである。

企業会計基準第13号リース取引に関する会計基準17項：貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

<外郭団体><所管課>

(意見35) ニーズ調査に基づく事業の有効性についての成果指標設定

地域における人材育成ニーズの調査に基づいた、事業収益を伸ばすことに注力することが必要であると考ええる。

団体では、令和4年度に会員企業に対し「職業訓練の実態・ニーズ調査」及び令和5年度に「リスクリング調査」を実施している。

より広範囲に様々な需要を調査するため、「久留米市雇用・就労推進協議会(※1)」でニーズ調査を実施し、地域産業のニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握することが必要であると考ええる。

※1：久留米市労政課内に事務局を設置している雇用・就労推進に関する協議会（構成メンバーは、久留米労働基準監督署、久留米公共職業安定所、福岡労働局雇用環境・均等部、福岡県筑後労働者支援事務所、福岡県久留米中小企業振興事務所、福岡県立久留米高等技術専門校、連合福岡北筑後地域協議会、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、一般社団法人 筑後中小企業経営者協会、一般社団法人 福岡県中小企業団体中央会、一般社団法人 福岡県中小企業家同友会、職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会、公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター、久留米市）

団体の「存続（事業継続）の前提となる条件（ゴーイング・コンサーン）」は受講者数の増加であり、まずは、ターゲット・分野を明確にし、求職者、在職者等に対する指標（定員充足率、受講者数など）を設定した上で、自主財源につながる受託訓練B、向上訓練、自主訓練を伸ばすことが必須である。

また、これからはオンラインの受講の拡大や、育児や介護を抱えた在職者や求職者の方が訓練を受講し易くするためのコース設定などきめ細やかな対策も必要になってくると考える。

まずは、企業のニーズを広範囲に調査、分析した上で、職業訓練協会の役割を理解し、成

果指標を明確に設定することが重要になってくると考える。

<外郭団体>

(意見36) 中期の事業計画の策定

単年度の事業計画はあるものの、長期の事業計画はない。組織の継続なくして事業は行うことができない。そこで重要なのが中期事業計画である。

現在、事業ごとの収益は、会計システムより数値は把握できるようになっており、事業ごとの収入、経費を実績数値として計算できる体系はできている。

このため、事業ごとの収入、経費、損益を実績値として把握、予算未達の場合には、その時点での改善を図る PLAN DO SEE の体制が必要である。

職業訓練協会では、モノづくり関連、企業向けの階層別スキルアップ研修など多種多様な目的に応じたメニューの講座が受講しやすい価格で機動的に提供できるノウハウ、設備、講師陣が強みであると考ええる。

職業訓練協会の強みと弱みを分析した上で、実現可能な計画として数値化し、予算と実績との差異を随時分析することを平成27年度の意見と併せて再度提案する。この中期事業計画には文書だけではなく、数値目標があって初めて予算と実績との差がでた場合の原因を追究することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となりうる。

(意見37) 活発な意見など議論の深まる理事会の議事運営について

理事会議事録を閲覧したが、理事からの活発な意見をもとにした議論はなかった。健全な組織運営のため、理事会、監事監査等による内部管理の徹底（コーポレートガバナンス）を図るためには事業継続に向けた財務・事業に対する理事からの意見発言は必須であると考ええる。

現在単年度の次期計画や、決算承認といった定例的な事項の中にも意見36で述べたような長期的な視点からの計画を導入することで理事の監視が強化されると考える。

理事会の運営において、各理事の意見が活発にでるような議事運営を心がけられたい。

<所管課>

(意見38) 適正な公的支援の在り方について

市からの「自主訓練」に対する事業費補助金として、令和4年度から令和6年度にかけて、補助率が1/2から2/3となるように戻している。

外郭団体については、久留米市と十分に連携しつつ、できるだけ市の人的・財産的支援に依存しないあり方が求められる。補助率の増加にあたっては、理由を明確にし、上記意見36及び意見37に記載のとおり、成果指標の設定や中期計画を策定する中で、長期的視点に立った上で達成度を測ることが必要であると考ええる。

12. 公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター

(1) 団体の概要

市所管課	商工観光労働部労政課
所在地	久留米市六ツ門町 3-11
設立年月日	平成 6 年 4 月 1 日
設立根拠法令	－
設立目的	福岡県南地域内の中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。
出資金等	資本金・基本財産：－
内、市の出資割合(%)	－
主な事業内容（定款）	福岡県南地域内の中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係る事業、老後生活の安定に係る事業、健康の維持増進に係る事業、財産形成に係る事業 など
所管課から見た課題	・この地域で働く勤労者の福利厚生の実現を図る事業目的を達成するため、引き続き会員のニーズを把握しながら、加入率の向上、会員数の増加に向けた取組みを進めていく必要がある。また、サービスエリアの拡大と関係自治体との連携強化についても継続的に検討していく。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	165,045	167,310	172,382	192,342	192,209
経常費用	164,766	161,799	196,609	192,515	196,445
経常損益	278	5,510	▲ 24,226	▲ 172	▲ 4,235

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
8,819	－	－	－	－

全体費用（経常費用）に対する市の財政的関与（補助金）の割合＝4.5%

(市有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について：令和5年度)

事務所は民間業者からの賃貸であり、団体は民間業者へ賃貸料を支払っている。

市からの無償（又は減額）によるものはない。

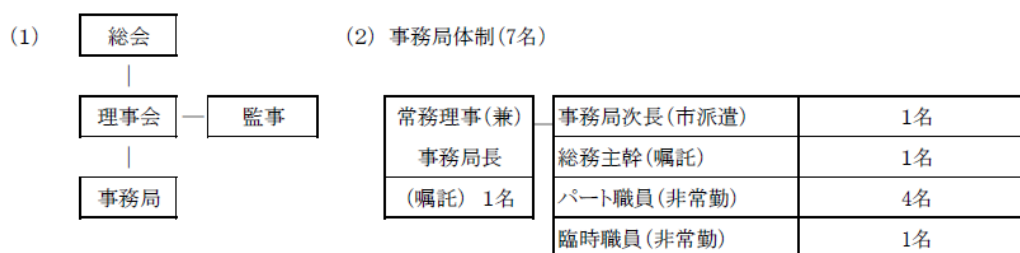
(市の人的関与の状況)

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

役員	1 名	うち市派遣	0 名、市 OB	1 名
職員※ ¹	1 名	うち市派遣	1 名、市 OB	0 名

※ 1 非常勤職員は含まない。市派遣職員の給与は、市から支給。

(組織図)



(役員の構成、報酬)

理事 9 名、監事 3 名で構成。任期は 2 年。「定款」及び「役員の報酬及び費用弁償に関する規程」に基づき役員は無報酬とあり、役員が会議に出席したときは、実費弁償として 3,000 円の支給がある。市の OB である常務理事兼事務局長は、役員報酬としての支給はなく、事務局長としての給料手当のみ支給している。

理事 9 名の構成は、理事長は久留米市副市長であり、筑後地区の広域エリアを対象としており、大川市のサービスセンターと合併した経緯から大川市副市長も理事となっている。その他久留米商工会議所の専務理事や久留米市の商工観光労働部長が歴任、久留米市 OB である常務理事、その他は会員企業から構成されている。

定時の理事会は年に 2 回。3 月に次年度の予算及び事業計画の承認、5 月に総会へ提出する決算の承認を実施している。

(事務体制)

事務局は、常務理事兼事務局長（市 OB）の下に、事務局長を補佐するため市からの派遣職員である事務局次長がいる。

事務局次長が、予算、決算及び補助金関係、会員管理、事業の企画・実施・執行管理、会員拡大・PR 等の業務事務全般を実施している。

総務主幹（市 OB）が、総会・理事会等の事務、予算・決算、経理総括、公益法人、職員の任用に関する管理事務全般を実施している。

パート職員（非常勤）が 4 名、臨時職員（非常勤）が 1 名で「事務分担」で明確に担当を分け、主務者と補助者を設け業務を実施している。

(サービスエリア) ○久留米市 ○小郡市 ○うきは市 ○八女市○筑後市 ○大川市
○みやま市 ○大刀洗町○広川町 ○大木町 等の中小企業で働く勤労者と事業主。



(事業内容の詳細：令和5年度)

○自己啓発・余暇対策事業（公益目的事業） グラフ A で過去5年の事業費の推移を記載

令和5年度予算額	69,077 千円
令和5年度決算額	74,509 千円

会員の自己啓発及び余暇活動支援のため、以下の事業を実施するもの。

1. 地場の事業所を活用した各種フェアの開催（パンフェア、フルーツフェア、ラーメンフェア、うなぎフェア、スイーツ祭り、フラワー・グリーンフェア、うどんフェア等）
2. 地場産くるめなどとの合同企画の実施
3. グルメ助成企画の実施
4. 映画鑑賞券プレゼント企画の実施
5. 映画割引クーポンの発行（Tジョイ久留米、セントラルシネマ大牟田）
6. 旅行補助
7. 宿泊助成企画等の拡充・実施
8. 野球観戦チケットの有償・無償配布
 - ・みずほペイペイドーム
 - ・タマホームスタジアム筑後
9. その他のスポーツ（サッカー）のチケットの有償配布
10. レジャー施設の利用補助
 - ・東京ディズニーランド
 - ・ハーモニーランド
 - ・ハウステンボス など
11. コンサート、演劇、講演会等チケットの助成
12. 文化教養施設の利用補助（福岡県青少年科学館、久留米市美術館、鳥類センター等）

○健康対策事業（公益目的事業） グラフ B で過去 5 年の事業費の推移を記載

令和 5 年度予算額	33,310 千円
令和 5 年度決算額	33,295 千円

労働安全衛生法により、事業主に対し、従業員の受診を義務付けている定期健康診断の経費を一部助成するとともに、会員の健康維持増進に資する事業を実施するもの。

1. 定期健康診断、人間ドック費用補助
2. インフルエンザ予防接種費用補助
3. 温泉施設の利用補助・施設の拡充
4. 温水プールの利用補助
5. 家庭用常備薬の斡旋
6. フィットネス施設の利用補助
7. スポーツ施設の利用補助（ゴルフ、スキー、スケート、テニス） 等

○生活安定事業（収益事業等）

令和 5 年度予算額	46,300 千円
令和 5 年度決算額	47,998 千円

在職中の生活安定の一助として、会員の慶弔時や傷病及び災害時に各種給付金を支給するもの。また、会員が特定の資金融資制度を利用した場合、利子の一部を補給し、また買い物等で割引サービスが受けられる特約割引指定店を設置するもの。

1. 慶弔給付金の給付事業
2. 融資制度の斡旋と利子補給事業
3. 特約割引指定店事業

○その他

1. 九州沖縄地区中小企業勤労者福祉団体協議会(K-net)共同事業
(公益目的事業)

事業の共同化により、スケールメリットが発揮されサービスのレベルアップと多様化が図られることから、引き続き K-net 所属団体との共同事業メニューへの参加を行うもの。また、K-net 加盟団体との情報交換など、運営に有益な情報の把握に努める。

(1) 共通割引施設事業

九州沖縄地区の宿泊施設、テーマパーク、レジャー・スポーツ施設、飲食店、商業施設等と共通割引契約を締結し、会員の利用に供するもの。

(2) テーマパークの無料招待事業

ハーモニーランド、城島高原パーク等の施設と、K-net の加盟団体等の会員及び家族を対象に無料招待や廉価な価格でのサービスを提供するもの。

(3) 情報提供事業

共同で運営しているホームページ「K-net web」をさらに充実させ、これを利用して、単独では困難な、九州各地のサービス提供を行うもの。

2. 情報提供事業（公益目的事業）

会員に多様な情報を提供し、サービスの向上に努めるもの。

(1) ガイドブックを発行し、センター事業の理解と周知を図る。

(2) 広報誌（K S Cニュース）を隔月発行し、実施事業の内容や利用方法等の周知を行い、各種情報を提供する。

(3) ホームページにおいて、タイムリーな情報を発信する。

(4) 会員が、郵送や持参していた申請書類を、WEBを活用し申請することを令和4年度から開始したので、会員に更なる周知を図り、利便性の向上に努める。

3. 加入促進事業（収益事業等）

センターの自立化の根幹となる会員の増加を促進するため、継続して事業所に対する周知活動を積極的に行い、以下の会員拡大を図るもの。

(1) エリア内の各商工会議所・商工会と連携し、PRチラシ等を配布し、当センターの周知及び加入の促進を図る。

(2) 加入事業所の紹介者に対する報奨制度を活用した加入促進を図る。

(3) 各自治体へ当センターの周知や加入促進のための広報を依頼する。

(4) 福岡県中小企業家同友会や各種業界団体との関係づくりに努め、傘下事業所の加入促進を働きかける。

(5) ホームページやK S Cニュースを活用し、センターの情報発信を行い、認知度の向上に努める。

(6) 様々な機会をとらえ、当センターの周知に努め、加入を働きかける。

(2) 実施した監査手続き

○チェックリストに基づき、常務理事及び団体職員等へヒアリング及び各資料の閲覧、組織体制、ガバナンス、リスク管理、事業運営、財務状況、内部統制の適切性を検討

○業務実績の推移、事業収益、人件費、主要経費の分析を実施し、経営の現状分析を実施

○過年度の監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討

○事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について検討

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(貸借対照表より)

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度
①資産合計	165,222	168,163	146,732		145,565	141,522
(うち現金預金)	(77,405)	(80,302)	(58,845)	※ 1	(57,462)	(53,174)
(うち特定積立預金)	(80,000)	(80,000)	(80,000)		(80,000)	(80,000)
②負債合計	14,522	12,222	15,090		14,166	14,430
(うち市からの借入金)	-	-	-		-	-
(うち外部金融機関等からの借入金)	-	-	-		-	-
正味財産合計(①-②) ※2	150,699	155,940	131,642		131,398	127,092

<分析>

※1：

令和2年度から令和3年度に現金預金が21,457千円減少した理由は、主に令和3年度経常費用（サービスの利用補助費27,321千円増加）が増加した影響。前年令和2年度が経常利益+5,510千円であり、収支相償から翌年度解消を計画。

※2：

債務超過の状況ではなく、久留米市からの借入金・損失補償・債務保証はない。
過去5年特定資産「運営費積立資産」の利用はない。財政状態に問題はない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動比率 (流動資産÷流動負債)	586%	721%	442%	462%	426%
正味財産比率 (正味財産合計÷資産合計)	91%	92%	89%	90%	89%
有利子負債比率 (借入金÷正味財産合計)	—	—	—	—	—

流動比率は短期的支払能力を表す指標であり 200%以上であることが望ましいとされており、短期的支払能力がない状況になく、財務的な安定性は保持していると判断できる。

正味財産比率も一定程度保たれており、財政的に安定していると判断できる。

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	165,045		167,310	172,382	192,342	192,209
（うち市からの補助金）	(4,016)	※ 3	(7,825)	(7,588)	(8,011)	(8,819)
（うち市からの委託料）	-		-	-	-	-
（うち随意契約）	-		-	-	-	-
（うち指定管理料）	-		-	-	-	-
（うち市からの交付金・負担金）	-		-	-	-	-
経常費用	164,766		161,799	196,609	192,515	196,445
当期経常増減額	278		5,510	-24,226	-172	-4,235

<分析>

※3：

職員の退職により一時的に給与が減少し、補助金対象の人件費金額が減少した影響。

③損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	165,045	167,310	172,382	192,342	192,209
受取入会金	750	728	901	1,473	818
受取会費	149,930	151,712	154,944	174,199	174,335
事業収益	2,334	1,963	1,624	1,358	1,117
受取補助金等	4,016	7,825	7,588	8,011	8,819
（久留米市 運営費補助 金）	(4,016)	(7,825)	(7,588)	(8,011)	(8,819)
受取負担金 （主催事業収 益）	7,860	4,318	6,748	6,986	6,659
その他	154	763	576	314	461
経常費用	164,766	161,799	196,609	192,515	196,445
事業費	160,185	156,555	191,397	186,059	190,039
（うち利用 補助費）	(75,342)	(69,101)	(96,423)	(84,525)	(93,278)
（うち共済 給付）	(43,331)	(42,994)	(42,825)	(44,388)	(47,515)
（うち主催 事業費）	(14,247)	(10,563)	(13,856)	(17,591)	(14,526)
（うち給料 手当・賃金・ 法定福利 費）	(10,855)	(15,966)	(16,515)	(18,510)	(17,415)
（その他）	(16,407)	(17,928)	(21,775)	(21,044)	(17,304)
管理費	4,581	5,244	5,212	6,455	6,405
（うち役員 報酬）	-	-	-	-	-
（うち給料 手当・福利 厚生費）	(2,115)	(3,159)	(3,211)	(3,602)	(3,891)
（その他）	(2,465)	(2,084)	(2,001)	(2,852)	(2,513)
当期経常増減額	278	5,510	-24,226	-172	-4,235

<分析>

受取会費収入が収入の 9 割を占めており、現会員の退会の減少や会員数の増加が収入安定にとって必要となる。

過去 5 年の推移をみると会員数増加により会員収入は増加しており収入は安定している。

一方、経常費用については「利用補助費」「共済給付」「主催事業費」の増減により変動が大きい。中でも、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツや旅行において利用が伸び悩んだのもあり、このため代替的なメニューとして、できるだけ多くの会員に安全・安心に利用できるスイーツ・ラーメン・パン・うどん・うなぎ・フルーツなどの各種フェアの拡充を地域の店舗に協力を得ながら行っていた結果、各種フェアに関する事業費が大幅に膨らんだ。

令和 5 年度は、レジャー施設の利用補助費増加や健康対策事業での温泉施設利用補助の増加等により事業費が増加した。

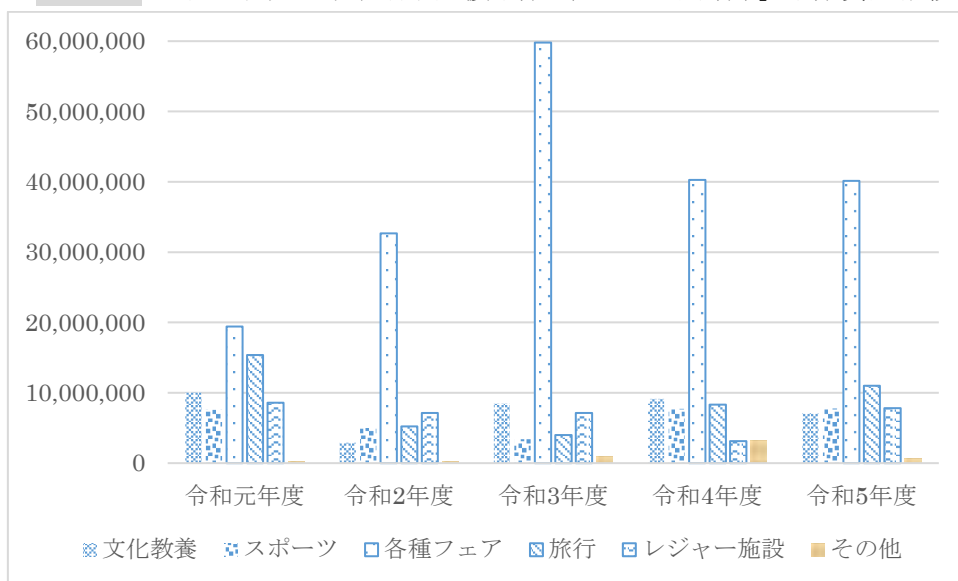
(4) 主な事業ごとの収入・支出の推移

1. 自己啓発・余暇活動支援事業（公益目的事業）

（利用者数・事業費用 5 年推移）

種 類	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)
文化教養	16,756	10,060,640	2,347	2,910,885	4,500	8,444,665	5,376	9,140,155	4,039	7,083,040
スポーツ	1,650	7,586,200	1,248	5,005,498	1,172	3,395,993	1,556	7,730,484	1,556	7,777,200
各種フェア	37,103	19,436,920	58,136	32,669,500	105,993	59,786,776	68,970	40,260,260	51,829	40,146,780
旅行	5,085	15,357,000	1,880	5,237,000	1,471	4,015,500	2,936	8,308,000	3,671	11,010,700
借上保養所	0	0	0	0	0	0	143	400,000	0	0
レジャー施設	6,887	8,610,139	3,642	7,148,560	4,285	7,148,789	3,619	3,127,642	6,112	7,819,603
その他	200	195,400	200	208,000	430	947,685	1,400	2,806,090	100	671,790
合 計	67,681	61,246,299	67,453	53,179,443	117,851	83,739,408	84,000	71,772,631	67,307	74,509,113

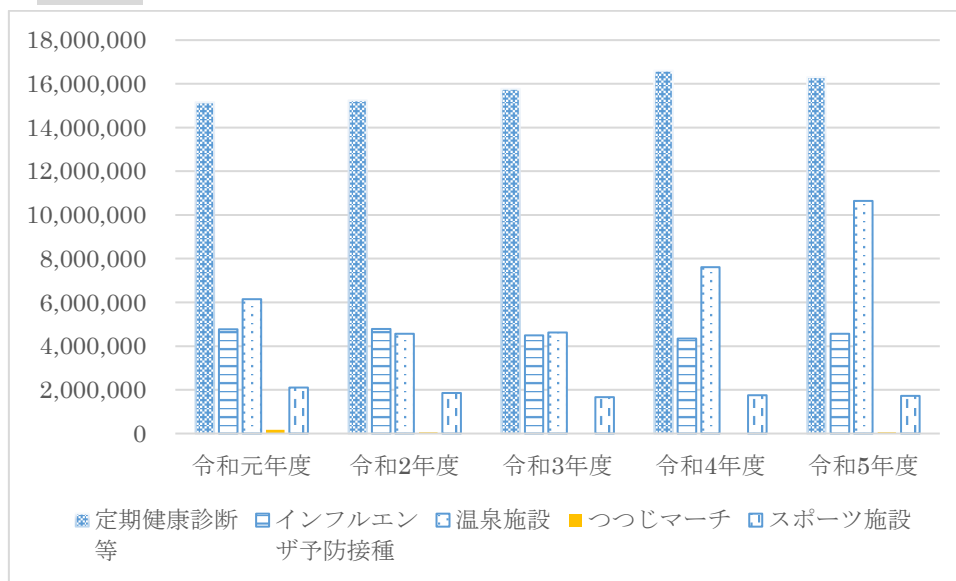
グラフ A 「自己啓発・余暇活動支援事業（公益目的事業）」事業費用推移（単位：円）



2. 健康対策事業（公益目的事業）（利用者数・事業費用 5 年推移）

種 類	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)	利用者数 (人)	事業費 (円)
定期健康診断	7,264	15,153,280	7,353	15,235,800	7,512	15,768,480	7,797	16,605,050	7,879	16,309,734
インフルエン	4,763	4,763,000	4,784	4,784,000	4,491	4,491,000	4,349	4,349,000	4,564	4,564,000
温泉施設	31,056	6,146,130	23,125	4,563,910	23,286	4,619,130	36,001	7,614,080	47,114	10,641,040
つつじマーチ	177	171,500	41	52,650	0	0	16	20,800	41	50,700
スポーツ施設	9,700	2,110,260	5,623	1,850,000	5,402	1,662,450	8,368	1,754,760	9,310	1,729,750
合 計	52,960	28,344,170	40,926	26,486,360	40,691	26,541,060	56,531	30,343,690	68,908	33,295,224

グラフB 「健康対策事業（公益目的事業）」事業費用推移（単位：円）



（５）過年度の監査による指摘事項に対する措置状況について

過去の包括外部監査、市の監査委員監査、県の監査などで指摘事項に対しては、適切に対応、是正措置を講じている。

(6) 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

会員数の推移

	事業所数(所)	会員数(人)	増減(人)	入会(人)	退会(人)
令和元年	1,116	12,073	88	1,507	1,419
令和2年	1,102	12,161	336	1,819	1,483
令和3年	1,110	12,524	363	1,816	1,453
令和4年	1,123	13,944	1,420	※3,040	1,620
令和5年	1,149	13,969	25	1,629	1,604

※久留米市消防団の入会により増加

単位：事業所数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	1,116	1,102	1,110	1,123	1,149
(うち1号会員)	(417)	(411)	(412)	(412)	(420)
(うち2号会員)	(699)	(691)	(698)	(711)	(729)

1号会員…

法人の目的に賛同して入会した福岡県南地域内に所在する構成員5人以上の事業所及び団体

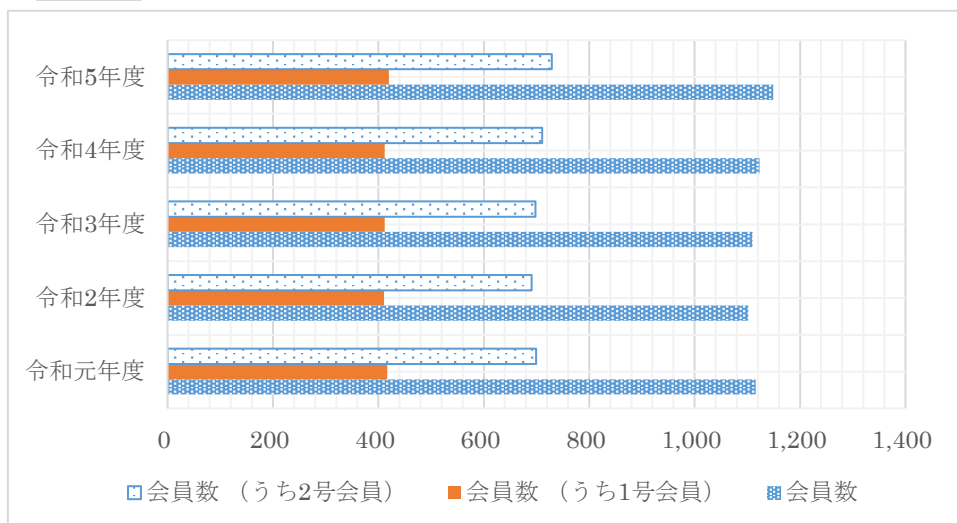
2号会員…

法人の目的に賛同して入会した前号に定める1号会員以外の事業所及び団体又は勤労者(個人)

1号会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員となる。

グラフC「会員数の推移」

単位：事業所数



成果指標の評価に基づき有効性や効率性が満たされているか

事業の有効性に対する成果指標は「会員数」である。会員は増加しており、事業費が増加していることから利用実績も多く、事業の有効性は満たされていると判断できる。また、令和4年度から、会員はWEBからの申請が可能となり、会員の利便性向上を図るとともに事業の効率性に寄与している。

総合的に勘案して団体の存在意義が希薄になっていないかについて

【事業の継続性・法人の存在意義について】

（団体の存在意義について）

事業そのものの意義について

【目的】中小企業単独では実現が困難な福利厚生事業について、団体が代行して運営することで大企業並みの福祉事業を提供する。

中小企業の勤労者が生涯にわたって「豊かで充実した生活」をおくることができるように、中小企業単独では実施しがたい勤労者の福祉事業について、「地域の自治体」が中心となって、中小企業の事業主とその勤労者のために大企業並みの福祉事業を提供し、中小企業勤労者の福祉の増進を図り、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

【背景】中小企業と大企業との間では、（雇用・労働条件のほか）福利厚生面からも大きな格差があるのが現状。

原因

- (1) 資金力や従業員が少なく十分な事業ができない
- (2) スケールメリットが働かない

設立して30年経過するが、現在においても、大企業と中小企業の福利厚生格差は大きく、久留米広域勤労者福祉サービスセンター（以下、団体）が存在することで、中小企業では実現しえない福利厚生の充実が可能となっている。

団体が実施する「中小企業が安価で入れる従業員の福祉サービスの充実」は、企業が働き方改革を求められる中で、余暇の充実や健康の増進を図り従業員の定着が求められる現在において、益々求められると考える。

【財政状態について】

債務超過の状況になく、借入金もない。

過去の剰余金の積立資金である運営費積立資産 80,000 千円は過去5年使用されなくとも、運営資金は事業収支及び前期までの剰余金で賄われており、財政状態に問題はない。

【採算性について】

主な収入は会員一人について12,000円の会費収入であり、会員の増加が団体の収入拡大につながる。一方、会員が受けるサービス内容は、各種サービスの充実化を図った結果、会員の利用が増加すると、サービス費用と受益者負担の差額を団体が負担するため、事業費が増加する。

令和3年度はコロナ禍で地域経済に根差したサービスの充実を図り事業費が大幅に増加となった。また、令和5年度においても会員のサービス実績が増加し、利用補助のサービス提供増加により赤字となっている。

魅力的なサービスの提供は会員満足のために重要であり、事業費の増加は実績率の向上を意味し、事業の有効性は保たれていると考えられるが、一方、会員による利用実績の増加は赤字の原因となっている。団体は、利用制限をつけるなどしてコントロールし、収支相償を図り採算性を目指している。

市の財政的関与について、市からの補助金の対象は、人件費及び管理費であり、経常費用全体に占める割合は令和5年度で約4.5%である。その他、市からの派遣職員1名（事務局次長）は市から給料が支給されている。

令和2年度は経常黒字、令和3年度から令和5年度において経常収支は赤字になっていることから、事業体として採算性を保つことについて、意見39に記載した。

総括：【事業性について】

会員の増加が収入増加に直結し、事業費も会員が増加し利用すれば事業費も増加する。

会員増加の獲得には、現在の福利厚生の内容について会員が使いやすく、より満足を得られるものでなければならない。

会員獲得のためには、PRや紹介制度の導入などを実施しているが、令和5年度はより知ってもらうためのPRとして、漫画小冊子の発刊を実施した。

今後も商工労働ニュースなどでの広報や久留米市の中小企業へ知ってもらうための方法などは労政課等と連携することが必要になってくると考える。

会員の退会の理由は廃業等が多く、サービスを利用しない等の理由は少ない。また令和5年に実施した利用者アンケート(回収率8.5% 前回平成30年実施 回収率2.5%)をみても、「大変満足」「満足」が77.3%である。

以上のように、会員数は増加しており、満足度でも「満足」以上の回答が多く、また事業費の増加にみられるように利用につながっていることから、事業の有効性はあると考える。

(7) 結果

＜外郭団体＞

(意見39) 中期の事業計画の策定

現在、単年度の次年度計画を作成しているのみであり、中期の事業計画は策定していない。

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議(令和5年6月2日)の最終報告においても「収支相償」の考え方が検討され、「収支相償」に関して以下のような見解が示されている。(一部抜粋)

「中期的な収支均衡」

「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。

～中略～

収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は、5年間とする。

これからは、「中期的な収支均衡」の確保が公益目的の会計に必要なってくる。団体の「存続(事業継続)の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)のためには、安定的な経営及び会員へのサービスの内容の充実を図ることが必要であり、そのためには、会員数の増加が必須である。

会員の増加数を「中期的な視点」から指標として設定し、その指標に基づいた予算数値を策定することが必要であると考え。実現可能な予算と実績との差異を随時分析し、差異の原因を追究することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となりうる。

このように、中期の事業計画は、団体の事業運営において有意義な手段になると考えられ

るため、必要であると考える。

(意見40) 活発な意見など議論の深まる理事会の議事運営について

理事会議事録を閲覧したが、理事からの活発な意見交換はない。健全な組織運営のため、理事会、監事監査等による内部管理の徹底(コーポレートガバナンス)を図るためには財務・事業に対する理事からの意見発言は必須であると考える。

現在単年度の次期計画や、決算承認といった定例的な事項の中にも意見39で述べたような中期的な視点からの計画を導入することで理事の監視が強化されると考える。

理事会の運営において、各理事の意見が活発にでるような議事運営を心がけられたい。

(意見41) 法人法改正に基づく役員の補償契約及び損害賠償責任契約条項の導入検討

令和元年の法人法改正により、「補償契約に関する条項」及び「役員等のために締結される保険契約」が新設されているが、団体において採用の検討がなされていなかった。

令和元年の改正では、補償契約及び損害賠償責任保険契約に関する手続き等が明確になり、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に関して第三者に対する損害賠償責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が委縮することを防止し、役員等に対して適切なインセンティブを付与することのほか、適度な防御活動によって会社の損害の阻止する意義が認められることが法人法改正の趣旨である。

以上のような法人法改正の趣旨に則り、導入を検討されてはどうか。

1 3. 公益財団法人 久留米市都市公園管理センター

(1) 団体の概要

市所管課	都市建設部公園緑化推進課
所在地	久留米市長門石1丁目 15-15
設立年月日	昭和 58 年 3 月 31 日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的	久留米市と協力して、公園施設の整備促進及び維持管理を行うとともに、適正な公園の管理運営並びに緑化の推進及び動物愛護思想の普及啓発に努め、公園機能の充実に図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
出資金等	資本金・基本財産 7,300 千円
内、市の出資割合(%)	3,000 千円 (41.1%)
主な事業内容 (定款)	公園施設等の維持管理、利用促進及び水辺環境の管理に関する事業、都市緑化の推進、緑の保全及び緑化啓発の推進に関する事業、久留米市鳥類センターの管理運営及び動物愛護思想の普及に関する事業、筑後川河川敷ゴルフ場の管理運営及び利用促進に関する事業 など
所管課から見た課題	(公園等管理事業) ・都市公園の指定管理を平成 18 年から受託しており、公園管理のノウハウを有しているが、近年、樹木、遊具等の老朽化が進み、より専門的な対応が求められてきており、今後も専門的知見を深めるように努めてほしい。 (鳥類センター事業) ・施設の老朽化及びそれに伴う修繕の増加。 ・鳥インフルエンザの頻発化、猛暑などの飼育環境の変化への対応。 ・人件費、物価高騰等に対応した収益改善。 ・駐車場の不足。 (市民流水プール事業) ・施設の老朽化、修繕の増加。 ・人件費、物価高騰等に対応した収益改善。 ・営業時間外の施設の利活用の検討。 (ゴルフ事業) ・ゴルフ人口の減少、リピーターの高齢化により、年々利用者が減少している。近年の異常気象により大雨や台風等が頻発、

	激甚化しており、多額の復旧費用が必要で経営が厳しくなっている。 ・長門石ゴルフ場は国交省による河川工事のため、コースが600m 延伸、工事期間は6 年間に及ぶため、更なる利用者離れが想定される。
--	---

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	714,859	705,981	705,147	763,473	785,464
経常費用	705,275	701,069	717,880	769,206	796,387
経常損益	9,584	4,912	▲ 12,733	▲ 5,733	▲10,923

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
61,281	0	144,742	388,394	0

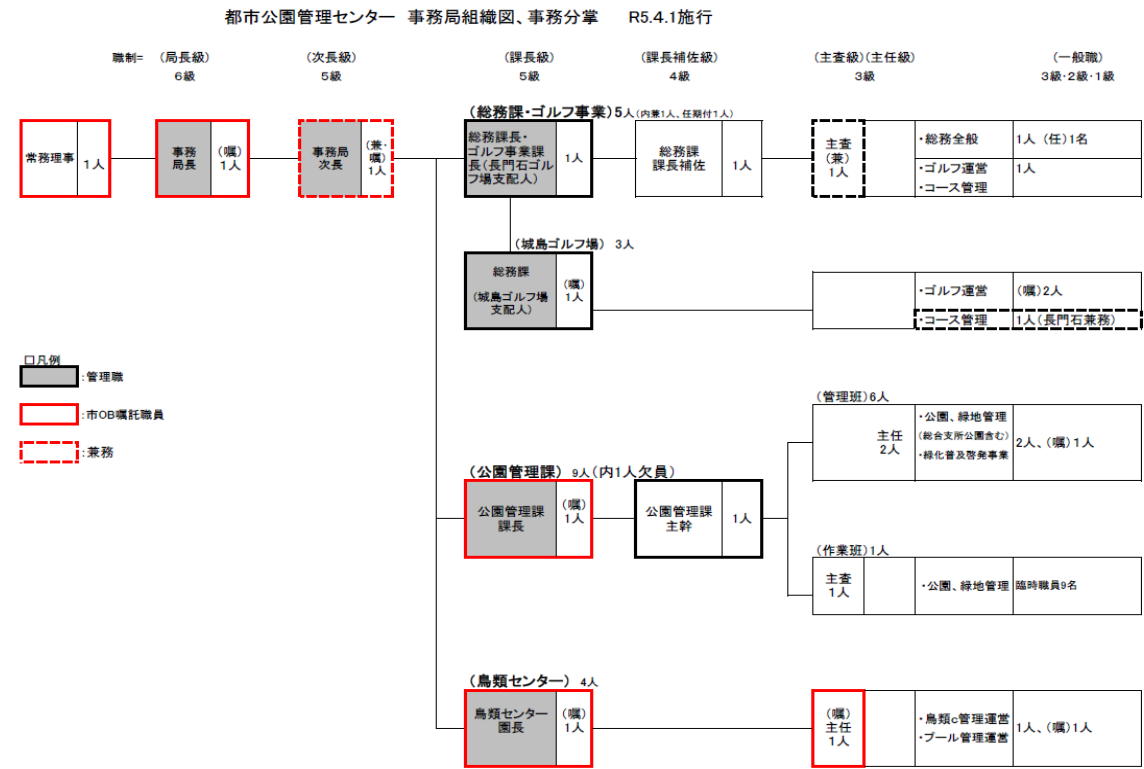
(市の人的関与の状況)

(令和5年4月1日現在)

役員	1 名	うち市派遣	0 名、市 OB	1 名
職員※1	1 1 名	うち市派遣	0 名、市 OB	0 名

※1 非常勤職員は含まない。

(組織図)



(事業内容の詳細)

○公園等管理事業(令和5年度決算額 530,818千円)

市内都市公園及び公園施設等(382箇所、257.43㌔)を造園業者、地元団体、専門業者の協力のもと管理している。

1. 指定管理者公園事業(331公園) 205.27㌔(令和5年度決算額 395,503千円)

(1) リバーサイドパークの管理

リバーサイドパークの有料・無料施設を関係機関と調整し、大規模な大会・イベント等に合わせて適切に管理した。

有料施設では、年間107,731人の利用者がおり、9,332,790円の利用料収入を得た。無料施設では、年間69,485人の利用者がいた。

その他以下のような事業を実施した。

①リバーサイドパーク施設の利用促進。

②シニアテニス教室・シニアテニス大会の実施

③環境問題への取り組み

その他の管理業務として、以下の業務を実施した。

①公園施設・遊具点検パトロール

②698 件の公園要望・6 件の苦情処理

③公園施設修繕遊具点検パトロール結果に基づき、計画的・迅速に修繕等を行った（336 件）

(2) 公園内での市民協働活動（花壇の植え替え、ごみの回収）

(3) 財団の自主的な取り組み（公園の高木剪定、側溝の水底の掃除、サッカーゴールの寄附）

2. 公園施設等管理事業(51 箇所)52.16 兆円（令和 5 年度決算額 134,710 千円）

公園機能を持つ広場、公共施設緑地などの管理運営については、景観整備に重点を置き、施設の安全点検を含め、以下の管理業務を行い、適正な管理に努めた。

(1) 公園機能を持つ広場及び施設緑地(15 箇所)29.74 兆円

(2) 城島地区・三潞地区の公園管理(12 公園)10.76 兆円

(3) その他の公共緑地(7 施設)11.45 兆円

(4) 開門管理 0.21 兆円

(5) 小学校、市営住宅等の遊具(45 小学校、15 力所)

3. 緑化普及啓発事業（令和 5 年度決算額 13,817 千円）

緑化普及啓発事業では、市から受託している「市民とつくる花と緑の名所づくり」や「くるめ花街道サポーター支援」として市民ボランティアが維持管理を行う「昭和通り」「明治通り」などの街路植樹帯を個性ある花壇となるようサポートした。

(1) 市民とつくる花と緑の名所づくり(年 2 回)

(2) 花と緑の名所づくり連絡会(研修会)

(3) ハングングバスケット植替（年 2 回）

(4) グリーンスクール(年 2 回)

(5) みどりの講習会(年 1 回)

(6) くるめ花街道サポーター支援事業

(7) 花植えイベント

(8) 小学生への緑化普及

○鳥類センター事業

鳥類センターは、「人と自然環境との共生」を目指した飼育展示、周辺施設との連携、学校教育との関わりを大切にし、「鳥類センター友の会」などの協力を得ながら、入園者に喜ばれ、園の活性化となるよう市民サービスの向上に努めた。

鳥類を主とした 79 種類 420 点の動物を展示する日本でも珍しい鳥の動物園として、市内外を問わずご来園いただけるよう各種施策、広報活動を複合的に取り組み、リピーターの確保、入園者の利便性と景観向上に努めた。

令和5年度は、福岡県の子ども美術館博物館無料鑑賞事業により、小中学生の入園が無料になったため、4歳以上の幼児の入園も無料とした。その結果、多くの子どもたちに来園いただいた。また、メディアに多く取り上げられたことで鳥類センターの認知度も高まり、入園者数は昨年度同様12万人を超え、年間通して多くの入園者で賑わった。

1. 鳥類センター事業（令和5年度決算額 70,462千円）

【入園者数及び入園料状況】

利用形態/年度		R5	R4	前年度比(%)
入園者数 (単位：人)	有料入園者	60,463	85,099	71
	無料入園者	68,258	42,416	161
	総計	128,721	127,515	101
入園料(単位：円)		16,952,312	17,966,172	94
臨時休園日数		1日	6日	

※台風による臨時休業

※入園料には、福岡県からの助成金を含む。

(1) 癒しとレクリエーションの場としての取り組み

「ふれあいコーナー」は、園内施設の中でも非常に人気があり、特に、動物の餌やりは子どもたちに変大好評だった。5月以降、日曜イベント(ペンギンのお食事タイム、パンダマウスとのふれあい)を復活し、さらに、近年人気が高まっているキッチンカーによるイベントを開催し、子育て世代が安心して楽しめる場の提供に努めた。

(2) 生涯学習・社会教育の場としての取り組み（移動動物園、職場体験、バックヤードツアー）

(3) 自然保護・種の保存の場としての取り組み

- ・ボリビアリスザル2匹とダチョウ2羽を迎え入れ
- ・ボリビアリスザル1匹が繁殖

(4) 生息環境や生態などの研究の場としての取り組み

熊本大学が行っている「マクジャク種の保存」の研究に対し、鳥類センターで産卵したマクジャクの卵を提供した。

(5) 市民との協働

市民との協働事業として発足した「鳥類センター友の会(バードサポーター、バードボランティア)」による施設整備費用の寄付、園内環境整備など、連携強化により園運営の充実を図った。

(6) 高病原性鳥インフルエンザ対策

(7) 施設の整備

(8) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った情報発信

(9) くるめふるさと大使「パントビスコ」氏とのコラボレーションによる事業推進

2. 市民流水プール事業（令和5年度決算額 37,735 千円）

市民流水プールは、ウォータースライダーや幼児プールも設置され、近郊では唯一の「家族で楽しめる屋外プール」として、リニューアルオープンから17年目を迎えた。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、最大滞在者数を500名に制限していたが、令和5年度は制限を解除したこともあり、入場者数がリニューアル当初に匹敵するほどの44,585人に達し、目標を大幅に上回った。

【入場者数及び入場料状況】

利用形態/年度		R5	R4	対比(%)
入場者数 (単位: 人)	有料入場者	38,178	22,790	168
	無料入場者	6,407	4,105	156
	総計	44,585	26,895	166
入場料(単位:円)		20,419,860	12,192,330	167
営業日数		40 日	44 日	93
臨時休業		1 日	0 日	

※台風による臨時休業

3. 周辺施設との連携による入園者増加対策

(令和5年度決算額 ⇒ 鳥類センター決算額に含む)

福岡県青少年科学館、筑後川防災施設くるめウス、石橋文化センター、久留米市美術館等周辺施設と連携した回遊性のある観光文化施設として、令和5年度も他の施設と連携を図り、スタンプラリーを実施した。5施設合同イベント「くるめぐるフェスタ」は、9月9日(土)に石橋文化センターにて開催。鳥類センターは、鳥類の出張展示やグッズ販売を実施した。

5月には、中央公園カフェ KURUMERU (クルメル)でのイベントに移動動物園を出展した。

○ゴルフ事業（令和5年度決算額 129,785 千円）

1. 長門石ゴルフ場（令和5年度決算額 66,602 千円）

【利用者数・収入】

区分	R5	R4	前年度比(%)
利用者数(人)	28,157	32,537	87
収 入(円)	57,057,400	65,464,900	87

※大雨、台風等による臨時休業 17 日間

2. 城島ゴルフ場（令和5年度決算額 63,183 千円）

【利用者数・収入】

区分	R5	R4	前年度比(%)
利用者数(人)	27,576	29,124	95
収 入(円)	56,190,000	59,653,000	94

※台風、大雨等による臨時休業 8 日間

3. 広報活動（令和5年度決算額 ⇒ ゴルフ事業決算額に含む）

- (1) ドリームス FM にて CM 放送(土日を除く 1 回/日 7:06) ’
- (2) 新聞に各種月例杯の表彰者を掲載
- (3) 財団 HP 公式 LINE による情報発信
- (4) [城島] ドローンによる空撮動画をホームページに掲載
- (5) 近隣の練習場、久留米市内の大学にポスター掲示

○財団管理事業（令和5年度決算額(法人会計) 4,526 千円）

1. 効果的・効率的な組織体制の構築

公園事業の指定管理、鳥類センター事業のセンターの在り方、ゴルフ事業の運営の在り方等、様々な課題解決に向け、市との連携強化に努めた。また、計画的に研修を行うことで職員の意識改革に努め組織の確立・活性化を図った。

2. 財団自主事業

財団の公益性を高め、さらに財団を市民の方にアピールするため、中央公園芝生広場で、花菖蒲や音楽をとおして魅力ある公園づくりを推進するため、地元と小学校、児童合唱団などと協働で、「第 18 回花菖蒲まつり」を開催した。

○附帯事業（令和5年度決算額 9,243 千円）

1. 鳥類センター附帯事業(遊園・売店事業)

売店商品では、オリジナル商品(ポストカードや羽根の小瓶など)に加え、くるめふるさ

と大使のクリエイターのパントビスコ氏とのコラボ商品の販売を行うなど、来園者誘引効果が期待できる商品開発に取り組んだ。

また、プレイランドは、管理業者と協議しながら安全な施設運営を行い、管理業者の協力により様々なイベントを実施し、利用者の増加を図った。

2. 長門石ゴルフ場、城島ゴルフ場及び指定管理公園附帯事業

収益事業の一環として、ゴルフ場の用品販売、自動販売機設置、また、都市公園に自動販売機を設置、利用者の利便と収益向上を図った。

(2) 実施した監査手続

- ①過去5年間の法人全体の財務諸表の推移をとり、事業の実施状況、財務内容の状況を把握した。
- ②過去5年間の公益事業、収益事業の事業ごとの財務数値の推移をとり、著しい増減について原因を把握し、異常の有無を確認した。
- ③事業の実施状況を分析し、事業が効率的かつ合理的に行われており継続することが有用であるかを検討した。
- ④過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況の適切性を検討した。

(3) 財務状況の推移

①要約貸借対照表の推移

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動資産					
現金預金	123,541	138,520	159,209	141,700	143,346
その他	80,041	99,957	72,692	78,468	85,915
流動資産合計	203,582	238,477	231,901	220,168	229,261
固定資産					
基本財産					
定期預金	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
基本財産合計	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
特定資産					
退職給付引当資産	10,490	11,490	23,448	24,474	26,079
設備改良引当資産	54,700	59,700	64,700	69,700	69,700
特定資産合計	65,190	71,190	88,148	94,174	95,779
その他固定資産					
建物	88,325	82,519	76,723	70,972	65,793
その他	383,828	382,686	373,828	370,656	379,931
その他固定資産合計	472,153	465,205	450,551	441,628	445,724
固定資産合計	544,643	543,695	545,999	543,102	548,803
資産合計	748,225	782,172	777,900	763,270	778,064
流動負債					
未払金	103,534	126,485	133,967	126,993	141,710
その他	11,821	16,854	14,988	12,745	21,818
流動負債合計	115,355	143,339	148,955	139,738	163,528
固定負債					
退職給付引当金	19,456	20,604	23,448	24,518	26,079
固定負債合計	19,456	20,604	23,448	24,518	26,079
負債合計	134,811	163,943	172,403	164,256	189,607
指定正味財産					
寄付金	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
指定正味財産合計	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
一般正味財産	607,612	612,429	599,697	593,214	582,657
正味財産合計	613,414	618,229	605,497	599,014	588,457
負債及び正味財産合計	748,225	782,172	777,900	763,270	778,064

②要約損益計算書（正味財産増減計算書）の推移

（単位：千円）

年 度 科 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益					
基本財産受取利息	1	1	0	0	0
指定管理者収益	326,251	337,171	351,727	368,450	389,498
公園利用料金収益	8,813	8,530	7,920	10,088	9,333
公園施設等収益	127,460	127,761	128,376	131,087	137,080
緑化推進事業収益	14,200	7,207	9,836	12,947	13,192
動物園事業収益	13,165	11,814	12,834	17,966	16,952
プール事業収益	13,144	-	-	12,192	20,420
長門石ゴルフ収益	71,491	68,523	63,064	65,465	57,057
城島ゴルフ収益	61,725	61,221	55,617	59,653	56,190
附帯事業収益	17,520	11,664	13,604	19,779	21,110
受取久留米市補助金	56,680	58,635	54,808	63,089	61,281
受取受託金	6	24	36	5	8
雑収益	4,403	13,430	7,325	2,752	3,343
経常収益計	714,859	705,981	705,147	763,473	785,464
経常費用					
公園事業費	465,109	470,813	489,058	507,301	530,818
緑化事業費	14,557	7,324	10,445	14,399	13,818
鳥類Ｃ事業費	62,497	64,450	65,463	68,643	70,462
プール事業費	25,942	8,086	8,597	34,235	37,735
ゴルフ事業費	123,135	138,331	130,765	131,712	129,786
附帯事業費	9,767	7,597	9,132	8,359	9,243
管理費	4,267	4,468	4,420	4,556	4,526
経常費用計	705,274	701,069	717,880	769,205	796,387
当期経常増減額	9,584	4,912	▲12,733	▲5,732	▲10,923
経常外収益	-	-	1	-	370
経常外費用	-	97	0	750	4
当期一般正味財産増減額	9,584	4,815	▲12,732	▲6,482	▲10,557

当期経常増減額は、令和３年度よりマイナスとなっている（令和３年度▲12,733 千円、令和４年度▲5,732 千円、令和５年度▲10,923 千円）。これはゴルフ事業のマイナスが主な要因となっており（令和３年度▲12,084 千円、令和４年度▲6,594 千円、令和５年度▲16,539 千円）、ゴルフ事業の立て直しが課題となっている事がうかがえる。

(4) 事業区分ごとの収入・支出の推移

(単位：千円)

年 度 事業会計区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公益事業	経常収益	558,656	549,950	566,022	614,315	646,691
	経常費用	568,105	550,673	573,563	624,578	652,833
	当期経常増減	▲9,449	▲723	▲7,541	▲10,369	▲6,141
収益事業	経常収益	153,623	153,255	136,259	146,309	135,873
	経常費用	132,902	145,928	139,896	140,071	139,028
	当期経常増減	20,721	7,327	▲3,637	6,238	▲3,155
法人会計	経常収益	2,579	2,777	2,866	2,848	2,899
	経常費用	4,267	4,468	4,421	4,556	4,526
	当期経常増減	▲1,687	▲1,691	▲1,554	▲1,707	▲1,627
総合計	経常収益	714,859	705,981	705,147	763,473	785,464
	経常費用	705,274	701,069	717,880	769,205	796,387
	当期経常増減	9,584	4,912	▲12,733	▲5,732	▲10,923

公益目的事業は、収支相償の要件をみたすためマイナスとする必要があり、これを収益事業会計と法人会計の黒字でカバーするのが一般的であるが、令和5年度は収益事業と法人会計がともにマイナスとなっており、当然のことながら法人全体の当期経常増減額も▲10,922千円となった。

(5) 過年度の包括外部監査による指摘事項に対する措置状況について

平成27年度包括外部監査指摘事項に対する平成30年3月に提出された「久留米市の包括外部監査結果報告書に対する対応状況」と監査時の現況は以下のとおりである。

指摘事項（要約）		対応状況	現況
1	退職給付引当金について「期末退職給与の自己都合要支給額を計上」と記載されているが、実際は中小企業退職金共済給付額を控除した額を計上している。処理方法は合理的で計上額に問題はないが、会計方針は実態に合った正確な記載に改めるべきである。	措置済	問題なし
2	収支計算書に対する注記が記載されているが、経理規程では公益法人会計基準（20年基準）に準拠し、財務諸表は貸借対照表と正味財産増減計算書である。収支計算書は財務諸表に含まれないため、注記は不要であり削除すべきである。	措置済	問題なし
3	給与手当のうち住居手当が減額されているが、給与施行規則が改訂されないままになっている。改訂すべきである。	措置済	問題なし
4	当法人は多額の動産を所有しているが、固定資産No.のシールが貼付されておらず、定期的な現物照合も行われていない。実在しない資産や未使用資産の確認のため、固定資産台帳と現物の定期的な照合を実施すべきである。	措置済	問題なし
5	長門石・城島ゴルフ場は全国的なゴルフ人口減少の中で健闘しているが、今後の収益増は期待しづらい。運営維持にはコースの補修・改良が必要であり、河川敷特有の災害時の復旧費用も考慮すべきである。設備改良引当資産31百万円では不足が懸念され、公益事業の赤字を補填しつつ、設備補修の原資を確保する経営努力が求められる。	措置済	経営努力は認められるが奏功していない。後述の指摘事項で詳述した。
6	指定管理者が維持管理する公園以外にも、公園施設や緑化事業で個別に業務委託契約が結ばれているが、専門知識のある職員が配置されていない部局もあり、管理レベルが統一されていない。また、これにより契約事務の効率性も低下している。公園や公共施設の緑地管理を一元化し、専門職を配置してPDCAサイクルを実施することで、市民サービスの向上と事務の効率化が期待できる。	措置しない	施設ごとに管理業務の内容が大きく異なり、一元化して効率化する前提

			がない。
7	市民流水プールは鳥類センター隣接の利便性から市の依頼で運営を受託し、利用料収入と補助金で運営費を賄っているが、実際の運営は指定業者に再委託されている。利用料収入は天候や夏休み短縮の影響で減少し、平成 26 年度は 5 百万円の赤字が発生している。プール事業は天候依存が強く、収支相償の考えに合わず、現状の利用料や補助金では経営を圧迫する可能性がある。再委託の状況も踏まえ、事業受託の可否を再検討すべきである。	意見に対する見解がある。	中長期的に収支バランスを調整できれば、公益事業として可能である。 措 置 不 要。
8	決裁伺いは久留米市の様式をそのまま使用しており、規定がないため印鑑が押されていても空欄が多い。法人の自主性を踏まえ、実態に合った様式や文書取扱規程を定め、効率的な管理を行うべきである。	措置済	問題なし

(6) 事業の有効性、効率性の評価及び団体の存在意義について

公園等管理事業については、公園等管理の専門的知見を備えつつ公園等の管理を適切に行っており、その結果、市民が安全に公園を利用できていることから有効性が認められる。管理対象は必ずしも公園ばかりではないが、対象となる公園が膨大にあり、専門性のある公園管理センターにその管理を任せることに効率性が認められる。

鳥類センター事業については、鳥類センターが適切に運営され、年間 12 万人を超える利用者がおり、有効性が認められる。鳥類の飼育等には専門的知見が必要なところ適切に事業を行っており効率性が認められる。市民流水プール事業については、安全性を確保しつつ 40 日の営業日数に対して 4 万人以上の利用者がおり、有効性・効率性が認められる。

ゴルフ事業については、前年と比べて利用者が減少しているものの、適切にゴルフ場を経営し、多数のイベントを実施し、年間 5 万人以上近頃の利用者がおり、1 億 1000 万円以上の収入をあげており、有効性・効率性が認められる。以上より、いずれの事業においても有効性・効率性が認められ、団体の存在意義が認められる。

(7) 結果

(意見42) 公益財団法人における理事・評議員の構成の見直し

(現状の課題)

現在、本財団の理事及び評議員の構成において、自治体職員、市長、市議会議員の割合が非常に高く、構成が偏っている。この状況は、多様な視点や専門的知見が十分に活用されていない可能性を示唆している。

(提言内容)

財団の事業内容に応じた専門的知見を有する多様な人材を理事及び評議員に含めることで、団体の目標達成に資する効果的な意思決定が可能となる。以下に具体例を挙げる。

①自然環境や生態系保全事業

- ・対象となる事業：公園管理事業、鳥類センター事業
- ・求められる人材：環境学者、鳥類研究者、生物多様性の専門家
- ・期待される役割：

地域の自然環境を活用した事業提案

希少鳥類の保護活動の視点を取り入れた運営方針の提案

②スポーツ・レジャー関連事業

- ・対象事業：プール事業、ゴルフ事業
- ・求められる人材：スポーツ関連事業者、レジャー産業経験者、施設管理専門家
- ・期待される役割：

地域住民が参加しやすいイベントの企画

施設の集客力向上に向けた施策の立案

③観光振興に関わる事業

- ・対象事業：鳥類センター事業、ゴルフ事業
- ・求められる人材：観光業界の関係者、地域振興の経験者
- ・期待される役割：

地域の特色を生かしたマーケティング戦略の立案

観光プランの提案を通じた地域経済の活性化

④財務・経営に関する支援

- ・対象事業：収益性向上が困難な事業
- ・求められる人材：地域企業の経営者、公認会計士
- ・期待される役割：

効率的な資金管理手法の提案

財務改善に向けた計画策定

以上の観点から、現在の自治体職員や議員等に偏った理事及び評議員構成について見直しを行い、団体の目標に沿った多様な人材を構成員に加えることが必要である。この多様性の確保により、事業推進における専門性が向上し、地域社会への貢献度をさらに高めること

が期待される。

(意見43) ゴルフ事業における改善策の検討と、事業の継続など長期的な視点での抜本的検討

(現状の課題)

ゴルフ場の利用者数は、平成8年度の9万1350人をピークに減少傾向が続き、令和5年度には大雨による災害により施設復旧に時間を要し、2週間以上の臨時休業を余儀なくされたこともあるが、5万5733人まで落ち込んでいる。この減少は以下の要因によるものと考えられる。

1. 利用者の高齢化
2. 若年層のゴルフ離れ
3. 競合施設による利用料の低額化などの市場変化

これにより、当ゴルフ上の経営環境は厳しさを増している。

(これまでの取り組み)

利用者数の増加を目的に様々な施策を試みてきたが、現状では十分な成果を上げるには至っていない。この背景には、ゴルフ場利用者の減少が本ゴルフ場に限らず、全国的な傾向である点が挙げられる。

(今後の方針)

利用者減少の全体的な傾向を踏まえ、本団体の努力のみでは状況を根本的に改善することが困難である。そのため、以下の方針について検討する必要がある。

1. 現状維持を前提とした改善策の模索
 - ・ 2つあるゴルフ場を1つに縮小するなどゴルフ場運営の効率化やサービス向上を図ることで、短中期的な収益性の維持に努める。
 - ・ 高齢者層や若年層のターゲット別施策を強化する。
2. 新たな活用方法の検討
 - ・ ゴルフ場の資産を活用した代替事業の展開(アウトドア活動やイベントスペースとしての活用など)。
 - ・ 地域住民が参加しやすいアクティビティや施設の導入を検討。
3. ゴルフ事業からの撤退検討
 - ・ 将来的にゴルフ事業からの撤退を視野に入れ、具体的なシナリオを策定する。
 - ・ 撤退後の土地活用や施設の再利用計画を策定し、地域社会にとって有益な選択肢を模索する。

利用者減少の現状を踏まえ、短期的な改善策を講じつつ、長期的にはゴルフ事業の継続可能性について抜本的な検討を行う必要がある。本団体の持続可能性を確保し、地域社会への貢献を最大化するための戦略的判断が必要となる。

(意見44) ゴルフイベントの名称の見直し

(現状の課題)

現在、当ゴルフ場で実施されているゴルフイベントには、「市長杯」「市議会議長月例杯」「理事長月例杯」など、特定の役職や個人との関連性を強調する名称が使用されている。このような名称には以下の懸念が伴う。

1. 中立性の欠如
 - ・特定の役職や人物の影響力を強調する印象を与え、中立性に欠けると受け取られる可能性がある。
2. 誤解の生じる可能性
 - ・個人のプロモーションや政治活動との関係を連想させる場合があり、不適切な印象を生む恐れがある。
 - ・ゴルフ愛好家に対する市長などからの特別な優遇とみなされる可能性がある。
3. 自治体の影響下にあるとの印象
 - ・当団体が独立した法人格を持つにもかかわらず、自治体の直接的な影響下にあるような誤解を招きかねない。

(提言内容)

イベント名称の見直しを行い、より中立的かつ公正な印象を与えるものとすることで、団体の独立性を強調し、広く市民に親しまれるイベント運営を目指すべきである。

(変更の方向性)

- ・特定の役職や個人名を排除し、市民全体を対象とした公平性を強調する名称とする。
- ・例：「久留米オープンゴルフ大会」「久留米フレンドシップカップ」「久留米交流ゴルフ大会」など

(期待される効果)

1. 中立性の確保
 - ・公平で独立した法人運営への信頼性を向上させる。
2. 広範な市民参加の促進
 - ・特定の役職に関係なく、地域住民全体が親しみやすいイベントとなることで参加者の増加が期待される。
3. 誤解の防止
 - ・政治的影響や個人のプロモーションといった誤解を排除し、団体の中立性と公共性を強化する。

イベント名称の見直しを通じて、当団体の中立性と独立性をさらに強調し、市民に開かれた公平な運営を実現することが重要である。適切な名称変更は、地域社会との信頼関係を深めるとともに、団体の持続可能な発展に寄与するものとする。

(意見45) 公平性や利用促進の観点からの鳥類センターの利用料金体系の見直し

鳥類センターは地域社会における貴重な学びの場であり、子どもから高齢者まで幅広い世代に教育的及び社会的価値を提供している。その一方で、現在の利用料体系にはいくつかの課題が存在し、特定の年齢層における利用のハードルが高い状況となっている。現行の利用料体系を見直し、より公平かつ利用促進につながる改定を検討されたい。

(現状の課題)

1. 高校生の利用料が大人と同額である
 - ・高校生は収入が限られているため、大人と同額の利用料は経済的負担が大きい。
 - ・教育的意義を持つ施設として、進路選択や学びの機会を提供する役割を考慮すれば、高校生の利用を促進するための料金設定が求められる。
2. 大学生の料金体系が配慮されていない
 - ・大学生はアルバイト等の収入があるとはいえ、安定した収入を持たない点では高校生と類似している。
 - ・教育的効果を考慮すると、高校生と同様に大学生にも特別料金を適用することが適切であると考えられる。
3. 65歳以上の高齢者の無償であること
 - ・高齢者は年金等の安定した収入がある場合が多く、無償であることは公平性の観点から再検討が必要である。
 - ・教育的意義を優先する年齢層（高校生、大学生）とのバランスを考慮し、無償化の見直しが妥当である。

(提案内容)

1. 高校生及び大学生の料金の見直し
 - ・高校生及び大学生の利用料を大人料金から低額（例：大人料金の 50%）に引き下げる。
 - ・可能であれば特定の曜日や月間に高校生・大学生の無料入場日を設ける。
2. 65歳以上の高齢者料金の再設定
 - ・現在の無償化を見直し、以下のいずれかを導入。
 - ・低額料金の設定：大人料金の 50%程度。
 - ・曜日限定の無償化：平日限定や特定の曜日に無料入場を提供。
3. 教育的プログラムの拡充
 - ・高校生：職場体験等の利用が既に実施されていることを踏まえ、それらの機会をさらに拡充させる
 - ・大学生：研究や博物館実習等での無料利用が既に行われていることを踏まえ、その活用の幅を拡大し、さらなる利用促進を図る。
4. 広報活動の強化

- ・改定後の料金体系や特別プログラムを積極的に広報し、利用者層の拡大を図る。
- ・特に高校・大学の教育機関とさらに連携を深め、施設の教育的価値を周知。
- ・ソーシャルメディアやウェブサイトを活用し、幅広い世代にアプローチする。

(予測される影響)

1. 利用促進

- ・高校生及び大学生の料金引き下げにより、これらの層の利用が促進される。
- ・特に進路選択や学びの場として、学生層の利用が活性化する。

2. 財務への影響

- ・高校生及び大学生の利用者増加により、料金引き下げによる減収が一定程度補填される見込み。
- ・高齢者無償化見直しにより、施設運営の財務負担が軽減される可能性。

3. 公平性の向上

- ・利用料の見直しにより、各世代が公平に施設を利用できる環境が整備される。

鳥類センターの利用料体系を見直すことで、教育的価値の高い施設としての役割をより効果的に果たし、地域社会における学びの場としての魅力を向上されることが期待される。

(意見46) 利用者増に向けた YouTube 動画投稿増による魅力の発信

鳥類センターでは、令和5年度に4つの動画を YouTube 上に投稿した。この投稿数は、潜在的な需要に対して少ないと考えられる。

投稿された動画は、ほとんど編集を加えないシンプルな内容であるにもかかわらず、再生回数の合計が7,000回に達しており、この分野における一定の潜在需要が伺える。これを踏まえると、動画の投稿数を増やすことで、それぞれの動画の再生回数が相乗効果によって増加する可能性が高い。

また、最近の若い世代では、動画制作や投稿に慣れている者も多く、動画投稿に関心を持つ飼育員を採用することで、比較的負担を抑えながら投稿数を増やすことが可能である。その結果、鳥類センターの魅力をより効果的に発信でき、利用者数や認知度の向上につながることを期待できる。

以上の点から、今後の動画投稿に増加に向けた取り組みを積極的に検討されたい。

(意見47) 鳥類センターのテーマに沿った収益方法の検討

鳥類センターには、100円玉を投入して一定時間動くキャラクターの乗り物やゴーカートなど業者が設置したプレイランドがあり、その売上の14%が公営財団法人の収益となっている。

しかしながら、これらの遊具は鳥類センターの主目的である鳥類の展示や教育的価値との親和性が低いように思われる。鳥類センターの主役は飼育されている鳥類であり、これら

の遊具が目的となることは、本来期待される鳥類観察や学習の機会を損なう可能性がある。特に、子どもを連れて来場した親御さんにとって、遊具が子どもの注意を引きつけ、鳥類への関心を削ぐ結果となることは懸念される。

一方で、収益向上のための手段は遊具設置以外にも多く考えられる。例えば、以下のような鳥類センターのテーマと親和性の高い取り組みが挙げられる。

- ・鳥類ガイドツアーの拡充
- ・鳥のエサやり体験の拡充
- ・鳥類飼育体験の拡充
- ・オリジナルグッズ販売の拡充
- ・自然観察キットの販売
- ・鳥類をテーマにした映画の上映
- ・鳥の映像を用いた AR 体験

これらの取り組みは、鳥類センターの教育的価値や魅力を高めるだけでなく、収益性の向上にも寄与する可能性がある。これらの案を実施することで、鳥類センターのブランド価値を高め、利用者層の拡大にもつながると考えられる。

したがって、現行の遊具設置による収益モデルについて再検討し、鳥類センターのテーマに沿った収益方法への転換を図ることを検討されたい。

(意見48) 施設の有効活用に向けた市民流水プールの稼働日数増に関する検討

令和5年度の市民流水プール事業は、入場者 44,585 人、入場料収入 20,419,860 円となり、令和4年度を大きく上回った。(前年対比は、入場者 166%、入場料収入 167%)
これは令和4年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため最大滞在者数を 500 人に制限していたが、令和5年度にこれを解除した事による。入場数はリニューアル時に匹敵する数まで上昇しており、市民の当該施設に対する期待が大きい事がうかがえる。

ここで、市民流水プールの稼働日数は年間 40 日(令和5年度)のみであり、残りの約 320 日は営業期間外という事で利用されていない。施設の活用策として、例えば、開閉式の屋根を設置し、温水プールにする事で1年間稼働できるようにする事は検討できないだろうか。

夏休み期間の小中学生以外にも、近隣の社会人や高齢者が年間を通じて利用できる施設として活用する事を考えてみてはどうかと考える。

1 4. 久留米市学校給食会

(1) 団体の概要

市所管課	教育部学校保健課
所在地	久留米市城南町 15-3
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
設立根拠法令	学校給食法
設立目的	学校給食法に基づき、学校給食の向上改善を図り、統一献立に必要な学校給食物資の円滑な供給をする
出資金等	資本金・基本財産：－
内、市の出資割合(%)	－
主な事業内容（定款）	学校給食に必要な物資（副食用、以下「給食物資」）の一括購入、給食物資の調達に関する調査研究、地場農産物の積極的活用
所管課から見た課題	・納入された給食物資について、学校からの鮮度・品質不良及び異物混入などの報告に対し、原因究明をはじめ、業者指導を行っていく必要がある。 また、各給食物資における納入業者数も減少し続けている傾向にあることから、将来における安定供給への懸念がある。 ・地場農産物の恩恵、及び地場農業者への感謝といった機運を醸成などといった、児童生徒の食に関する関心を高めていくために、地場農産物の使用率増に努めていくものの、学校給食は、大量に食材を使用することから、地場農産物の数量・品質の確保及び価格面での課題がある。

(決算の状況)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	23,364	24,237	25,835	26,192	27,451
経常費用	21,280	22,090	23,526	23,861	25,689
経常損益	2,084	2,147	2,309	2,331	1,762

(市の財政的関与の状況：令和5年度)

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料	指定管理料	貸付
24,566	0	0	0	0

(市の人的関与の状況)

(令和5年4月1日現在)

役員	1名	うち市派遣	0名、市OB	1名
職員	1名	うち市派遣	1名、市OB	0名

(組織)

久留米市学校給食実施校、学校給食関係機関及び知識経験者をもって組織する。

役員：理事長 副理事長 専務理事 常務理事 理事 監事 (総数18人)

職員：事務局長及び事務局職員 (現在数4人／会計年度職員2人含む)

(久留米市学校給食の概要)

1. 学校給食の目的・目標

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子どもの健康の保持・増進を図ることはもちろんのこと、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うための指導を効果的に進める教育的意義も有している。

また、学校給食法では、学校給食を実施するにあたっての目標を次のとおり掲げている(学校給食法2条)。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

2. 久留米市学校給食の実施状況

令和6年4月現在

学校区分	学校数	児童生徒数	完全給食			
			単独校方式		センター方式（※）	
			学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
小学校	44	16,645	37	15,648	7	997
中学校	17	7,753	2	673	15	7,080
特別支援学校	1	287	1	287	—	—
合計	62	24,685	40	16,608	22	8,077

※センター方式 小学校：田主丸区域の7校

中学校：北野中学校と城島中学校以外の15校

3. 学校給食費

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費等並びに学校給食に従事する職員の人件費等は市の負担であり、当該経費以外の学校給食に要する経費（給食物資の購入費、以下「学校給食費」）は、保護者の負担となっている（学校給食法11条）。

令和5年度における久留米市の学校給食費は次のとおり。

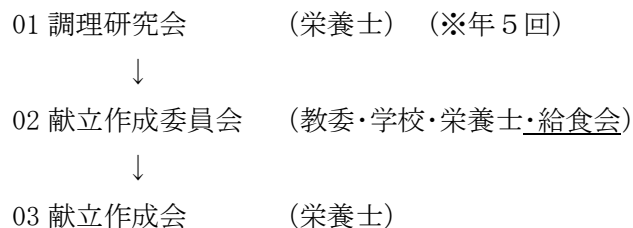
- ・小学校 4,600 円（1食単価 260 円）・・・令和5年4月から
- ・中学校 5,600 円（1食単価 316 円）・・・令和5年4月から
（参考 H27 年度から R4 年度まで）
- ・小学校 4,100 円（1食単価 231 円）
- ・中学校 4,600 円（1食単価 260 円）

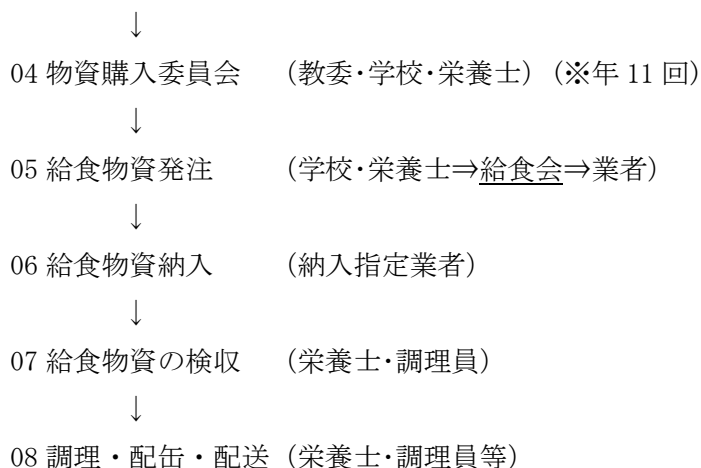
なお、学校給食費の増額分は久留米市の補助金(学校給食支援事業)を充てている。

4. 学校給食実施回数

- ・目標回数 195回／年（令和6年度）
- ・米飯給食 4回／週・・・平成29年4月から（平成28年度までは週3回）

5. 学校給食提供までの流れ





(事業内容の詳細：令和 5 年度)

○給食物資の一括購入

市教育委員会から提示された献立、使用品目、食材、規格、数量などに基づき、学校給食に適合した食材を、野菜・果実、肉、魚、簡易物資、一般物資等の区分に従い、各納入組合を含む納入指定業者から購入している。

購入にあたっては、安全で良質な食材の適正な価格での安定供給に資するため、専門委員会である物資購入委員会を設けている。

1. 物資購入委員会

物資購入委員会では次の事務を行っている。

- (1) 納入指定業者の認定
- (2) 給食物資の規格・品質の設定
- (3) 給食物資の適否の判断
- (4) 給食物資の納入事業者及び価格の決定
- (5) 給食物資の納入状況の調査

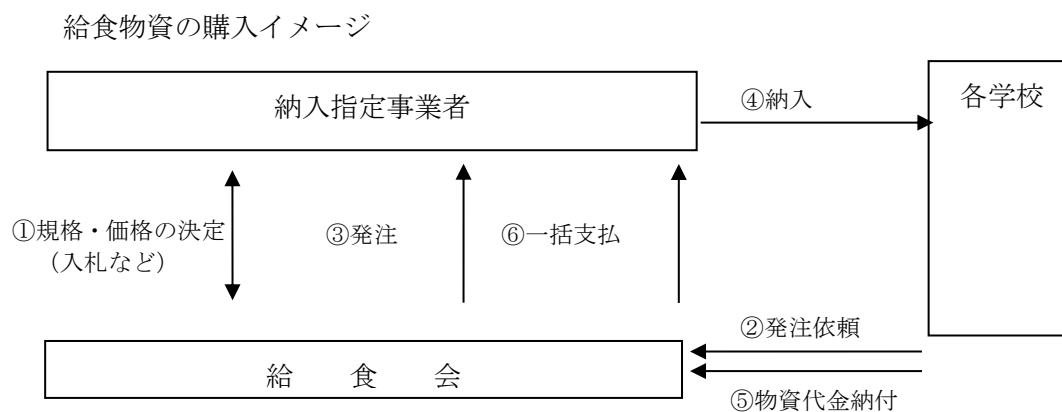
物資購入委員会の構成（委員 25 人以内）

校長会代表 4 人 (小 2・中 2)	小学校栄養職員代表 4 人	中央学校給食共同調理場所長
教頭会代表 3 人 (小 2・中 1)	中央学校給食共同調理場 栄養士 4 人	学校保健課職員 4 人

※田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の区域では、各区域ごとに置く物資選定委員会がその事務を行っている。

2. 給食物資発注までの手続き

- (1) それぞれの給食物資について必要な規格及び品質を設定
- (2) 見本品の産地、鮮度、食味等を確認し、給食物資としての適否を審査
- (3) 入札、見積合せにより、納入指定事業者及び価格を決定
- (4) 各学校からの発注依頼に基づいて給食物資の発注



※(1) 小学校の野菜については、納入月に行う価格交渉により価格を決定。

3. 食材区分と納入指定業者

(1) 食材区分と供給する給食会

主 食	ご飯、パンなど	福岡県学校給食会
飲 料	牛乳、みかんジュースなど	福岡県学校給食会
副 食	おかず、デザートなど	久留米市学校給食会

(2) 副食の分類

項 目	内 容	契約サイクル
一般入札物資	加工食品、冷凍食品、油など	毎月
長期契約物資	使用頻度が高く価格が安定しているもの 調味料（味噌、醤油）小麦粉、乾物など	6 ヶ月
簡易物資	ジュース、デザート、ケーキなど	6 ヶ月
組合物資	野菜、肉、魚、豆腐などの7組合	毎月、3 カ月 6 ヶ月

(3) 給食物資納入指定業者

事業者からの申請を受け、物資購入委員会において認定基準に基づき審議したうえで認定している。

(令和5年度)

業 者 区 分	組合数	事業者数	購入金額（千円）
野菜納入組合	2	15	178,284
食肉納入組合	1	13	108,093
豆腐納入組合	1	4	16,135
鮮魚納入組合	1	7	74,010
蒟蒻納入組合	1	2	4,571
鶏卵納入組合	1	2	10,407
計	7	43	391,500
一般物資等納入事業者		16	185,369
計		59	576,869

※安定、円滑な食材供給に資するため、給食物資納入指定業者により、給食物資納入組合が組織されている。

(4) 給食物資納入指定業者（田主丸、北野、城島・三潆区域）

(令和5年度)

区 域	事業者数	購入金額（千円）
田主丸区域	18	42,547
北野区域	12	29,689
城島・三潆区域	18	48,934
計	48	121,170

○地場農産物の積極的活用

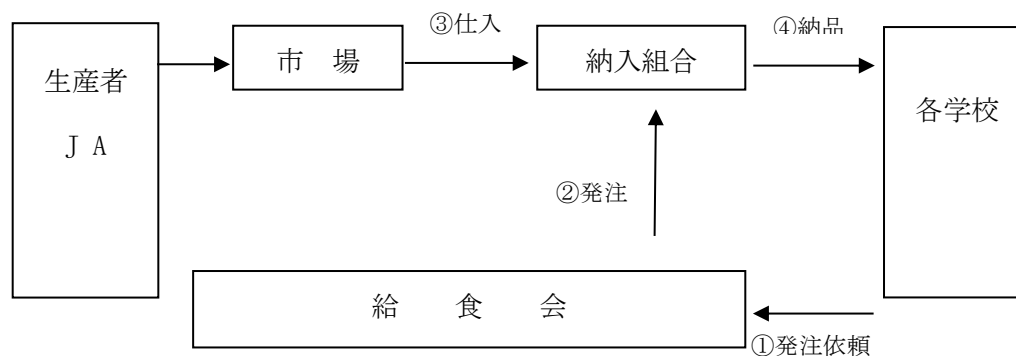
地元久留米産の身近な食材を使用することは、子どもたちの食への関心を高め、地域農業への理解を深めることが期待されるなど、食育の面からも、また、安全性、環境維持、地場農業振興などの面からも、有意義であるとされている。

地場農産物の利用促進のため、関係団体（JAくるめ、市農政部、久留米青果、納入組合など）との連携に努め、生産者の協力を得ながら、可能な限り地場農産物の導入と活用の推進を図っている。

久留米地域地場農産物の使用状況（令和５年度割合）※米をのぞく

品目数（点）	34 / 59	58%
重量（kg）	116,040 / 557,190	21%
価格（千円）	46,969 / 177,190	27%

地場野菜の納入経路



○学校給食物資に関する調査研究及び検査

1. 新商品等に関する調査研究の実施
2. 食材の細菌検査、残留農薬検査及びアレルギー成分検査の実施

○物資納入に関する改善要求等

調達する食材の安全性や納入に関する信頼性をより高めるため、給食物資の納入遅延や品質不良、異物混入などに係る学校からの苦情や情報提供に際しては、その態様に応じて、納入指定業者に、必要な給食物資を迅速に補てんするなどの対応を求めるとともに、発生プロセスの検証や原因の究明、再発防止のための対策を求めている。

それらの状況に応じて、規程に基づき、食材及び事業品質の改善を求め、その経緯等の報告を求めるなどの措置を行っている。さらに、必要と思われる場合には、久留米市保健所との情報交換や保健所による指導助言等を求めることにより、製造所の衛生管理向上のための取組を強く要求することも行っている。

また、実際に製造所に出向いての視察や改善要求の提示、あるいは納入業者向けの衛生管理研修の実施など、学校給食物資の品質管理の徹底のための取組に努めている。

(2) 実施した監査手続

1. 行った主な監査業務

- ①久留米市学校給食会の事業や会計処理が法令の趣旨に則って適切に行われているか、必要性・有効性はあるかを確認するため、関係法令、事業報告書及び決算書、理事会議事録、委員会議事録等の関係資料を閲覧し、学校給食会及び市所管課の教育部学校保健課でのヒアリングを行った。
- ②納入指定業者登録のための認定手続きが法令に則って行われているかを確認するため、関係法令、登録申請書等の各業者からの提出書類、決裁書等の関係資料を閲覧し、ヒアリングを行った。
- ③給食物資の選定及び購入の手続きが法令に則って行われているかを確認するため、関係法令、物資購入委員会及び物資選定委員会の議事録、契約書、決裁書等の関係資料を閲覧し、ヒアリングを行った。
- ④給食物資の納入及び給食物資代金の支払いが適切になされているかを確認するため、請求書、支出票等の関係資料を閲覧し、ヒアリングを行った。
- ⑤その他、久留米市学校給食会が担う指定納入業者の指導、学校からの苦情への対応、食材に関する調査研究等の業務が法令の趣旨に則って行われているか、有効性、効率性はあるかを確認するため、事業報告書、納入物資の不具合処理記録及び報告書、学校給食物資食材検査結果書等の関係資料を閲覧し、ヒアリングを行った。

2. 久留米市学校給食会の必要性

久留米市学校給食会は、学校給食法の趣旨に則り、学校給食の向上改善及び給食用物資の円滑な供給を目標として、給食物資の選定・購入や、調査研究、地場農産物の積極的活用等を担っている。

学校給食会が、給食物資購入のための物資選定、交渉から代金の支払いまで、各学校に代わって一括して執り行うことで、学校の業務負担を軽減し、効率的な物資の調達が可能となる。また、市内の小・中学校で同一規格、同一価格で安全な物資の供給を行うことができる。

3. 会計について

学校給食会の会計は一般会計（事務局会計）と、特別会計（物資会計）である。

学校給食会の予算は事業計画書とともに、決算は事業報告書とともに、理事会での承認を経て決定される。

物資会計の主な収入は保護者が負担する学校給食費であり、各学校が徴収して給食会に支払っている。もっとも、年度当初は、学校給食費の納入が物資納入業者への支払

期限に間に合わない場合があることに備えて、学校給食会は貸付（運営資金積立金）を受けて、年度末に返済している。

また、令和４年度より、物価高騰への対応策として久留米市は学校給食支援事業を実施し、学校給食会へ補助金を交付している。学校給食会は、毎月の食材費に補助金を充当し、食材費から補助額を差し引いた金額を各学校に請求している。

なお、市所管課のヒアリングによれば、これを公会計化することについては、市としてのランニングコストが発生するうえ、給食費の未納率が増えることが懸念されるところであった。

４．久留米市学校給食会の所轄

平成２９年度まで、学校給食会の所轄は旧久留米市内の小中学校の学校給食のみであり、北野、城島、三潴、田主丸（以下、合わせて「４地域」）は含まれていなかったため、これらの地域では各学校が直接納入業者から給食物資を購入していた（なお、田主丸は共同調理場が現在の久留米市学校給食会と同様の業務を担っていた）。

この点については、平成２７年度の外部監査において、「学校給食会は学校給食の向上改善を図り、学校給食物資の円滑な供給をなすことをその設立目的としているところ、同じ久留米市内の学校に通いながら、提供される給食食材の質、量、安全性に格差が出ることは、好ましい状態とはいえない」として、学校給食会の所轄を久留米市全域とし、統一した基準に基づいて運営されることが望ましいとの意見が出された。

その後、平成３０年度より、久留米市学校給食会の所轄は久留米市全域とされ、４地域の給食物資納入業者についても、久留米市学校給食会の認定手続きを経て、久留米市学校給食用物資納入指定業者に登録のうえ、同給食会と納入契約を締結することとなった。

５．給食物資納入指定業者の認定

給食物資購入委員会及び給食物資選定委員会では、２年に１度、久留米市学校給食用物資納入指定業者認定基準に基づき審査した上で、給食物資納入指定業者（以下、「納入指定業者」）を認定し、登録している。

今回の監査対象は、令和６年３月に承認された、指定期間令和６年４月～令和８年３月の納入指定業者の認定手続きである。

８２業者（うち４地域は２９業者）と７組合の登録申請があり、いずれの業者も基準を満たしていたため納入指定業者としての登録が承認された。

関係書類の閲覧等から認定手続きに法令違反はなかった。もっとも、登録後、納入指定業者は、品質・内容・量目の正確性、衛生上の責任及び期限の遵守、並びに違反した場合の措置等についての誓約書を提出する必要があるが、その誓約書を未だ提出していない業者があった。

6. 物資購入の経緯

(1) 一般入札の原則

給食物資の購入は、原則として登録名簿に搭載された納入業者等の入札によって行われるが、下記の場合は例外的に随意契約が認められる（久留米市学校給食物資取扱要綱第7、8条）。

①学校給食物資納入組合と契約するとき

②生産、製造、加工、配送等の事由により、性質上、競争入札に適しない給食物資であるとき。

③緊急の場合など、競争入札に付するいとまがないとき。

④競争入札に付した場合に、入札者がいないとき、又は落札者がいないとき。

⑤入札の落札者が、契約を締結しないとき。

⑥その他地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。

(2) 物資購入委員会での物資購入方法

・青果

→野菜納入組合等との毎月の価格交渉・見積合せによる単価契約

・食肉、豆腐、こんにゃく

→各納入組合との価格交渉による単価契約（適用期間6か月、食肉は3ヶ月）

・使用頻度の高い調味料、小麦粉、ジャムなど《長期物資》

→納入希望業者による入札に基づく単価契約（適用期間6か月）

・一食物の菓子類、ジュース、ヨーグルトなど《簡易物資》

→納入希望業者による入札に基づく単価契約（適用期間6か月）

・一般物資

→納入希望業者による入札に基づく単価契約（月ごとの契約）

(3) 随意契約

令和5年度、久留米ブロックの給食物資のうち、以下のものについて随意契約を行った。

・みかん、ポンカン、アスパラガス→めぐみの里

・大豆（久留米産フクユタカ）→久留米市農業協同組合

これらは、本来であれば一般入札を行うべき契約であるが、久留米市学校給食物資取扱要綱第8条2項の「生産、製造、加工、配送等の事由により、性質上、競争入札に適しない給食物資であるとき」に該当するため、随意契約を行ったとのことであった。

(4) 4地域における物資選定委員会の物資購入手続き

4地域では、それぞれの地区に物資選定委員会が設置されており、物資購入委員会と同様に月1回（年11回）開催され、物資選定等の業務を担っている。ただし、物資選定委員会では、入札は行われておらず、給食物資納入業者との随意契約で給食物資を購入している。また、その際の随意契約理由書の作成や決済手続きはなされていない。4地域では業者の数が少ないこと、各業者の従業員も少なく、高齢化が進んでいることなどから、既

存の納入指定業者に、毎月の物資選定委員会への出席や入札手続、契約書の作成に対応できる余裕がないことが主な理由とのことであった。

4 地域の各ブロックにおける購入方法の概要は次のとおり。

・田主丸ブロック

青果については1ヶ月毎に納入指定業者と価格を協議して決定し、契約書を交わしている。

肉・醤油・味噌・酢・豆腐については一年毎に単価契約。

その他は、仕入れ値により購入し、契約書は特にかわしていない。

・北野ブロック

にんじん・玉ねぎ・ジャガイモは、1ヶ月毎に納入指定業者2業者で見積合わせを行い価格決定。肉・豆腐・蒟蒻・揚げ物は1年毎の単価契約。

その他は、仕入れ値により購入し、契約書は特に交わしていない。

・城島・三潞ブロック

肉・醤油・味噌・揚げ物は1年毎の単価契約。

その他は、仕入れ値により購入し、契約書は特に交わしていない。

7. 調査研究

(1) 学期毎に1回ずつ（ただし、4町は2学期に1回）、任意に抽出した使用物資について、以下の検査を実施した。なお、令和5年度の検査結果は、いずれも基準値範囲内であった。

・細菌検査・・・38品目

（レトルトコーン、蒸しささみなど非加熱で使用するもの、豆腐、肉類、かまぼこ、もやしなど）

・残留農薬検査・・・22品目

（ほうれん草、小松菜、葉ねぎなどの地場野菜、みかんりんごなどの果物類、）

・アレルギー検査・・・20品目

（ヒレカツ、ホキフライなど冷凍加工品、ハム、ベーコン、かまぼこなどの加工品、さば切身など）

(2) 新商品に関する調査研究を行い、令和5年度は、新たに大豆の華（フレーク）、鶏レバー竜田揚げを導入。

8. 納入業者指導

(1) 学校からの苦情への対応

学校等から納入物資について苦情等があった場合、苦情内容に応じて次のような対応を行っている。

①納入業者に苦情内容を伝える（食品由来の場合）。

②納入業者を呼び苦情内容について詳細の聞き取りを行い、指導。

③苦情内容の確認のため工場等を視察し、指導（同様の苦情が繰り返し発生した場合等）。

④報告書の提出（工場が遠方にあり視察が出来ない場合等）。

（２）食品衛生講習会

令和５年８月１８日に、納入業者を対象に、食品衛生講習会を開催。久留米保健所衛生対策課の江口氏を講師に迎え、H A C C P の運用と食品衛生管理（温度管理と異物対策）について講和を行った。

７９業者が出席し、その内訳は次のとおり。

久留米ブロック：５９業者中５４業者出席

田主丸ブロック・北野ブロック：１７業者中１６業者出席

三潞・城島ブロック：１３業者中９業者出席

（３）製造所等視察

令和５年１０月に、J A くるめ園芸流通センターを視察（令和５年７月に予定していた中央卸売市場見学は豪雨影響により中止）

（４）給食試食会及び情報交換会

令和６年１月に、給食試食会及び納入業者との情報交換会を行った。納入業者が納品した物資が調理され給食に提供されるまでの過程を知ること、衛生管理や安全確保といった品質の向上に努めてもらうことを目的としている。

久留米ブロックから２４業者が参加。

(3) 結果

(指摘10) 納入指定業者の誓約書の早急な提出

納入指定業者が提出すべき誓約書は、契約の遵守、ひいては食材の品質や安全性、安定供給を担保する重量な文書である。令和6年4月より納入指定業者に登録されて既に半年以上が経過しており、未だ誓約書の提出がない納入指定業者には、誓約書の重要性を理解いただき、早急に提出を求めるべきである。

(指摘11) 4地域を含めた市全域の給食物資の不具合及び処理対応の把握

4地域の給食物資についても苦情は発生しているにもかかわらず、久留米市学校給食会の事業報告書には、4地域で発生した苦情件数が反映されていない。4地域については、給食物資に不具合があった場合、各学校が直接対応し、物資選定委員会内で処理結果等を報告しているとのことである。もっとも、城島・三潞地区の物資選定委員会の議事録には苦情処理状況の記録があるが、田主丸、北野地区の物資選定委員会の議事録には記録がなかった。

4地域が久留米市学校給食会の所轄に含まれた趣旨は、久留米市全域において統一的な基準のもと、安全な物資を供給することにある。したがって、久留米市学校給食会としては、4地域の給食物資に対する苦情内容を久留米ブロックと同様に把握し、納入業者の対応をチェックすべきである。距離や人員の問題から、直接の処理対応を学校が行う場合であっても、物資選定委員会を通して、記録に基づき、苦情内容とその処理対応を把握するべきであるし、事業報告書にも反映すべきである。

(意見49) 随意契約の理由の具体的な記載について

久留米ブロックが青果の一部についてめぐみの里と随意契約を行っているが、その理由は、久留米市学校給食物資取扱要綱第8条2項の「生産、製造、加工、配送等の事由により、性質上、競争入札に適しない給食物資であるとき」に該当するためとのことであり、決裁書にも同様に記載されていた。

学校給食費は保護者の負担であり、学校給食会が担うのは公益的事業であることから、取引の透明性・公平性の確保が求められる。従って、例外的に随意契約を行う場合は、当該物資のどのような性質からどのような理由で競争入札に適しないという判断がなされたのか、具体的に記載し明確にすることが望ましい。

(意見50) 4地域における契約書の作成

契約書は、安全な給食物資の安定供給、取引の透明性を確保するため、また不測の事態に備えるために必要であるから、4地域においても給食物資納入の際には価格・量を明示した契約書を作成することが望ましい。

(意見 5 1) 4 地域における契約のあり方について

4 地域も久留米市学校給食会の所轄に含まれたことで、久留米市全域において統一的な基準のもと、給食物資の質・量・安全性が保たれることが期待できる。しかしながら、現状は、4 地域においては、久留米市学校給食会の所轄となる以前の慣習による取引が継続している。学校給食会としては、業者側の事情を汲み取りつつも、学校給食の趣旨を納入業者に理解していただくよう努め、取引の手続的な基準を明確にし、契約書の整備を行う、随意契約を行う場合はその理由を明確にして決裁書等に記録することが望ましい。

(意見 5 2) 給食試食会の 4 地域における実施

久留米ブロックを対象に行われている給食試食会は、4 地域においても行われることが望ましい。